

2026年度
新潟教区報（事務通信）

真宗大谷派新潟教区

《目 次》

● 2026年度にあたって 教務所長挨拶	5
1. 宗派経常費・教区費・賦課金等	9
① 2025年度宗派経常費収納額（報告）	
② 2026年度宗派経常費御依頼額について	
③ 2026年度特別賦課金について	
④ 2026年度教区費御依頼額について	
⑤ 教区共済拠出金	
⑥ 2025年度宗派経常費完納御礼	
2. 宗務所事務連絡	15
3. 教務所事務連絡	47
4. 教区会・教区門徒会報告	57
議案一覧	
諸会計	59
① 2025年度 新潟教区諸会計 決算	
1) 新潟教区事業費会計歳入歳出決算書	
2) 新潟教区共済特別会計歳入歳出決算書	
3) 新潟教区出版特別会計歳入歳出決算書	
4) 新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出決算書	
5) 新潟真宗学院特別会計歳入歳出決算書	
6) 新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出決算書	
7) 新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出決算書	
8) 新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出決算書	
9) 新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出決算書	
10) 新潟教区積立金会計計算書	
② 2026年度 新潟教区諸会計 予算	
1) 2026年度新潟教区予算概説	
2) 新潟教区事業費会計歳入歳出予算	
3) 新潟教区共済特別会計歳入歳出予算	
4) 新潟教区出版特別会計歳入歳出予算	
5) 新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算	

- 6) 新潟真宗学院特別会計歳入歳出予算
- 7) 新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算
- 8) 新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算
- 9) 新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算
- 10) 新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出予算

5. 教化事業（報告・計画） 85

6. 池の平青少幼年センター 119

7. 諸法規 125

- ① 新潟教区教区会議事細則
- ② 新潟教区門徒会規約
- ③ 新潟教区教区会・教区門徒会運営細則
- ④ 新潟教区教区会参事会員・教区門徒会常任委員の選出に関する申し合わせ事項
- ⑤ 新潟教区災害対策委員会規程
- ⑥ 新潟教区災害支援実行委員会規約
- ⑦ 新潟教区緊急事態対策委員会規程
- ⑧ 新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業検討委員会規程
- ⑨ 新潟教区「池の平青少幼年センター」管理運営規則
- ⑩ 新潟教区聖跡顕彰委員会規程
- ⑪ 新潟真宗学院規則
- ⑫ 新潟真宗学院 三条学舎施行細則
- ⑬ 新潟真宗学院 高田学舎施行細則
- ⑭ 新潟教区教化委員会規則
- ⑮ 新潟教区伝道広報室規程
- ⑯ 新潟教区教区一組教化連絡会規程
- ⑰ 新潟教区同朋社会協議会規程
- ⑱ 新潟教区教学研鑽室規程
- ⑲ 新潟教区教化センター規約
- ⑳ 新潟教区聞思学場規約
- ㉑ 新潟教区寺院活性化支援室規程
- ㉒ 新潟教区共済規程
- ㉓ 災害により宗派経常費及び教区費の納付が困難な寺院・教会への対応についての申し合わせ事項
- ㉔ 新潟教区御依頼適正審議会規程
- ㉕ 新潟教区門徒戸数調査委員会規程

- ②⑥ 新潟教区出版特別会計規則
- ②⑦ 新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計規則
- ②⑧ 新潟教区教務所員役宅運営規程
- ②⑨ 新潟教区特別事業積立金会計規則
- ③⑩ 新潟教区三別院除雪対策助成積立金会計規則
- ③⑪ 新潟教区「旅費・日当・宿泊補助等」支給内規
- ③⑫ 新潟教区公用車管理規程

8. 役職者名簿..... 155

宗議会議員
 参議会議員
 教区会議員
 教区門徒会員
 組長
 副組長
 査察委員
 教区監事
 教区改編委員
 御依頼適正審議会委員
 池の平青少幼年センター運営委員
 災害支援実行委員
 真宗学院指導
 教学研鑽室運営委員
 教化センター正副主幹
 聞思学場室長・指導
 教区教化委員
 組教化担当者
 伝道広報室委員
 通信員
 同朋社会協議会委員
 真宗本廟教化教導
 同朋会館教導
 同朋会館囑託補導

9. 参考資料	165
①新潟教区組分布図	
②願事礼金表	
③授与礼金表	
④御本尊・御名号・御影の標準寸法表	
⑤「東本願寺オンライン」寺院・教会登録ガイド・ご利用ガイド	
⑥相続講賞典内規（現行）・相続講賞典一覧（2027年7月1日施行）	
⑦帰敬式の事務手続きについて	
⑧真宗本廟収骨・本山読経・お斎のお取り扱いについて	
⑨涉成園庭園維持寄付金及び施設使用について	
⑩大谷祖廟について	
（納骨・永代経・読経、団体参拝、年間行事、庫裡使用、結婚式、参拝式）	
⑪首都圏教化推進本部（東本願寺真宗会館）のご紹介	
⑫第2種共済 新たな復興共済制度のご案内	
⑬新潟教区出版物	
⑭宗務所における WEB サイト一覧・各種 SNS 一覧	
10. 別院からのお知らせ	209
①高田別院	
②新井別院	
③三条別院	
11. 職員事務分担表	231

2026年度にあたって 教務所長挨拶

1. はじめに

教区の皆様には、平素より法義相続・本廟護持、並びに教区の運営にご理解とご尽力を賜っておりますこと厚く御礼申しあげます。

本年5月24日、教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を厳修いたしました。当日は、本山より御門首御夫妻並びに宗務総長をお迎えし、1,300人を超える方々にご参加いただき、法要並びに記念講演などを執り行いました。滞りなく教区慶讃法要を円成することができましたのも、ひとえに皆様のお力添えの賜物と心より厚く御礼申しあげます。

2. 2025年度宗派経常費収納御礼並びに2026年度御依頼について

2025年度の宗派経常費のご収納につきましては、新潟教区への御依頼額3億4,232万円に対しまして3億5,211万6,990円、率にして102.8%の御依頼額超過のご納金を賜ったことであります。

宗門全体では、総御依頼額50億6,283万円に対しまして54億1,180万8,087円、率にして106.8%となり、全教区でご完納賜ったことであります。厳しい経済状況の中、宗門の活動に深いご理解とご高配を賜りましたこと厚く御礼申しあげます。

次に2026年度宗派経常費の総御依頼額は、50億8,005万円で前年度比1,722万円の増であります。

今年度の経常費御依頼額については、教区改編に伴う人件費等の経費削減を根拠とした改編関係教区に対して改編後から3年間について減額措置を講じております（※該当教区：京都・山陽四国教区／新潟教区は昨年度で終了）。なお、これまでの教区改編により成し遂げられた経費削減に鑑みて、全国への総御依頼額より2019年度に比して約1億3,500万円の減額措置を引き続き行っております。

また、「令和6年能登半島地震」により、甚大な被害を受けた能登教区に対しては、昨年度に引き続き減免措置を講じております（※他教区への按分なし）。

これにより新潟教区に対する今年度の御依頼額は3億4,915万円となり、前年度比683万円の増であります。現在もなお、厳しい経済状況が続いておりますが、何卒、法義相続、本廟護持のためにご懇念をお運びいただき、今年度も引き続き教区挙げてご完納賜りますようお願い申しあげます。

3. 宗務の基本方針について

(1) 大谷祖廟及び東大谷墓地の総合整備事業について

本年の宗会において「大谷祖廟及び東大谷墓地総合整備事業総計画」が可決され、今年度より5ヵ年にわたり総合整備に向けた歩みが始動いたします。今回の総合整備事業は、宗祖親鸞聖人の墳墓の地としての歴史と真宗門徒の納骨所としての伝統、そして聖人の教えに出遇う場を未来へ継承するための、宗門の将来を見据えた重要な事業であります。

主な整備内容として、境内各所の擁壁補修等を行う安全対策工事、本堂内陣修復、茶室の整備等を行う伝統建造物整備工事、大谷祖廟会館の新築並びに事務所待合所の拡充などの混雑解消対策工事、エレベーター棟の建設など境内各所の高低差を解消するためのバリアフリー対策工事、多様化する納骨ニーズに対応するための東大谷納骨堂建設を計画しております。

全宗門を挙げての総合整備事業に取り組むため、今年度から5ヵ年にわたり寺院・教会へ特別賦課金として「大谷祖廟総合整備賦課金」(毎年度1万円)を賦課いたします。また、本年の『同朋新聞』9月号には本事業の概要を掲載し、11月号からは「大谷祖廟ものがたり」を連載していくなど、この事業の趣旨を丁寧にお伝えするとともに、納骨者、墓地使用者、寺院・教会、企業・団体等へ広く懇志の奨励及び本堂仏具等の指定寄付の勧募を行ってまいりますので、何卒ご協力をお願い申し上げます。

なお、総合整備事業の概要、行財政改革の進捗状況等の周知を図るため、今年度、教区役職者などを対象とした内局巡回を実施いたします。

(2) 全国門徒戸数調査について

第5回「門徒戸数調査」を来年2月に実施いたします。今回の調査においては、さらなる公平性、公正性、透明性の確保の観点から、全教区において統一された内容での公開とするべく「門徒戸数調査に関する条例」が改正されました。

この調査は、寺院・教会・別院に所属、または関係する門徒戸数を社会状況の変化に応じて的確に把握することによって、効果的な教化施策を展開するための調査であるとともに、集計される数値は公正かつ公平な御依頼割当基準を策定するための最重要要素となるものであります。教区の皆様には、何卒調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、調査実施に先立ち、調査内容に齟齬が生じることがなきよう中央調査委員が全教区へ出向し、教区に対する説明会を開催いたします。

(3) 宗費賦課金について

「宗費賦課金に関する審議会」において、前回 2017 年の答申を踏まえて議論がなされ、答申書が提出されました。答申では、長年、宗会及び宗門世論から指摘されてきた賦課号数の廃止と、全国の寺院・教会が等しく担い支えるべき宗派運営の相当額から導き出された一律による寺院賦課金の設定金額、そして僧侶賦課金に関しては増額する内容が示されました。

内局においては、この答申に基づき 2027 年度から新たな宗費賦課金の導入を目指しております。

(4) 相続講賞典内規について

「真宗本廟崇敬護持のための財源の検討に関する委員会」からの答申を受け、相続講賞典内規（院号・真宗本廟収骨等）を 2027 年度より改正いたします。

現行の賞典内規額は改正から約 40 年が経過しており、近年の社会情勢の大きな変化の中で、宗門の教学・教化活動並びに宗門運営に係る諸経費は年々増大しているため、このたび時勢に合わせて改正することとなりました。

(5) 新たな復興共済制度について

「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会」において、近年の災害に対する共済金の給付により復興共済積立金が大きく減少した現状などを踏まえ、新たな復興共済制度について慎重かつ多角的な議論が重ねられ、答申書が提出されました。この答申を受け、必要に応じて民間保険の集団扱火災保険を活用しつつ、第 2 種共済を持続可能な制度とするため、今般「共済条例」が改正され、新たな復興共済制度が 2028 年 1 月より開始いたします。

なお、具体的内容の周知徹底と理解促進を図るため、今年度、各教区において説明会を開催いたします。

(6) 「是旃陀羅」問題の取り組みについて

「「是旃陀羅」問題に係る経典読誦に関する委員会」において、大谷派の法要式における経典読誦の意義と、教団の歴史的罪責を受け止めた上での法要式における経典の読法の在り方について議論がなされ、答申書が提出されました。その答申を受け、今後は儀式指導研究所において具体的な議論を進めてまいります。

また、「是旃陀羅」問題における、これまでの我々大谷派僧侶の罪責に向き合いながら、僧侶・門徒が共に学びを深めるため、全組における「是旃陀羅」問題学習会を展開してまいります。

4. 教区費について

2025 年度の教区費につきましては、御依頼額 2,100 万円に対しまして 2,120 万 5,390 円、率にして 100.9%のご納金を賜りましたこと、誠に有難うございました。

2026 年度の御依頼額は、前年度同額の 2,100 万円であります。今年度も引き続きご納金賜りますようお願い申し上げます。

5. 教区教化事業について

新潟教区が発足して 3 ヶ年が経過し、教区教化委員会の委員も改選され、今年度から新潟教区としての教化事業が本格的にスタートいたします。引き続き、教区教化の願いの実現を目指し、本部会を中心に教化事業を展開してまいります。

各組においては、新たな「組教化助成金」をご活用いただき、正副組長をはじめ、会計・教化担当者と十分に連携を図りながら、組が「共同教化の基軸」となるための各種事業を企画運営くださいますようお願いいたします。

また、「是旃陀羅」問題に関する研修会については、各組での展開を企図しており、今年度から 2028 年度までの 3 ヶ年において、各組で 1 回以上開催いただけるよう計画をお示しし、本部会において必要な支援を検討してまいります。

6. 最後に

今年度は、参議会議員、教区・組門徒会員及び査察委員の改選、全国門徒戸数調査の実施、内局巡回や新たな第 2 種共済制度に関する説明会の開催などがございます。更に、授与物お取り扱いや交付金制度の変更、大谷祖廟及び東大谷墓地の総合整備事業の始動、次年度からの宗費賦課金、相続講賞典内規の変更など、宗門は大きな転換期の最中であります。

宗門を取り巻く厳しい状況にあって、取り組まなければならない課題は山積みであります。本山の慶讃法要を機に掲げられた「真宗再興」を成し遂げるため、一つ一つ地道に取り組む、推し進めてまいりますので、今後も宗門の行財政改革等を見守っていただきたくお願い申し上げます。

今年度も同朋会運動の推進、同朋社会の顕現に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、ご挨拶といたします。

以 上

1. 宗派經常費・教區費・賦課金 等

1. 2025年度宗派経常費収納額(報告)

地方御依頼額総額 5, 0 6 2, 8 3 0, 0 0 0 円
収納額 5, 4 1 1, 8 0 8, 0 8 7 円 (106.8%)

≪新潟教区≫

御依頼額 3 4 2, 3 2 0, 0 0 0 円
収納額 3 5 2, 1 1 6, 9 9 0 円 (102.8%)

2. 2026年度宗派経常費御依頼額について

御依頼総額 5, 0 8 0, 0 5 0, 0 0 0 円

【2026年度経常費総御依頼額の減額措置について】

2026年度の経常費御依頼額については、教区改編に伴う人件費等の経費削減を根拠とし、改編関係教区に対して改編後からの3年間について減額措置を講ずる。

(2026年度該当教区 2024年度発足：京都教区 2025年度発足：山陽四国教区)

なお、これまでの教区改編により成し遂げられた経費削減に鑑みて、全国への総御依頼額より、2019年度に比して約1億3,500万円の減額措置を引き続き行う。

また、令和6年能登半島地震により、寺院及び門徒宅に甚大な被害を受けた能登教区に対しては引き続き減免措置を講ずる。

新潟教区御依頼額 3 4 9, 1 5 0, 0 0 0 円 (前年度比 6 8 3 万円増)
内 同朋会員志目標額 2 0, 8 5 0, 0 0 0 円 (前年度同額)

【各寺院・教会への御依頼額】

寺院均等割(1割)1ヶ寺あたり 5 0, 3 9 0 円 (前年度比 1, 4 1 0 円増)
門徒指数割(9割)門徒1指数あたり 4, 0 0 0 円 (前年度比 1 2 0 円増)

【同朋会員志目標額】

均等割1カ寺あたり 1, 0 0 0 円 (前年度同額)
指数割1指数あたり 2 6 0 円 (前年度同額)
※経常費御依頼総額の内金として願います。

※経常費御依頼に充当される「正信偈書写本」も是非ご利用ください。

3. 2026年度特別賦課金について

大谷祖廟総合整備事業について、全宗門を挙げて総合整備事業に取り組むため、「大谷祖廟総合整備賦課金」として寺院・教会へ1万円が賦課されます。(2030年度まで予定)

4. 2026年度教区費御依頼額について

教区費御依頼額 21,000,000円（前年度同額）

【各寺院への割当額】

寺院均等割(3割)1ヶ寺あたり 9,100円（前年度比80円増）

門徒指数割(7割)門徒1指数あたり 190円（前年度同額）

5. 教区共済拠出金

共済拠出金 1ヶ寺10,000円

共 済 金 【給付の定義】火災、地震、風水雪害及びその他の災害により
被災した寺院に対して給付

※共済拠出金に滞納がある場合は給付しない。

2025年度宗派経常費収納御礼

2025年度宗派経常費御依頼につきましては、教区内683カ寺から御進納賜り、682カ寺より完納賜りました。下記のとおり超過収納をいただきましたこと篤く御礼申し上げます。

新瀉教区御依頼額 **342,320,000 円**
 収 納 額 **352,116,990 円**
 9,796,990 円超過 収納率 102.8%

なお、御依頼額を御完納いただきました寺院・教会名を以下に掲載いたし、重ねて篤く御礼申し上げます。

第1組	大雲寺	雲晴寺	長願寺	光徳寺	本立寺
寶光寺	清雲寺	圓照寺	常誓寺	西性寺	徳正寺
正覺寺	光照寺	勝蓮寺	廣傳寺	西光寺	專徳寺
第2組	善正寺	來遊寺	乘雲寺	法圓寺	東淨法寺
唯心寺	寶善寺	西福寺	興順寺	大蓮寺	常圓寺
陽嚴寺	萬徳寺	教念寺	明通寺	通託寺	
第3組	西性寺	正願寺	明了寺	禮信寺	明福寺
大泉寺	光榮寺	安專寺	本廣寺	應満寺	正光寺
淨福寺	淨念寺				
第4組	西勝寺	宗專寺	常見寺	慈圓寺	養性寺
正行寺	隨念寺	持專寺	淨善寺	皆順寺	敬音寺
第5組	流泉寺	西榮寺	林覺寺	光源寺	聽信寺
林正寺	覺真寺	善正寺	覺法寺	信光寺	忍西寺
寶善寺	蓮光寺	智願寺	安證寺		
第6組	春日山 照行寺	勝念寺	福成寺	等正寺	教專寺
金光寺	東本町 照行寺	善念寺	雲妙寺	安養寺	照蓮寺
蓮受寺	養福寺	西安寺	常敬寺	淨蓮寺	明善寺
常榮寺	樹徳寺	了源寺	本淨寺	本誓寺	長樂寺
真宗寺	法林寺	淨國寺	長命寺	最尊寺	淨照寺
長圓寺	林西寺	長徳寺	光運寺	本覺寺	西光寺
得願寺	願重寺	光照寺	最賢寺	善福寺	佛現寺
願清寺	佛性寺	願通寺			
第7組	皆遵寺	入善寺	妙行寺	極生寺	正教寺
願樂寺	照光寺	下町 聞稱寺	良明寺	康源寺	速念寺
願生寺	誓願寺	專念寺	慶樂寺	圓常寺	西谷寺
靈山寺	福藏寺	敬覺寺	圓了寺	唯念寺	正行寺
長徳寺	勝福寺	得法寺	飛田 淨善寺	光源寺	廣建寺
明樂寺	覺願寺	慈雲寺	大谷 聞稱寺	淨嚴寺	正善寺
圓光寺	二俣 西蓮寺	関川 淨善寺	福因寺	板倉 西蓮寺	教蓮寺
正念寺	法泉寺	本龍寺	勝樂寺	本覺寺	妙土寺

第8組	泉光寺	長念寺	正福寺	養林寺	本覺寺
圓性寺	等覺寺	明岸寺	勝名寺	蓮淨寺	入光寺
覺願寺	常光寺	延壽寺	阿彌陀寺	稱名寺	專長寺
善巧寺	大嚴寺	淨音寺	蓮休寺	西方寺	本覺坊
願立寺	源長寺	淨琳寺	臨行寺	西養寺	向源寺
明善寺					
高田11組	圓重寺	照圓寺	西玄寺	鞍馬寺	敬覺寺
本教寺	寶恵寺	添景寺	高德寺	法善寺	妙玄寺
專敬寺	教願寺	稱專寺	能念寺	光圓寺	一念寺
福樂寺	通願寺	高源寺	真養寺	了慧寺	照源寺
大嚴寺					
高田12組	專徳寺	善立寺	法西寺	善徳寺	徳藏寺
明善寺	福正寺	光圓寺	延慶寺	教念寺	横超寺
西忍寺	性徳寺	敬泉寺	西願寺	徳生寺	敬徳寺
高田13組	本敬寺	下院派 龍覺寺	信光寺	淨泉寺	榮恩寺
願專寺	願城 龍覺寺	最尊寺	淨嚴寺	明通寺	福淨寺
松橋寺	徳專寺	雙善寺	光徳寺	了蓮寺	養性寺
照專寺	西念寺	正法寺	藤子派 正行寺	養法寺	惠光寺
善照寺	聞名寺	森本 正行寺	本善寺	龍光寺	了僧寺
啓明寺	光遍寺	稱念寺	船入寺		
第10組	願龍寺	中田 西方寺	受徳寺	專徳寺	願淨寺
淨寶寺	嚴照寺	光徳寺	超願寺	善了寺	淨覺寺
願隆寺	祐光寺	專超寺	極樂寺	勝願寺	徳照寺
聞光寺	淨敬寺	淨願寺	東本町 專福寺	專修寺	光圓寺
妙光寺	行通寺	正福寺	光賢寺	北条 西方寺	法雲寺
珍相寺	榮念寺				
中越11組	西照寺	圓滿寺	恩行寺	照覺寺	西妙寺
願興寺	長福寺	稱念寺	三島谷 光照寺	安養寺	寺泊 養泉寺
極成寺	興琳寺	出雲崎 養泉寺	善乗寺	淨嚴寺	出雲崎 光照寺
運行寺	淨玄寺	福嚴寺	念相寺	法養寺	淨善寺
淨願寺	願誓寺	圓超寺	淨福寺	長念寺	長照寺
妙樂寺	法蓮寺	淨圓寺	永法寺	淨運寺	淨覺寺
中越12組	無量寺	本覺寺	村松 勝覺寺	永泉寺	專福寺
心光寺	寶林寺	專正寺	不退寺	時永 勝覺寺	遍了寺
徳善寺	淨照寺	光徳寺	安淨寺	慈光寺	慈教寺
中越13組	淨福寺	真照寺	本町 善行寺	西方寺	了教寺
妙宗寺	稱讚寺	淨琳寺	淨照寺	宮原 善行寺	願淨寺
廣深寺	廣永寺	願性寺	安養寺	專行寺	万休寺
託善寺					

第14組	蓮光寺	善照寺	通善寺	安樂寺	願淨寺	第20組	真光寺	安淨寺	照光寺	光桂寺	超倫寺
西樂寺	蓮壽寺	長樂寺	寶國寺	敬光寺	蓮乘寺	空則寺	照覺寺	常榮寺	順信寺	遍照寺	照大寺
明行寺	廣西寺	教德寺	了元寺	靈善寺	願敬寺	即往寺	順瑞寺	樂運寺	常明寺	西方寺	皆應寺
正嚴寺	光傳寺	佛願寺	福順寺	念覺寺	西嚴寺	金寶寺	專念寺	淨願寺	西養寺	敬覺寺	本敬寺
教念寺	長福寺	廣照寺				榮覺寺	誓慶寺	最福寺	專福寺	誓林寺	永勝寺
第15組	輪寶寺	正樂寺	願休寺	善性寺	通惠寺	通心寺	圓行寺	本慶寺	圓周寺	西光寺	西圓寺
長泉寺	淨福寺	淨照寺	山香寺	專照寺	光徳寺	通琳寺	光圓寺	顯了寺	松韻寺	慈光寺	
妙證寺	廣圓寺	覺満寺	了玄寺	蓮照寺	智正寺	第21組	本明寺	林松寺	泉性寺	傳教寺	真宗寺
光善寺	善慶寺	永宗寺	本龍寺	善正寺	徳泉寺	勝樂寺	勝念寺	正福寺	淨泉寺	超願寺	真淨寺
雙林寺	大專寺	真敬寺	光正寺	願勝寺	淨覺寺	念佛寺	淨徳寺	西尊寺	光照寺	願淨寺	木揚場教会
長願寺	稱名寺	永閑寺	淨恩寺	真淨寺	明覺寺	第22組	淨音寺	淨觀寺	法淳寺	淨敬寺	願榮寺
明仁寺	長延寺					託應寺	順了寺	託明寺	信行寺	長徳寺	安入寺
第16組	專養寺	願性寺	寶壽寺	徳蓮寺	光得寺	周圓寺	淨念寺	紫雲寺	觀音寺	善良寺	善龍寺
西福寺	極成寺	淨宮寺	法藏寺	因徳寺	願念寺	光濟寺	本悟寺	善行寺 ^{村上}	願淨寺	等覺寺	行恩寺
永蓮寺	廣傳寺	善行寺	存念寺	傳流寺	善興寺	安善寺	善行寺 ^{岩船}				
林通寺	願善寺	福成寺	淨專寺			第23組	無爲信寺	善照寺	一樂寺	明正寺	福明寺
第17組	西蓮寺	心行寺	光照寺	淨福寺	稱名寺	淨恩寺	照善寺	本空寺	永徳寺	善行寺	瑞光寺
專福寺	正念寺	城願寺	長福寺	蓮照寺	明樂寺	相琳寺	長恩寺	通惠寺	福照寺	西蓮寺	淨應寺
慶應寺	光善寺	淨恩寺	願正寺	勝樂寺	堯照寺	安樂寺	長行寺	慶恩寺	信光寺	慶誓寺	淨琳寺
清徳寺	常行寺	妙音寺	永久寺	真敬寺	護念寺	淨信寺	孝順寺	本教寺	慶徳寺	光圓寺	安念寺
寶樹寺	圓成寺					長願寺	廣泰寺	唯稱寺	法成寺		
第18組	高念寺	法順寺	行徳寺	長周寺	西入寺	第24組	西永寺	榮行寺	正念寺	專明寺	萬行寺
長徳寺	永傳寺	聞念寺	行念寺	大野教会	満行寺	極樂寺					
福田寺	延命寺	北潟教会	等運寺	長願寺	林正寺	佐渡組	專得寺	本光寺	満行寺	本福寺	稱念寺
重蓮寺	福泉寺	久唱寺	長善寺	勝念寺	西源寺	西光寺	善宗寺	專念寺	光福寺	廣永寺	永宮寺
圓性寺	照嚴寺	圓徳寺	恩長寺	西照寺		長明寺	萬照寺	淨願寺	長善寺	願誓寺	勝廣寺
第19組	長福寺	長專寺	福圓寺	本乗寺	清願寺	淨賢寺	因領寺	立蓮寺	養專寺	得勝寺	西蓮寺
傳誓寺	行順寺	即成寺	正願寺 ^{庄瀬}	明誓寺	明願寺	淨經寺	廣圓寺	本龍寺	淨福寺		
明教寺	了專寺	蓮徳寺	菓城寺	玄證寺	深行寺						
高陰寺	満願寺	善精寺	改觀寺	法嚴寺	西光寺						
市之瀬 正願寺	清林寺	淨林寺	長養寺	淨誓寺	西往寺						

以上、重ねて御礼申し上げます。

2. 宗務所事務連絡

宗務所からのお知らせ

宗会での議決案件一覧

◆ 2025年12月宗会（臨時会）【決算案件】 ※詳細は『真宗』（2026年3月号掲載）

- 1 2024年度 真宗大谷派経常部臨時部歳入歳出決算書
- 2 2024年度 第2種共済特別会計歳入歳出決算書
- 3 2024年度 東本願寺出版特別会計歳入歳出決算書
- 4 2024年度 東大谷墓地特別会計歳入歳出決算書
- 5 2024年度 首都圏教化推進特別会計歳入歳出決算書
- 6 2024年度 別途会計諸勘定計算書

◆ 2026年6月宗会（常会）【決算案件以外】 ※詳細は『真宗』（2026年7月号掲載）

- 1 真宗大谷派所有建物の基本財産設定について議決を求める件
- 2 平衡資金の一部使用について議決を求める件

【予算関係】

- 3 大谷祖廟及び東大谷墓地総合整備事業特別会計収入支出総計画案
- 4 2026年度大谷祖廟及び東大谷墓地総合整備事業特別会計歳入歳出予算
- 5 2025年度真宗大谷派臨時部歳入歳出補正予算
- 6 2026年度真宗大谷派経常部臨時部歳入歳出予算
- 7 2026年度第2種共済特別会計歳入歳出予算
- 8 2026年度東本願寺出版特別会計歳入歳出予算
- 9 2026年度東大谷墓地特別会計歳入歳出予算
- 10 2026年度首都圏教化推進特別会計歳入歳出予算
- 11 会計条例第24条ただし書による委任の議決を求める件

【財産関係】

- 12 真宗大谷派所有土地（京都市上京区梶井町一部）処分（土地使用貸借契約）の承諾を求める件
- 13 真宗大谷派所有土地（京都市上京区梶井町（公募対象地））処分（事業用定期借地権設定契約）の承諾を求める件

【条例案等】

- 14 宗議会議員選挙条例の一部を改正する条例案
- 15 審問院組織条例の一部を改正する条例案

- 16 審問条例の一部を改正する条例案
- 17 門徒に準ずる者の取扱に関する特別措置条例案
- 18 門徒戸数調査に関する条例の一部を改正する条例案
- 19 教区制の一部を改正する条例案
- 20 組制の一部を改正する条例案
- 21 教区会の選出議員の任期に関する臨時措置条例を廃止する条例案
- 22 組長及び副組長の任期に関する臨時措置条例を廃止する条例案
- 23 男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例の一部を改正する条例案
- 24 令和 6 年能登半島地震に伴う組門徒会員及び教区門徒会員の選定並びに参議会議員の選挙に関する緊急達令を廃止する条例案
- 25 開教区在住僧侶の教師補任に関する特別措置条例の一部を改正する条例案
- 26 共済条例の一部を改正する条例案
- 27 教化基本条例の一部を改正する条例案
- 28 大谷祖廟及び東大谷墓地総合整備事業特別会計条例案
- 29 大谷祖廟及び東大谷墓地総合整備事業推進資金に関する特別措置条例案
- 30 東大谷墓地特別会計条例の一部を改正する条例案
- 31 財政調整資金に関する特別措置条例案
- 32 宗派保有資金の利息収入の取扱の変更に伴う関係条例の整備に関する条例案

【審問院審事の任命】（宗議会のみ）

- 33 審問院審事（犬島久世氏）の任命について承認を求める件

〈議員発議〉

- 34 宗議会議員の定数に関する決議（案）
- 35 参議会議員の定数に関する決議（案）
- 36 第 80 回宗議会（常会）休会の件
- 37 宗議会休会中における緊急達令手続の参与会への委任に関する件
- 38 第 77 回参議会（常会）休会の件
- 39 参議会休会中における緊急達令手続の常務会への委任に関する件

以 上

本山法要について

1 御正忌報恩講讃仰法要（音楽法要）

2026 年 11 月 21 日（土） 10 時

2 春の法要

2027 年 4 月 1 日（木） 午前 師徳奉讃法要

午後 親鸞聖人御誕生会（音楽法要）

4 月 2 日（金） 午前 全戦没者追弔法会

4 月 3 日（土） 午前 相続講員物故者追弔会兼帰敬式受式物故者追弔会

※歴代上人の御法事はございません。

本山における各種研修会等について

1 第 110 回中央声明講習会について

本年度より、本科 1 回生の受講について、各教区の定員及び教務所長推薦を廃止いたします。

(1) 期 間 本科：2027 年 5 月 10 日（月）～21 日（金）

別科：2027 年 6 月 14 日（月）～18 日（金）

(2) 受講資格 本科：満 20 歳以上の僧侶

別科：成績優秀な本科修了者である教師

聴講：本科の聴講は本科・別科修了者、別科の聴講は別科修了者

(3) 定 員 本科：1 回生 65 名、2 回生 65 名、3 回生 65 名

別科：1 回生 30 名、2 回生 30 名

(4) 会 場 本科：式務所、研修道場など 別科：式務所、研修道場など

(5) 冥 加 金 本科：60,000 円、本科聴講：50,000 円

別科：40,000 円、別科聴講：40,000 円

(6) 宿 泊 「詰所」が安価にご利用いただけますので、ご検討ください。

(7) そ の 他 ①2024 年度から各回生の受講は原則 5 回までとなっておりますので、
受講願書の受付時は十分に確認ください。

②本科講習内容に御伝鈔作法を含んでいるため、受講希望者は必ず講習までに御伝鈔拝読許可（自坊に限る）を取得ください。

③別科進級は、1回生から3回生までの総合評価としておりますが、第109回（2025年度）から3回生の成績の比重を重くしております。

④男女共同参画の視点から、女性の受講者も積極的に受講ください。

2 一般声明講習 —儀式・声明の心得—

(1) 期 間 2027 年 1～2 月（3 日間）

(2) 対 象 有僧籍者

(3) 定 員 60 名

(4) 内 容 「年忌法要」（予定）

(5) 会 場 本廟部式務所 1 階大広間

(6) 冥 加 金 15,000 円

3 登高座作法講習会

- (1) 期 間 2027 年 1 月 (4 日間)
- (2) 対 象 報恩講式・嘆徳文拝読許可済 (自坊に限る) の教師
- (3) 定 員 15 名
- (4) 会 場 本廟部式務所 2 階大広間
- (5) 冥 加 金 50,000 円
- (6) 願事礼金 10,000 円 (登高座作法伝授)

4 御伝鈔作法講習会

- (1) 期 間 2027 年 2 月 (3 日間)
- (2) 対 象 御伝鈔拝読許可済 (自坊に限る) の教師
- (3) 定 員 10 名
- (4) 会 場 本廟部式務所 1 階大広間
- (5) 冥 加 金 40,000 円
- (6) 願事礼金 10,000 円 (御伝鈔作法伝授)

参拝接待所

- 1 真宗本廟収骨・本山読経・お斎について 詳細は本誌 185 頁をご覧ください。
- 2 帰敬式 (本山受式) について 詳細は本誌 188 頁をご覧ください。
- 3 涉成園庭園維持寄付金及び施設使用について 詳細は本誌 189 頁をご覧ください。

大谷祖廟事務所

大谷祖廟の各種申込等については本誌 190 頁をご覧ください。

1 大谷祖廟及び東大谷墓地総合整備事業について

2026 年の宗会において、「大谷祖廟及び東大谷墓地総合整備事業総計画」が可決され、今年度より 5 ヶ年にわたり総合整備に向けた歩みが始動いたします。

総合整備事業は、宗祖聖人の墳墓の地としての歴史と真宗門徒の納骨所としての伝統、そして親鸞聖人の教えに出遇う場を未来へ継承するための、宗門の将来を見据えた重要な事業です。

【総合整備事業の基本方針】

- (1) 親鸞聖人の御廟所としての歴史と真宗門徒の納骨の伝統を継承
- (2) 納骨を縁に宗派の開教事業として展開
- (3) 大谷祖廟において新たな宗派財源を確保して増収を図る

上記 3 項目を基本方針に掲げ、単なる整備工事に留まらず、大谷祖廟参拝者年間約 65 万人に加えて、これまで親鸞聖人の教えに触れることがなかった方に対して、納骨をご縁として、大谷祖廟にお参りして心より喜び、そして感動する場所となる。そのための儀式的執行、受付、案内が円滑に行える総合整備事業を実施します。

2 大谷祖廟納骨志及び読経志永代経のお取り扱い一部変更について

2026年7月1日より、種別の取り扱いを以下のとおり変更しました。各種取り扱いについては193頁をご参照ください。

- 別座1等 旧) 毎月の月命日・春秋彼岸会・盂蘭盆会に永代読経
新) 春秋彼岸会・盂蘭盆会を含む毎日に永代読経
- 2種 旧) 祥月命日・彼岸会（春または秋）に永代読経
新) 祥月命日・春秋彼岸会に永代読経
- 3種 旧) 彼岸会（春または秋）に永代読経
新) 春秋彼岸会に永代読経

3 大谷祖廟納骨志及び読経志永代経の一部改正について

2027年7月1日より、以下の種別の志納額を変更します。なお、納骨志・読経志永代経ともに別座1等～別座3等については変更ありません。

(1) 納骨志について

- 4種 旧) 2万円以上 新) 4万円以上
- 3種 旧) 4万円以上 新) 6万円以上
- 2種 旧) 7万円以上 新) 10万円以上
- 1種 旧) 10万円以上 新) 15万円以上
- 別座4等 旧) 15万円以上 新) 20万円以上

容器大の取り扱いについて

- 旧) 2万円を加算 新) 3万円を加算

(2) 読経志永代経について

- 3種 旧) 4万円以上 新) 6万円以上
- 2種 旧) 7万円以上 新) 10万円以上
- 1種 旧) 10万円以上 新) 15万円以上
- 別座4等 旧) 15万円以上 新) 20万円以上

4 開門時間の変更について

7月1日より、開門時間を午前5時から午前6時に変更します。
閉門時間（午後5時）に変更はありません。

研 修 部

1 研修部主催後期教習の開催について

- ①期 間 2027年2月9日（火）～11日（木・祝）
- ②対 象 前期教習を修了し、後期教習未受講の方

③教 導 同朋会館教導

④申込締切 2027 年 1 月 8 日（金）

2 真宗本廟奉仕に関する事項

（1）真宗本廟奉仕の「申し込み」及び「冥加金、団体補助、旅費補助」等について

既報のとおり、2026 年 7 月 1 日から同朋会館冥加金及び米代、本廟奉仕促進補助金を改定しました。詳細は、同朋会館ウェブサイトに掲載していますのでご覧ください。

また、能登教区から真宗本廟奉仕で上山される際の同朋会館冥加金は、当面の間、各種別の半額に減額し、あわせて米（または米代）を免除しています。

（2）新任住職・教会主管者引率奉仕団への助成

住職任命日から一年以内に申し込まれた新任住職・教会主管者が引率する団体へ 5 万円の助成を行っています。

（3）縁 一納骨、帰敬式 同朋会館宿泊プラン

真宗本廟収骨・大谷祖廟納骨・帰敬式受式者を対象とした同朋会館での宿泊受け入れを行っています。晨朝参拝を中心とした同朋会館での生活体験を通して、次の上山（真宗本廟奉仕への参加）につながることを願うものです。ぜひご利用ください。

（4）「真宗本廟奉仕説明会」及び「奉仕施設の見学」

研修部員が出向し、真宗本廟奉仕の意義と奉仕施設での生活を説明します。また、団体や個人に対して、奉仕施設の見学会の受け入れを行っています。

①対 象 教区・組・寺院・同朋の会等、真宗本廟奉仕を検討している団体や個人

②申し込み 1 ヶ月前までに電話にて申し込みください。

③そ の 他 説明会への出向に係る経費については、研修部が負担します。

※オンラインを用いて説明させていただく場合があります。

（5）真宗本廟奉仕の記念写真撮影

日程中の業者による記念写真撮影はありません。境内でのルールに従って、各団体において撮影ください。

（6）真宗本廟奉仕施設の「施設利用」

真宗本廟奉仕のご縁を開くために、施設に空きがある場合に限り、真宗本廟奉仕以外の利用も可能です。教区・組・寺院の団体参拝や関係団体の本山研修等でご利用ください。なお、利用の際には、定められた施設維持管理協力金をお納めいただきます。協力金の詳細（2026 年 7 月 1 日改定）は同朋会館ウェブサイトに掲載しています。

（7）「合掌御膳」

真宗本廟奉仕促進の一環として、和敬堂にて「合掌御膳」を提供します。

①時 間 11：30～13：30

②対 象 団体参拝等で上山される団体

③定 員 10 名～50 名

④料 金 1 食 1,500 円

⑤申 込 上山日の 1 週間前までに電話にてお申し込みください。

※施設の都合によりご利用いただけない日があります。なお、3 日前に最終確認の連絡をします。以降のキャンセル・人数変更があった場合は、その分の料金もい

たきますので、ご承知おきください。

(8) 真宗本廟奉仕施設（同朋会館・研修道場・和敬堂）の広報

真宗本廟奉仕の奨励を目的とし、同朋会館ウェブサイトを開設しています。真宗本廟奉仕の基本的な情報をはじめ、各種奉仕団の募集等を掲載するほか、申し込みフォームから真宗本廟奉仕の予約が可能です。

冥加金改定に伴い、新たな「同朋会館パンフレット」を今夏に発行予定です。

(9) 教育旅行（修学旅行）対象の真宗本廟奉仕施設における昼食の提供

真宗本廟参拝の機縁となることを目的に、2025年度より、休館日の年間10日間程度、教育旅行生の同朋会館食堂の利用を可能としました。なお、申し込みは旅行社を通じてのみとなります。

3 奉仕団・研修会の各種日程 ※入館状況は研修部へ電話にてご確認ください。

□真宗本廟おみがき奉仕団

①2026年 7月 8日(水) ～ 10日(金)または 7月 8日(水) ～ 9日(木) <申込受付終了>

②2026年 11月 1日(日) ～ 3日(火・祝)または 11月 1日(日) ～ 2日(月)

③2027年 3月 2日(火) ～ 4日(木)または 3月 2日(火) ～ 3日(水)

□真宗本廟子ども奉仕団

2026年 7月 28日(火) ～ 30日(木)

□真宗本廟中学生・高校生奉仕団

2026年 8月 7日(金) ～ 9日(日)

□真宗本廟報恩講奉仕団

①2026年 11月 20日(金) ～ 22日(日)または 11月 20日(金) ～ 21日(土) <残りわずか>

②2026年 11月 24日(火) ～ 26日(木)または 11月 24日(火) ～ 25日(水)

③2026年 11月 27日(金) ～ 29日(日)または 11月 27日(金) ～ 28日(土) <キャンセル待ち>

※同朋会館ウェブサイトで随時申込状況をお知らせしています。

※1泊2日の団体は、教導は担当せず補導のみとなります。

□真宗本廟お煤払い奉仕団

2026年 12月 19日(土) ～ 21日(月)または 12月 19日(土) ～ 20日(日)

□真宗本廟春の法要奉仕団

2027年 4月 1日(木) ～ 3日(土)または 4月 1日(木) ～ 2日(金)

※1泊2日の団体は、教導は担当せず補導のみとなります。

□声明作法お稽古奉仕団（2024年度より開始）

教師資格取得を志す者及び住職就任を志す有教師を主な対象に、声明を通し聞法する。

①2026年 10月 2日(金) ～ 4日(日)

②2026年 12月 8日(火) ～ 9日(水)

③2027年 4月 16日(金) ～ 17日(土)

④2027年 5月 19日(水) ～ 21日(金)

□お葬式を考える奉仕団（**新規**2026年度より開始）

本廟奉仕に参加する多くの人が身近な人、愛する人を失った経験をもっています。

その人をどう見送ったのか、そしてその人との別れは自身にとってどんな意味をもた

らしているのか。互いの言葉を聞き合い、深めていく奉仕団として開催します。

①2026年9月2日(水)～3日(木)

②未定

□子どもたちの真宗本廟奉仕！（通年募集）

教区や組、あるいは寺院での日曜学校や子ども会などを単位とした子どもたちの真宗本廟奉仕です。各奉仕団の詳細は、同朋会館ウェブサイトを参照ください。

4 帰敬式実践運動推進事務室に関する事項

(1) 帰敬式受式礼金の対象年齢の変更

2026年7月1日より、帰敬式礼金（18歳未満）を5,000円に変更します。
（18歳以上は10,000円）。

(2) 帰敬式受式者記念品の再交付及び交付

1996年4月1日以降の受式者への記念品再交付及び帰敬式実践運動の開始以前（1996年3月31日まで）の受式者への記念品交付（略肩衣、聞法ハンドバッグ）を行っています。いずれも申請書をご提出ください。2026年7月1日より礼金を変更します。

内 容	交付	再交付
	(1996年3月31日までに受式の方)	(1996年4月1日以降に受式の方)
略肩衣	5,000 円	
聞法ハンドバッグ	1,200 円	

(3) 教区・別院主催の帰敬式執行に伴う鍵役（補）の出向について

本年度より、教区・別院主催の帰敬式執行に限り、「鍵役、堂衆1名」を基本とし、鍵役（補）の出向が可能となりました。

(4) 帰敬式の事務手続きや動画等のご案内を本誌181頁にまとめておりますので、ご覧ください。

出版部

1 月刊『同朋』誌の多部数購入割引制度について

月刊『同朋』誌を広く活用いただくため、20部以上購入の場合、2割引いたしますので、ご利用ください。

【対象】宗務所の全部門、宗務出張所、教務所、開教監督部、沖縄開教本部、教区、組、別院及び寺院・教会

2 東本願寺オンラインについて

ぜひ会員登録をしていただき、ご利用ください。

登録方法については、本誌174頁をご覧ください。

【便利機能】

- ・会員マイページにて『同朋新聞』・年間書の送付部数の変更。
- ・月刊『同朋』などの年間購読継続手続きのクレジット決済。
- ・会員マイページにて領収書発行。

3 出版部発行書籍への文字入れサービスについて

出版部発行書籍（一部書籍を除く）への文字入れサービスを行っています。宗派公式ウェブサイトの寺院専用ページにおいて申請書・チラシを掲載しております。

4 書籍・教材のラッピングサービスについて

1冊（個）250円で、包装紙もしくは紙封筒にて、書籍・教材に合わせて包装いたします。詳細は、東本願寺オンラインを参照ください。

5 聖教編纂事業計画について

2026年度から2029年度において、宗祖に関連する著作や聖教（『歎異抄』、『恵信尼消息』、『浄土論註』宗祖加点、善導「五部九卷」宗祖加点）の編纂について検討を加え、可能なものから着手していきます。なお、2026年度は、『歎異抄』、『恵信尼消息』の翻刻を収載した出版物を予定しています。

財 務 部

1 「東本願寺オンライン」での授与物の取り扱い開始について

2026年7月1日より、書籍販売サイトを発展させる形で「東本願寺オンライン」が開設されました。

これまで御本尊・お脇掛けをはじめとする授与物や蔵版は、教務所に申請いただき手交してまいりましたが、昨年度をもって教務所での取り扱いが終了しました。今後は、各寺院が本山へ申請し、本山から送付がなされます。

ぜひ、会員登録をしてくださるようご案内します。

【特徴】

- ・会員マイページにて『同朋新聞』・年間書の送付部数の変更。
- ・月刊『同朋』などの年間購読継続手続きのクレジット決済。
- ・会員登録後は、書籍には購入金額に応じたポイントをプレゼント。
- ・会員マイページにて領収書発行。
- ・授与物と出版物の同時注文の場合は、出版物の送料も無料。
（伝票が同一且つ前払いの場合のみ） ※ 授与物の送料は無料。

「東本願寺オンライン」のご利用方法等については、本誌173頁をご覧ください。

2 授与礼金の改定について

2026年7月1日より、門徒用授与物並びに寺院用授与物の授与礼金が改定されました。
なお、三折御本尊の台なしの取扱いは廃止し、台つきのみの取り扱いとなりました。
また、寺院用絵像御本尊に新たに金欄表装（金泥塗り）が設定されます。

3 新規授与物の制定について

（1）現代仏壇対応「置型御本尊」

2026年度（2027年1月1日から）に現代仏壇に対応する新たな「置型御本尊」を門徒用授与物として新規設定予定です。

授与礼金 35,000 円（予定）

（2）特別表装色紙和讃

授与礼金 500,000 円（予定）

授与数限定（事前申込制）

※(1)(2)の詳細については追ってお知らせいたします。

（3）お掛け軸スタンド（東本願寺オリジナル）

価格 3,300 円（税込）

※東本願寺オンラインをご参照ください。

4 門徒用御本尊・脇掛けの返納について

本山から授与された御本尊（脇掛け含む）を対象に、大谷祖廟・参拝接待所を窓口として返納を受け付けます。

- ・諸懇志 20,000 円
- ・御本尊、お脇掛けを1単位とし、増加するごとに毎に 10,000 円を追加。
- ・返納を受け付けた御本尊は、財務部でお預かりします。

企画調整局

1 「僧侶・教師の研鑽動画集」への情報提供について

宗派や各教区・別院の YouTube チャンネルで公開されている教師取得後の学びに資する動画を「教学」、「儀式作法・荘厳」、「解放運動・社会問題」、「青少年教化」、「IT ツールの活用」等のジャンルに整理し「浄土真宗ドットインフォ」の特設ページ「僧侶・教師の研鑽動画集」で紹介しています。現在、全 163 タイトルを掲載しておりますのでご活用ください。

また、新たに教師の学びに資する動画を公開された際には、情報をお寄せくださいますようお願いいたします。



2 寺院運営活性化支援について

(1) 「元気なお寺づくり講座」について

寺院を取り巻く環境の変化、寺院に求められる役割などに着眼し、寺族と門徒の共創によって次世代へと繋がるお寺づくりを考えていく「元気なお寺づくり講座」の開催を推奨してください。教区・組単位に限らず、有志寺院による小規模での開催もできます。

- ①概 要 寺族と門徒の共創に必要な視点や方法をワークショップで体験しながら学習し、お寺の事業計画書（「寺業計画書®」）を作成する。
- ②回 数 全5回（1回につき3時間から3時間半程度）
- ③参加要件 寺族と門徒のペア（または3人でのチーム）で参加。
※講座の趣旨から寺族のみ、門徒のみでの参加は推奨しません。
- ④講 師 寺院運営活性化支援担当の支援員
- ⑤費 用 講座の運営に関する経費（講師支援員の経費など）は、教区支援室へ助成した活動費からの支弁を基本としてください。未設置教区で開催の場合は、企画調整局が負担します。

(2) その他各種ワークショップ出向について

坊守会・婦人会・門徒会・推進員連絡協議会など、各関係団体の研修会や学習会に支援員が出向き、対話・共創によるお寺づくりを推進するワークショップを行うサポートもできますので、ご相談ください。

(3) 寺院活性化支援室のウェブページの活用について

ホームページ「浄土真宗ドットインフォ」内の寺院活性化支援室ページから情報発信しています。真宗教化センター寺院活性化支援室の行う支援事業の内容や教材・ツールなどを掲載していますのでご活用ください。また、教区寺院活性化支援室の活動で、オンライン事業など他教区からの参加を呼び掛けたい場合、当ページのお知らせ欄に掲載できますので、ご検討ください。

寺院活性化支援室のウェブページ
(<https://jodo-shinshu.info/support/>)



3 過疎・過密地域寺院教化支援について

真宗の教えが伝わる場の創造と次世代に教えを相続していくことを願いとし、国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に属する寺院や、都市部で住職・寺族・ご門徒のつながりを持つことが難しくなったと感じられる寺院が対象です。

(1) 支援員派遣について

住職・寺族・門徒から支援員が傾聴を旨として聞き取りを行い、そのお寺らしさ、そのお寺ならではの教化事業を一緒に考えます。真宗教化センター寺院活性化支援室 過疎・過

密地域寺院教化支援担当までご連絡ください。

なお、教区寺院活性化支援室の設置が進んできていることから、教区寺院活性化支援室と連携の上で出向調整します。

(2) 各種助成について

今年度の受付は、①～③それぞれの助成で各5件まで（先着順）となっています。

なお、助成にあたっては、支援員の支援活動を前提に、事前に当該寺院へのヒアリングを行います。

① 「お寺に寄り添う講師派遣」について

内 容	支援員の派遣ののち、住職・寺族・門徒と支援員が一緒に考えた教化事業について、テーマに応じた講師を派遣します。
助成額	50,000 円（1 年度 1 事業 1 回）
その他	講師の選定、旅費及び宿泊費の支弁は企画調整局で行います。

② 「離郷門徒のつどい・ふるさと法要」の助成について

内容・要件	国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に含まれる寺院・教会、組を対象とし、真宗の教えとの出遇いの場、お寺とのつながりの場、次世代へ教えを相続していく環境をつくる取り組みとして、離郷門徒のつどい・ふるさと法要の開催に助成します。※離郷門徒のつどいは、郷里を離れて暮らす門徒の地域へ住職が出向き、同じご縁を持つ者同士が仏法にふれる時間を過ごすことを目的とした取り組み。 ※ふるさと法要は、郷里を離れた門徒が、正月やお盆等で帰省する時期に合わせ、仏法にふれる時間を過ごすことを目的とした取り組み。
助成額	100,000 円（1 年度 1 事業 1 回）
その他	開催の 1 カ月前までに、助成申請書【所定様式】を提出してください。

③ 「地域連続法話会」の助成について

内容・要件	国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に含まれる 3 カ寺以上の寺院が、共同して同朋の会や法座を開き、同一講師が連続して出向する地域連続法話会の開催に助成します。 ※講師は主催者に選定いただきます。
助成額	100,000 円（1 年度 1 事業 1 回）
その他	開催の 1 カ月前までに、助成申請書【所定様式】を提出してください。

(3) 仏法継承支援（解散寺院教化支援）※合併に伴う解散を含む

最後まで寺院が聞法道場としての機能を全うすることを念頭に、教務所と連携して、現場の状況に応じた多種多様な支援活動を展開しますのでご相談ください。

【例】岡崎教区第 28 組安楽寺

（聞き取り）

2021 年 8 月 23 日



（解散法要）

2022 年 3 月 13 日



4 青少幼年教化支援「子どもや若者との出あいの場づくり」について

(1) 支援員派遣について

子どもや若者との出あいの場づくり支援のために支援員を派遣します。青少幼年センターが実施する「若者教化立ち上げ応援プロジェクト」(対象は、寺院、組、真宗大谷派僧侶や門徒による有志の会)や教区や組等で「ひとりからはじめる子ども会講習会」を実施する際にも活用ください。

(2) 青少幼年教化に関する統計資料について

第8回「教勢調査」報告書をはじめ、「寺院活動における青少幼年教化活動の実態調査」(2018年 山陽教区で実施)の報告書をご活用ください。

①分析結果の説明会について

教区における青少幼年教化の施策展開の参考としていただくため、希望により教区教化委員会、児童教化連盟、仏教青年会、坊守会、推進員連絡協議会等の研修会や学習会における第8回「教勢調査」の青少幼年教化に関するデータを元にした説明会も実施可能ですのでご相談ください。

5 別院活性化プロジェクトについて

(1) 対話型寺院運営ボードゲーム『別院会議』～あなたの次世代へつなぐ～について

これまでの別院活性化プロジェクトの取り組みを踏まえ、今後の別院や寺院の運営について「次の世代に教えをつなぐため、何をどう考えていったらよいか？」の手掛かりを得る課題発見ボードゲームを作成しました。(2025年グッドデザイン賞受賞)

① 寺院活性化の取り組みでの活用について

このゲームは、別院や教区で活用いただけるほか、ゲームで使われる「別院」という言葉を「寺院」と置き換えることで、一カ寺における運営の考え方や進め方のヒントも得られるよう作られています。教化委員会や諸研修での実施、職員研修等で活用いただける他、一カ寺を対象とした寺院活性化の取り組みにもお役立ていただけます。また、参加者を代えたり、同じメンバーであっても、その時々での議論で展開が変わるので、ぜひ繰り返しご活用ください。

ご利用をご希望の方は、別院または教務所へご連絡ください。

②ゲームの前後に行うワークシートのダウンロードや活用のヒントについて

下記ホームページにて、必要なワークシートがダウンロードできる他、活用のヒントも随時掲載していきますので、活用ください。また、教区や別院での活用事例が生まれれば、随時掲載します。



(2) 井波別院瑞泉寺活性化プロジェクト報告冊子「《僧侶がまちに出て仲間をつくるガイドブック》まちとつながるために」について

井波別院瑞泉寺活性化プロジェクトの取り組みで得られた知見をもとに、他の別院や寺院で応用いただける内容を掲載した冊子を発行しておりますのでご活用ください。

(3) 井波別院瑞泉寺活性化プロジェクトのパートナー一般社団法人「テラまちコネクト」の活動やその活動拠点「テラまち雑貨店」の視察について

要望に応じて、プロジェクトにより立ち上がった団体の活動や、その活動拠点を視察いただけます。企画調整局までお問い合わせください。

(4) 「井波彫刻師による東本願寺の彫刻ガイドツアー」動画公開について

慶讃法要期間中に実施した「井波彫刻師による東本願寺の彫刻ガイドツアー」の内容を収録した動画を東本願寺公式 YouTube チャンネルに公開しています。彫刻を通した真宗本廟の魅力を再発見する学びの教材として、ご活用ください。

また『真宗本廟（東本願寺）彫刻ガイドマップ』のデータもダウンロードいただけます。上山参拝の事前学習等でご活用ください。



(5) 吉崎別院（御影道中）活性化プロジェクトについて

吉崎別院における蓮如上人御忌及び御影道中へ参拝及び参加ください。

また、「蓮如上人御影道中」情報ポータルサイトを設置し、御影道中のパンフレットがダウンロードできる他、道中に関する情報をまとめて発信しておりますので、ぜひご活用ください。

なお、パンフレットは必要部数をお送りしますので、企画調整局までご連絡ください。

(※2026 年からはじまった、大谷祖廟お立ち寄りの内容も含む改訂版を作成しております)

【御影道中御下向】 毎年 4 月 17 日～4 月 23 日
【 蓮如上人御忌 】 毎年 4 月 23 日～5 月 2 日
【御影道中御上洛】 毎年 5 月 2 日～5 月 9 日



6 その他の各種支援策について

(1) 寺報・掲示板等の文書伝道支援について

『文書伝道マニュアル寺報・掲示板・案内チラシ』（2022 年 4 月末全寺院送付）をテキストとして、対面での講座に出向します。テキストが必要な場合は、必要部数を企画調整局までご連絡ください。

概論とワークをはじめ、PC の操作方法や、法語掲示の作成など、実際に作りながら完成まで丁寧にレクチャーしています。

以下の①～④の連続講座形式や一部を選択しての開催も可能です。

- ① 文書伝道の考え方（概論）
- ② 寺報作成（Word/PowerPoint/ 手書き）ワーク
- ③ 案内チラシ（フライヤー）・チケットの作成ワーク
- ④ 掲示板法語・掲示板チラシほか案内・発信文書の作成ワーク

浄土真宗ドットインフォでテキストのダウンロードができます。



寺院の行事時期に合わせて寺報発行をしようと思われる方向けのオンライン講習は、以下の通り開催予定です。それぞれ①彼岸号、②報恩講号、③新年号を想定しています。

【開催日】①8 月 29 日（土）、②9 月 27 日（日）、③12 月 6 日（日）いずれも 14 時から

(2)「お寺で生きる傾聴セミナー」について

傾聴の知見をレクチャーし、寺院に関わる人の聴く力を養うためのトレーニング（ワーク）をします。傾聴技法の学びを通して、真宗教化を考え直す内容となっています。

傾聴の研修は、非言語（ジェスチャーや表情、仕草）の学びが大切で、対面の方が高い効果が得られるため、要望に応じて出向しますので、ご相談ください。

また、オンラインでの開催は、以下の日程となります。

A：傾聴とは何か？—自分の「きき方」を知ろう—

B：傾聴と教化—きくことを通して得られるもの—

【開催日】8月2日（日）A、9月13日（日）B、10月17日（土）A、12月12日（土）B

いずれも14時から ※下半期は追ってお知らせします。

(3) お寺の法宝物調査支援について

応募寺院多数のため2026年度は、新規の受付を中止しています。

再開の際は寺院活性化支援室ウェブサイトにてお知らせします。

(4) お寺のホームページ開設支援について

ホームページの開設を検討している寺院に向けた支援を行います。

【支援内容】

お寺のホームページ開設支援動画（全2編）を公開。開設にあたってサポートが必要な場合は、寺院活性化支援室にお問い合わせください。

【支援の流れ】

寺院活性化支援室に問い合わせをいただき、作成したいホームページの規模感によって、支援方法を選択いただきます。

①簡易的なホームページを作成したい場合は、Zoom（オンライン）もしくは現地へ出向し、真宗教化センター寺院活性化支援室が無料でサポートします。

②本格的なホームページを作成したい場合は、制作業者をご紹介します。

（業者への委託料は寺院負担）

7 Tera school（テラスクール）について

NP0 法人寺子屋プロジェクトと協働し、しんらん交流館 Tera school を運営しています。

また、寺院や別院の状況や課題、要望などの聞き取りを丁寧に行い、子育てや教育に関する場づくりに向けて取り組んでいますので、ご相談ください。

NP0 法人



寺子屋プロジェクト

しんらん交流館



テラスクール

8 しんらん交流館の運営形態変更について

2026 年度から、しんらん交流館の運営形態を以下のとおり変更します。

(1) しんらん交流館の開館時間及び休館日について

- ①開館時間 10 時から 18 時まで（従来の 9 時から 17 時を 1 時間繰り下げ）
※東本願寺文庫の閲覧室開室及び書籍の貸出時間は、10 時から 17 時 30 分まで。
- ②休 館 日 毎週土曜日（従来の毎週火曜日から変更）
※8 月 13 日～16 日及び 12 月 28 日～1 月 5 日は、休館です。
※諸法要・行事により、休館日を変更する場合があります。

(2) 「お東さんブックストア」について

出版部の店舗販売は、しんらん交流館 1 階に移設しました（7 月 28 日オープン）。
取り扱い時間及び定休日は、しんらん交流館の開館時間及び休館日に準じます。

9 「東本願寺いのちとこころの相談室」について

研修を受けた相談員による電話相談室を開室していますので、ご紹介ください。

(1) 開室日 毎週木曜日 13 時から 17 時（祝日・休館日・行事日閉室）

※2026 年度は祝日の他、8 月 13 日、11 月 19 日、11 月 26 日、12 月 31 日、4 月 2 日は
閉室予定

(2) 電話番号 075-371-9280

(3) その他 相談は 1 回 30 分を目処とし、相談内容は秘密を厳守します。

10 大谷婦人会

大谷婦人会では、お寺や地域の婦人会（女性会など）で構成される支部の活動をサポートしています。5 人以上で支部を結成いただけます。結成の際は、大谷婦人会事務局へご連絡ください。支部への支援内容等は次のとおりです。

(1) 新支部設立助成金 20,000 円

(2) 聞法会助成金 ※新設

(3) 若年層（40 代まで）参加者旅費補助（すみれ会等大谷婦人会主催事業に若い方々が参加したときの京都までの旅費の半額または一定額の交通費補助（1 支部 1 回））※新設

(4) 入会金なし、年会費 1,000 円（会員 1 人あたり）

(5) 月刊聞法誌『花すみれ』を支部に 1 冊贈呈

解放運動推進本部

1 「身元調査お断り・過去帳閲覧禁止運動」について

(1) 税務調査と過去帳の取り扱いについて

近年、税務調査において過去帳の閲覧を求められるケースが増えています。しかし、過

去帳は宗教的意義を持つものであり、税務調査など他の目的での利用は厳に慎むべきです。

たとえ税務署員から「守秘義務があるので閲覧しても問題はない」と言われたとしても、宗教者が過去帳を開示すること自体が守秘義務違反に問われる可能性があります。そのため、収支計算書などの会計帳簿を適切に整備し、税務調査にはそれらで対応してください。

(2) 運動の徹底について

- ・2013 年度に宗派名の「身元調査お断り」プレートを全寺院・教会に配布しています。運動の趣旨を徹底するため、未揭示の寺院・教会には揭示を指導してください。
- ・あわせて、「過去帳閲覧禁止」ステッカーも過去帳に貼布するよう指導をお願いします。
- ・「身元調査お断り」リーフレットも活用し、啓発を進めてください。
- ・2013 年度以降、住職修習において身元調査に関する差別問題を取り上げています。その際、「過去帳閲覧禁止」ステッカーと「身元調査お断り」リーフレットを配布しています。受講者には事前にプレート揭示の有無を確認してもらい、未揭示の寺院・教会には再配布と揭示の指導を行っています。

2 「インターネットを活用した情報発信等に関する指針」について

近年、インターネット上において、民族、国籍を理由とした差別表現や、女性、障害者への差別を助長するような発信等が多くみられます。宗派が定める「インターネットを活用した情報発信等に関する指針」(『真宗』2021 年 8 月号 13 頁参照)に基づき、宗派に所属する僧侶・門徒の一人ひとりが、個人や集団を誹謗中傷する発信等、他者の尊厳を踏みにじることなく、ブログや SNS 等のインターネットを活用するように心がけてください。

3 「同和」の用語について

「同和」の用語を極力用いないとの方針に基づき、教区機関・事業名称等の変更に向け、引き続き取り組んでください。(2004 年同和審議会「具申書」、『部落差別問題学習資料集』改訂三版 218 頁参照)

<女性室関連>

1 第3次 男女共同・平等参画実施計画について (実施期間:2026 年度から 2028 年度までの3年間)

男女共同参画推進会議との連名により「第3次 男女共同・平等参画実施計画」が策定されました。スローガン【「男女両性で形づくる教団」を目指して】を掲げ、両機関が有機的に連携しながら、重点施策をはじめとする諸施策を推進するものです。

実施計画については、女性室 HP「あいあうネット」にて公開しておりますので、ご活用ください。

2 教区や組の事業への女性の参画について

教区・組で事業を行うときは、企画段階から女性の声が反映されるよう、男女比の割合を考慮し、女性委員の参画を勧めてください。また、教区の研修・学習会等において、性差別の問題や男女平等参画（『あいあう』第17号参照）の視点を取り入れてください。

3 諸事業について

（1）「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」について

各教区の代表者が参加し、女性室との交流や教区間の情報交換を行う場として開催します。今年度は、全教区を対象とし、オンラインで開催を予定しております。

（2）「女性会議」について

女性の宗門活動への積極的参画が同朋会運動の活性化につながることを願い開催します。

（3）「真宗 女性僧侶の集い」について

事業内容の見直しを行うため、2026年度は一時休止します。

（4）「女性室公開講座」について

2025年度より女性室公開講座を休止し、女性室において公開講座のありかたを見直しております。今後の実施有無については、追って通知します。

4 発行物等について

（1）女性室広報誌について

『あいあう』（最新は第37号）、『メンズあいあう』（第9号まで）、「女（ひと）と男（ひと）のあいあうリーフレット 男女両性で形づくる教団をめざして」をご活用ください。バックナンバーもあります。

（2）「あいあうカルタ」について

研修会等で使用されたい場合、貸出も行っていますので、本部へご連絡ください。

（3）女性室主催ギャラリー展パネル貸し出しについて

教区・組の事業等で活用ください。貸し出し可能なものは次のとおりです。

- ①「アイアウ」すごろく展 ～近現代の女性たちの歴史～
- ②いろいろな性を生きる展 ～多様な性を認めあえる社会を願って～
- ③『女性史に学ぶ学習資料集』刊行記念 真宗大谷派の女性近現代史展

※③は①のパネルを一部使用しています。

④ジェンダーと法名展

⑤女性と仏教展

（4）女性室ホームページについて

「あいあう net」を開設しています。女性室の事業予定や講師情報、『あいあう』の閲覧

や『あいあうカルタ』のダウンロード、インタビュー記事など学習素材の提供も行っています。

青少年センター

1 カプセルトイの貸し出しについて

(1) カプセルトイの貸し出しの取扱い開始について

青少年教化の一助として、カプセルトイの貸出を開始します。教区・組・寺院教会等の事業にご活用ください。申請に際しては、事前に貸出が可能か問い合わせのうえ、教務所経由でご申請ください。

- ・取扱い開始：2026年7月1日
- ・取扱い本体：200円硬貨仕様 1台、専用コイン仕様 1台
- ・青少年センター取扱いのアイテムとしてキャラクターシール（全7種類）を販売しております。（価格：1枚200円）

(2) 発送について

カプセルトイの送料は往復借用者負担にてお願いします。（発送業者：佐川急便）

2 同朋ジュニア大会 <本年度実施済み>

- (1) 期 間：2026年8月1日（土）～4日（火）
- (2) 会 場：真宗本廟 同朋会館・和敬堂
- (3) 講 師：梶原 敬一 氏（小児科医師、大谷派僧侶）
- (4) 定 員：小学5～6年生40名、中学1～3年生20名、引率10名

3 御正忌報恩講讃仰法要（音楽法要）研修会

- (1) 期 間：2026年11月20日（金）～21日（土）
- (2) 会 場：真宗本廟 御影堂・同朋会館・和敬堂
- (3) 募集人数：50名

4 おてらおやつクラブ in 東本願寺

- (1) 期 間 2026年11月21日（土）～12月3日（木）
- (2) 対象物 お米、お菓子、乾麺、レトルト食品、飲み物、缶詰、調味料等の食品類又は洗剤等の生活用品
※賞味期限は2027年1月1日以降のものに限る。
- (3) 受 付 しんらん交流館内青少年センター

5 子ども報恩講のつどい

- (1) 期 日：2026年11月23日（月・祝）

- (2) 会 場：真宗本廟 両堂・同朋会館・和敬堂
- (3) 講 師：藤元 雅文 氏（大谷大学教授）
- (4) お 齋：精進カレー
- (5) レクリエーション：ゲーム、紙芝居（マーガレット一家 きむちゃん 氏）
- (6) 定 員：200 名

※開催チラシは 8 月末の寺院定期直送便にて各寺院に送付します。

6 御正忌報恩講コンサート

- (1) 期 日：2026 年 11 月 27 日（金）
- (2) 会 場：しんらん交流館 2 階 大谷ホール
- (3) 団体数：4 団体+関係学校

7 大谷スカウト名誉奉仕訓練

今年度、第 19 回日本ジャンボリーの開催にともない、例年の 3 泊 4 日から WEB 研修と 1 泊 2 日の上山研修に変更。

- (1) 期 日：未定
- (2) 会 場：WEB 及び真宗本廟 同朋会館・和敬堂
- (3) 対 象：①大谷スカウト登録団に所属する者及び個人登録者
②原則としてボーイスカウトは、ベンチャースカウト以上
③原則としてガールスカウトは、レンジャースカウト
- (4) 定 員：30 人

8 親鸞聖人御誕生会（音楽法要）研修会

- (1) 期 間：2027 年 3 月 30 日（火）～4 月 1 日（木）
- (2) 会 場：真宗本廟 御影堂・同朋会館・和敬堂
- (3) 募集人数：50 名

9 ひとりからはじめる子ども会講習会

- (1) 開 催：本山開催
- (2) 期 間：未定（1 泊 2 日）
- (3) 会 場：未定

10 修学旅行生参拝案内について

実施期間：2027 年 5 月上旬から 6 月上旬

※修学旅行の時期を考慮して、期間を変更する可能性あり

11 しんらん交流館 東本願寺文庫 絵本コーナーの活用について

(1) 絵本・紙芝居の閲覧

寺院での青少幼年教化で活用できる絵本、紙芝居を取り揃えています。貸出可能。

(2) 東本願寺文庫「幼児広場」の開催

①日 時：毎月第2木曜日 10:30～11:30 (8月は夏季休暇中のため休止)

②会 場：しんらん交流館1階 絵本コーナー

③対 象：乳幼児・保護者

④内 容：絵本読み聞かせ、手あそび、工作等

12 「若者教化立ち上げ応援プロジェクト」会所募集について（寺院活性化支援事業）

慶讃事業・慶讃継続事業において各現場で若者教化をはじめのきっかけとして、若者教化立ち上げ支援を行っています。2026年度から2028年度の3か年において、引き続き実施します。新規立ち上げの他、過去実施寺院においてもリピート助成を行います。

(1) 概 要 若者教化の場の開設を希望する別院・寺院・教会、組、有志の会（真宗大谷派の僧侶・門徒によるもの）を対象として、立ち上げ支援を行います。各現場の状況に応じたプランづくりに関しては、寺院活性化支援室と連携し、寺院活性化支援員（青少幼年教化支援担当）が必要に応じて各現場へ事前相談に伺います。

(2) 実施年度 2026年度～2028年度

(3) 募 集 随時受付（先着順・定数になり次第締切）新規10会所、リピート10会所

(4) 費 用 講師・スタッフ等の経費を補助します。

一会所 新規 55,000円、リピート 30,000円

※事前相談に係る寺院活性化支援員の派遣費用については企画調整局にて負担します。

(5) 応募方法 青少幼年センターへ連絡ください。（電話、FAX、メールいずれも可）

(6) そ の 他 法話の得手・不得手に関わらず、聞法に取り組める教材として「若者向け法話集～50のストーリー～」を制作し、青少幼年センターホームページ上に公開しております。立ち上げ応援での若者教化など様々な場で是非ご利用ください。

(1) 公開数 51法話

(2) 公開先 青少幼年センターHP→若者教化→若者向け法話集

13 青少幼年教化推進研修（第2期）について

(1) 趣 旨 各現場において青少幼年教化の推進を担っていただく人の誕生を願い、「青少幼年教化推進研修」(1期)を実施し、22名の青少幼年教化を担う人が誕生しました。引き続き、第2期の実施に向けて、進めてまいります。

(2) 推薦人数 17人(1教区1人)

(3) 実施時期 2027年度から2028年度上半期まで

14 子どものつどい in 東本願寺 2029 について

真宗本廟で集まった一人ひとりが、全国のともだちにであい、教えにであい、自身にであい、同朋としての交わりを深める。また、各教区・団体へブースの設置を依頼し、真宗大谷派の青少年教化活動に関わっている各団体がその活動内容や思いを表現する場として、互いに交流を深め、教区、組、寺院・教会での青少年教化活動のさらなる充実を願い、2028 年度（2029 年 4 月または 5 月）の実施を予定しています。

15 青少年教化教材について

（1）青少年教化教材

発送方法：着払い（ただしレターパックでの配送は青少年センターで負担します）

	名 称	備 考
1	『2022 年度版 青少年教化指針』	慶讃事業として 2022 年に改訂
2	『子ども会開設の手引き ひとりからはじめる子ども会』	慶讃事業として 2022 年に改訂
3	「ひとりからはじめる子ども会」講習会 DVD	2014 年に各組へ送付済
4	カルト問題啓発リーフレット「その誘い、大丈夫？」	一般用 2017 年度改訂
	〃 「あなたは狙われている」	学生用
	〃 「カルトについて」	寺院・教会用
	〃 「カルト対応の手引き」	寺院・教会用
	〃 「カルト問題学習の手引き」	寺院・教会用
5	メール相談「こころの救急カード」	
6	子ども会情報紙『ひとりから』 バックナンバー	部数に限りがありますのでお問い合わせください。
7	リーフレット「いのちの教育はお寺から」 Vol. 1 「お坊さんって、何してるの？」	
	〃 Vol. 2 「やがて死んでいく君は今、生きている」	
8	ほとけの子リーフレット「修正会」	
	〃 「彼岸会」	
	〃 「報恩講」	
	〃 「蓮如さま」	
	〃 「聖徳太子」	
	〃 「花まつり」	
	〃 「親鸞聖人―出家―」	
	〃 「親鸞聖人―道を求めて―」	
	〃 「お盆」	
	〃 「親鸞聖人―であい―」	
	〃 「親鸞聖人―御同朋―」【new】	2025 年度発行(10 月号定期直送便)予定
	〃 「彼岸会」【new】	2025 年度発行(9 月号定期直送便)予定
	〃 「お正月―修正会―」【new】	2025 年度発行(11 月号定期直送便)予定
9	キャラクターシール【有償】	
10	誕生児念珠	
11	ペーパークラフトで学ぼうお内仏のお給仕	
—	『真宗児童聖典』 第 6 刷 14,000 部発行 ※出版部委託頒布	『同朋新聞』8 月号「どうぼうしんぶんきつず」にて紹介予定

※寺院教会への教化教材の周知として、青少幼年センターHPの「青少幼年教化教材」に掲載しておりますので、ご覧ください。⇒



16 各種報告書について

(1) 真宗大谷派青少幼年教化推進研修（第1期）

・データ公開場所

「宗務所・教務所共有」→「02 長期作業」→「(青少幼年センター) 青少幼年教化推進研修」→「第1期」

(2) 2024年度若者教化教区代表者協議会

・データ公開場所

「宗務所・教務所共有」→「02 長期作業」→「(青少幼年センター) 若者教化教区代表者協議会」→「2024年度若者教化教区代表者協議会」

(3) 2025年度児童教化教区代表者協議会

本年度中に作成しデータを公開予定。

17 池の平青少幼年センターの利用について

団体、個人、家族をはじめ、教区、組、寺院における各種行事等でご活用ください。
また、センター主催行事にもぜひご参加ください。

(1) 冥加金改定

施設利用冥加金を2026年7月1日より改定しました。青少幼年の教化の場としてさらなる活用を願い、小学生以下の利用者を対象とした新たな料金区分を設けました。

池の平青少幼年センター冥加金（2026年7月1日より）

() 内は改定前額

対象	期間	1泊2日 (2食付)	宿泊のみ	日帰り (入浴料込)	キャンプ場利用料 (入浴料込)
大人	4月～11月	6,800円 (4,500円)	4,600円 (2,500円)	900円 (500円)	1日 900円 (500円)
	12月～3月	7,100円 (4,500円)	4,900円 (2,500円)	1,200円 (500円)	1日 1,200円 (500円)
高校生以下 (18歳以下)	4月～11月	5,200円 (3,800円)	3,000円 (1,800円)	900円 (500円)	1日 900円 (500円)
	12月～3月	5,500円 (3,800円)	3,300円 (1,800円)	1,200円 (500円)	1日 1,200円 (500円)
小学生以下 (※新設)	4月～11月	4,000円	2,000円	900円 (500円)	1日 900円 (500円)
	12月～3月	4,300円	2,300円	1,200円 (500円)	1日 1,200円 (500円)

(2) センター主催行事

- ・センター報恩講と新そばの夕べ[2026年12月4～5日]
- ・スキー教室[2027年2月上旬]
- ・雪に愉しむ池の平 with 子ども報恩講[2027年3月上旬]

組 織 部

1 第2種共済制度について

(1) 第2種共済制度の一部改正及び集団扱火災保険の周知について

「共済条例」及び「共済条例施行条規」の一部改正（2028年1月1日施行）に伴い、同朋相互扶助の精神に基づく従来からの第2種共済制度を中心に据えつつ、必要に応じて民間保険制度を活用することで第2種共済制度を補完するための仕組みを導入いたします。

【主な変更内容（2028年1月1日～）】

- ①査定方法：写真査定を原則とし、共済査定員が被害状況等を勘案し必要と認めたときは、共済審査会に諮り現地査定を実施する。
- ②査定区分：細分化されていた査定区分（火災・その他：18区分、水災：26区分）を4区分に整理する。
- ③給付額：査定区分の4区分化に伴い、従来制度の給付額の平均値を基本として設定する。
見舞金の対象を被害程度5%未満及び床下浸水被害とし、見舞金の給付額を最大20万円に引き上げる（従来は1%未満が対象・最大5万円）。
- ④地震災害：大規模災害発生時における共済制度の安定的運用及び給付余力確保の観点から、「地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例」の内容を新制度に継承する。
- ⑤集団扱火災保険制度について
 - ・第2種共済制度を補完するため、各寺院が加入できる集団扱火災保険制度を導入する。
 - ・集団扱火災保険の加入にあたり、第2種共済制度の加入促進を図る観点から、任意加入1口以上を条件とする。詳細につきましては、197項のチラシをご覧ください。

(2) 新たな復興共済制度の説明会について

各教区に本山担当職員及び関係者が出向し、説明会を順次開催予定です。

※ 新潟教区の説明会の日が決まりましたら改めてお知らせします。

2 宗派災害支援について

(1) 能登半島地震に係る支援について

現地災害救援本部及びボランティア支援センターを中心に、息の長い支援を行っていきます。皆様には、引き続き、救援金等のご協力をよろしくお願いいたします。

また、支援センターにおいては、今年度もボランティア団体や教区役職者等の視察を

受け入れているため、ご希望の方はご相談ください。

なお、宗派関係者が行うボランティア活動については、前年度と同様、ボランティア活動助成（1回あたり上限5万円）をご活用いただけます。

ボランティア支援センターHP



（2）令和8年熊本地震について

このたびの地震を受け、宗派では、発災直後に災害救援本部を開催し、九州教務所を現地災害救援本部に、熊本教務支所を現地災害救援拠点に指定して、寺院及びご門徒の安否確認並びに被害状況の把握にあたっています。

被災された方々に寄り添いながら、関係者と連携し、一日も早い復旧・復興に向けて必要な支援に全力で取り組んでまいりますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

なお、熊本地震や現地の状況については、宗派公式サイトにて随時発信しておりますので、ご確認ください。

3 「住職・教会主管者在任50年記念畳袈裟贈呈式」について

（1）期 日 2027年4月7日（水）

（2）対 象 2026年4月2日から2027年4月1日までの間に住職・教会主管者在任満50年となった者

4 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要執行届について

寺院・教会において、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を厳修される場合には執行届にて教務所まで申請ください。

5 第14回世界同朋大会兼海外開教区慶讃法要お待ち受大会開催について

（1）開催期間：2026年8月29日（土）、30日（日）

（2）開催地：南米開教区（ブラジル連邦共和国イグアス市）

（3）テーマ：「南無阿弥陀仏 人と生まれたことの意味をたずねていこう」

「同朋ーボン・アミーゴー多様性を生きる」

英訳：Dōbō - Bom Amigo – Sharing Our Lives in Diversity

ポルトガル語訳：Dōbō - Bom Amigo - Vivendo na Diversidade

（4）講師：マイケル・コンウェイ氏（大谷大学准教授）

6 開教使募集について

南米開教区において慢性的に開教使が不足しており、継続した募集を行っています。募集要項は宗派公式ウェブサイト及び『真宗』誌（2026年1月号）をご覧ください。

7 海外寺院の参拝等について

（1）各開教区・開教寺院へは国際室より連絡いたします。国際室までご相談ください。

（2）各開教区の別院では仏前結婚式を執り行っています。国際室までご相談ください。

8 教化冊子『MON』について

法語や真宗の仏事の解説、真宗本廟諸施設の案内等を掲載しています。

各寺院で配布を希望される場合、教務所までご連絡ください。

宗派英語版HPにおいてもバックナンバーを公開しています。

9 教師養成テキストについて

海外開教区における人の養成に資するため、英語訳、ポルトガル語訳の教師養成テキストをご用意しております。購入希望の場合は国際室までご連絡ください。

なお、現地通貨での価格設定となり、日本円販売価格が変動いたします。

【英語訳】

【参考：2016年6月1日付為替 \$1=¥160.46、R\$1=¥31.49】

教師テキスト	書籍名	価格
浄土の真宗	An Introduction to Shinran's Pure Land Buddhism	\$18
教団のあゆみ	Footsteps Through History -The Story of Shinshū Ōtani-ha-	\$18
真宗の儀式	Traditions of Shinshū Ōtani-ha -An Introduction to its Rituals and Chanting	\$18
宗門法規	The Rules of the Shinshū Ōtani-ha	\$8
大乘の仏道	The Mahāyāna Buddha-Way : A Brief Outline of the Buddhist Teachings	\$18

【ポルトガル語訳】

教師テキスト	書籍名	価格
浄土の真宗	Introdução ao Budismo Terra Pura de Shinran	R\$60
教団のあゆみ	A Ordem Ōtani Através da História	R\$30
真宗の儀式	A Liturgia do Budismo Shin	R\$30
宗門法規	Constituição Budismo Shin Ordem Ōtani	R\$20
大乘の仏道	O Caminho do Budismo do Grande Veículo	R\$60

首都圏教化推進本部（東京宗務出張所）

1 「東本願寺仏事サポートセンター東京」について

首都圏における仏事相談窓口として、引き続き仏事相談から法務の執行に至るまで、転居門徒や一般市民と郷里の寺院、真宗の教えとのご縁をつないでまいります。このたび新たに携行用インフォメーションカード『お困りごとありませんか?』を発行いたしましたので、各種広報用資材（「広報用パンフレット」・「栞（ブックマーカー）」）と併せて活用ください。

また、福岡都市圏にて仏事代行や仏事相談に取り組む「東本願寺仏事サポートセンター福岡」もぜひご利用ください。

2 首都圏「仏事代行」について

近年、郷里の寺院を確認しないまま葬儀社紹介の他派僧侶によって葬儀が執行されてしまい、その後改めて真宗大谷派の法事をしてほしいとの相談が寄せられる機会が増加しています。郷里の寺院と転居門徒とのご縁の継続のため、各寺院においてもこの制度のご活用をお願いします。

- (1) 葬儀の法礼の2割を教化助成金として門徒の所属寺院へ送金します。
- (2) 仏事代行に関する説明や都市教化、開教、過疎・過密等をテーマとした研修会に弊社職員を派遣します（リモート対応可）
- (3) 制度の紹介サイト（真宗会館ホームページ内）へのリンクバナーをご用意しておりますので、寺院ホームページ等での周知ご協力いただける方は東京宗務出張所までご連絡ください。

【参考】首都圏「仏事代行」執行件数

※2025年度は2026年6月10日時点

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
葬儀	95	88	121	101	141	149	112	120	117	106
法事					7	11	23	18	18	16

3 「首都圏在住門徒のつどい」について

首都圏在住門徒と郷里の住職がともに聞法する「首都圏在住門徒のつどい」の開催を奨励しています。組単位をはじめ複数の寺院での合同開催や真宗会館以外での開催など、ご希望に沿った形式にて開催いただけますので、ぜひご検討ください。

- (1) 首都圏教化推進本部から開催助成として3万円を助成します。ただし真宗会館を使用される場合、ご門徒お一人あたり1,000円の会館冥加金が必要となります。
- (2) 勤行・法話は主催者側での手配となります。ただし日曜礼拝への参拝と兼ねていただくことも可能です。

4 東本願寺真宗会館における納骨事業の開始について

2026年7月1日より、東本願寺真宗会館における納骨の受け入れを開始します。なお、納骨に関するお問い合わせは納骨専用ダイヤル（TEL03-6913-2998）までお願いします。

(1) 納骨方法について

ご遺骨は粉骨のうえ1体ずつ専用骨箱に納め、真宗会館内に設置した納骨棚にて10年間個別にお預かりします。10年経過後は、契約者の希望に応じて、大谷祖廟または東本願寺真宗会館合葬墓に改葬します。

※合葬墓は利用者のニーズや推移等を踏まえつつ、今後真宗会館敷地内へ設置します。

※生前申込も受け付けます。

(2) 納骨冥加金について

ご遺骨 1 体につき 40 万円（年間管理費不要）

※粉骨諸経費・東本願寺真宗会館護持会入会金（永久会員費 5 万円）が含まれます。

※墓地からの改葬の場合は、遺骨乾燥費用として別途 3 万円が必要となります。

(3) 所属寺のある門徒の受入について

仏事代行制度同様、転居門徒との関係性継続を支援するという視点から、特定の宗派や寺院との縁を持たない都市生活者だけでなく、所属寺のある門徒についても所属寺住職の同意を条件に受入を行います。この場合、葬儀・法事の執行者は所属寺住職となり、必要に応じて仏事代行制度をご利用いただくことも可能です。

5 政界人・財界人・文化人の紹介について

東京宗務出張所では、「真宗大谷派関係国会議員同朋の会」、「真宗大谷派関係財界人同朋の会（共命の会）」をはじめ、各界でご活躍の方との交流を進めています。政界・財界・法曹界・大学教授等でご活躍の住職・ご門徒の方がおられましたらご紹介ください。

6 首都圏広報誌『サンガ』（年 6 回発行・奇数月発行）について

『サンガ』1 面に登場いただける著名人や話題性のある方をご紹介ください。

また、寺院から各門徒へお渡しいただく「①多部数購読」のほか、真宗会館から門徒宅へ直接郵送する「プレゼント購読」の制度もぜひ活用ください。

①多部数年間購読料

部数	10 部の場合	50 部の場合	100 部の場合	200 部の場合
年間購読料	3,000 円	15,000 円	24,000 円	48,000 円
内訳	50 円×10 部×6 回	50 円×50 部×6 回	40 円×100 部×6 回	40 円×200 部×6 回

※100 部未満は 1 部 50 円。100 部以上は 1 部 40 円。送料込。

②プレゼント年間購読料

1 世帯あたり 1,000 円（6 回分・送料込）※購読料のご請求は寺院に行います

7 「ココロダイアル」について

専任のスタッフ（僧侶）による心の悩みに関する電話相談窓口を真宗会館に設置しています。

専用ダイアル（毎週金曜日 10 時～21 時）TEL03-5923-5560

8 動画配信（真宗会館 YouTube チャンネル）について

様々な動画を配信していますので、チャンネル登録をお願いいたします。

9 開教相談について

首都圏での開教活動についての相談は首都圏教化推進本部までご一報ください。

10 「首都圏大谷派開教者会」有償頒布物について

ご注文は首都圏大谷派開教者会事務局（首都圏教化推進本部）までご連絡ください。

(1) 教化冊子

①『知恩の人』(講述：藤井 慈等 氏) B6判/ 本文44ページ+表紙/ 200円(送料別)

②『相続と聞法』(著：真城 義麿 氏) A6判/ 本文8ページ+表紙/ 50冊1セット1,000円(送料別)

(2) お斎用ランチョンマット

以下のとおり有償頒布していますので、お斎、懇親会、研修会での食事等でご利用ください。

A3判/ 50部1,000円(500部以上1割引・1000部以上2割引) / 別途送料700円

11 『ライフエンディングノート 生きることを始めるための遺言ノート』について

2025年1月の頒布開始以降、多くのご注文をいただいております。各教区・組主催の終活に関する講座等でも幅広くご活用いただいております。

12 新刊書の刊行について

『誰のために葬儀を勤めるのか』『誰のためのお墓なのか』のシリーズ第3弾として、『誰のために法事を勤めるのか 一再会』(海法龍氏 / 1冊100円)を新たに刊行したほか、『仏事一口メモ(お内仏編)』(1冊50円)の内容を全面リニューアルしました。

『仏事一口メモ』については、他の三冊(作法行事編、中陰法事編、通夜葬儀編)も今年度又は来年度にかけて順次リニューアルする予定です。

なお、首都圏にて発行する書籍は、東本願寺真宗会館ホームページ・書籍案内チラシ・お電話にてご注文いただけます。

3. 教務所事務連絡

【諸願事・諸届について】

※願事礼金については 168 頁を参照ください。

※各申請書はすべて、フリクション等の筆跡を消すことのできるボールペンは使用不可、誤字等は二重線と訂正印にて修正し、修正液等は使用不可、西暦表記を基本とします（一部異なる）。

1. 得度について

《得度式の執行日について》

2026 年 8 月 4 日（火）、8 月 7 日（金）、9 月 8 日（火）、10 月 7 日（水）、11 月 6 日（金）

2027 年 3 月 9 日（火）、5 月 5 日（水）、6 月 23 日（水）、8 月 4 日（水）、8 月 7 日（土）
9 月 7 日（火）、10 月 7 日（木）、11 月 9 日（火）

※ 上記期日の前日が説明会となります。付添人の方も説明会に参加ください。

※ 8 月得度は定員が 120 名となっています。定員になり次第受付できなくなります。

《得度考査の内容》 ※考査日は教務所までご相談ください。

〈9 歳～13 歳までの者〉 阿弥陀経、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘

〈14 歳～16 歳までの者〉 無量寿経上巻、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘

〈17 歳以上の者〉 浄土三部経、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘

《得度受式までの流れ》

① 講習会受講➡② 得度考査➡③ 合格後、得度願提出（受式日に応じた受付期間有り）➡

④ 受付完了後、真宗本廟にて得度式受式

《得度における法名の授与に関する変更点》

2025 年 1 月 1 日より、得度における法名の授与について、次のとおり変更となっています。

・原則、男性には「釋」、女性には「釋尼」の法名を授与します。ただし、受式者の願い出に応じて、法名「釋／釋尼」の選択を可能とします。※既受式者の方も変更可能。

《その他》

得度式受式を予定される場合は、三条・高田それぞれのエリアで実施される研修会（講習会）に参加の上、日程中の得度考査を受講ください。どちらのエリアでも受講可能です。

2. 住職修習について

《住職修習の期日について》

8 月・9 月・10 月・2 月・4 月・5 月・6 月の各 26 日～28 日、12 月 11 日～13 日に実施。

※2026 年度は期日の変更はありません。

《住職・教会主管者任命申請、住職修習受講申請について》

各実施月毎に、申請締め切り日がございますので、事前に教務所までお問い合わせください。

願事礼金とは別に研修冥加金 40,000 円（1 名につき）をお納めいただきます。

《その他》

- ・帯同総代の帰敬式受式を積極的に奨励ください。
- ・「新任住職・教会主管者引率奉仕団」にぜひご参加ください。また、住職修習の期間にあわせた「住職任命式帯同奉仕団」等の奉仕上山を是非とも企画ください。

3. 教師修練について

《2026 年度上半期の期間》

第 1 回	2026 年 7 月 7 日	～	7 月 13 日	【前期】
第 2 回	2026 年 7 月 18 日	～	7 月 24 日	【後期】
第 3 回	2026 年 8 月 2 日	～	8 月 8 日	【前期】
第 4 回	2026 年 8 月 18 日	～	8 月 24 日	【前期】
第 5 回	2026 年 9 月 5 日	～	9 月 11 日	【前期】

※下半期の日程については未定です。改めて通知します。

《研修冥加金の改定》

2026 年 7 月 1 日から研修冥加金が 90,000 円に改定されております。

《その他》

- ①『真宗の儀式』（第二版）の発行に伴い、2026 年度より前期・後期ともに〔第二版〕を携行品とします。
- ②『部落差別問題学習資料集』（改訂三版）の発行に伴い、2026 年度より前期の携行品とします。教師養成校以外の修練受講者は、教務所でお受け取りください。

4. 宗教法人の事務について

《寺院・教会の規則変更について》

承認者の変更及び、「男女共同参画実施計画」に基づき、女性の住職就任に向けた環境整備として、寺院規則における住職就任規定中「男子たる」の削除について規則変更くださいますようお願いいたします。また、併せて「真宗大谷派の寺院・教会の宗教法人規則（準則）」における総代の欠格事項に係る条文が「宗教法人法に定める役員の欠格に関する規定は、総代にも準用してこれを適用する」に変更されたことに伴う規則変更についても変更手続きをお願いします。

5. 責任役員・総代選定届

雛 形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。

宗派ホームページや右記 QR コードからもダウンロード可能です。

届出受付：新潟教務所・高田教務事務所のどちらでも受付します。

注 意 点：・任期 3 年です。任期満了の 1 か月前までにご提出ください。

・任期切れの場合は、事前に教務所にご連絡の上、速やかに手続きをお願いします。

・署名欄は必ず本人が自署押印してください。



【記入例付】

- ・印影が欠けている場合、薄い場合、滲んでいる場合等、再提出となります。
- 捺印に失敗された場合、二重線にて訂正し、明瞭な捺印をお願いいたします。
- ・必ず認印を用いて押印ください。（シャチハタ不可）
- ・教務所、教務事務所受付後、控え（複写）をお渡しします。

【教区共済について】

新潟教区における共済制度につきましては、2025年度の教区会・教区門徒会において『新潟教区共済規程』の一部改正が可決されております。

別表第2号（共済金）			
災害の種別	対象建物	被害の程度	給付金額
地震及び床上浸水以外の災害	本 堂	全焼・全壊	10,000,000 円
		3/4 以上の焼失又は同程度の被害	7,500,000 円
		2/4 以上の焼失又は同程度の被害	5,000,000 円
		1/4 以上の焼失又は同程度の被害	2,500,000 円
	庫 裏	全焼・全壊	3,000,000 円
		3/4 以上の焼失又は同程度の被害	2,200,000 円
		2/4 以上の焼失又は同程度の被害	1,500,000 円
		1/4 以上の焼失又は同程度の被害	700,000 円
床上浸水 ※畳等が敷かれた床（土間類を除く）に及ぶ浸水	本 堂	床上 2m 以上が浸水したと認められるもの	5,000,000 円
		床上 1.5m 以上 2m 未満が浸水したと認められるもの	4,000,000 円
		床上 1m 以上 1.5m 未満が浸水したと認められるもの	2,500,000 円
		床上 1m 未満が浸水したと認められるもの	1,300,000 円
	庫 裡	床上 2m 以上が浸水したと認められるもの	2,000,000 円
		床上 1.5m 以上 2m 未満が浸水したと認められるもの	1,600,000 円
		床上 1m 以上 1.5m 未満が浸水したと認められるもの	1,000,000 円
		床上 1m 未満が浸水したと認められるもの	500,000 円
地震	本堂	全壊	5,000,000 円
		大半壊	3,500,000 円
		小半壊	2,000,000 円
		一部損壊	750,000 円
	庫裡	全壊	1,500,000 円
		大半壊	1,000,000 円
		小半壊	600,000 円
		一部損壊	250,000 円

※共済金の給付は、最大1,000万円とする。

※地震被害の程度は、一般社団法人「日本損害保険協会」の定める地震保険損害認定基準を準用する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会（2025年7月29日）の議決を得て、2026年1月1日より適用する。

＜教区共済概要＞

①共済拠出金 1カ寺10,000円

②共 済 金 【給付の定義】火災、地震、風水雪害及びその他の災害により被災した寺院に対して給付します。 ※但し、共済拠出金に滞納がある場合は給付しません。

給付例) ①本堂のみが全焼 ⇒ 共済金 1, 0 0 0 万円

②庫裏のみが全焼 ⇒ 共済金 3 0 0 万円

③本堂・庫裡の両方が全焼 ⇒ 共済金 1, 0 0 0 万円

④本堂が 3/4 以上焼失・庫裡が全焼 ⇒ 共済金 1, 0 0 0 万円

※被害状況が上記表の「被害の程度」の最低基準以上と判断した場合、最低基準の給付額を当該寺院に共済一時金として給付する場合があります。

※被害の程度が上記表の基準を満たさない場合は、その被害程度に応じて見舞金の給付をすることがあります。

※広域災害又は災害多発により給付額が増大し、その給付に支障を生ずると認めたときは、別に給付額を定めさせていただきます。

※書院、客殿や鐘楼堂など本堂・庫裡以外の建物に対する給付については、共済委員会にて協議のうえ対応を決定させていただきます。

※「教区共済給付申請書」「教区御依頼減免支援申請書」については、各寺院より組長を経由して教務所に提出いただく必要がありますのでご注意ください。ただし、本山の第二種共済の給付を行ったときは、教区共済金給付の申請をしたものとさせていただきます。

③その他【慶弔について】

下記の内容を一教区事業費会計にて対応します。

種別	金額・記念品
本堂新築	100,000 円
御遠忌法要	50,000 円
住職就任	半装束念珠
得度受式	真宗聖典
門徒災害見舞金 ※住宅の全焼・全壊のみ	10,000 円

【諸連絡事項】

(1) 第5回門徒戸数調査の実施について

2027年2月に、第5回門徒戸数調査が実施予定です。

すでに本山より全カ寺に「実施要項」が配布されていますので、あらためてご高覧の上、各寺院におかれましては門徒名簿の整理・ご確認をよろしくお願いいたします。

(1) 調査期日：2027年2月1日

(2) 調査票送付時期：2027年1月15日頃 ※実施要項は本年5月に送付済

(3) 調査実施説明会：2026年11月10日14時（予定）

※対象：教区門徒戸数調査委員、組門徒戸数調査委員長及び副委員長、
その他、教務所長が必要と認めた者

(4) 組説明会：実施要項を用いて教区門徒戸数調査委員会との十分な連携のもと開催ください。

(2) 任期・選挙関連について

1 査察委員の任期満了に伴う選挙について

- ・任期満了日 2026年9月30日（水）
- ・選挙期日 2026年8月31日（月）から9月25日（金）までの間
- ・任期 2026年10月1日から2029年9月30日まで
- ・選挙の会場 選挙管理者（組長）所属の寺院

2 教区門徒会員について（時期が近づきましたら追ってご案内します。）

- ・任期満了 2027年3月31日（水）
- ・選定期間 2027年3月10日（水）～3月26日（金）

3 組門徒会員について（時期が近づきましたら追ってご案内します。）

- ・任期満了 2027年3月9日（火）
- ・選定期間 2027年2月9日（火）まで

4 参議会議員選挙の施行について（時期が近づきましたら追ってご案内します。）

2027年4月30日付で参議会議員の任期満了を迎えるにあたり、参議会議員選挙条例等の規定に基づき、4月11日から同月25日までの間に、教区門徒会（臨時会）を招集し、参議会議員選挙を実施いたします。招集日程は決まり次第、教区門徒会員へ通知いたします。

「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条」の一部が改正されました。

2024年度の改選において、女性組門徒会員は「3人に1人」を全国平均として達成しました。一方で、教区門徒会員や参議会議員の女性の定着までには未だ十分とはいえない状況にあります。このような状況を踏まえ、2026年6月の宗会において本特別措置条例の執行期限を1期3年延長しました。（2030年3月9日まで）

是非とも、各寺院において女性の参画を意識した選定をお願いいたします。

(3) 相続講賞典の改正について

現行の内規額は1986年1月の改正から40年が経過しています。そして、近年の物価高騰をはじめとする社会情勢の大きな変化の中で、宗門の教学・教化活動並びに本廟をはじめとする宗門運営を支えるための諸経費は、年を追うごとに増大しています。

このような中、2025年度に開催された宗務審議会「真宗本廟崇敬護持のための財源の検討に関する委員会」から、「早急に現行内規の改正を検討されたい。」と内局に答申がなされました。（『真宗』2026年4月号掲載）

また、この40年間で総御依頼額は以下の変遷をたどり、1986年当時の御依頼額と2025年度の御依頼額を比較した場合、上昇率は133%であります。

よって、内局としての判断をいたし、このたび時勢に合わせた改正をいたします。

- ・1986年度 総御依頼額 37億9896万円
- ・1999年度 総御依頼額 54億3400万円(1986年度比:143%)
- ・2025年度 総御依頼額 50億6284万円(1986年度比:133%)

《2027年7月1日からの主な変更点》 ※次年度から

(1) 相続講賞典内規額

- ①院号法名(1名) 8万円以上 → 10万円以上
- ②真宗本廟収骨(1体) 12万円以上 → 15万円以上
- ③真宗本廟収骨(斎収) 30万円以上(変更なし)

(2) 賞典(肩衣・記念品)の変更

- ①100万円未満の賞典である畳肩衣(5種類)及び略肩衣(4種類)を略肩衣(1種類)に統合する。
- ②肩衣をすでにお持ちの方に対する記念品を1種類から選択制の3種類に拡充する。

※宗派財政状況に鑑みて今後5年ごとに賞典内規の見直しを行います。

2027年度からの相続講賞典一覧表については、本紙180頁をご覧ください。

(4) 災害発生時の連絡について

2024年1月に発生した「令和6年能登半島地震」をはじめ、近年、風水害や地震などの自然災害による寺院建物被害及び門徒被害等が全国で多発しています。各寺院・教会において被災された場合は、組長に報告いただくとともに、速やかに教務所までご報告をお願いします。達令により、該当する災害が発生してから1ヵ月以内に教務所に報告しなければならないと定められております。災害が起こった際には二次被害に十分注意いただき、境内建物やご門徒の被害状況をご確認ください。

組内において、緊急時の連絡網及び方法(電話、メール、SNSなど)を今一度ご確認ください。

(5) 住職・坊守等の死亡時の連絡について

(前)住職・(前)坊守が亡くなられた場合は、お手数ですが教務所または教務事務所までご連絡いただきますようお願いいたします。御香・弔詞・死亡届等の各種届出の書面・生前論功をお渡しさせていただきます。

なお、夏期休暇中や、年末年始における教務所・教務事務所の長期休暇中につきましては、

教務所携帯電話（TEL070-4101-5416）にご連絡いただきますようお願いいたします。その場合、三条・高田別院にて御香・弔詞のお渡しができるようにいたします。届出の書面や生前論功等については、休暇明けにお渡しさせていただきますのでご承知おきください。

※教務所携帯は緊急の場合のみ連絡ください。

※責任役員・総代がお亡くなりの際にも御香・弔詞をお渡しすることができます。

(6) ホームページの活用について

2023年7月1日より「新潟教区ホームページ」を開設しています。
教区の様々な情報を発信していく他、寺院向け・ご門徒向けの便利なメニューを
設けていますので、ぜひご活用ください。



(7) 新潟教務所 LINE 公式アカウントについて

新潟教務所ではLINE 公式アカウントを運用しています。教区の最新情報や行事予定などをご案内しています。是非とも友だち登録をお願いします。

※右記 QR コードからスマートフォンで簡単にアクセスできます。



4. 教区会・教区門徒会報告

2026年度 教区会通常会及び教区門徒会通常会報告

下記議案について慎重審議の結果、可決承認されましたので報告いたします。

- 議案第1号 2025年度新潟教区事業費会計歳入歳出決算書
- 議案第2号 2025年度新潟教区共済特別会計歳入歳出決算書
- 議案第3号 2025年度教区出版特別会計歳入歳出決算書
- 議案第4号 2025年度新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出決算書
- 議案第5号 2025年度真宗学院特別会計歳入歳出決算書
- 議案第6号 2025年度新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出決算書
- 議案第7号 2025年度新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出決算書
- 議案第8号 2025年度新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出決算書
- 議案第9号 2025年度新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出決算書
- 議案第10号 2025年度新潟教区積立金会計計算書
- 議案第11号 『新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業 検討委員会規程（案）』の制定について
- 議案第12号 『新潟教区帰敬式実践運動推進計画』の策定について
- 議案第13号 『新潟教区寺院活性化支援室規程』の改正について
- 議案第14号 2026年度新潟教区宗派經常費御依頼額割当基準について
- 議案第15号 2026年度新潟教区教区費割当基準について
- 議案第16号 2026年度新潟教区事業費会計歳入歳出予算（案）
- 議案第17号 2026年度新潟教区共済特別会計歳入歳出予算（案）
- 議案第18号 2026年度教区出版特別会計歳入歳出予算（案）
- 議案第19号 2026年度新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算（案）
- 議案第20号 2026年度真宗学院特別会計歳入歳出予算（案）
- 議案第21号 2026年度新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算（案）
- 議案第22号 2026年度新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算（案）
- 議案第23号 2026年度新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算（案）
- 議案第24号 2026年度新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出予算（案）

以 上

2025年度新潟教区事業費会計歳入歳出決算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 121,078,639 円也
歳出総額 93,615,091 円也
差引残額 27,463,548 円也

歳入の部					
款	項	目	科目名称	決算額	予算額
(1)			教区交付金	55,486,705	54,649,900
	1		教化交付金	48,958,860	48,220,500
		1	教化交付金	48,958,860	48,220,500
	2		奨励交付金	6,527,845	6,429,400
		1	奨励交付金	6,527,845	6,429,400
(2)			同朋会員志還付金	1,286,226	1,042,500
	1		同朋会員志還付金	1,286,226	1,042,500
		1	同朋会員志還付金	1,286,226	1,042,500
(3)			助成金	14,859,500	14,850,000
	1		助成金	14,859,500	14,850,000
		1	本山事業助成金	6,809,500	6,800,000
		2	教務所運営費助成	8,050,000	8,050,000
(4)			教区費	21,205,390	21,300,000
	1		教区費	21,205,390	21,300,000
		1	本年度教区費	21,187,240	21,000,000
		2	過年度教区費	18,150	300,000
(5)			回付受金	993,446	3,690,000
	1		回付受金	993,446	3,690,000
		1	教区出版会計回付受金	993,446	3,690,000
(6)			冥加金	401,000	400,000
	1		冥加金	401,000	400,000
		1	研修冥加金	401,000	400,000
(7)			雑収入	760,081	681,309
	1		雑収入	760,081	681,309
		1	雑収入	760,081	681,309
(8)			繰越金	26,086,291	26,086,291
	1		繰越金	26,086,291	26,086,291
		1	繰越金	26,086,291	26,086,291
			合 計	121,078,639	122,700,000

歳出の部					
款	項	目	科目名称	決算額	予算額
(1)			教化研修費	17,439,990	24,816,000
	1		教化本部費	1,151,667	1,959,000
		1	本部研修費	145,700	300,000
		2	同朋の会育成費	290,483	587,000
		3	婦敬式実践運動推進費	15,900	28,000
		4	特別事業助成費	200,000	400,000
		5	教化関係団体懇談会費	70,500	100,000
		6	女性研修費	349,084	444,000
		7	婦敬式法座	80,000	100,000
	2		教学儀式部門費	2,595,036	2,870,000
		1	教学研修費	1,218,584	1,297,000
		2	儀式声明研修費	839,780	881,000
		3	得度研修費	385,572	492,000
		4	教学儀式部門懇談会費	151,100	200,000
	3		同朋社会部門費	289,467	430,000
		1	社会問題研修費	289,467	330,000
		2	同社協懇談会費	0	100,000
	4		未来構想部門費	712,920	1,090,000
		1	青少年教化費	612,330	690,000
		2	青少年協議会費	0	100,000
		3	未来構想費	100,590	300,000
	5		共同教化部門費	610,700	880,000
		1	教区-組教化連絡会費	161,500	380,000
		2	組教化担当者協議会費	449,200	500,000
	6		教化委員会費	1,705,830	2,480,000
		1	教化委員会会議費	865,800	1,500,000
		2	実行委員会会議費	414,000	500,000
		3	正副本部長手当費	180,000	180,000
		4	教化諸費	246,030	300,000
	7		伝道広報室費	920,570	1,854,000
		1	教化広報費	659,170	1,210,000
		2	ホームページ運営費	220,000	494,000
		3	伝道広報室会議費	41,400	150,000
	8		同朋社会協議会費	1,523,584	1,972,000
		1	差別問題研修費	164,918	170,000
		2	靖国問題研修費	201,512	241,000
		3	男女平等参画研修費	116,163	211,000
		4	協議会会議費	584,820	700,000
		5	協議会諸費	100,120	250,000
		6	関係団体負担金	356,051	400,000
	9		教区教化助成費	450,000	950,000
		1	派遣助成費	0	500,000
		2	別院教化助成費	450,000	450,000

款	項	目	科目名称	決算額	予算額
(1)	10		関係団体助成費	6,613,000	6,841,000
		1	坊守会	1,180,000	1,180,000
		2	推進員連絡協議会	650,000	650,000
		3	児童教化連盟	1,920,000	1,920,000
		4	仏教青年会	1,050,000	1,050,000
		5	スカウト連合会	323,000	551,000
		6	大谷保育協会	820,000	820,000
		7	合唱団	150,000	150,000
		8	教導補導会	100,000	100,000
		9	保護司会	120,000	120,000
		10	教誨師会	300,000	300,000
	11		教区寺院活性化支援室費	867,216	3,490,000
		1	支援室諸事業費	866,516	3,290,000
		2	支援室会議費	700	200,000
(2)			組事業費	33,036,165	35,060,700
	1		組事業費	21,929,165	21,380,700
		1	組交付金	19,582,685	19,288,200
		2	同朋の会還付金	1,286,225	1,042,500
		3	教区費徴収費	1,060,255	1,050,000
	2		組教化助成費	11,107,000	13,680,000
		1	同朋の会推進講座助成	2,600,000	3,200,000
		2	組重点施策助成	2,220,000	3,050,000
		3	各種教化助成	6,287,000	7,430,000
(3)			奨励費	640,000	700,000
	1		奨励費	640,000	700,000
		1	所長巡回費	630,000	650,000
		2	奨励諸費	10,000	50,000
(4)			会議費	3,574,773	7,610,000
	1		教区会費	1,653,570	2,950,000
		1	教区会費	1,155,270	2,000,000
		2	参事会費	123,000	450,000
		3	正副議長渉外費	375,300	500,000
	2		教区門徒会費	1,146,703	2,760,000
		1	教区門徒会費	409,950	1,500,000
		2	常任委員会費	89,100	360,000
		3	正副門徒会長渉外費	375,200	400,000
		4	教区門徒会員研修会費	272,453	500,000
	3		諸会議費	774,500	1,900,000
		1	正副組長会費	368,600	700,000
		2	御依頼適正審議委員会費	148,000	500,000
		3	諸会議費	257,900	700,000
(5)			事務費	29,284,649	33,830,000
	1		事務費	13,671,825	16,880,000
		1	選挙費	48,700	700,000
		2	郵電費	3,191,832	4,000,000
		3	備品費	6,597	300,000
		4	事務消耗品費	4,845,764	5,000,000
		5	諸費	1,443,990	1,600,000
		6	光熱水費	2,875,438	3,500,000
		7	除雪対策費	800,000	800,000
		8	ネット環境整備費	459,504	980,000
	2		人件費	7,681,960	7,900,000
		1	諸給費	3,039,916	3,200,000
		2	諸手当費	4,642,044	4,700,000
	3		庶務費	7,680,864	8,250,000
		1	伝道車費	3,067,074	3,400,000
		2	渉外連絡費	291,569	500,000
		3	福利厚生費	274,750	350,000
		4	出張旅費	4,047,471	4,000,000
	4		慶事・見舞費	250,000	800,000
		1	慶事費	220,000	600,000
		2	見舞費	30,000	200,000
(6)			諸負担金	2,129,333	2,498,000
	1		諸負担金	2,129,333	2,498,000
		1	連区事業負担金	401,333	700,000
		2	会館維持負担金	1,598,000	1,598,000
		3	諸団体負担金	130,000	200,000
(7)			回付金	7,510,181	9,270,300
	1		回付金	7,510,181	9,270,300
		1	伝道車積立金会計回付金	300,000	300,000
		2	真宗学院会計回付金	900,000	900,000
		3	退職慰労積立金会計回付金	104,000	104,000
		4	役宅運営会計回付金	10,000	10,000
		5	災害対策積立金会計回付金	500,000	500,000
		6	教学研鑽室会計回付金	2,770,715	3,776,300
		7	特別事業積立金会計回付金	100,000	100,000
		8	慶讃事業会計回付金	10,000	10,000
		9	池の平センター会計回付金	200,000	200,000
		10	聖跡顕彰会計回付金	400,000	400,000
		11	災害支援実行委員会活動資金回付金	1,945,466	2,700,000
		12	教区出版会計回付金	270,000	270,000
(8)			予備費	0	8,915,000
	1		第一予備費	0	6,915,000
		1	第一予備費	0	6,915,000
	2		第二予備費	0	2,000,000
		1	第二予備費	0	2,000,000
合 計				93,615,091	122,700,000

2025年度新潟教区共済特別会計歳入歳出決算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 189,124,351 円也
歳出総額 500,110 円也
差引残額 188,624,241 円也

歳入の部			
項	目	科目名称	決算額
1		共済拠出金	6,820,000
	1	共済拠出金	6,820,000
2		雑収入	382,092
	1	雑収入	382,092
3		繰越金	181,922,259
	1	繰越金	181,922,259
合 計			189,124,351

歳出の部			
項	目	科目名称	決算額
1		共済見舞費	500,000
	1	共済金	0
	2	見舞金	500,000
2		事務費	110
	1	事務費	0
	2	郵便費	110
3		予備費	0
	1	予備費	0
合 計			500,110

2025年度新潟教区出版特別会計歳入歳出決算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 2,033,574 円也
歳出総額 1,128,307 円也
差引残額 905,267 円也

歳入の部			
項	目	科目名称	決算額
1		出版戻加金	1,205,307
	1	本山出版戻加金	1,128,307
	2	教区出版戻加金	77,000
2		回付受金	270,000
	1	回付受金	270,000
3		雑収入	15,737
	1	雑収入	15,737
4		繰越金	542,530
	1	繰越金	542,530
合 計			2,033,574

歳出の部			
項	目	科目名称	決算額
1		頒布諸費	0
	1	頒布諸費	0
2		本山出版戻加金支出	1,002,077
	1	本山出版戻加金支出	1,002,077
3		教区出版発行費	0
	1	教区出版発行費	0
4		回付金	126,230
	1	回付金	126,230
5		予備費	0
	1	予備費	0
合 計			1,128,307

2025年度新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出決算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 42,802,203 円也
歳出総額 1,439,720 円也
差引残額 41,362,483 円也

歳入の部			
項	目	科目名称	決算額
1		役宅戻加金	1,000
	1	役宅戻加金	1,000
2		回付受金	10,000
	1	回付受金	10,000
3		融通返済受金	3,000,000
	1	融通返済受金	3,000,000
4		雑収入	76,311
	1	雑収入	76,311
5		繰越金	39,714,892
	1	繰越金	39,714,892
合 計			42,802,203

歳出の部			
項	目	科目名称	決算額
1		役宅管理費	1,364,822
	1	教区役宅管理費	109,255
	2	借上役宅負担費	1,255,567
2		営繕備品費	74,898
	1	営繕備品費	74,898
3		教務所整備費	0
	1	教務所整備費	0
4		予備費	0
	1	予備費	0
合 計			1,439,720

2025年度新潟真宗学院特別会計歳入歳出決算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 7,803,985 円也
歳出総額 5,600,306 円也
差引残額 2,203,679 円也

歳入の部				
款	項	目	科目名称	決算額
1			三条学舎学費	2,320,000
	1		三条学舎学費	2,320,000
		1	三条授業料	2,110,000
		2	三条施設使用料	130,000
		3	三条聴講費	80,000
2			高田学舎学費	1,610,000
	1		高田学舎学費	1,610,000
		1	高田授業料	1,500,000
		2	高田施設使用料	100,000
		3	高田聴講費	10,000
3			助成金	1,800,000
	1		助成金	1,800,000
		1	教区助成金	900,000
		2	宗派助成金	900,000
4			回付受金	0
	1		回付受金	0
		1	三条学舎回付受金	0
		2	高田学舎回付受金	0
5			雑収入	3,091
	1		雑収入	3,091
		1	雑収入	3,091
6			繰越金	2,070,894
	1		繰越金	2,070,894
		1	繰越金	2,070,894
合 計				7,803,985

歳出の部								
款	項	目	科目名称	決算額	予算額			
1			三条学舎費	3,388,430	(3,430,000) 3,554,490			
			1	三条学舎教務費	3,304,490	(3,180,000) 3,304,490		
				1	三条講師費	2,475,000	2,300,000	
				2	三条講師研究費	280,000	280,000	
				3	三条特別講義費	273,350	300,000	
				4	三条教務諸費	276,140	300,000	
			2	三条学舎事務費	83,940	250,000		
				1	三条指導会議費	79,300	200,000	
			2	三条事務諸費	4,640	50,000		
			2			高田学舎費	2,139,382	2,750,000
						1	高田学舎教務費	2,070,842
1	高田講師費	1,449,000					1,700,000	
2	高田講師研究費	360,000					360,000	
3	高田特別講義費	138,526					300,000	
4	高田教務諸費	123,316					150,000	
2	高田学舎事務費	68,540				240,000		
	1	高田指導会議費				65,300	200,000	
2	高田事務諸費	3,240				40,000		
3						運営費	72,494	250,000
			1	運営費	72,494	250,000		
				1	運営委員会費	10,600	50,000	
				2	学院指導会議費	29,700	150,000	
				3	学院事務諸費	32,194	50,000	
4			予備費	0	(1,230,000) 1,105,510			
			1	予備費	0	(1,230,000) 1,105,510		
				1	予備費	0	1,230,000	
				合計	5,600,306	7,660,000		

2025年度新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出決算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 25,895,180 円也
歳出総額 16,750,268 円也
差引残額 9,144,912 円也

歳入の部						
款	項	目	科目名称	決算額	予算額	
(1)			助成金	7316604	7300000	
	1		助成金	7,316,604	7,300,000	
		1		慶讃事業助成金	7,316,604	7,300,000
(2)			懇志金	5,097,500	2,200,000	
	1		懇志金	5,097,500	2,200,000	
		1		懇志金	5,097,500	2,200,000
(3)			冥加金	3,166,000	4,600,000	
	1		冥加金	3,166,000	4,600,000	
		1		法要冥加金	2,516,000	2,800,000
		2		慶事冥加金	650,000	1,800,000
(4)			回付受金	10,000	10,000	
	1		回付受金	10,000	10,000	
		1		回付受金	10,000	10,000
(5)			雑収入	37,871	12,795	
	1		雑収入	37,871	12,795	
		1		雑収入	37,871	12,795
(6)			繰越金	10,267,205	10,267,205	
	1		繰越金	10,267,205	10,267,205	
		1		繰越金	10,267,205	10,267,205
合 計				25,895,180	24,390,000	

歳出の部						
款	項	目	科目名称	決算額	予算額	
(1)			教区事業費	13,293,541	15,190,000	
	1		教区事業費	13,293,541	15,190,000	
		1		教区慶讃法要費	12,266,085	12,500,000
		2		慶讃教化事業費	1,027,456	2,690,000
(2)			組助成費	2,003,000	2,650,000	
	2		組助成費	2,003,000	2,650,000	
		1		組教化助成費	100,000	540,000
		2		組団参加助成費	1,903,000	2,110,000
(3)			事務費	1,453,727	(1,100,000)	
					1,453,727	
	1		事務費	1,453,727	(1,100,000)	
		1		会議費	1,192,000	800,000
		2		郵便費	250,912	100,000
		3		事務諸費	10,815	200,000
(4)			予備費	0	(5,450,000)	
					5,096,273	
	1		予備費	0	(5,450,000)	
		1		予備費	0	5,096,273
合 計				16,750,268	24,390,000	

2025年度新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出決算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 9,022,152 円也
歳出総額 2,770,715 円也
差引残額 6,251,437 円也

歳入の部				
項	目	科目名称	決算額	予算額
1		冥加金	75,000	100,000
	1	冥加金	75,000	100,000
2		助成金	0	10,000
	1	宗派助成金	0	10,000
3		回付受金	2,770,715	3,776,300
	1	回付受金	2,770,715	3,776,300
4		雑収入	18,440	15,703
	1	雑収入	18,440	15,703
5		繰越金	6,157,997	6,157,997
	1	繰越金	6,157,997	6,157,997
合 計			9,022,152	10,060,000

歳出の部				
項	目	科目名称	決算額	予算額
1		教化センター費	1,904,921	2,276,300
	1	講師費	524,100	524,300
	2	研究員費	172,600	200,000
	3	センター諸研修費	409,676	752,000
	4	センター紀要費	798,545	800,000
2		聞思学場費	819,954	1,260,000
	1	聞思諸研修費	285,354	710,000
	2	教導費	534,600	550,000
3		図書整備費	0	110,000
	1	図書整備費	0	10,000
	2	図書購入費	0	100,000
4		事務運営費	45,840	130,000
	1	会議運営費	43,000	100,000
	2	事務諸費	2,840	30,000
5		予備費	0	6,283,700
	1	予備費	0	6,283,700
合 計			2,770,715	10,060,000

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 15,516,455 円也
歳出総額 13,232,537 円也
差引残額 2,283,918 円也

歳入の部				
款	項	目	科目名称	決算額
1			冥加金	5,489,105
	1		冥加金	5,489,105
		1	冥加金	5,489,105
2			回付受金	7,310,000
	1		回付受金	7,310,000
		1	宗派回付受金	7,110,000
		2	教区回付受金	200,000
3			諸懇志	27,000
	1		諸懇志	27,000
		1	諸懇志	27,000
4			雑収入	5,894
	1		雑収入	5,894
		1	雑収入	5,894
5			繰越金	2,684,456
	1		繰越金	2,684,456
		1	繰越金	2,684,456
合 計				15,516,455

歳出の部				
款	項	目	科目名称	決算額
1			事業費	7,866,770
	1		研修費	2,127,907
		1	給食費	1,299,191
		2	教材費	26,400
		3	振興費	802,316
	2		管理費	5,738,863
		1	荘厳費	25,329
		2	営繕整備費	1,212,310
		3	備品費	222,647
		4	除雪費	589,050
		5	光熱水費	1,657,575
		6	温泉関係費	448,800
		7	諸費	1,228,370
		8	負担金費	188,960
		9	公用車費	165,822
2			庶務費	5,365,767
	1		事務費	163,636
		1	会議費	20,800
		2	通信費	142,836
		3	渉外費	0
	2		人件費	5,202,131
		1	職員費	4,604,914
		2	補助員費	432,017
		3	交通費	165,200
3			予備費	0
	1		予備費	0
		1	予備費	0
合 計				13,232,537

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 992,090 円也
歳出総額 391,945 円也
差引残額 600,145 円也

歳入の部				
項	目	科目名称	決算額	予算額
1		回付受金	400,000	400,000
	1	回付受金	400,000	400,000
3		雑収入	11,313	9,223
	1	雑収入	11,313	9,223
4		繰越金	580,777	580,777
	1	繰越金	580,777	580,777
合 計			992,090	990,000

歳出の部				
項	目	科目名称	決算額	予算額
1		荘厳費	220,000	220,000
	1	荘厳費	220,000	220,000
2		管理費	130,000	130,000
	1	管理費	130,000	130,000
3		会議費	27,400	150,000
	1	会議費	27,400	150,000
4		諸費	14,545	50,000
	1	諸費	14,545	50,000
5		予備費	0	440,000
	1	予備費	0	440,000
合 計			391,945	990,000

2025年度新潟教区伝道車積立金会計計算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 6,364,335 円也
支出総額 0 円也
差引残額 6,364,335 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	337,500
2	雑収入	12,733
3	繰越金	6,014,102
合 計		6,364,335

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	伝道車費	0
2	予備費	0
合 計		0

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 3,488,186 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 3,488,186 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	284,000
2	雑収入	7,285
3	繰越金	3,196,901
	合計	3,488,186

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	退職金	0
2	予備費	0
	合計	0

2025年度新潟教区災害対策積立金会計計算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 4,510,957 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 4,510,957 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	500,000
2	雑収入	8,573
3	繰越金	4,002,384
	合計	4,510,957

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	災害見舞金	0
2	予備費	0
	合計	0

2025年度新潟教区特別事業積立金会計計算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 87,117,408 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 87,117,408 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	旧三条教区懇志金	35,000
2	旧高田教区懇志金	0
3	回付受金	100,000
4	雑収入	181,838
5	繰越金	86,800,570
	合計	87,117,408

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
	合計	0

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 16,242,774 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 16,242,774 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	0
2	雑収入	29,263
3	繰越金	16,213,511
	合計	16,242,774

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
	合計	0

2025年度新潟真宗学院高田学舎運営積立金会計計算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 3,549,700 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 3,549,700 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	0
2	雑収入	7,059
3	繰越金	3,542,641
	合計	3,549,700

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
	合計	0

2025年度新潟教区「池の平青少年センター」施設整備積立金会計計算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 2,779,725 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 2,779,725 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	雑収入	6,931
2	繰越金	2,772,794
	合計	2,779,725

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	施設整備費	0
2	予備費	0
	合計	0

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 3,276,007 円也
支出総額 0 円也
差引残額 3,276,007 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	0
2	寄付金	27,000
3	雑収入	0
4	繰越金	3,249,007
	合計	3,276,007

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	営繕費	0
2	予備費	0
	合計	0

2025年度新潟教区寺院活性化支援室運営積立金会計計算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 5,641,204 円也
支出総額 867,216 円也
差引残額 4,773,988 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	3,490,000
2	雑収入	3,304
3	繰越金	2,147,900
	合計	5,641,204

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	867,216
2	予備費	0
	合計	867,216

2025年度新潟教区三別院除雪対策助成積立金会計計算書

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 274,000 円也
支出総額 0 円也
差引残額 274,000 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	274,000
2	雑収入	0
3	繰越金	0
	合計	274,000

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
	合計	0

自2025年7月1日 至2026年6月30日

収入総額 4,086,186 円也
支出総額 3,319,651 円也
差引残額 766,535 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	助成金	1,714,501
2	回付受金	1,945,466
3	雑収入	224,124
4	繰越金	202,095
	合計	4,086,186

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	災害救援費	0
2	保養事業費	3,162,191
3	研修費	155,480
4	予備費	1,980
	合計	3,319,651

2026 年度 新潟教区予算概説

【教区事業費会計】

予算総額は1億2,070万円となり、昨年度より200万円減額にて計上いたします。

「歳入の部」における主な内容として、1款「教区交付金」は、交付金制度の変更に伴い、御依頼額の12%に加え、総御依頼額の3%（寺院教会数10%、門徒指数80%、教区広域指数10%を各教区に按分）を計上し、科目の名称変更に加え、「奨励交付金」を廃止します。伴い、「同朋会員志還付金」については扱いが無くなることにより廃止します。2款「助成金」は、従来の実績及び本山からの通知に基づき計上します。特に、2項2目「教務所運営助成」については、門徒用授与物の取扱いが本山へ移行したことに伴い事務費分の減額です。

4款「教区費」は、昨年度同額の合計2,100万円を教区内693ヵ寺に御依頼します。

5款「回付受金」は、教区出版特別会計からの本山出版物売上の教区収入分を実績に基づき調整することに加え、教区寺院活性化支援室にかかる経費を補うべく、教区寺院活性化支援室積立金会計から支出経費相当額を回付する措置を行うため、286万8千円にて計上します。

8款「繰越金」は、137万円余りの増額となっております。

「歳出の部」における主な内容として、1款「教化研修費」は、1項「教化本部費」より5項「共同教化部門費」は、教区教化委員会の事業計画に基づき編成し計上します。併せて、7項「伝道広報室費」及び8項「同朋社会協議会費」は、教区伝道広報室及び同朋社会協議会の事業計画、10項「関係団体助成費」は、これまでの実績及び各団体の事業計画に基づき計上し、本年度より新たに三条声明会、高田准堂衆会へそれぞれ5万円、計10万円の助成を計上します。また、教区教化委員会並びに教区伝道広報室、同朋社会協議会の運営にかかる各会議費については、過年度の実績を踏まえつつ、本年度は各組織の委員任期満了に伴い新しい組織構成にて実働されることを考慮し、それぞれの会議費を計上します。11項「教区寺院活性化支援室費」については、支援室の事業計画に基づき計上します。

2款「組事業費」において、1項1目「組交付金」は、交付金制度の変更を受け、同朋会員志を含めた経常費収納額に対し昨年度同基準での交付金算出により増額にて計上します。2目「教区費徴収費」は、昨年度同基準にて御依頼額も同額のため変動はありません。「同朋の会還付金」は、前述のとおり廃止します。2項「組教化助成費」は新たな教区助成制度が運用されることから、組を基軸とする教化事業の充実を目的とし増額して計上します。

4款「会議費」は、これまでの実績や旅費の概算に基づき必要額を計上しますが、2項1目「教区門徒会費」は、組門徒会員改選に伴う教区門徒会組織編成を考慮し増額して計上します。3項「諸会議費」は、本山主催の各種説明会（本山からの補助有）を予定しているため増額して計上します。

5款「事務費」は、1項2目「郵電費」について、過年度の実績と門徒用授与物の取扱いが無くなったことに伴い減額して計上します。5目「諸費」は、高田教務事務所の複合機と印刷機の入替にて増額して計上します。

6款「諸負担金」は、昨年度増額した東日本連区正副議長会・所長次長主計会の当番分を減額して計上します。

7 款「回付金」は、特別会計や積立金の状況に基づき必要額を回付します。6 目「教学研鑽室会計回付金」は、教学研鑽機関の計画に基づき、減額して計上します。詳細は後述の特別会計概説にて記載します。

8 款「予備費」は、減額計上となっており、予算総額の 1 割の確保が難しく、厳しい財政現状をご理解賜りますようお願い申し上げます。

【教区共済特別会計】

予算総額は 1 億 9, 590 万円となり、昨年度比 690 万円の増額です。

「歳入の部」1 項「共済拠出金」は、御依頼寺院数の減により 6 万円減額となっており、ます。「歳出の部」1 項「共済見舞費」は、予測できない災害対応に備えるべく、同額にて計上しております。

【教区出版特別会計】

予算総額は 259 万円で、昨年度比 5 万円の増額です。

「歳入の部」1 項「出版冥加金」は、過年度の実績に基づき減額して計上します。伴い、「歳出の部」2 項「本山出版冥加金支出」、4 項「回付金」をそれぞれ減額して計上します。

【教区教務所員役宅運営特別会計】

予算総額は 4, 445 万円で、昨年度比 166 万円の増額です。

「歳入の部」3 項 1 目「融通返済受金」は、昨年度に引き続き三条別院境内にある学校法人三条大谷学園松葉幼稚園より、2017 年の新園舎建設の際に旧三条教区地方事業補助金会計より融通した 3, 000 万円を 1 年 300 万円ずつ 10 ヶ年度計画にて返済予定となっており、2026 年度は 9 ヶ年度目にあたります。ついては、引き続き 300 万円を計上します。「歳出の部」1 項 2 目「借上役宅負担費」では、昨年度執行状況を鑑み増額して計上します。

【新潟真宗学院特別会計】

予算総額は 780 万円で、昨年度比 14 万円の増額です。

2026 年度は三条学舎・高田学舎ともに 3 学年目にあたり、2026 年 4 月よりそれぞれの学舎にて授業が進められております。よって、実際の学院生数に合わせ、「歳入の部」1 款「三条学舎学費」、2 款「高田学舎学費」をそれぞれ計上します。「歳出の部」では、1 款「三条学舎費」について、昨年度の執行状況を鑑み増額して計上します。特に、3 学年目については卒業式を控えていることから、記念品等の経費を確保すべく、3 款 1 項 3 目「学院事務諸費」を増額して計上します。

【教区教学研鑽室特別会計】

予算総額は 887 万円で、昨年度比 119 万円の減額です。

「歳入の部」3 項「回付受金」は、「歳出の部」1 項「教化センター費」、2 項「聞思学場費」、3 項「図書整備費」、4 項「事務運営費」の合計 248 万 9, 300 円計上し、同額を教区事業費会計から回付を受けるよう計上しております。

なお、「歳出の部」5 項「予備費」の中に改編特別給付金 200 万円を保管しております。

すが、活用計画がなされていないため、忘備として記載しております。

【教区「池の平青少幼年センター」特別会計】

予算総額は1, 631万円で昨年度比138万円の増額です。

「歳入の部」1款「冥加金」は、2026年7月からの冥加金額改定に伴い、過年の実績に基づき、260万円増額して計上します。2款「回付受金」は、1項1目「宗派回付受金」について、宗派慶讃事業助成の終了に伴い減額して計上します。加え、冥加金の増収を見込み、2目「教区回付受金」についても減額して計上します。

「歳出の部」1款「事業費」は、各科目を実績に基づき計上します。1項1目「給食費」は、昨今の物価上昇を鑑み、30万円増額して計上します。3目「振興費」は昨年度に本山からの助成を受け特別に開催した「お寺のこどもたちのつどい」が、本年度は計画がないため応分を減額して計上します。2項7目「諸費」については複合機の入替に伴う事務機器リース料増のため、9目「公用車費」は車検費用確保のため、それぞれ増額して計上します。

2款「庶務費」は、2項1目「人件費」について、昨年度の執行状況を鑑み増額して計上します。

【教区聖跡顕彰特別会計】

予算総額は101万円で、昨年度比2万円の増額です。

運営委員会での協議を踏まえ、各科目については昨年度の予算編成に準じ計上しております。「歳出の部」3項「会議費」については、過年度の執行状況を鑑み減額して計上します。

【教区慶讃事業特別会計】

予算総額は1, 012万円で、昨年度比1, 427万円の減額です。

本年度は、教区慶讃法要が厳修され、事後事業にかかる経費を計上します。

「歳入の部」1項「冥加金」は、豆皿のセット頒布及び風呂敷残部の頒布にかかる収入について、科目を新設し計上します。

「歳出の部」1項「教区事業費」は、1目「教区慶讃事業費」にて教区人の育成研修を目的とした事業にかかる経費を計上し、2目「記念記録事業費」を新設し、法要の記録誌作製にかかる経費や豆皿セット調製経費を計上します。2項「各種助成費」は、組における研修や慶讃法要に対する助成金や別院への助成金を計上します。3項「事務費」は、法要厳修後の組織縮小を鑑み減額して計上します。

なお、「歳入の部」、「歳出の部」における法要執行にかかる科目については、法要厳修に伴い廃止いたします。

以上、9会計につきまして、各機関で立案された事業計画や、教区財政を勘案しながら、各科目の精査検討を行い、予算を編成いたしました。

以上

2026年度新潟教区事業費会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 120,700,000 円也
歳出総額 120,700,000 円也

歳入の部						
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減
(1)			教区交付金	53,503,061	54,649,900	△ 1,146,839
	1		教区交付金	53,503,061	48,220,500	5,282,561
		1	教区交付金	53,503,061	48,220,500	5,282,561
			奨励交付金	0	6,429,400	△ 6,429,400
			奨励交付金	0	6,429,400	△ 6,429,400
(2)			助成金	14,380,000	14,850,000	△ 470,000
	1		助成金	14,380,000	14,850,000	△ 470,000
		1	本山事業助成金	6,500,000	6,800,000	△ 300,000
		2	教務所運営費助成	7,880,000	8,050,000	△ 170,000
(3)			教区費	21,300,000	21,300,000	0
	1		教区費	21,300,000	21,300,000	0
		1	本年度教区費	21,000,000	21,000,000	0
		2	過年度教区費	300,000	300,000	0
(4)			回付受金	2,868,000	3,690,000	△ 822,000
	1		回付受金	2,868,000	3,690,000	△ 822,000
		1	回付受金	2,868,000	3,690,000	△ 822,000
(5)			冥加金	400,000	400,000	0
	1		冥加金	400,000	400,000	0
		1	研修冥加金	400,000	400,000	0
(6)			雑収入	785,391	681,309	104,082
	1		雑収入	785,391	681,309	104,082
		1	雑収入	785,391	681,309	104,082
(7)			繰越金	27,463,548	26,086,291	1,377,257
	1		繰越金	27,463,548	26,086,291	1,377,257
		1	繰越金	27,463,548	26,086,291	1,377,257
			同朋会員志還付金	0	1,042,500	△ 1,042,500
			同朋会員志還付金	0	1,042,500	△ 1,042,500
			同朋会員志還付金	0	1,042,500	△ 1,042,500
合 計				120,700,000	122,700,000	△ 2,000,000

歳出の部							
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
(1)			教化研修費	24,209,000	24,816,000	△ 607,000	
	1		教化本部費	2,284,000	1,959,000	325,000	
		1	本部研修費	1,330,000	300,000	1,030,000	「是旃陀羅」教区・組研修会、本部員研修
		2	特別事業助成費	200,000	400,000	△ 200,000	時局対応
		3	教化関係団体懇談会費	100,000	100,000	0	懇談会
		4	女性研修費	444,000	444,000	0	エリア女性研修会・教区女性研修会
		5	帰敬式法座	200,000	100,000	100,000	帰敬式法座
		6	新任教師研修会	10,000	0	10,000	【再開】
			同朋の会育成費	0	587,000	△ 587,000	【移設】1-11-1 支援室事業へ
			帰敬式実践運動推進費	0	28,000	△ 28,000	【廃止】
	2		教学儀式部門費	3,068,000	2,870,000	198,000	
		1	教学研修費	1,438,000	1,297,000	141,000	秋安居（三条・高田）・教学研究会・教学研究会
		2	儀式声明研修費	938,000	881,000	57,000	声明基本講習会（夏・春）、声明講習会（秋・春）、声明作法講習会、声明儀式講習会
		3	得度研修費	492,000	492,000	0	得度研修会・得度受式者の集い
		4	教学儀式部門懇談会費	200,000	200,000	0	教学儀式部門実行委員交流会
	3		同朋社会部門費	180,000	430,000	△ 250,000	
		1	社会問題研修費	180,000	330,000	△ 150,000	社会問題研修会
			同社協懇談会費	0	100,000	△ 100,000	【廃止】
	4		未来構想部門費	2,390,000	1,090,000	1,300,000	
		1	青少幼年教化費	1,890,000	690,000	1,200,000	青少幼年キャンプ、こども報恩講、べつていん寺子屋
		2	青少幼年協議会費	100,000	100,000	0	青少幼年教化連絡協議会
		3	未来構想費	400,000	300,000	100,000	未来構想検討会、若手交流会、お寺ラボ、サポート模索
	5		共同教化部門費	662,000	880,000	△ 218,000	
		1	教区-組教化連絡会費	380,000	380,000	0	教区-組教化連絡会
		2	組教化担当者協議会費	250,000	500,000	△ 250,000	1回
		3	組教化担当者研修会	32,000	0	32,000	【新設】組教化担当者研修会
	6		教化委員会費	2,280,000	2,480,000	△ 200,000	
		1	教化委員会会議費	1,300,000	1,500,000	△ 200,000	教化委員会総会、本部会、企画会、部門会議旅費
		2	実行委員会会議費	500,000	500,000	0	実行委員会、会議旅費
		3	正副本部長手当費	180,000	180,000	0	正副本部長役職手当
		4	教化諸費	300,000	300,000	0	時事対応経費、教化委員会関係職員参加費 等
	7		伝道広報室費	1,834,000	1,854,000	△ 20,000	
		1	教化広報費	1,240,000	1,210,000	30,000	機関誌発行、広報サポート
		2	ホームページ運営費	494,000	494,000	0	教区ホームページの運営、ページ修正経費 等
		3	伝道広報室会議費	100,000	150,000	△ 50,000	会議旅費

款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
(1)	8	同朋社会協議会費		2,062,000	1,972,000	90,000	
		1	差別問題研修費	160,000	170,000	△ 10,000	差別問題基礎講座・専門講座 リーフレット製作
		2	靖国問題研修費	241,000	241,000	0	靖国問題基礎講座・専門講座
		3	男女平等参画研修費	261,000	211,000	50,000	男女平等参画基礎講座・専門講座
		4	協議会会議費	850,000	700,000	150,000	総会・常任委員会・各専門部会 会議旅費
		5	協議会諸費	150,000	250,000	△ 100,000	時事対応経費 集会派遣費 等
		6	関係団体負担金	400,000	400,000	0	同宗連・部落解放同盟県連等諸 団体会費 等
	9	教区教化助成費		950,000	950,000	0	
		1	派遣助成費	500,000	500,000	0	本山・連区会議・研修会派遣助成
		2	別院教化助成費	450,000	450,000	0	奉仕研修助成 10万×3別院 報恩講志 5万×3別院
	10	関係団体助成費		5,581,000	6,841,000	△ 1,260,000	
		1	坊守会	1,180,000	1,180,000	0	
		2	推進員連絡協議会	650,000	650,000	0	
		3	児童教化連盟	720,000	1,920,000	△ 1,200,000	三条 49万・高田 23万 1-4-1 教区キャンプへ事業統合 につき減額
		4	仏教青年会	1,050,000	1,050,000	0	新潟若仏 65万・高田仏青 40万
		5	スカウト連合会	551,000	551,000	0	
		6	大谷保育協会	760,000	820,000	△ 60,000	
		7	合唱団	150,000	150,000	0	
		8	教導補導会	100,000	100,000	0	
		9	保護司会	120,000	120,000	0	
		10	教誨師会	200,000	300,000	△ 100,000	
		11	准堂衆会	100,000	0	100,000	【新設】三条・高田各5万
	11	教区寺院活性化支援室費		2,918,000	3,490,000	△ 572,000	
		1	支援室諸事業費	2,718,000	3,290,000	△ 572,000	基礎講座、サポート、機材購入、 過疎過密フィールドワーク、指定 同朋の会、僧侶研鑽動画
		2	支援室会議費	200,000	200,000	0	
(2)	組事業費			37,279,000	35,060,700	2,218,300	
	1	組事業費		21,999,000	21,380,700	618,300	
		1	組交付金	20,949,000	19,288,200	1,660,800	本山経常費収納 (349,150,000) の6%
		2	教区費徴収費	1,050,000	1,050,000	0	教区費収納額の5%
			同朋の会還付金	0	1,042,500	△ 1,042,500	【廃止】
	2	組教化助成費		15,280,000	13,680,000	1,600,000	
		1	同朋の会推進講座助成	2,800,000	3,200,000	△ 400,000	新基準に基づいて計上
		2	組重点施策助成	2,160,000	3,050,000	△ 890,000	新基準に基づいて計上
		3	各種教化助成	10,320,000	7,430,000	2,890,000	新基準に基づいて計上
(3)	奨励費			830,000	700,000	130,000	
	1	奨励費		830,000	700,000	130,000	
		1	所長巡回費	780,000	650,000	130,000	組会・組門徒会
		2	奨励諸費	50,000	50,000	0	時事対応経費 等

款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
(4)			会議費	7,960,000	7,610,000	350,000	
	1		教区会費	2,500,000	2,950,000	△ 450,000	
		1	教区会費	1,500,000	2,000,000	△ 500,000	通常会・臨時会（合計2回）分 1回最大60万円+α
		2	参事会費	450,000	450,000	0	5回分 1回最大9万
		3	正副議長渉外費	550,000	500,000	50,000	全国正副議長会拠出金 役職手当等
	2		教区門徒会費	3,260,000	2,760,000	500,000	
		1	教区門徒会費	2,000,000	1,500,000	500,000	通常会・臨時会（合計3回）分 1回最大60万円+α
		2	常任委員会費	360,000	360,000	0	4回分 1回最大9万
		3	正副門徒会長渉外費	400,000	400,000	0	全国門徒会正副会長会拠出金 役職手当等
		4	教区門徒会員研修会費	500,000	500,000	0	教区門徒会の研修
	3		諸会議費	2,200,000	1,900,000	300,000	
		1	正副組長会費	700,000	700,000	0	2回分
		2	御依頼適正審議委員会費	500,000	500,000	0	全体会・小委員会
		3	諸会議費	1,000,000	700,000	300,000	教区改編委員会、 教区門徒戸数調査委員会 等
(5)			事務費	32,780,000	33,830,000	△ 1,050,000	
	1		事務費	15,630,000	16,880,000	△ 1,250,000	
		1	選挙費	10,000	700,000	△ 690,000	教区会議員選挙経費
		2	郵電費	3,700,000	4,000,000	△ 300,000	教務所・教務事務所電話代、郵便・宅急便・メール便代 全寺院発送委託経費
		3	備品費	300,000	300,000	0	教務所・教務事務所備品購入代
		4	事務消耗品費	5,500,000	5,000,000	500,000	コピー用紙、封筒、会議用水、 その他消耗品 印刷機器リース代・インク代 等
		5	諸費	1,600,000	1,600,000	0	各種手数料、新聞代 等
		6	光熱水費	3,200,000	3,500,000	△ 300,000	教区負担分 三条別院 180万、高田別院 120万、 新井別院 30万 +予備
		7	除雪対策費	800,000	800,000	0	別院の顕著な豪雪による除雪経 費に対する助成
		8	ネット環境整備費	520,000	980,000	△ 460,000	オンライン設備充実のための機 材購入費
	2		人件費	8,000,000	7,900,000	100,000	
		1	諸給費	3,300,000	3,200,000	100,000	嘱託教区手当、社会保険料負担
		2	諸手当費	4,700,000	4,700,000	0	宗務役員教区手当、休日・時間 外勤務手当
	3		庶務費	8,350,000	8,250,000	100,000	
		1	伝道車費	3,400,000	3,400,000	0	リース料、保険料 等
		2	渉外連絡費	400,000	500,000	△ 100,000	教務所長会拠出金、酒肴料、参 加費 等
		3	福利厚生費	350,000	350,000	0	職員健康診断
		4	出張旅費	4,200,000	4,000,000	200,000	教務所員出張旅費、公用車ガソリン代 等
	4		慶事・見舞費	800,000	800,000	0	
		1	慶事費	600,000	600,000	0	祝金・得度、住職就任記念品、住職 30年・坊守30年賞状額 等
		2	見舞費	200,000	200,000	0	門徒宅災害見舞

款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
(6)			諸負担金	2,242,000	2,498,000	△ 256,000	
	1		諸負担金	2,242,000	2,498,000	△ 256,000	
		1	連区事業負担金	500,000	700,000	△ 200,000	連区議長会、門徒会長会等負担金
		2	会館維持負担金	1,592,000	1,598,000	△ 6,000	三条別院・高田別院・新井別院へ回付 均等割30万+崇敬寺院数割
		3	諸団体負担金	150,000	200,000	△ 50,000	真宗教団連合 等
(7)			回付金	7,685,300	9,270,300	△ 1,585,000	
	1		回付金	7,685,300	9,270,300	△ 1,585,000	
		1	伝道車積立金会計回付金	300,000	300,000	0	公用車購入資金
		2	真宗学院会計回付金	900,000	900,000	0	特別会計 45万×2学舎分
		3	退職慰労積立金会計回付金	106,000	104,000	2,000	嘱託1名分確保
		4	役宅運営会計回付金	10,000	10,000	0	
		5	災害対策積立金会計回付金	500,000	500,000	0	
		6	教学研鑽室会計回付金	2,489,300	3,776,300	△ 1,287,000	教化センター 119万9,300円 聞思学場 113万円 図書整備 3万円 会議運営費 13万円
		7	特別事業積立会計回付金	100,000	100,000	0	
		8	慶讃事業会計回付金	10,000	10,000	0	
		9	池の平センター会計回付金	100,000	200,000	△ 100,000	
		10	聖跡顕彰会計回付金	400,000	400,000	0	尾神嶽報尽碑・竹ノ内草庵・木揚場教会
		11	災害支援実行委員会活動資金回付金	2,500,000	2,700,000	△ 200,000	災害支援実行委員会事業計画参照
		12	教区出版会計回付金	270,000	270,000	0	新規出版発行財源として
(8)			予備費	7,714,700	8,915,000	△ 1,200,300	6.39%
	1		第一予備費	5,714,700	6,915,000	△ 1,200,300	
		1	第一予備費	5,714,700	6,915,000	△ 1,200,300	避けがたい予算の不足を補う
	2		第二予備費	2,000,000	2,000,000	0	
		1	第二予備費	2,000,000	2,000,000	0	予算外に生じた必要な経費に充てる
			合 計	120,700,000	122,700,000	△ 2,000,000	

2026年度新潟教区共済特別会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 195,900,000 円也

歳出総額 195,900,000 円也

歳入の部						
項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1		共済拠出金	6,930,000	6,990,000	△ 60,000	
	1	共済拠出金	6,930,000	6,990,000	△ 60,000	1ヵ寺10,000円
2		雑収入	345,759	87,741	258,018	
	1	雑収入	345,759	87,741	258,018	預金利息 等
3		繰越金	188,624,241	181,922,259	6,701,982	
	1	繰越金	188,624,241	181,922,259	6,701,982	前年度繰越金
合 計			195,900,000	189,000,000	6,900,000	

歳出の部						
項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1		共済見舞費	60,000,000	60,000,000	0	
	1	共済金	30,000,000	30,000,000	0	1ヵ寺 最大1,000万円
	2	見舞金	30,000,000	30,000,000	0	基準に満たない被害に対する見舞金
2		事務費	150,000	150,000	0	
	1	会議費	100,000	100,000	0	共済委員会 会議費
	2	事務諸費	50,000	50,000	0	郵便費 等
3		予備費	135,750,000	128,850,000	6,900,000	
	1	予備費	135,750,000	128,850,000	6,900,000	
合 計			195,900,000	189,000,000	6,900,000	

2026年度新潟教区出版特別会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 2,590,000 円也

歳出総額 2,590,000 円也

歳入の部						
項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1		出版冥加金	1,400,000	1,680,000	△ 280,000	
	1	本山出版冥加金	1,300,000	1,500,000	△ 200,000	本山出版物売り上げ（教務所窓口頒布分）
	2	教区出版冥加金	100,000	180,000	△ 80,000	教区出版物売り上げ
2		回付受金	270,000	270,000	0	
	1	回付受金	270,000	270,000	0	教区事業費会計より
3		雑収入	14,733	47,470	△ 32,737	
	1	雑収入	14,733	47,470	△ 32,737	預金利息 等
4		繰越金	905,267	542,530	362,737	
	1	繰越金	905,267	542,530	362,737	前年度繰越金
合 計			2,590,000	2,540,000	50,000	

歳出の部						
項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1		頒布諸費	50,000	50,000	0	
	1	頒布諸費	50,000	50,000	0	委託頒布買取経費 等
2		本山出版冥加金支出	1,200,000	1,300,000	△ 100,000	
	1	本山出版冥加金支出	1,200,000	1,300,000	△ 100,000	教務所売上のうち本山へ送金する金額
3		教区出版発行費	1,000	1,000	0	
	1	教区出版発行費	1,000	1,000	0	
4		回付金	150,000	200,000	△ 50,000	
	1	回付金	150,000	200,000	△ 50,000	本山出版売上教区収入分を教区事業費会計へ回付
5		予備費	1,189,000	989,000	200,000	
	1	予備費	1,189,000	989,000	200,000	
合 計			2,590,000	2,540,000	50,000	

2026年度新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 44,450,000 円也
歳出総額 44,450,000 円也

歳入の部						
項 目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考	
1	役宅冥加金	1,000	12,000	△ 11,000		
	1 役宅冥加金	1,000	12,000	△ 11,000		
2	回付受金	10,000	10,000	0		
	1 回付受金	10,000	10,000	0	教区事業費会計より	
3	融通返済受金	3,000,000	3,000,000	0		
	1 融通返済受金	3,000,000	3,000,000	0	三条大谷学園松葉幼稚園からの新園舎建設に伴う融通金の返済 10ヵ年度計画の9ヵ年度目	
4	雑収入	76,517	53,108	23,409		
	1 雑収入	76,517	53,108	23,409	預金利息 等	
5	繰越金	41,362,483	39,714,892	1,647,591		
	1 繰越金	41,362,483	39,714,892	1,647,591	前年度繰越金	
合 計		44,450,000	42,790,000	1,660,000		

歳出の部						
項 目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考	
1	役宅管理費	1,650,000	1,300,000	350,000		
	1 教区役宅管理費	150,000	150,000	0	教区役宅共用部分光熱水費 火災保険料 等	
	2 借上役宅負担費	1,500,000	1,150,000	350,000	宗派借上役宅教区負担分	
2	営繕備品費	500,000	500,000	0		
	1 営繕備品費	500,000	500,000	0	教区役宅修繕費	
3	教務所整備費	100,000	100,000	0		
	1 教務所整備費	100,000	100,000	0	事務所整備費	
4	予備費	42,200,000	40,890,000	1,310,000		
	1 予備費	42,200,000	40,890,000	1,310,000		
合 計		44,450,000	42,790,000	1,660,000		

三条大谷学園の松葉幼稚園新園舎建設による融通金返済状況
 (2018年度から2027年度)

総額	30,000,000
返済額	24,000,000
残額	6,000,000

2025年度末状況

2026年度新潟真宗学院特別会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 7,800,000 円也

歳出総額 7,800,000 円也

歳入の部							
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1			三条学舎学費	2,180,000	2,160,000	20,000	
	1		三条学舎学費	2,180,000	2,160,000	20,000	
		1	三条授業料	1,950,000	1,950,000	0	15万×13名
		2	三条施設使用料	130,000	130,000	0	1万×13名
		3	三条聴講費	100,000	80,000	20,000	1科目1万*10科目(2名)
2			高田学舎学費	1,610,000	1,610,000	0	
	1		高田学舎学費	1,610,000	1,610,000	0	
		1	高田授業料	1,500,000	1,500,000	0	15万×10名
		2	高田施設使用料	100,000	100,000	0	1万×10名
		3	高田聴講費	10,000	10,000	0	1科目1万*1科目(1名)
3			助成金	1,800,000	1,800,000	0	
	1		助成金	1,800,000	1,800,000	0	
		1	教区助成金	900,000	900,000	0	教区事業費会計より 45万×2学舎
		2	宗派助成金	900,000	900,000	0	宗派より 45万×2学舎
4			回付受金	2,000	2,000	0	
	1		回付受金	2,000	2,000	0	
		1	三条学舎回付受金	1,000	1,000	0	三条学舎運営積立金会計より
		2	高田学舎回付受金	1,000	1,000	0	高田学舎運営積立金会計より
5			雑収入	4,321	17,106	△ 12,785	
	1		雑収入	4,321	17,106	△ 12,785	
		1	雑収入	4,321	17,106	△ 12,785	預金利息 等
6			繰越金	2,203,679	2,070,894	132,785	
	1		繰越金	2,203,679	2,070,894	132,785	
		1	繰越金	2,203,679	2,070,894	132,785	前年度繰越金
合 計				7,800,000	7,660,000	140,000	

歳出の部							
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1	三条学舎費			3,730,000	3,430,000	300,000	
	1	三条学舎教務費		3,480,000	3,180,000	300,000	
		1	三条講師費	2,600,000	2,300,000	300,000	御礼1コマ1万5千円+旅費 補講手当
		2	三条講師研究費	280,000	280,000	0	2万×14名
		3	三条特別講義費	300,000	300,000	0	2回分 講師礼 旅費 等
		4	三条教務諸費	300,000	300,000	0	試験手当、教職員弁当代
	2	三条学舎事務費		250,000	250,000	0	
		1	三条指導会議費	200,000	200,000	0	三条学舎指導者会議
		2	三条事務諸費	50,000	50,000	0	三条学舎郵便費 等
2	高田学舎費			2,750,000	2,750,000	0	
	1	高田学舎教務費		2,510,000	2,510,000	0	
		1	高田講師費	1,700,000	1,700,000	0	御礼1コマ1万5千円+旅費 補講手当
		2	高田講師研究費	360,000	360,000	0	2万×18名
		3	高田特別講義費	300,000	300,000	0	2回分 講師礼 旅費 等
		4	高田教務諸費	150,000	150,000	0	試験手当、講師用水 等
	2	高田学舎事務費		240,000	240,000	0	
		1	高田指導会議費	200,000	200,000	0	高田学舎指導者会議
		2	高田事務諸費	40,000	40,000	0	高田学舎郵便費 等
3	運営費			600,000	250,000	350,000	
	1	運営費		600,000	250,000	350,000	
		1	運営委員会費	50,000	50,000	0	運営委員会
		2	学院指導会議費	150,000	150,000	0	指導者会議（全体）
		3	学院事務諸費	400,000	50,000	350,000	郵便費、卒業経費 等
4	予備費			720,000	1,230,000	△ 510,000	
	1	予備費		720,000	1,230,000	△ 510,000	
		1	予備費	720,000	1,230,000	△ 510,000	
合 計				7,800,000	7,660,000	140,000	

2026年度新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 8,870,000 円也
歳出総額 8,870,000 円也

歳入の部						
項 目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考	
1	冥加金	100,000	100,000	0		
	1 冥加金	100,000	100,000	0	聴講費	
2	助成金	10,000	10,000	0		
	1 宗派助成金	10,000	10,000	0		
3	回付受金	2,489,300	3,776,300	△ 1,287,000		
	1 回付受金	2,489,300	3,776,300	△ 1,287,000	教区事業費会計より	
4	雑収入	19,263	15,703	3,560		
	1 雑収入	19,263	15,703	3,560	預金利息 等	
5	繰越金	6,251,437	6,157,997	93,440		
	1 繰越金	6,251,437	6,157,997	93,440	前年度繰越金	
合 計		8,870,000	10,060,000	△ 1,190,000		

歳出の部						
項 目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考	
1	教化センター費	1,199,300	2,276,300	△ 1,077,000		
	1 講師費	515,300	524,300	△ 9,000	定例学習会 講師謝礼・研究費・旅費	
	2 研究員費	200,000	200,000	0	研究員助成・旅費	
	3 センター諸研修費	484,000	752,000	△ 268,000	御旧跡フィールドワーク、木村主幹最終講義	
	センター紀要費	0	800,000	△ 800,000	【休止】	
2	聞思学場費	1,130,000	1,260,000	△ 130,000		
	1 聞思諸研修費	260,000	710,000	△ 450,000	公開講演会 専任講師謝礼・旅費	
	2 教導費	560,000	550,000	10,000	定例学習会 室長・指導謝礼・旅費 研鑽補助	
	3 紀要費	310,000	0	310,000	【再開】『聞思』発行経費	
3	図書整備費	30,000	110,000	△ 80,000		
	1 図書整備費	30,000	10,000	20,000		
	図書購入費	0	100,000	△ 100,000	【休止】	
4	事務運営費	130,000	130,000	0		
	1 会議運営費	100,000	100,000	0	運営委員会 スタッフ会議	
	2 事務諸費	30,000	30,000	0	郵送費 等	
5	予備費	6,380,700	6,283,700	97,000		
	1 予備費	6,380,700	6,283,700	97,000	改編特別給付金 200万	
合 計		8,870,000	10,060,000	△ 1,190,000		

2026年度新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 16,310,000 円也

歳出総額 16,310,000 円也

歳入の部						
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減
1			冥加金	7,500,000	4,900,000	2,600,000
	1		冥加金	7,500,000	4,900,000	2,600,000
		1	冥加金	7,500,000	4,900,000	2,600,000
						施設利用に伴う冥加金
2			回付受金	6,490,000	7,310,000	△ 820,000
	1		回付受金	6,490,000	7,310,000	△ 820,000
		1	宗派回付受金	6,390,000	7,110,000	△ 720,000
						宗派より 施設管理助成=250万円 教区雇員給与=339万円 雪害保険料 50万
		2	教区回付受金	100,000	200,000	△ 100,000
						教区事業費会計より
3			諸懇志	30,000	30,000	0
	1		諸懇志	30,000	30,000	0
		1	諸懇志	30,000	30,000	0
						施設利用に伴う諸懇志
4			雑収入	6,082	5,544	538
	1		雑収入	6,082	5,544	538
		1	雑収入	6,082	5,544	538
						預金利息 等
5			繰越金	2,283,918	2,684,456	△ 400,538
	1		繰越金	2,283,918	2,684,456	△ 400,538
		1	繰越金	2,283,918	2,684,456	△ 400,538
						前年度繰越金
			合 計	16,310,000	14,930,000	1,380,000

歳出の部							
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1	1		事業費	8,600,000	8,700,000	△ 100,000	
			研修費	2,180,000	2,280,000	△ 100,000	
			1 給食費	1,600,000	1,300,000	300,000	施設利用に伴う、食材費・飲料代
			2 教材費	30,000	30,000	0	教化教材等の購入費
	3 振興費	550,000	950,000	△ 400,000	センター主催行事の開催経費		
	2		管理費	6,420,000	6,420,000	0	
			1 荘厳費	70,000	70,000	0	仏華、蠟燭等、荘厳にかかる経費
			2 宮繕整備費	800,000	800,000	0	施設設備点検・清掃作業経費、その他諸宮繕対応費
			3 備品費	300,000	500,000	△ 200,000	備品購入費、修理費
			4 除雪費	1,000,000	1,000,000	0	除雪業務委託経費
			5 光熱水費	1,900,000	1,900,000	0	電気・ガス・上下水道・灯油代
			6 温泉関係費	450,000	450,000	0	温泉料負担金
			7 諸費	1,300,000	1,200,000	100,000	日用品・事務用品購入代、業務用冷凍冷蔵庫・複合機・AEDリース代、新聞購読料 等
			8 負担金費	200,000	200,000	0	温泉区協議会費、食品衛生協会会費他 各種団体負担金
	9 公用車費	400,000	300,000	100,000	車検・保険料、ガソリン代 等		
	2	1	庶務費	5,750,000	5,550,000	200,000	
事務費			350,000	350,000	0		
1 会議費			100,000	100,000	0	運営委員会（2回）、スタッフ会議他 関係会議経費	
2 通信費			200,000	200,000	0	郵便・電話(固定・FAX)代	
3 渉外費		50,000	50,000	0	各種渉外費		
2		人件費	5,400,000	5,200,000	200,000		
		1 職員費	4,700,000	4,500,000	200,000	教区雇員給与他人件費、主任時間外・休日勤務手当 センター雇員退職積立金	
	2 補助員費	500,000	500,000	0	アルバイト人件費、傷害保険料		
3 交通費	200,000	200,000	0	主任ガソリン代			
3	1	予備費	1,960,000	680,000	1,280,000		
		予備費	1,960,000	680,000	1,280,000		
		1 予備費	1,960,000	680,000	1,280,000		
合 計				16,310,000	14,930,000	1,380,000	

2026年度新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 1,010,000 円也

歳出総額 1,010,000 円也

歳入の部						
項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1		回付受金	400,000	400,000	0	
	1	回付受金	400,000	400,000	0	教区事業費会計より
2		雑収入	9,855	9,223	632	
	1	雑収入	9,855	9,223	632	預金利息 等
3		繰越金	600,145	580,777	19,368	
	1	繰越金	600,145	580,777	19,368	前年度繰越金
合 計			1,010,000	990,000	20,000	

歳出の部						
項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1		荘厳費	220,000	220,000	0	
	1	荘厳費	220,000	220,000	0	竹之内草庵供華料 10万円 報尽為期碑荘厳費 2万円 木揚場教会供華料 10万円
2		管理費	130,000	130,000	0	
	1	管理費	130,000	130,000	0	報尽為期碑清掃補助 7万円 報尽為期碑冬囲い諸経費 6万円
3		会議費	100,000	150,000	△ 50,000	
	1	会議費	100,000	150,000	△ 50,000	運営委員会開催経費 (2回)
4		諸費	50,000	50,000	0	
	1	諸費	50,000	50,000	0	賠償責任保険料、傷害保険料 (研修会等)、郵便費 等
5		予備費	510,000	440,000	70,000	
	1	予備費	510,000	440,000	70,000	
合 計			1,010,000	990,000	20,000	

2026年度新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出予算

自2026年7月1日 至2027年6月30日

歳入総額 10,120,000 円也

歳出総額 10,120,000 円也

歳入の部						
項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1		冥加金	950,000	4,600,000	△ 3,650,000	
	1	記念品冥加金	950,000	0	950,000	【新設】豆皿セット、風呂敷頒布
		法要冥加金	0	2,800,000	△ 2,800,000	【廃止】
		慶事冥加金	0	1,800,000	△ 1,800,000	【廃止】
2		回付受金	10,000	10,000	0	
	1	回付受金	10,000	10,000	0	教区事業費より
3		雑収入	15,088	12,795	2,293	
	1	雑収入	15,088	12,795	2,293	預金利息 等
4		繰越金	9,144,912	10,267,205	△ 1,122,293	
	1	繰越金	9,144,912	10,267,205	△ 1,122,293	前年度繰越金
		助成金	0	7,300,000	△ 7,300,000	【廃止】
		慶讃事業助成金	0	7,300,000	△ 7,300,000	
		懇志金	0	2,200,000	△ 2,200,000	【廃止】
		懇志金	0	2,200,000	△ 2,200,000	
			10,120,000	24,390,000	△ 14,270,000	

歳出の部						
項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1		教区事業費	1,800,000	15,190,000	△ 13,390,000	
	1	慶讃教化事業費	150,000	2,690,000	△ 2,540,000	慶讃関連教化事業経費
	2	記念記録事業費	1,650,000	0	1,650,000	【新設】記念誌・豆皿セット調製
		教区慶讃法要費	0	12,500,000	△ 12,500,000	【廃止】
2		各種助成費	2,790,000	2,650,000	140,000	【名称変更】
	1	組教化助成費	540,000	540,000	0	テーマ学習助成 @2万*27カ組
	2	組慶讃法要助成費	1,350,000	0	1,350,000	【新設】@5万*27カ組
	3	別院助成費	900,000	0	900,000	【新設】@30万*3別院
		組団参助成費	0	2,110,000	△ 2,110,000	【廃止】
3		事務費	500,000	1,100,000	△ 600,000	
	1	会議費	300,000	800,000	△ 500,000	会議旅費
	2	郵便費	100,000	100,000	0	
	3	事務諸費	100,000	200,000	△ 100,000	
4		予備費	5,030,000	5,450,000	△ 420,000	
	1	予備費	5,030,000	5,450,000	△ 420,000	
		合 計	10,120,000	24,390,000	△ 14,270,000	

5. 教化事業

2025年度 新潟教区教化事業報告

※網掛け部分は教師陸補対象研修会

【本部会】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
新潟教区 「是旃陀羅」問題に関する学習会	2025/12/19	高田別院 (サテライト 三条別院) ※1回開催 配 信あり	寺族 (住職、衆徒、坊 守など) ※広く関 心のある方	64人 (高田27 人 三条 25人 web12人)	宮下晴輝氏 (教学研究所元所長)	学習テキストを用いて、『観経』序 分を正確に読み直すことを目的とし た。なお、計画において、学習会に 先立って、テキスト内容に関して理 解を深められるように事前学習会を 3回実施するとしたが、2回 (11/10, 12/8) の開催となった。	
指定同朋の会	2025年度内通年	教区指定寺院	教区指定寺院 (最大3カ寺)	3カ寺 各回15人 程度	対象寺院との 協議により 選定	同朋の会未結成や未活動寺院を対象 に同朋の会の結成・促進をサポート する 今年度指定寺院(2組善正寺、3組安 専寺、高田12組光園寺) ※アフ ター・フォロー中(高田12組性徳 寺、高田11組専敬寺、高田12組福正 寺、高田13組西念寺)	
特別事業実施助成	通年	—	教区内の方	—	—	時局への柔軟な対応や新たな取り組 み等への支援 今年度は尾崎彰秀氏申請の「新井別 院伝立花研修会」を助成対象とし た。	
(対象事業)	2026/6/17-18	新井別院	尾崎彰秀 (第7組極生寺)	17日16人 18日25人	古川雅文氏 (元第7組道因寺)	・新井別院に相続されてきた立花の 形を絶やさないため、古川氏より技 術の継承を依頼。 ・近隣の門徒(特に推進員)に「御 坊の荘厳に携わった」という経験を もてるような研修会 ・三別院それぞれで荘厳してきた報 恩講立花担当者の情報交換を図ると ともに、新井別院にて三条別院担当 の白鳥氏に、改めて基礎を確認する 研修会を依頼。	
教化関係団体懇談会	2026/5/21	三条別院	各教化関係団体	11人	—	教区教化委員会と教化関係団体の交 流、情報共有をはかるために懇談の 場を設けた。教区内の各関係団体か ら1人出向してもらい、教務所長、 正副本部長と懇談した。	
帰敬のつどい	2025/10/9	高田別院	帰敬式受式者 後期教習修了者	45人	なし	対象者の中から感話をしてもらい、 改めて帰敬式の意義等を確認する	高田エリア事業
【新規】 教区指定帰敬式法座	①2025/7/5 ②9/27 ③11/7	割烹左い津 淨園寺 (中越11組) 三条別院	中越11組	50人受講 内、6人 受式	高橋深恵氏 (中越11組願興寺) 小林智光氏 (中越12組淨照寺)	「帰敬式法座」は、帰敬式の受式に 至る学びの場として、また既に帰敬 式を受式されている方の更なる学び の場として「礼拝・聞法・正信・帰 依三宝」等をテーマに、仏弟子とし て、学び・歩み出す機縁となること を願って開催する法座である。	
三条エリア女性研修会	2025/10/29	中越11組長福寺	どなたでも	31人	豊島信氏 (第6組西光寺)	講義・座談の一日研修会、 共に教えを聞き、共に語りあえる場 を創出する	
教区女性研修会	2026/6/5	三条別院	どなたでも	38人	荒山淳氏 (元名古屋教区教化セ ンター主幹)	講義・座談の一日研修会、 共に教えを聞き、共に語りあえる場 を創出する	

【教学儀式部門】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
声明基本講習会 (夏・春)	2025 ①8/22 (夏) 2026 ②3/26 (春)	三条別院	どなたでも	①21人 ②36人	三条声明会	得度考査に向けて講習する得度班、 日常法務に関する研鑽を資する法務 研鑽班、更なる研鑽を希望される方 への声明研鑽班に分け、班別方式で 講習を行った	三条エリア事業
声明講習会 (①秋・②春)	2026 ①3/3 ②6/17	①高田別院 ②三条別院	僧侶	①37人 ②30人	①園家信勇氏 (本山参衆) ②多田隼氏 (本山堂衆)	教区内のニーズを事業目的に資する ように内容を検討した	教師陸補 第1種対象
教学研究会	2025 ①12/2～3 2026 ②3/16～17 ③5/11～12	三条別院	どなたでも	①15人 ②15人 ③13人	藤場俊基氏 (金沢教区常讃寺)	教行信証「化身土巻」の講義、攻 究、座談	教師陸補 第2種対象
教区秋安居 [三条エリア]	2025/11/11-12	三条別院	どなたでも	26人	尾畑文正氏 (同朋大学名誉教授)	『顕浄土真実教行証文類』聞思	教師陸補 第2種対象 三条エリア事業
教学研修会	2025 ①9/18 ②12/5	高田別院	どなたでも	①29人 ②32人	狐野秀存氏 (前大谷専修学院長)	正信偈をたずね、宗祖のお言葉に私 を聞く	教師陸補 第1種対象
教区秋安居 [高田エリア]	2026/3/5-6	高田別院	どなたでも	26人	鶴見晃氏 (同朋大学准教授)	『観無量寿経』序分聞記	教師陸補 第2種対象 高田エリア事業

声明作法講習	2025/10/1	高田別院	有僧籍者	35人	松村大榮氏 (本山堂衆)	午前：寺院で行う葬儀の荘厳について 午後：正信偈 真四句目下 五 洵	教師陸補 第1種対象
得度受式者の集い	2025/10/11	高田別院	得度受式者	7人	—	得度式受式者に高田別院報恩講への 出仕いただき、併せて得度式受式のお 祝い、お披露目を行った。	
得度研修会・声明講習 会【初歩】	2026 ①1/10 ②1/11 ③1/17 ④1/18 ⑤2/7 ⑥2/22	高田別院	得度式受式予定者 有僧籍者	7人	高田准堂衆会会員 講話講師	得度の意義と声明の基本について学 ぶ。 1月、2月の土日に計6回開催。得度 についての講話。	
同(一日研修会)	2026/4/29	高田別院	得度式受式予定 者・有僧籍者	6人	高田准堂衆会会員	装束作法・声明作法についての学び を深めた。	
教学儀式部門実行委員 交流会	2026/4/7	高田別院	教学儀式部門実行 委員	24人	なし	教学・儀式の分科会形式にて、実行 委員の交流の機会を設けた。	

【同朋社会部門】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
社会問題研修会	2026/6/4-5	阿賀町鹿瀬 環境と人間のふ れあい館(新潟 水俣病資料館) 他	同朋社会協議会員 同朋社会部門員 教区内	23人	木村昭雄氏 (元高校教員) 山崎陽氏 (あがのがわ環境学舎 代表理事)	任期最終年度としてフィールドワー クを行う。新潟水俣病の問題を中心 に鹿瀬、豊実ダム建設時の朝鮮人労 働の実態について学ぶ。	

【未来構想部門】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
こども報恩講	2025 ①10/12 ②11/3	①高田別院 ②新井別院	園児、小・中学生	①8人 ②60人超	なし	高田・新井両別院の報恩講をご縁と して、別院に足を運んでくれた子ど もたちを対象に、別院を会場に行事 を行った	
べつていん寺子屋	2025 ①8/8 ②12/25	①新井別院 ②高田別院	小・中学生	①20人 ②36人	冬のみ書道講師 3名	子ども御遠忌をご縁としてお寺(別 院)を会場にとした子どもの集い を、年2回高田新井両別院で行った	
高田地区青少年キャン プ	2025/8/19～21	東本願寺池の平 青少年セン ター	1人で参加可能な 小中学生	27人	—	東本願寺池の平青少年センターを 会場にキャンプを開催し、妙高山の ふもとの広大な自然の中で小中学生 参加者の教化活動を行うとともに、 参加スタッフの人の育成を行う。	
【未実施】青少年教 化関係団体連絡協議会	—	—	—	—	—	年度は教勢調査に関わる会議などで 忙しく開催できなかった。	
未来構想に関する検討 会	2025 ①12/22 2026 ②3/13	新潟教務所・ WEB	未来構想部門員 本部会 (正副本部長)	8人	—	教勢調査を元に、未来構想部門と して現在の教団・新潟教区・組等が抱 える問題に目を向け、未来を見据え た教化活動を実施するための検討会 を行う。	
新潟教区若手大交流会	2026/4/15	三条別院	教区内の若手寺族 (20代～40代)	25人	黒萩昌氏 (北海道教区法誓寺)	現代における青少年教化とそれに 取り組む若手寺族の育成について、 講演会を通してお話をいただいた。	

【共同教化部門】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
教区-組教化連絡会総会	2026/6/3	三条別院 高田別院 (WEB併用)	組教化担当者	22人	—	任期3年の総括を行い、組教化担当 者の役割と課題、組の教化について 見えてきたこと・課題となっている ことを情報共有した。合わせて、こ のことだけは引き継がなければならない というコアとなることを確か めた。	
組教化担当者協議会①	2025 ①12/1 ②12/10	①三条別院 ②高田別院	各組教化担当者 各組組長 または副組長	48人	—	昨年総会で出た意見や詰める必要の あったシートについて説明した。各 組ごと教化担当者と組長でグループ に分かれて話し合う時間を設けた。	
組教化担当者協議会②	2026 ①5/14 ②5/15	①高田別院 ②三条別院	各組教化担当者 各組組長 または副組長	43人	—	前回協議会でのシミュレーション・ 意見をもとにシート活用と組での運 用についてアップデートしたものを 説明した。各組に分かれて協議を 行った。	

2025年度 新潟教区教化関係諸機関事業報告

【伝道広報室】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
機関誌『聲』発行	2026 ①1月 ②7月	—	—	—	—	門徒を対象とした紙媒体広報物を年2回発行した	
教区ホームページの作成・管理	—	—	—	—	—	教区ホームページの維持管理・運営	
広報サポート	2026/1/20	WEB	すべての方	30人	池田唯信氏 (浄土真宗本願寺派 浄徳寺(大阪府))	広報サポートは利用者なし。LINEアカウント講習会を開催した。	

【同朋社会協議会】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
差別問題専門講座	2026/3/10	高田別院	同朋社会協議会委員 教区内	16人	谷元昭信氏 (元部落解放同盟中央 執行委員、元大阪市立 大学非常勤講師)	現代において部落差別がどうなっているのか、どのようなことが問題であるのかを、被差別当事者から学ぶ。	
差別問題基礎講座	2025/9/19	イクネスしばた	下越ブロック内寺院・門徒	11人	—	映画『破戒』の上映をととして、差別問題に触れる機会とする	
教化リーフレット作成	2026年6月末	—	教区内僧侶・門徒	—	—	差別問題について、多くの方々に取り組んでいただきたく、理解・興味を持っていただくための教化リーフレットを作成する。	2,000部
男女平等参画専門講座	2026/5/19	高田別院	男女平等参画専門部 会委員 (+同朋社会協 議会委員)	14人	田澤一明氏 (第19組明誓寺)	「真宗の教えから考える差別問題」 講義と座談	①7/8座談 ②10/17座談 ③5/19日講義
男女平等参画基礎講座	2026/4/22	新井別院	どなたでも	60人	藤場芳子氏 (金沢教区常議寺)	テーマ「同朋として歩むために」 講題「女(ひと)と男(ひと)のナムアミダブツ」～私のモヤモヤはどこからくるのか～ 第7組との共催	
靖国問題専門講座	2026/6/8	三条別院	同朋社会協議会委員 及び教区内の聴講希 望者	15人	大東仁氏 (名古屋教区光園寺/ 名古屋教区教化セン ター研究員)	「戦争は罪悪である」DVD視聴後、講師による竹中彰元氏など戦時中反戦僧侶について学ぶ。	
靖国問題基礎講座	2025/11/19	正念寺 (第24組)	協議会委員 教区内の僧侶 門徒、一般	29人	柳沼宏寿氏 (新潟大学教授)	十日町市・松の山地域の子どもたちが戦時中に書いた絵や書物などの資料とともに、戦時中の子どもの生活風景など「教育と戦争」をテーマにお話いただいた。	

【教区-組教化連絡会】

共同教化部門参照

【寺院活性化支援室】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
【未実施】 基礎講座の実施	—	—	—	—	—	教区慶讃や教区教化委員会の事業等で優先するものが多数あり日程的に困難であったため開催を見送った。	本山主催の講座を1名受講
会議・ワークショップ サポート	—	—	—	—	—	今年度は、相談を受けた2件(かたくり同朋の会(10組祐光寺)・中越12組同朋総会)について出向した。	
機材サポート	—	—	—	—	—	プロジェクター・スクリーンを活用した「聞法の間」開催推奨に関する活動を行う。そのための貸出用機材(プロジェクター、スクリーン、スピーカー、LANケーブル、HDMIケーブル等)を教務所、教務支所に各2セットずつ購入	
【未実施】 (仮称) 人材派遣サポート	—	—	—	—	—	寺院運営をサポートする専門技能を有する人を現場に派遣する事業。 今年度は、体制構築に取り組みつつ、試験的に派遣ができるよう計画したが、実現にいたらなかった。	
【未実施】 過疎・過密地域寺院支援 へ向けたフィールドワーク	—	—	—	—	—	過疎・過密地域寺院支援策を検討するため、教区内の当該地域に赴き現場を見て、当地の方から意見をいただく場を作る。今年度は日程が入らなかった為、実施を見送った。	

【教学研鑽室】

◆教化センター

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
定例学習会①	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	富樫大樹氏 (第17組妙音寺)	引き続き『歎異抄』の学習会を行った。	
定例学習会②	年2回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	木村邦和氏 (中越13組専行寺)	いま御門徒がえがいておられるお浄土のすがたはどのようなものなのかを考えながら、あらためてお浄土のすがたについて考えた。	
定例学習会③	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	齊藤研氏 (第15組正樂寺)	前年度に引き続き、消息類を読み解いた。	
定例学習会④	年4回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	田澤一明氏 (第19組明誓寺)	前年度に引き続き、『無量寿経』に関する学習会を行った。	
定例学習会⑤	年4回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	三明智彰氏 (九州大谷短期大学名誉学長、量深学場主宰)	『教行信証』『化身土巻』の「我が元仁元年」から、まさしく800年のいま、祖師親鸞聖人立教開宗の根本精神を、真蹟の坂東本『教行信証』に直参し素読することを通して学んだ。	
御旧跡巡り等現地学習 (フィールドワーク)	2026/6/17 ～18	教区内御旧跡 (佐渡)	研修生 研究員 聴講生	12人	—	佐渡の真宗寺院史として野浦地区の勝廣寺見学や双葉座文弥人形「蓮如上人御一代記 肉付き鬼面」の鑑賞、また西三川地区を訪問し、佐渡金山と真宗史をたどった。	
『センター研究報告第2集』発行	—	—	—	—	—	『研究報告』を900部発行した。	
【延期】 木村主幹最終講義	—	—	—	—	—	木村主幹の体調面などを考慮して相談した結果、次年度へ延期することとした。	

◆聞思学場

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
定例研鑽会	年度6回	高田別院	研修員 聴講生	毎回 10人程度	井上円氏 (専任講師・高田13組 淨泉寺)	「教行信証」 3ヵ年度連続講座 (3年度目)	
【教区慶讃事業】 公開講演会	2026/4/23	高田別院	研修生 聴講生 一般	30人	井上円氏 (専任講師・高田13組 淨泉寺)	慶讃法要テーマである「立教開宗」の問題点を講義した。	
一泊研修会	2025/12/11～13	同朋会館 その他	研修生 聴講生	10人	井上円氏 (専任講師・高田13組 淨泉寺)	2泊3日の上山研修を実施した。	

2025年度 新潟教区慶讃事業報告

【慶讃事業】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
～親鸞さんにあおう～ 見聞『教行信証』坂東本	2025/11/5-8	三条別院	三条別院報恩講参詣者	100人以上	難波教行氏 (教学研究所所員)	親鸞聖人直筆『教行信証』坂東本に触れて、聖人の思索の軌跡をたずねた。三条別院報恩講とのタイアップ事業。	
本山出向教学研鑽奉仕団	2026/1/26-28	真宗本廟	教区内僧侶	10人	名和達宣氏 (教学研究所所員)	本山同朋会館に奉仕団として出向し、講義では宗祖御誕生と立教開宗の願いに触れ、念仏者としての歩みを確かめた。	
高田別院公開講座 見聞『教行信証』坂東本	2026/3/23	高田別院	どなたでも	35人	難波教行氏 (教学研究所所員)	親鸞聖人直筆『教行信証』坂東本に触れて、聖人の思索の軌跡をたずねた。高田別院の公開講座とのタイアップ事業。	
教学研鑽室公開講座	2026/4/23	高田別院	寺族 門徒 一般	30人	井上円氏 (高田13組浄泉寺)	高田開思学場の公開講演会とタイアップし、慶讃テーマと「立教開宗」をテーマとしながら井上円氏に講義していただいた。	
教学研究会	2026/5/13	三条別院	寺族 門徒 一般	28人	藤場俊基氏 (金沢教区常讃寺)	講題「親鸞は何を開いたか-真宗開頭-」教区教化委員会教学儀式部門の教学研究会とタイアップし、藤場俊基先生を講師にお迎えし、「立教開宗」について講義をいただいた。	

2025年度 新潟教区関係団体事業報告

【坊守会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
総会	2025/7/2	三条別院	—	—	
機関誌発行	2025年12月発行	—	全力寺発送	—	第3号
坊守研修会	2025/9/29	三条別院 高田別院	—	池崎方子氏 (金沢教区正林寺)	
坊守会役員学習会	2025/10/15-16	萬照寺 (佐渡組)	—	—	テーマ 金山と浄土真宗とのかかわり
坊守会報恩講	2025/12/4	高田別院	—	白鳥道子氏 (第15組本龍寺)	
若坊守研修会	2025/11/24-25	赤倉ホテル	—	—	有縁講に参加
若坊守学習会	①2025/12/9 ②2026/4/28 ③2025/8/25	①②三条別院 ③覚真寺(第5組)	—	②羽鳥純子氏 (妙高市はとり仏壇店)	講題 ①精進料理(お斎)を作る ②念珠づくり体験 ③第2弾精進料理でお斎をいただく
若坊守会支援活動	2025 ①12/4 2026 ②6/20-21	①高田別院 ②三条別院	—	—	講題 ①坊守会報恩講において、大人の男性用衣類や毛布等を収集し、社会福祉法人「みんなでいきる」に寄付 ②御坊市において、フリーマーケットを実施。募金も募り、新潟県フードバンク連絡協議会へ寄付

【推進員連絡協議会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
総会	2025/8/6	三条別院	推進員	—	
第42回法灯の集い	2025/10/23-24	赤倉ホテル	推進員	古海法雲氏 (第5組林正寺)	
機関誌「すいしん」発行	年1回	—	推進員	—	2026/2に第3号を発刊した

【児童教化連盟】三条地区

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
児童「夏の集い」	2025/8/18-20	ニュー・グリーン ピア津南	教区内児童	—	一泊二日
児童指導者研修会	2026/3/6	名古屋別院	新潟区児童教化 連盟・教区内寺 族・門徒	飯田真宏氏	
子ども会サポート プロジェクト	2025 ①8/30 ②10/19 2026 ③2/15	①養泉寺 ②西入寺 ③祐光寺	—	—	

【児童教化連盟】高田地区

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
児童研修会「冬の集い」	2026/2月初旬	池の平青少年 センター	児連委員 子ども	桃井肖章氏、他	スキーを通じ参加者間の交流
子ども会スタッフ派遣	随時	教区内寺院	—	—	子ども会開催サポート
連区指導者研修会	2026/6/4-5	通覚寺 (東京教区)	連区内児連関係者	寺出寿美子氏	東京教区当番 テーマ 子どもの生きづらさについて考える

【児童教化連盟】合同事業

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
お寺の子どものつどい	2026/5/9-10	池の平センター	新潟・能登教区 内の児童	—	当番 高田児連

【高田仏教青年会同盟】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
機関紙「ともがき」発行	2025年7月	—	—	—	機関誌発行
レクリエーション	2025/8/27	—	どなたでも	—	親睦会
学習会	2025 ①11/6 2026 ②2/9	—	どなたでも	①鬼頭武志氏 ②山崎義成氏	①声明講習会 ②筆ペン講座
仏青報恩講	2026/6/26	高田別院	どなたでも	千名琢爾氏	
総会	2025/6/22	新井別院	会員	—	

【若者仏教会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
若者教化プロジェクト	2026/6/20	三条別院	僧侶・御坊市関係者	—	
御坊市	2026/6/20-21	三条別院	誰でも参加可	—	
仏教通信 『極楽マガジン』刊行	—	—	—	—	年二回予定の中、一回目発行、二回目作成中。
若者教化学習会	2026/6/16	木揚場教会	どなたでも	教区内若手僧侶5人	法話大会

【スカウト連合会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
大谷スカウト合同研修会	2026/6/27-28	ミズベリング	—	—	

【大谷保育協会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会／研修会	2025/9/24	ホテル ニューオオタニ 長岡	—	田村晃徳氏	理事会・総会・研修会
高田エリア研修会	2025/11/22	高田別院	—	乾文雄氏	講題「聞・問・開」という歩み～つながりの中で～
真宗保育研修会	2026/2/9	三条別院	—	安藤弥氏	三条エリア 保育心理士資格及びフォローアップのための研修会
新任保育者研修会	2026/5/29	三条別院	—	五島満氏	

【響流29（合唱団）】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2025/7/17	高田別院	合唱団員	指揮 鎮西広円氏 伴奏 上野一栄氏	定例総会
合唱練習例会	毎月1回 第3木曜日	高田別院	合唱団員	指揮 鎮西広円氏 伴奏 上野一栄氏	合唱練習
高田別院春の音楽法要	2026/4/10	高田別院	合唱団員 他有志	指揮 鎮西広円氏 伴奏 上野一栄氏	音楽法要

【教導補導会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
上山研修	2026/3/24-25	東本願寺	同朋会館 教導・補導 真宗本廟 教化教導	藤浪遊氏 (京都教区浄慶寺)	
研修会	2024/12/6	高田別院	同朋会館 教導・補導 真宗本廟 教化教導	北條頼宗氏 (第6組照行寺)	テーマ「御同朋御同行を生きるとは」

【保護司会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2025/7/7	三条別院	教区保護司会員	—	

【教誨師会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2026/7/11	—	会員	—	新潟県教誨師会総会 大谷派新潟教区教誨師会総会

2026年度新潟教区教化研修計画

新教区発足から3カ年が経過し、新潟教区としての教化事業が本格的にスタートする。今年度は「新潟教区における教化の願い」の更なる実現を目指し、教化事業を展開していきたい。これまでの3年間で、このいわゆる「教区の願い」にかなう形での教化事業であるのかについて本部会で検討してきたわけであるが、更にブラッシュアップをしていきたい。特に、教区として具体的に①一カ寺に聞法を開く人の育成、②現場の声を聞き、必要な支援を実施することを実現すべく事業の計画立案に取り組んでいきたい。

次に「是旃陀羅」問題学習会の各組展開であるが、各組で展開していけるための方策の検討を進め、実施に移すまで進めていきたい。この「是旃陀羅」問題学習会は、各組で展開することにより共同教化の基軸としての事業としての展開につながり、また各組から要望を聞き講師の派遣等がかなうのであれば、必要な支援の実施につながることであり、教区の願いを実現する事業になっていくと思う。

1 教区教化の願いと方針 ～一カ寺に聞法を開く～

2010年から13年間の協議を積み重ね、2023年7月より、新潟教区が発足した。

この間、両教区でのこれまでの取組に向き合い、その歩みを尊重しつつ、新潟教区がどういった方針で教化事業を展開するべきか、鋭意検討を重ねてきた。

その協議において、教区教化方針の基礎として次の三点が見出されている。

■新潟教区における教化の願い

- 1 「一カ寺に聞法を開く」ことを願いとする。
- 2 「組を共同教化の基軸とする」ことを願いとする。
- 3 「教区は聞法を開く人の育成を担い、現場の声を聞き、必要な支援を実施する」ことを願いとする。

それぞれの内容とそこから示される方針は以下の通りである。

(1)「一カ寺に聞法の間を開く」

新潟教区内の各寺院・教会は固有の状況を有する中にあってそれぞれが存立しているが、「聞法の間を開く」という一点はすべての寺院・教会に共通する聞法道場としての本質的役割である。一カ寺を差し置いて組や教区での事業は成果を結ぶことはなく、新潟教区においては一カ寺がそれぞれの状況に応じて聞法道場として本質的役割を果たし続ける状態を目指す。そのために、教区は一カ寺が「聞法の間を開き続ける支援」となる取組に焦点を合わせて事業を展開する。

(2)「組を共同教化の基軸とする」

広域化する教区において、教区単位で一堂に人が集い事業を展開するのはその必要性を吟味し、最小限にしていくべきである。

一カ寺では困難な取組を実現する共同教化は、より多くの人が集いやすい組や複数寺院での実施を基軸とし、規模やアイデアを補完しあい、より充実した教化の現場を開いていく。

(3)「教区は聞法の間を開く人の育成を担い、現場の声を聞き、必要な支援を実施する」

一カ寺や組において聞法の間を開く人の育成は、教区が主にその役割を担っていく。また、教区内の様々な教化の現場（一カ寺、組、教化関係団体等）に教区教化の方針を示しつつ、それぞれの現場からの要望を受け取り、必要な支援を実施していく。

聞法の間が一旦開かれたことに安逸をむさぼることはできない。そこが本当に聞法の間であるのかを常に自問し、求道する姿勢が、その場を開き続ける力となるのである。

その点について、曾我量深・金子大榮の両氏は

「さとりに腰掛けておるならば、そのさとりというものは迷い以上の迷いである。」

曾我量深（『曾我量深先生の言葉』より）

「私たちの頭にある聞法というのは法を聞いて信心を獲得するということで、聞によって信心をいただくということのようであります。されどその逆もありまして、信心あるものは聞法相續すべし、信心の証拠は聞法より他ない、法を聞かなくなったならば信心もうすれてしまったんだと、こういっていいんだろうと思います。

だから伝道の精神は求道よりほかないのであります。道を求めるということ、それがやがて伝道ということになるのである。」

金子大栄（『誕生のころ』より）

という言葉を残されている。

この姿勢を、常に示し続けていくことも教区の大切な役割である。

以上のように新潟教区においては、一ヵ寺・組・教区等の教化組織がそれぞれ連動し「一ヵ寺に聞法場を開く」ことに集約されていくように事業を展開する。

2 本年度の取組について

（１）「教区の願い」の実現に向けた教化事業の精選

教区教化事業が①一ヵ寺に聞法場を開く人の育成、②現場の声を聞き、必要な支援を実施することとなるように教化事業の内容の精選に努める。

（２）各組における「是旃陀羅」問題学習会の実施に向けた支援のあり方の検討

「是旃陀羅」問題の学びを通して、「すべての門徒が認識を深めることによって、『観経』の理解を問い直し、現実の様々な差別問題を自らの課題として向き合う教化」を展開するために、学習会の各組展開を企図している。

昨年、「是旃陀羅」問題学習テキスト『御同朋を生きる』について教区学習会が開催された。取組の早い組ではすでに「是旃陀羅」問題学習会を実施しているが、教区内の全組で学習会が実施できるように手立てを講じていきたい。なおその際、各組における取組が、組が共同教化の基軸となるためのモデルケースとなっていけるよう工夫していく。

（３）寺院活性化支援室との連携

教区の教化体制では対応しきれない諸問題について、「寺院活性化支援室」との連携を密にし、教区教化事業での実施が困難な事業について移管していく方向で検討を進める。

3 各部門の方針について

①本部会

各組における新しい助成金の運用が始まり、また教区教化事業においても旧教区から引き継いだ事業を新潟教区としての事業にしていくための移行期間を終え、新潟教区として本格的に教化事業をスタートさせる年になる。今年度においては、これまで実施してきた事業について、「教区の願い」を実現していけるものであるかどうかを吟味し、教化事業の更なるブラッシュアップを図っていく1年としたい。

また、「是旃陀羅」問題学習会については、本山のテキスト『御同朋を生きる』の活用を推奨し各組が、すでに先行して実施している組の取組などを参考例として、学習会の計画立案・実施していけるような手立てを講じていきたい。

②教学儀式部門

教学儀式事業ともに基本的な部分で教区の3方針に適っていると考えるので、各事業内容に於いては今年度も同じ路線を継承する。

ただ新潟教区1教区としては、まだ高田エリア、三条エリアでの意識の隔たりがあるので、お互い交流しつつ何か一つの方向性を見出していく必要がある。

具体的には次の方針で事業を進める。

1. 教学に於いては秋安居を本講、次講を両エリアに振り分けること。
2. 儀式に於いては両エリアをWEBで繋いだ講習会を持つこと。
3. 全体として実行委員交流会を開催すること。

③同朋社会部門

同朋社会部門では、「差別問題、靖国問題、男女平等参画に関する問題」に取り組む同朋社会協議会と連携しながら、それらの領域に該当しない、もしくは領域を横断している問題・課題についての事業を展開する。

研修内容としては、旧教区でそれぞれ開催されてきた社会問題研修会を基本としながら、新潟教区における教化の願いを念頭に事業を企画する。

現代社会の諸課題に学び、親鸞聖人が示された「同朋」ということが自らにおいて課題となり、一人の人間を敬うということは具体的にどのようなことなのか問いながら、「同朋社会の顕現」を目指す。

④未来構想部門

自信教人信の誠を尽くし、青少幼年らと共に教えを聴聞する機会を作り、さらには今後の教区を担う人の発掘・育成に取り組む。また、過疎化やお寺離れなど様々な問題を抱える中、情報収集及び課題の抽出を行い、教区の未来を見据えた新たな教区教化の試みを模索する。

本部会と協力し教勢調査の結果をもとに未来の教区像を模索する。

⑤共同教化部門

新潟教区の願いである「組を共同教化の基軸とする」をもとに、自組の教化を自組の手でつくっていく足元の教化を大切に、そして組に関わる門徒・寺族等が自信教人信の相互作用を生んでいけるような有機的な教化を目指す。

「組教化助成計画報告シート」を活用し、「こうありたい」という願いと課題を共有していける場ができること、またそのような場に住職のみならず門徒・坊守や准坊守・若手僧侶などの声が挙がりやすくなる後押しをしていく。

⑥伝道広報室

新潟教区内の寺族・門徒、そして一般を対象とする伝道教化・広報活動について取り組む。迅速な情報発信が可能であるホームページ等のインターネット媒体、そしてお寺と門徒の繋がりを深める機関誌等の紙媒体による広報活動を基軸とする。また、各寺院が伝道教化・広報活動を積極的におこなっていけるようなサポートについても取り組んでいく。

以 上

新潟教区 「是旃陀羅」問題

各組展開を目指した、今後の教区の手組みについて

1. 概要

(開催意図)

「是旃陀羅」問題の学びを通して、「すべての門徒が認識を深めることによって、『観経』の理解を問い直し、現実の様々な差別問題を自らの課題として向き合う教化」を展開するため、各組・教区にて研修会を実施する。

(内容・計画)

大谷派宗門を挙げての課題と位置付けられている「是旃陀羅」問題を、大切な課題だと認識していただき、各組においてテキスト『御同朋を生きる』に関する研修を実施する。

当初、上記テキストの輪読学習会を想定していたが、協議の結果、輪読は人・場所・時間の負担が大きいと判断した。そのため、当教区においては本山で開催したテキスト講習会の出向者が各組に出向き、テキストの要点を抑えた学習会を3年間のスパンで計画・実施する（これを「組研修会」と呼ぶ）。

加えて、テキストの学びを深めるため本山から担当職員を招聘した学習会も並行して開催し、参加を促していく（これを「教区研修会」という）。

なお、僧侶と門徒を一律に対象としてテキストの読解を中心とした教化事業を展開することは困難であると判断したため、本計画の主な対象は僧侶とした。

2. 「各組展開」の定義と指標

(組研修会の実施)

2026－2028年度の3年間に、各組にて1回以上、教区の推進体制と連動した研修会が実施されている状態。

(教区研修会への参加)

2026－2028年度の3年間に、教区が毎年主催する研修会に、各組から毎回1名以上が参加している状態。（参加者は年によって変更可能とするが、できれば3年間同じ方にご参加いただけるよう要請する。）

3. 期間

2026年度から2028年度までの3ヵ年間

4. 会場

教区研修会 新潟教務所・高田教務事務所（自宅等からのWEB参加も可能とする）
組研修会 各組にて決定

5. 対象

教区研修会：僧侶（寺族・門徒の参加は自由）

組研修会：僧侶はじめ坊守、衆徒、意欲のある門徒

※あくまで対象の中心は僧侶である

6. 手法

教区研修会

テキストの読解学習中心で年1回、3ヵ年（全3回）にわたって開催する。

テキストの各章ごとに実施し、講師は本山から招聘する。

→毎回1名以上ご参加いただくよう、各組へ依頼する。

公開の研修会であるが、組長・組教化担当者・同朋社会協議会委員らでご相談の上、各組にて適任と考える方を必ず1名選定し、ご参加いただく。※当該者は全額旅費を助成する。

→できるだけ多く参加してもらうため、WEBを積極的に活用する。

本会場とサテライト1ヵ所は確実に用意し、自宅等からの参加も可能とする。

組研修会

各組展開においては、教化事業を講師・助成金をパッケージングしたプランを提案し、研修会を開催していただく。

→必ず3年間で一度は実施いただくように依頼する。

留意点

（ア）「是旃陀羅」問題について、組独自の学習会を企画実施することは可能だが、その研修会をもって「組研修会」とはしない。

（イ）組学習会の日程と出講者は事務局を介して調整する。

（ウ）組の希望日程を最大限尊重した上で出向者を選定する。

7. 人員（講師・スタッフ）

教区研修会：本山教研 or 解推から招聘する。

組研修会：テキスト講習会に出向した推進体制のスタッフを中心に出演する。

2026年度 新潟教区教化事業計画

※網掛け部分は教師陞補対象研修会

【本部会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
新潟教区・組「是旃陀羅」問題に関する研修会	26-28年度 (1年目)	教区研修会 三条別院、高田別院 ※配信あり 組研修会 任意の会場	教区研修会 僧侶（寺族・門徒の参加は自由） 組研修会 僧侶はじめ坊守、衆徒、意欲のある門徒	教区研修会 本山職員 組研修会 教区内講師（「是旃陀羅」問題テキスト講習会修了者）	教区研修会 教区においては、僧侶を主な対象とし、テキストの読解学習を中心とした研修会を年1回（3ヵ年全3回）開催する。 組研修会 各組においては、教化事業を講師・助成金をパッケージングしたプランを提案し、研修会を開催していただく。	
本部員研修	未定	未定	未定	未定	教区の願いの実現について、本部会全体でその方向性について確認し議論する	
特別事業実施助成	通年	—	教区内の方	—	時局への柔軟な対応や新たな取り組み等への支援 新規事業助成にあつては申請がなかったため2026年度は実施しない。	
教化関係団体懇談会	未定	未定	各教化関係団体	—	教化委員会と教化関係団体の交流、情報交流	
新任教師研修会	—	—	—	—	2027年度開始直後の開催を目指し、企画立案する。	
教区指定帰敬式法座	通年	—	—	—	「礼拝・開法・正信・帰依三宝」等をテーマに、仏弟子として、学び・歩み出す機縁となることを願って開催する法座。年間2カ組まで助成。	
エリア女性研修会 (新潟エリア)	2026/10/30	木場場教会	老若男女、僧侶・門徒問わずどなたでも	豊島信氏 (第6組西光寺)	講義・昼食・座談を日程に入れ、リモート聴講可、必要に応じて託児所を設ける。	
教区女性研修会	2027/4/20	三条別院	老若男女、僧侶・門徒問わずどなたでも	酒井義一氏 (東京教区存明寺)	別院を会場に県外の講師をお招きし、講義・昼食・座談を日程に入れ、リモート聴講可、必要に応じて託児所を設ける。	
【移管】指定同朋の会	—	—	—	—	寺院活性化支援室の所管事業とする	
【中止】帰敬のつどい	—	—	—	—	広域な新潟教区にあつて教区教化事業として行うことは難しい。また、教区教化の願いである「組を共同教化の基軸」とする主旨から、帰敬式受式者に対するアフターフォローに関しては各寺院や各組にお願いしたい。	高田エリア事業

【教学儀式部門】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
声明基本講習会(夏・春) 〔三条エリア〕	①2026/8 (夏) ②2027/3 (春)	三条別院	どなたでも	三条声明会	得度考査に向けて講習する得度班、日常法務に関する研鑽を資する法務研鑽班、更なる研鑽を希望される方への声明研鑽班に分け、班別方式で講習を行う	
声明講習会(春季) 〔三条エリア〕	2027/3～4 予定	三条別院	僧侶	多田隼氏 (本山堂衆)	教区内のニーズを事業目的に資するように内容を検討する	教師陸補第1種対象
教学研究会	2026 ①12/14～15 2027 ②3/10～11 ③5/20～21	三条別院	僧侶 教学に触れたい方	藤場俊基氏 (金沢教区常讃寺)	教行信証「化身土巻」の講義、攻究、座談	教師陸補第2種対象
教区秋安居 〔三条エリア〕	2027/3/4-5	三条別院	僧侶ほか	木越康氏 (大谷大学学長)	講本『具三心義』 講題『具三心義』聴記	教師陸補第2種対象
教学研修会	2026/12/24	高田別院	どなたでも	青木玲氏 (九州大谷短期大学教授)	四十八願について	教師陸補第1種対象
教区秋安居 〔高田エリア〕	2027/1/14-15	高田別院	有僧籍者 聴講希望者	延塚知道氏 (大谷大学名誉教授)	講本『顕浄土真実教文類』 講題『顕浄土真実教文類』聴聞記	教師陸補第2種対象
声明作法講習会	2026/9/3	高田別院	有僧籍者	松村大榮氏 (本山堂衆) 他	伽陀、御文、回向の成り立ち	教師陸補第1種対象
得度受式者の集い	2026/10/10	高田別院	得度式受式者	—	得度式受式者の高田別院報恩講への出仕、お披露目	
得度研修会 ・声明講習会(初歩)	2027年 ①1/16 ②1/17 ③1/23 ④1/24 ⑤1/30 ⑥1/31 ⑦2/13	高田別院	得度式受式予定者 有僧籍者	高田准堂衆会会員 講話講師	得度の意義と声明の基本について学ぶ	年度内7回
得度研修・声明講(初歩) 一日研修会	2027/4/29	高田別院	得度式受式予定者 有僧籍者	高田准堂衆会会員	装束作法・声明作法	
教学儀式部門実行委員 交流会	2027年4月予定	高田別院	教学儀式部門 実行委員	—	今後の展望について懇談を行うため実行委員で交流会を行う。	
【新規】 教区声明儀式講習会	2027/3月上旬頃	三条別院 (高田別院をサテライト)	有僧籍者	圓家信勇氏 (本廟部参衆)	教区内のニーズをくみ取った声明儀式の講習会。 声明、儀式、荘厳や法衣など、儀式の背景、おこころを聞く講習会。	教師陸補第1種対象

【同朋社会部門】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
社会問題研修会	未定	未定	同朋社会協議会員 同朋社会部門員 教区内	未定	差別問題を中心に社会問題を 私たち自身の課題として捉 え、その克服を願う。 (例：憲法改正について、宗 教二世問題と真宗について、 日本の戦争史と真宗について 等)	
【中止】同朋社会協議 会常任委員との懇談会	—	—	—	—	前年度の執行状況から中止と する。	

【未来構想部門】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
こども報恩講	2026 ①10/11 ②11/3	①高田別院 ②新井別院	別院報恩講参加の 園児・小学生・中 学生とその保護者	なし	子どもたちとともに、参拝、 手遊び、紙芝居を行う	
べつていん寺子屋(夏・冬)	2026 ①8月初旬 ②12月下旬	①新井別院 ②高田別院	小・中学生	②のみ書道講師 3～4名	宿題と遊びをお寺でやろう	
第43回 新潟教区青少年キャン プ	2026/8/18-20	糸魚川市 大和川森林公 園 キャンプ場	小・中学生	なし	思い通りにならない自然の中 で、様々な体験を通し自分を 見つめ、自分を育てる	今年度より高田エリ アと三条エリアの キャンプが合併
青少幼年教化関係団体 連絡協議会	未定	未定	教区内青少幼年に 関する団体より若 千人	未定	教区内青少幼年に関する団体 の連絡協議、相互交流	
未来構想に関する検討会	未定	各別院	未来構想部員 本部員	なし	昨年、本山から出された教勢 調査の結果をもとに、新潟教 区として何をすべきかを本 部会と相談し計画していく。	
新潟教区若手大交流会	未定	未定	若手寺族 寺族関係者 その他	未定	若手寺族や寺族関係者など、 これから新潟教区の教化活動 を担う人の発掘と育成のため の交流事業として実施する	
【新規】 お寺のこれからラボ	未定	未定	未定	未定	寺院に求められている姿をあら わにするため、一般人や関 連企業（葬儀社・仏壇屋・墓 石屋など）へリサーチをする	
【新規】 教勢調査に基づきサ ポート内容の模索	通年	なし	教区内対象寺院	なし	教勢調査にある。様々な教化 活動に対する「やりたい」を 具体化するにはどうしたらよ いのか。教区として後押しす ることができるのであれば何 が必要であるかを検討するた めに、まずは今求められてい ることを聞き取り調査してい く	

【共同教化部門】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
教区-組教化連絡会 総会	2026/7/31	三条別院	組教化担当者	なし	(1) 前任の共同教化部門員 より組教化担当者の役割と組 教化助成計画報告シートの説 明を行う。 (2) 組教化担当者の中から 6名役員を互選し会長・副会 長を選出する。	
【新規】 組教化担当者研修会	2026/12月中	三条別院 高田別院 WEB併用	各組教化担当者	前任期共同教化部門員	「共同教化の願い」「組教化 担当者の役割」「組教化助成 計画報告シート」について改 めて説明し、質疑応答の時間 も設けて理解を深める場とす る	
組教化担当者協議会	2027/4～6月	三条別院 高田別院 (別日)	各組教化担当者 各組組長または副 組長（希望者）	なし	①当年度の振り返りと次年度 の計画（組の願い・教化につ いて話し合う場・各事業の助 成振り分けと願いの確認） ②組をこえた情報共有と、連 携について模索。	

2026年度 新潟教区教化関係諸機関事業計画

【伝道広報室】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
機関誌「聲」発行	—	—	—	—	門徒を対象とした紙媒体広報物を年2回発行する	
教区ホームページの作成・管理	—	—	—	—	教区ホームページの維持管理・運営	
広報サポート	—	—	—	—	相談窓口を設置し、広報活動についてサポートする	

【同朋社会協議会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
差別問題専門講座	未定	未定	同朋社会協議会委員・教区内	未定	現代において部落差別がどうなっているのか、どのようなことが問題であるのかを、被差別当事者から学ぶ。	
差別問題基礎講座	未定	未定	教区内寺院・門徒	—	差別問題に関する基礎的な講座。組へ出向いての半日開催を基本とするが、実施形態に関しては柔軟に検討する。	
教化リーフレット作成	未定	—	教区内僧侶・門徒	—	差別問題について、多くの方々に取り組んでいただきたく、理解・興味を持っていただくための教化リーフレットを作成する。	発行部数 2,000部
男女平等参画専門講座	未定	未定	男女平等参画専門部会委員 (+同朋社会協議会委員)	未定	「何故、真宗でこの問題に取り組むのか」を考えていく基礎として、新メンバーの共通認識を深めるために「真宗の教えと差別問題」について、講師を招いて学ぶことを薦める	
男女平等参画基礎講座	未定	未定	中越エリアの寺族、門徒、一般	未定	男女平等参画に関する基礎的な講座から、現代の様々な問題について新メンバーで考えていく。(夫婦別姓、同性婚、LGBTQ、家父長制問題など様々)	
靖国問題専門講座	2026年度	三条別院 or 高田別院	同朋社会協議会委員 及び 教区内の聴講希望者	未定	未定	
靖国問題基礎講座	2026年度	未定	協議会委員 教区内の僧侶・門徒 一般	未定	未定	

【教区-組教化連絡会】

共同教化部門参照

【寺院活性化支援室】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
基礎講座の実施	—	三条別院 (予定)	教区内僧侶を主な 対象	未定	支援員講習の基礎講座を開催する。半日の講習を5回実施する。	
会議・ワークショップ サポート	—	—	—	—	会議や座談会・ワークショップにおいて、寺院活性化支援室の考え方を援用しながらファシリテーションを行って欲しいという要望にお応えするための事業	窓口教務所
機材サポート	—	寺院や各種貸会場等	—	—	プロジェクター・スクリーンを活用した「開法の間」開催推奨に関する活動を行う。	
【休止】 (仮称) 人材派遣サポート	—	—	—	—	体制構築に取り組むため事業としては休止とする。	
過疎・過密地域寺院支援へ向けたフィールドワーク	年度内	①東頸城 ②村上or佐渡	教区支援員	各地域の関係者	過疎・過密地域寺院支援策を検討するため、教区内の当該地域に赴き現場を見て、当地の方からご意見をいただく場を作る。	
【本部会より移管】 指定同朋の会	2026年度通年	教区より指定された同朋の会の開催される寺院	教区より指定された同朋の会の開催される寺院	開催寺院との協議により選定された講師	同朋の会結成に困難な寺院に寄り添い、「一カ寺に開法の間を開く」取り組みを企画、運営、経費の面で直接サポートしていくスタート・アップ事業 今年度は新規募集は行わず、来年度から再開していくための検討期間とする	
【新規】 僧侶の研鑽動画アーカイブ	年度内	—	—	—	僧侶が自主的に研鑽するための補助となるような動画を作成し共有する。可能な限り既存の事業と連携し、成果を後世に残していくような取り組みにしたい。	

【教学研鑽室】

◆教化センター

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
定例学習会①	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	齊藤研氏 (第15組正樂寺)	浄土真宗本尊論 浄土真宗における本尊とは何かを尋ねて行く。	
定例学習会②	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	富樫大樹氏 (第17組妙音寺)	引き続き『歎異抄』の学習会を行う。テキストを参照しながら、資料を用いて考究していく。	
【新規】 定例学習会③	年2回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	中山善雄氏 (第22組浄敬寺)	世親『撰大乘論釈』所知相分講読。 国土(浄土)、利他教化、仏陀の智慧という観点から『撰大乘論釈』を読み、浄土教の基本を確認する。	
定例学習会④	年2回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	田澤一明氏 (第19組明誓寺)	前年に引き続き、『無量寿経』に関する学習会を行う。	
定例学習会⑤	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	三明智彰氏 (九州大谷短期大学名誉学長、 量深学場主宰)	『教行信証』『化身土巻』の「我が元仁元年」から、まさしく800年のいま、祖師親鸞聖人立教開宗の根本精神を、真蹟の坂東本『教行信証』に直参し素読することを通して学ぶ。	
御旧跡巡り等現地学習 (フィールドワーク)	2027年春	教区内御旧跡 (上越)	研修生 研究員 聴講生	未定	主に真宗史に関わる学習並びに研修生同士の交流をはかるため、親鸞ゆかりのご旧跡等に足を運び16期初年度は日帰りで現地学習を行う。 今期初年度は、上越の御旧跡を予定	
木村主幹最終講義	未定	三条別院	研修生 研究員(11期～15期) 一般	木村邦和氏 (中越13組専行寺)	旧三条教区時代から教化センター11期を副主幹、12期から15期を主幹として10年間に渡って教区の教学研鑽・振興に努めてこられた木村邦和氏のご勇退を記念し、最終講義(講演会)を行う。	昨年度延期

◆聞思学場

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
定例学習会	年度7回	高田別院	研修員 聴講生	大島義男氏 (東京雲集学舎 主宰)	テーマ：歎異の精神に学ぶ テキスト：『歎異抄』（真宗聖典〔第二版〕）、『歎異抄聴記』 初年度は師訓編前半、2年目は後半、3年目は後序を予定。 2026/10/19、2027/3、6月の3回を公開講演会として開催 それ以外は輪読・講義・座談等の基礎学習	
『聞思』第6号発行	—	—	—	—	聞思学場第6期（2023～2025年度）のメンバーによる、3年間の学びのレポート集。 2026年12月発行予定。	800部印刷

2026年度 新潟教区関係団体事業計画

【坊守会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2026/7/2	高田別院	坊守	—	
機関誌発行	年1回	—	全力寺発送	—	第4号
坊守会役員学習会	2026/9/14	高田別院	坊守・准坊守	山崎義成氏 (高田13組本敬寺)	立花講習会
坊守会報恩講	11月か12月	高田別院	坊守・准坊守	—	
声明講習会	11月か12月	高田別院	坊守・准坊守	—	
若坊守学習会	11、3、6月 (予定)	三条別院	坊守・准坊守	未定	
坊守研修会	2027/5/11	三条別院 高田別院 (サテライト会場)	坊守・准坊守	狐野やよい氏	
若坊守会支援活動	6月予定	三条別院	—	—	

【推進員連絡協議会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2026/8/6	三条別院	推進員	—	予決算
法灯の集い	2026/10/22～23	泉慶	推進員	戸次輝氏 (教区駐在教導)	
機関誌「すいしん」発行	年1回	—	推進員	—	

【児童教化連盟】三条地区

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
第2回新潟教区 児童夏の集い事前研修	未定	未定	夏の集い スタッフ	—	1泊2日
児童指導者研修会	未定	三条別院	どなたでも	未定	東日本連区児童指導者研修会として開催
子どもサポートプロジェクト	随時	教区内寺院	—	—	年度内3回実施

【児童教化連盟】高田地区

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
子ども会スタッフ派遣	随時	教区内寺院他	—	—	子ども会開催サポート
児童研修会「冬の集い」	2027年2月	池の平青少幼年 センター	児連委員 子ども	桃井肖章氏、他	スキーを通じ参加者間の交流

【児童教化連盟】合同事業

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
お寺の子どもたちの つどい	未定	未定	新潟教区内の児 童	未定	担当) 三条児連

【高田仏教青年会同盟】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
機関紙「ともがき」発行	2026年7月	—	—	—	機関誌発行
レクリエーション	2026年8月	—	どなたでも	—	親睦会
学習会	2027年1月予定	—	どなたでも	—	
仏青報恩講	2027年6月	高田別院	どなたでも	—	
研修旅行	未定	本山	—	—	
総会	2027年6月	高田別院	会員	—	

【若者仏教会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
若者教化プロジェクト	未定	未定	未定	未定	
御坊市	2027年6月	三条別院	すべての人々	—	
仏教通信 『極楽マガジン』刊行	年2回発行予定	—	不特定	—	
若者教化学習会	未定	未定	どなたでも	未定	

【スカウト連合会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
未定	—	—	—	—	

【大谷保育協会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会／研修会	2026年9月	ホテルニュー大 谷長岡	—	田村明德氏	理事会・総会・研修会
エリア研修会	未定	高田別院	—	未定	
真宗保育研修会	未定	三条別院	—	未定	
新任保育者研修会	未定	三条別院	—	—	講和とグループトーク

【響流29（合唱団）】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2026/7/16	高田別院	合唱団員	指揮 鎮西広田氏 伴奏 上野一栄氏	定例総会
合唱練習例会	毎月1回第3木曜日	高田別院	合唱団員	指揮 鎮西広田氏 伴奏 上野一栄氏	合同練習
西念寺音楽法要	2026/7/11	大湯区西念寺	合唱団員	指揮 鎮西広田氏 伴奏 上野一栄氏	小山作之助100回忌法要
高田別院春の音楽法要	2027年4月	高田別院	合唱団員 他有志	指揮 鎮西広田氏 伴奏 上野一栄氏	音楽法要

【教導補導会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
研修会	2027/3/25-26	木揚場教会、他	同朋会館教導・ 補導・真宗本廟 教化教導	今泉温資氏	内容「明治の両堂再建から学ぶ ～大虹梁と木揚場教会～」 公開の研修会とする

【保護司会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	未定	高田別院	教区保護司会員	—	
研修会	未定	未定	教区保護司会員	未定	9月開催予定

【教誨師会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2027年予定	未定	教誨師会役員	—	事業計画・予算の確定

新潟教区寺院活性化支援室からのお知らせ

新潟教区寺院活性化支援室について

近年、寺院を取り巻く社会環境や地域の状況は大きく変化しており、それぞれのお寺が抱える課題や可能性も多様化しています。

新潟教区には、各寺院がこれからの寺院のあり方や活動について考えるためのお手伝いをさせていただく機関として、寺院活性化支援室（以下、「支援室」）が設置されています。

支援室では、「こうあるべきお寺」という一律の理想像を掲げるのではなく、それぞれのお寺が持つ魅力や役割を見つめ直し、「そのお寺らしさ」を発揮できるようになることを大切にしています。

寺族やご門徒、地域の皆さまとともに、そのお寺ならではの価値や可能性を再発見し、次の一步を踏み出していく。その歩みを支えることが、支援室の役割です。

新潟教区では、2023 年の新教区発足にあわせて支援室が設置され、これまで試行的な取り組みを重ねながら支援のあり方を検討してまいりました。このたび、教区内の皆さまにご活用いただける事業をご案内できる運びとなりました。

まだ歩み始めたばかりの支援室ではありますが、皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。どうぞお気軽にご活用ください。

支援事業

【1】元気なお寺づくり講座

「お寺を未来へつなぐ力を共に学び、育み、創る講座」

社会の変化が進む中、お寺もまた新たな可能性を模索する時代を迎えています。

本講座は、お寺の本質を見つめ直し、住職とご門徒がともに未来のビジョンを描くための全 5 回の連続講座です。それぞれのお寺らしい未来への一步を考える機会として開催します。

今年度は教区支援室主催で開催予定です。組や寺院での開催も可能ですので、お気軽にご相談ください。

【2】会議・ワークショップサポート

「話し合いを、次の一步につなげる」

会議や座談会・ワークショップにおいて、寺院活性化支援室の考え方を援用しながら話し合いのサポートをさせていただきます。昨年度は、お寺の同朋会や組の同朋総会でこれからのお寺について話し合いをするような際にご活用いただきました。その他、さまざまなアレンジができますので、ぜひご相談ください。

【3】 機材サポート

「聞法の間づくりを、機材と技術で支える」

教区教化の方針である「一ヵ寺に聞法の間を開く」の実践を支援するため、プロジェクターやスクリーンなどの機材を活用した聞法の間づくりをサポートします。機材の貸し出しだけでなく、設置・撤収の支援や使用時のトラブル対応も行い、初めての方でも安心してご利用いただける体制を整えています。また、インターネットを活用した本山法要や講演会へのライブ参拝、本山法話動画等の視聴会の開催も提案し、それぞれの寺院の状況に応じた聞法の機会の充実をお手伝いします。

【4】 指定同朋の会

「同朋の会のはじめの一步を、ともに。」

同朋の会の結成や継続的な運営に課題を抱える寺院に寄り添い、「一ヵ寺に聞法の間を開く」取り組みを直接支援するスタートアップ事業です。各組の同朋の会アドバイザーが主催者と相談しながら、企画立案や講師選定、当日の運営まで伴走し、将来的な自立運営を目指します。2026年度より本事業は教化委員会本部会から寺院活性化支援室へ移管されました。

今年度は新規募集を行わず、既存指定寺院への継続支援とアフターフォローを実施するとともに、来年度以降の事業再開に向けた検討期間としています。

【5】 僧侶の研鑽動画アーカイブ

「研鑽の歩みを、映像でつなぐ。」

僧侶一人ひとりが自主的に学びを深められるよう、研鑽に役立つ動画を制作し、継続的に共有・蓄積していく事業です。新たな研修を増やすのではなく、教区や組、各種研修会など既存事業と連携しながら、その成果や知見を映像として記録し、将来へ受け継いでいくことを目指します。

本年度は、衣体の取り扱い等をテーマに動画を作成する予定です。時間や場所の制約を受けずに繰り返し学べる環境を整えることで、僧侶の基礎的な研鑽を支援するとともに、教区内に蓄積された経験や知識を共有する基盤づくりに取り組みます。

ご利用の流れ

下記窓口までお気軽にご連絡ください。

新潟教区寺院活性化支援室（新潟教務所内）

電 話 0256-33-2805 [担当：高田]

メール niigata@higashihonganji.or.jp

高田教務事務所

電 話 025-524-3913 [担当：鷲尾]

メール 同上

真宗教化センター寺院活性化支援室（センター支援室）について

本山の真宗教化センターにも支援室が設置されております。センター支援室の事業もご利用いただけます（詳しくは 27～31 頁をご覧ください）。ぜひご利用ください。

寺院活性化支援員の募集について

支援室では、寺院活性化支援員として、ともに支援活動に携わっていただける方を随時募集しています。

支援員には所定の研修を受講いただき、お寺の状況や課題、ニーズに耳を傾けながら、その寺院ならではの魅力や可能性を見だし、これからの歩みを考えるための知識やスキルを身につけていただきます。

教区内のお寺や地域のために力を生かしたい方、新たな学びやつながりを求める方のご応募をお待ちしています。詳しくは上記窓口までお問い合わせください。

新潟教区教学研鑽室からのお知らせ

宗祖親鸞聖人流罪以来の伝統を受け継ぎ、教学の振興、教化の推進並びに教化を担う人の育成に資するため、新潟教区教学研鑽室(以下、「教学研鑽室」という)では「教化センター」、「聞思学場」のふたつの学びの場を展開しています。

これまでの両機関の設立趣旨や歴史に鑑み、それぞれの主体的な活動を最大限尊重しつつ、協同して上記目的を果たさんとしてまいります。

教化センターからのお知らせ

本年度から下記の研修内容で第16期教化センターが開講します。現在研修生・聴講生(※)を募集しております。参加をご希望の方は是非ご応募下さい。

※研修生と聴講生の違いについて

研修生 各組からの推薦により、すべての学習会に参加し研鑽を積んでいただきます。
研修費等はありません(フィールドワーク参加費やセンター章輪袈裟購入費を除く)。

→所属組の組長へご相談・お申込みください。10/30 応募締切

聴講生 聴講料をお納めいただき、自らの意思でセンター学習会の聴講を希望する方。科目別履修も可能です。

→新潟教務所へご相談・お申込み下さい。

詳しくは新潟教務所(0256-33-2805 担当：戸次) までお問い合わせください。

《教化センター定例学習会 (月 2～3 回予定)》

定例学習会①課題：浄土真宗本尊論

講師：齊藤 研 氏(第15組正樂寺)

浄土真宗における本尊とは何かを尋ねて行きます。

現存する親鸞真筆の名号本尊には、その上下に本尊の意義を明らかにしてきた賛銘が付されています。当講義では、その賛銘を資料として挙げながら、しるされている経、論、釈の意義を尋ねることによって、親鸞聖人が明らかにされた本尊とは何かということに触れていきます。(全六回)

2026年度3回予定(①2026/11/19、②2027/3/11、③2027/5/20)

定例学習会②課題：『歎異抄』

講師：富樫 大樹 氏(第17組妙音寺)

『歎異抄』には、親鸞聖人の言葉が記されていますが、それは単なる文字の記録ではなく、弟子の身体に染み入った聖人の「声」であります。そこにある響きを尋ねながら、親鸞聖人の身を置かれた「念仏の僧伽」に学んでいきたいと思ひます。

2026年度3回予定(①2026/12/24、②2027/3/18、③2027/6/3)

定例学習会③課題：世親『撰大乘論釈』所知相分講読

講師：中山 善雄 氏（第22組浄敬寺）

世親の『浄土論』は、私たちの生きる国土の問題と密接に関わって記されています。特に、今日で言うところの社会秩序、分断、抑圧といった問題が、我執・法執という仏教の根本問題を見すえて取り上げられ、それに対する利他教化が課題となっています。その『浄土論』の背景には、『撰大乘論釈』があり、所知相分では我執・法執や世間の言説に基づく虚構の実体化が描かれます。そして、仏陀の無分別智により、その実体化が解かれ、穢土が清浄化される道理が記されています。本講義では、国土（浄土）、利他教化、仏陀の智慧という観点から『撰大乘論釈』を読み、浄土教の基本を確認していきます。

2026年度2回予定（①2026/12/17、②2027/4/22）

定例学習会④課題：無量寿経

講師：田澤 一明 氏（第19組明誓寺）

親鸞聖人は、「真実の教」として『大無量寿経』を選びとり、その核心が「如来の本願」を説くことであり、その具体性が「仏の名号」にあると示しています。しかし我われ一人ひとりにおいて、その本願念仏を内実とする『大無量寿経』が、どこで真実の教えであると確認できるのでしょうか。そのことを念頭に、教えの呼びかけと現実の問いかけの間に身を置いて、『大無量寿経』に聞いていきます。

2026年度2回予定（①2027/2/25、②2027/5/6）

定例学習会⑤課題：「真実教の開頭」

講師：三明 智彰 氏（九州大谷短期大学名誉学長、量深学場主宰）

祖師親鸞聖人立教開宗の根本精神を、真蹟の坂東本『教行信証』に直参して素読しつつ学ぶ。昨年度の「総序」に引き続き、「教巻」に触れていきます。

- 各回テーマ：
- 第1回 題号と構成、伝承已証
 - 第2回 二回向四法と真仮の仏土
 - 第3回 真実教大意
 - 第4回 経証①大経
 - 第5回 経証②異訳
 - 第6回 釈文・結釈

2026年度3回予定（①2026/11/26、②2027/4/15、③6/10）

※定例学習会①～⑤の会場はすべて三条別院旧御堂です。

《2026年度聴講料について》

学習会①（齊藤先生）：1,500円

学習会②（富樫先生）：1,500円

学習会③（中山先生）：1,000円

学習会④（田澤先生）：1,000円

学習会⑤（三明先生）：1,500円

※聴講生は科目ごとの聴講料を必ずお納めください。

《研究活動》

教化センターには「研究員」を置き、学習会の運営や、各自の研究を進めています。
また、それら研究を報告する場として『研究報告』を発行します。

《センター公開講座》

教区の方々と共に学んでいくために、通常の学習会以外に開催する公開講座。
本年度は実施しません。

《フィールドワーク》

様々な現場で現地学習することにより、真宗の学びをより一層深めていきます。
本年度は、上越地方のご旧跡に足を運び学習します。

《木村主幹最終講義》

教化センター11 期を副主幹、12 期から 15 期を主幹として 10 年間に渡って教区の
教学研鑽・振興に努めてこられた木村邦和氏のご勇退を記念し、最終講義（講演会）
を行います。

※昨年度に実施予定でしたが諸事情により延期となったため、今年度実施します。

※懇親会（会費制）あり。詳細は、追ってご案内いたします。

聞思学場からのお知らせ

新潟教区教学研鑽室「聞思学場」では、第7期の学びの場を開設します。今期は全体テーマを「歎異の精神に学ぶ」とし、『歎異抄』をテキストに学んでいきます。

親鸞聖人の教えを学びたいと思っけていても、1人で学び続けていくことは、なかなか難しいのではないのでしょうか。この機会に是非とも私たちと共に学んでくださる意欲のある方のご参加を、心よりお待ちしております。

- ①対 象 新潟教区内の僧侶及び門徒で、教学・教化の研鑽を志し、原則として全日程参加可能な方
- ②募集人員 【研修員】10名 【聴講生】希望者全員
- ③研修期間 2026年10月～2029年6月（3年間）
- ④会 場 高田別院 お食堂 上越市寺町2-24-4
- ⑤内 容 『歎異抄』を中心とした講義、輪読、座談
- ⑥応 募 【研修員】所定の願書及び履歴書に必要事項を記載のうえ、高田教務事務所に提出してください。（持参、郵送、FAX、メールいずれも可）
 ※願書・履歴書は、新潟教務所及び高田教務事務所にあります。wordファイルをお渡しすることもできます。ご連絡ください。
 【聴講生】組、所属寺院、氏名をメール、電話等でご連絡ください。
 2026年9月30日（水）必着 ※定員になり次第締切
- ⑦スタッフ 室長 北條 頼宗（第6組 照行寺）
 専任講師 大島 義男（元教師修練指導 雲集学舎講師）
 指導 水嶋 聡（第1組 光徳寺）
 同 豊島 信（第6組 西光寺）
- ⑧テキスト 『歎異抄』（『真宗聖典〔第二版〕』）
 『歎異抄聴記』（曾我量深著・東本願寺出版）
- ⑨計 画 ・開講式 兼 第1回学習会 10月19日（月） 13：30～
 ・定例学習会 13：30～16：30
 ※年7回程度（1・2月を除き月1回）。大島講師には年3回程出講いただきます。出講いただかない回は、『歎異抄』の基礎学習（講義・座談）を行います。
 ・公開講演会、一泊研修会（2年目以降予定）
- ⑩そ の 他 ・研修員は、研修期間終了後にレポートを提出いただきます。
 ・研修員には、毎年度研修補助費を支給します。
 ・聴講生は、各回500円の聴講料を納付いただきます。

問合せ：高田教務事務所（担当：鷲尾）TEL 025-524-3913
 Mail niigata@higashihonganji.or.jp

2026年度 同朋の会推進講座実施と同朋の会結成状況

実施年度 中越11組、第18組、第23組(※左記にあつては旧三条制度にて助成)

準備年度 第5組、第6組、高田11組、高田13組、第14組、第24組

2026/7/30現在

年 組	2022	2023	2024	2025	2026	同朋の会 結成数
1						6
2						7
3						4
4						3
5						3
6						21
7						20
8						22
高田11						9
高田12						8
高田13						19
10						14
中越11						8
中越12						10
中越13						5
14						9
15						7
16						4
17						3
18						14
19						5
20						23
21						5
22						4
23						6
24						4
佐渡						5
その他						19
合計						267

2026年度 【新】新潟教区教化事業助成金内訳表

	種 別	補助額	申請方法	備 考
教 区 補 助	所長巡回 【本山+教区】	30,000	教務所へ案内状及び 当日配布資料をお送りください	各組年1回補助。年度当初の所長巡回(組 会・組門徒会開催時)に各15,000円の助成。 (本山助成1万)
	組同朋総会	30,000	「組教化助成金申請書」 (実施後、下記を提出のこと) 「組同朋総会実施報告書」様式28 (添付)参加者名簿、当日配布資料	住職、坊守、寺族、門徒及び組に設置された 任意の教化団体等から参画し、組の各般の 課題に関する協議及び意見集約の場として 年1回以上開催のこと(年1回分補助)。組教 化委員会の開催をもって組同朋総会に充て る場合は申請不可。
	組主催 重点教化事業助成	80,000	「組教化助成金申請書」	組において 重点を置く1事業 に対する助成。 1事業内で複数回開催も可能。
	組主催 教化事業助成	100,000	「組教化助成金申請書」	組において力を入れたい事業に対する助 成。 2万円×5事業 。連組で開催の場合にそ れぞれに助成も可。また、教区にて必須の課 題が定まった場合、5事業の内1事業を指定 することもある。
	同朋社会実現に 向けた事業助成	60,000	「組教化助成金申請書」	差別問題・靖国問題・男女平等参画の 3つの 事業に各2万円 を助成。差別×3回などは不 可。
	新規・未対応課題 のための事業助成	30,000	「組教化助成金申請書」	新たな課題や未対応の課題に対応するため の事業助成。事業の 参加対象または事業内 容が新規・未対応 である場合に該当する。そ の後、最大3年(3回)までの助成継続が可 能。前3年間に於いて開催されていなければ 新規とする。但し既存事業の拡大や他助成と の重複は不可。
	地区公開講座	120,000	「組教化助成金申請書」 (添付)予・決算書、計画書	柏崎・長岡・新潟・亀田・佐渡地区以外で新た に複数組で実施する際は、本部会で審査し、 交付を定める。但し単独組は不可。
	同朋の会推進講座	備考欄 参 照	「組教化助成金申請書」	前期教習(準備年度)助成 40万円 、後期教 習(実施年度)助成 10万円 。加えて 後期教習 旅費 (上越2千円、中越1万3千円、下越1万 5千円、佐渡3万円/参加一人当たり)とし、 後期教習参加人数×上記助成額を助成。 実施を希望する組は、12月末までに駐在教 導へご相談ください。
	施設巡回	15,000	「組教化助成金申請書」	老人ホーム巡回、1施設につき年2回まで、複 数箇所について補助。 1回 ¥15,000(慰問料1万円、講師旅費5千 円)
本 山	組教化委員会	50,000	組教化事業報告・計画(組)様式13-2 (添付)予・決算書	各組年1回補助【10/16提出期限】
	組門徒会研修会	30,000	組教化事業報告・計画(組)様式13-2に 「組門徒会研修会」について記載	各組年1回補助【10/16提出期限】
	組門徒会特別運営	20,000	組教化事業報告・計画(組)様式13-2	従来の組門徒会会員定数に対して3割の女性 組門徒会員を選定した組への活動助成。
	女性間法会教化	20,000	「女性間法会事業計画書」様式13-3	各組年1回補助【10/16提出期限】

【提出書類について】

10月16日までに「組教化事業計画報告」様式13-2(予・決算書を添付)を、教務所まで提出してください。

※ 必要書類が提出されていない場合、補助できないことがありますのでご注意ください。

※ 1月18日(上半期)6月7日(下半期)までに、2026年度新潟教区組教化助成金申請書を別途ご提出いただきます。

「キッズふくしまインたかだ」の活動紹介

福島県の子供たちのための復興支援保養プログラムです。真宗大谷派新潟教区高田地区のメンバーが中心となって企画し、放射線量の少ない新潟県に子供たちを招いて、夏休み・春休みの1週間を思い切り遊んでもらえること目的に活動しています。

活動の概要

- 福島県⇄新潟県をバス送迎
- 池の平青少幼年センターにて季節ごとのレクリエーション
- 高田地区の受け入れ寺院でホームステイ(休止中)

未来を担う子どもたちへの「ごめんなさい」の気持ちを出発点として開催されている「キッズふくしま」は今年度31回目(サマーキャンプ)、32回目(スプリングキャンプ)の開催を迎えます。発災から10年以上の年月を経て、福島県内でも復興状況の認識は様々ですが、保護者からは「もう原発事故の話をする人も少なくなり、保養を開催してくださるところも減る中で、子どもたちだけでも受け入れて下さり本当にありがたい。」という声もあります。「キッズふくしま」は活動を通じて、原発事故に由来する不安を感じて生きる保護者の方々や子どもたちと、歩みを共にしていく事が出来ればと考えています。皆様からこの活動にご理解いただき、厚くご支援いただければ幸いです。

真宗大谷派新潟教区 キッズふくしま実行委員会
実行委員長 繁原 立



6. 池の平青少年センター

1【2025 年度池の平青少幼年センター主催行事報告】

行事名	開催日	参加人数	講師・スタッフ名
第 22 回「報恩講と新そばのタベ」	11 月 28 日～29 日	31 人	高橋真樹氏(ノンフィクションライター)
第 37 回スキー・スノーボード学校 (大人の部) 「今年も天気になあれ」	2 月 3～4 日	10 人	センタースキー学校講師 サポータースタッフ
第 27 回ファミリースキー学校 「雪に愉しむ池の平 with 子ども報恩講」	2 月 28 日～ 3 月 1 日	51 人	センタースキー学校講師 サポータースタッフ
青少年交流事業「話会」	5 月下旬	中止	高田地区仏青共催

- ① 「センターだより」第 29 号発行
- ② 池の平青少幼年センターホームページ更新（ブログ検索：「池の平からこんにちは」）
- ③ 「キッズふくしまサマーキャンプ いたかだ 2025・スプリングキャンプ いたかだ 2026」への協力

2【2026 年度池の平青少幼年センター主催行事計画】

行事名	開催日	募集人数	講師・スタッフ名
第 23 回「報恩講と新そばのタベ」	12 月 4～5 日	20 人	白鳥道子(第 15 組)
第 38 回スキー・スノーボード学校 (大人の部) 「今年も天気になあれ」	2 月上旬	20 人	センタースキー学校講師 サポータースタッフ
第 28 回ファミリースキー学校 「雪に愉しむ池の平 with 子ども報恩講」	3 月上旬	40 人	センタースキー学校講師 サポータースタッフ
昆虫探索イン池の平	6 月下旬	20 人	未定

- ① 池の平青少幼年センターホームページ更新（ブログ検索：「池の平からこんにちは」）
- ② 「キッズふくしまサマーキャンプ いたかだ 2026・スプリングキャンプ いたかだ 2027」への協力

3、2025 年度池の平青少幼年センター利用状況（2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日）

月	団体数	人数	冥加金	志・他
7 月	9	132	284,500	10,000
8 月	6	215	1,523,000	0
9 月	4	76	159,700	1,951
10 月	3	48	331,200	2,000
11 月	4	49	234,600	5,000
12 月	1	15	88,400	0
1 月	3	65	113,800	0
2 月	7	204	1,081,850	0
3 月	4	116	82,400	1,943
4 月	3	18	579,900	0
5 月	8	147	625,350	0
6 月	6	64	384,405	12,000
合計	58	1,149	5,489,105	32,894

合計 5,521,999 円

4、近年の利用状況推移

年度	団体数	人数	冥加金(志含)	年度	団体数	人数	冥加金(志含)
2003	104	1,818	5,478,956 円	2015	60	1,112	4,904,510 円
2004	108	1,868	5,804,970 円	2016	61	1,326	5,804,850 円
2005	87	1,216	3,788,700 円	2017	60	1,347	5,080,243 円
2006	91	1,544	4,566,913 円	2018	89	1,220	5,721,635 円
2007	99	1,416	4,546,696 円	2019	44	878	3,904,296 円
2008	105	1,456	4,659,110 円	2020	31	293	1,259,298 円
2009	111	1,507	5,012,930 円	2021	39	524	2,388,250 円
2010	112	1,803	5,399,268 円	2022	58	1,225	3,698,552 円
2011	119	1,848	5,519,490 円	2023	70	1,000	5,306,839 円
2012	109	1,655	5,305,088 円	2024	58	962	4,688,876 円
2013	88	1,335	4,993,388 円	2025	58	1,149	5,521,999 円
2014	66	1,262	5,201,525 円				

2026 年 6 月 30 日現在

5、主な、センター利用団体名

・お泊り保育(高田大谷・和同・)・キッズふくしまサマー・スプリングキャンプ・高田 13 組育成員研修会・第 10 組青年部・聞思学場・第5組声明研修会・高田13組育成員協議会・仏光寺派新潟教区・センター報恩講・高田地区児連冬の集い・鸞音忌法要実行委員会、ガールスカウト新潟県 15 団・新潟教区第 17 組サマーキャンプ・ボーイスカウト(東京北 5 団・名古屋 30 団・長岡3団・長野 15 団・長野1団・金沢 1 団・岡崎 8 団)、教区門徒会・教化推進研修会・ねじれた蓮奉仕団・新潟県山岳協会・岐阜高山教区荘白川組他。その他個人など(敬称略)

6、センター利用内訳（宿泊内容・活動目的・教区別）比

宿泊内容		活動目的		教 区	
舎 営	80%	学習会	25%	教区内	61%
テント	20%	野 外	75%	教区外	39%

池の平青少幼年センター 利用案内

開設 50 周年を迎えたセンターに是非お越しください！！



【住所】新潟県妙高市関川 2283 (〒949-2112)

◆申し込み方法

池の平青少幼年センターまたは高田教務事務所までお問い合わせのうえご予約ください。

申込時に、① 利用期間、② 利用人数、③ 利用目的などをお知らせください。

◆ご利用にあたって

- ・ 食事時間：朝食 午前 8 時／夕食 午後 6 時
- ・ 入浴時間：午後 11 時まで
- ・ 休 館 日：年末年始
- ・ 館内収容人数：60 人／キャンプ場収容人数：150 名

◆その他

洗面具・寝具（パジャマ）・持薬品は各自ご用意をお願いします。

チェックインは、基本、午後 1 時、チェックアウトは午前 11 時です。
研修内容によって、時間帯を超える場合は事前にご相談ください。
退館時は、清掃をお願いします。
キャンプ場利用等で出たゴミは、できるだけ持ち帰りをお願いします。

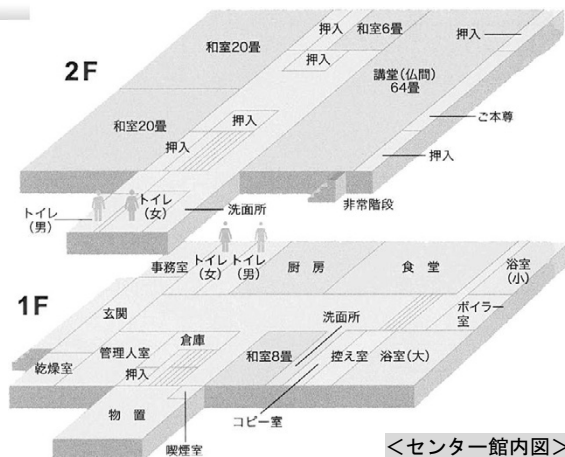
池の平青少幼年センターとは…

真宗大谷派（東本願寺）の「池の平青少幼年センター」は、宗祖親鸞聖人御誕生 800 年・立教開宗 750 年の慶讃事業として、1973（昭和 48）年に設立されました。

2020（令和 2）年には、耐震補強工事を主とする改装工事を施工しました。また、冷房設備も増設しました。

センターでは、ゆったりとした時間の中で共に食事をし、温泉に入り、そして語り合うことをとおして、自分自身を見つめなおす場となることを願っております。

【センターホームページ】⇒



<センター館内図>

〈お問い合わせ先〉

高田教務事務所

TEL 025-524-3913

※池の平青少幼年
センター係まで

対 象	期 間	1 泊 2 日 (2 食付)	宿泊のみ	日帰り (入浴料込)
大 人	4 月～11 月	6,800 円	4,600 円	900 円
	12 月～ 3 月	7,100 円	4,900 円	1,200 円
高校生以下 (18 歳以下)	4 月～11 月	5,200 円	3,000 円	900 円
	12 月～ 3 月	5,500 円	3,300 円	1,200 円
小学生以下 ※新規	4 月～11 月	4,000 円	2,000 円	900 円
	12 月～ 3 月	4,300 円	2,300 円	1,200 円
キャンプ場利用料 (入浴料込)	期間：4 月～11 月 / 1 日：900 円		期間：12 月～3 月 / 1 日：1,200 円	

7. 諸法規

①新潟教区教区会議事細則

(趣旨)

第1条 この細則は、教区制(1991年条例公示第8号)第38条の規定により、新潟教区会(以下「教区会」という。)の円滑な運営に資するために必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 教区会に委員会を設置し、各委員会及び所管業務はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予算委員会 教区諸会計の予算に関する事項
- (2) 決算委員会 教区諸会計の決算に関する事項
- (3) 特別委員会 規則、規約等及びその他議案に関する事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる委員会は、教区会参事会の議を経て議長が指名した委員でそれぞれ組織する。

2 委員の任期は1年とする。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 各委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数及び表決)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。ただし、委任状を提出した場合は出席したものとみなす。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議長・副議長の委員会への出席発言)

第6条 教区会の議長及び副議長は、いつでも委員会に出席して、発言することができる。ただし、表決には加わらない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の結果を教区会に報告しなければならない。

(宗務役員の方議への出席)

第8条 宗務役員は、何時でも方議に出席して発言することができる。

(細則の変更)

第9条 この細則を変更しようとするときは、教区会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

②新潟教区門徒会規約

(設置)

第1条 新潟教区に、新潟教区門徒会(以下「教区門徒会」という)を置く。

(目的)

第2条 教区門徒会は、教区内の門徒の代表として、教区における教化の振興をはかるため、教区が行う施策について協議し、もって教区の運営に寄与するとともに、門徒相互の連携を深め、同信同朋の実を挙げることを目的とする。

(組織)

第3条 教区門徒会は、次に掲げる教区門徒会員(以下「会員」という)で組織する。

(1) 組門徒会において選任された者49人以内

2 会員には、教務所長が教区門徒会員証を交付する。

(任期)

第4条 会員の任期は、3年とする。

2 補欠による教区門徒会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 教区門徒会に、次の役員を置き、会員の互選によって定める。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 1人

(3) 常任委員 選出参事会員の数

2 会長は、会務を統理し、方議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 常任委員は、会長の指揮をうけ、会務を分担し執行する。

(招集)

第6条 教区門徒会は、毎年1回教務所長がこれを招集する。

2 教務所長は、特に必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。ただし、この場合の方議案は、教務所長が提出したものに限る。

(協議事項)

第7条 教区門徒会は、教区における次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 聞法、研修及びその他教化事業計画、実施に関する事項

(2) 社会教化及び公益事業に関する事項

- (3) 所属団体に関する事項
- (4) 懇志奨励に関する事項
- (5) 門徒に関する事項
- (6) 教区予算及び決算その他教務所長が提案した事項
- (7) その他必要な事項

(議事)

第8条 教区門徒会の議事は、会員の半数以上の出席によって開き、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。(会議録)

第9条 教区門徒会は、会議録を作成しなければならない。(事務)

第10条 教区門徒会に書記若干人を置き、教務所員の中から教務所長が命ずる。(規約の改廃)

第11条 この規約を改正若しくは廃止しようとするときは、教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)並びに宗務総長の承認(2023年5月16日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。
- 2 この規約施行の際、現に教区門徒会員である者は、この規約による教区門徒会員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

③新潟教区教区会・教区門徒会運営細則

(趣旨)

第1条 この運営細則は、教区制施行条規第17条第2項による教区会及び教区門徒会の合同会議(以下「合同会議」という)について定める。(座長)

第2条 合同会議の座長は、教区会議長がこれにあたる。ただし、教区会議長に事故あるときは、教区門徒会長が代理する。(議事)

第3条 合同会議は、教区会議員及び教区門徒会員の定数のそれぞれ半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。(議決)

第4条 合同会議の議案について議決しようとするときは、合同会議を閉会または停止するものとし、教区会及び教区門徒会においてそれぞれ議決しなければならない。

(議事録)

第5条 合同会議の議事録は1つとし、教区会議長、教区門徒会長が署名押印し、署名委員は教区会・教区門徒会から各々2名を選び署名押印する。

(改正)

第6条 この運営細則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会においてそれぞれの議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この運営細則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)並びに宗務総長の承認(2023年5月16日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

④新潟教区教区会参事会員・教区門徒会常任委員の選出に関する申し合わせ事項

1 教区会参事会員の選出について

- ・教区制第44条により、教区会において互選すべき選出参事会員の数は7人とする。
- ・正副議長2人を含めた9人の参事会員は、旧三条教区から5人、旧高田教区から4人をそれぞれ選出するものとする。
- ・補充員2人については、旧三条教区から1人、旧高田教区から1人をそれぞれ選出する。
- ・欠員の補充については、欠員が出た旧教区の補充員を順位1とする。

2 教区門徒会常任委員の選出について

- ・教区制第59条により、教区門徒会員が互選する常任委員は選出参事会員の数と同様とする(7人)。
- ・正副会長2人を含めた9人の常任委員は、旧三条教区から5人、旧高田教区から4人をそれぞれ選出するものとする。
- ・補充員2人については、旧三条教区から1人、旧高田教区から1人をそれぞれ選出する。
- ・欠員の補充については、欠員が出た旧教区の補充員を順位1とする。

3 改 廃

- ・教区会参事会員の選出数にかかる申し合わせを改正もしくは廃止しようとするときは、教区会において出席議員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。
- ・教区門徒会常任委員の選出数にかかる申し合わせを改正もしくは廃止しようとするときは、教区門徒会において出席会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

附 則

- 1 この申し合わせ事項は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。
- 2 2023年7月1日施行の申し合わせ事項の内容は、改廃の手續きに関わらず、新教区発足後の教区会議員及び教区門徒会員それぞれの任期2期は改正を行わないものとする。

⑤新潟教区災害対策委員会規程

（目的）

- 第1条** 本規程は、新潟教区内及びその他で発生した災害に対し、復興に向けてすみやかに支援活動できるよう定める。

（組織）

- 第2条** 新潟教区災害対策委員会（以下「委員会」という）を設け、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員で組織する。

- 2 委員の任期は、それぞれの役職の在任期間とする。（委員長及び副委員長）

- 第3条** 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は教区会議長、副委員長は教区門徒会長がこれにあたる。

- 2 委員長は会務を統理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（招集）

- 第4条** 委員会は、教務所長が招集する。

（議事）

- 第5条** 委員会は、委員の半数以上の出席によって成立し、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（実行委員会）

- 第6条** 新潟教区内及びその他の地域で発生した災害に対し、すみやかな救援及び復興支援を実施するため、実行委員会を設ける。

- 2 実行委員会に関する事項については、別に定める。（経費）

- 第7条** この規程に関する経費は、災害対策積立金会計により適正に処理する。

- 2 前条に定める実行委員会に関する経費は、前項の規定に関わらず、災害支援実行委員会活動資金（以下「活動資金」という。）を設定し、別途にこれを経理する。
- 3 活動資金は、寄付金及び助成金、教区事業費会計からの回付金及びその他の収入をもって歳入とし、前条に定める実行委員会に必要な経費をもって歳出とする。

- 4 活動資金は、毎会計年度末現在の計算書を作成し、教区費会計の決算書と同時に教区会及び教区門徒会に提出しなければならない。

（事務）

- 第8条** 委員会の事務は、教務所が行う。

（規程の改廃）

- 第9条** この規程を改正若しくは廃止するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

⑥新潟教区災害支援実行委員会規約

（設置）

- 第1条** 新潟教区災害対策委員会規程（2023年7月1日施行）第6条の規定に基づき、新潟教区災害支援実行委員会（以下、「実行委員会」という）を設置する。

（業務）

- 第2条** 実行委員会は、同朋の相互扶助の精神に則り、宗務機関、教区及び組との連携のもと、次の各号に掲げる被災者支援及び研修を行う。

- (1) 災害救援 災害発生後から当該災害により遮断されたライフライン復旧までの間に行う被災者支援。
- (2) 復興支援 災害により遮断されたライフライン復旧以降の被災者支援。
- (3) 災害救援、復興支援及び情報共有に必要な研修。

（組織及び運営）

- 第3条** 実行委員会は、災害支援経験者または学識経験者の中から教務所長が委嘱した委員若干人で組織する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 実行委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は、会務を統理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 実行委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。
- 8 実行委員会において決定すべき事項があるときは、委員の合議によらなければならない。

(報告)

第4条 実行委員会は、第2条に掲げる業務及び実行委員会における決定事項について、新潟教区災害対策委員会に報告しなければならない。(災害救援・復興支援活動班)

第5条 第2条に掲げる業務を遂行するため、実行委員会は必要に応じて災害救援・復興支援活動班(以下「活動班」という。)を置くことができる。

2 活動班は、教区内有志の者で組織するものとする。

3 活動班に班長を1人置き、実行委員長が委嘱する。班長は活動班を代表する。

4 班長は、活動内容の途中経過及び活動結果を実行委員会または新潟教区災害対策委員会に報告しなければならない。

5 班長は実行委員会委員とする。

(参考人等の会議への出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

2 教務所長が必要と認めた教務所員及び別院職員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(事務)

第7条 実行委員会の事務は、教務所が行う。

(規約の改廃)

第8条 この規約を改正または廃止しようとするときは、委員の半数以上が出席した実行委員会において過半数の同意を得て、新潟教区災害対策委員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規約は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑦新潟教区緊急事態対策委員会規程

第1条 宗門の緊急事態に対応するため、新潟教区緊急事態対策委員会(以下「委員会」という)を置く。

第2条 委員会は、緊急事態についての情報収集をはかり、教区内に速やかに周知せしめるとともに、その対策処理に当たることを目的とする。

第3条 委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、宗会議員、教区会議員、教区門徒会員及び教化委員のうちから、参事会及び常任委員会にはかつて、教務所長が委嘱する。

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、教区会議長がこれにあたり、副委員長は教区副議長がこれにあたる。

3 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 委員会には、常任委員若干人を置くことができる。

第5条 委員会は、教務所長が招集する。

2 委員3人以上の要請があった場合は、委員会を開かなければならない。

第6条 委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員会の議決は、参事会及び常任委員会に報告しなければならない。

第7条 委員会が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて、意見及び説明を聞くことができる。

第8条 委員会の事務は教務所が行う。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑧新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業検討委員会規程

(設置)

第1条 新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の厳修を受け、今後継続して慶讃事業に取り組むための組織及び運営その他必要な事項の準備、検討を行い実行するため「新潟教区 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を置く。

(教区慶讃事業の目的)

第2条 教区慶讃事業を機縁として、宗祖親鸞聖人の御誕生の意味と立教開宗の精神を尋ね、教区同朋の歩みを互いに確かめ、その意義を将来に向けて明らかにし、もって同朋会運動の推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) 教区慶讃法要の総括に関する事項

(2) 教区慶讃関連事業に関する事項

(3) 各組慶讃法要に関する事項

(4) その他必要な事項

2 検討委員会は、前項の審議結果について教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

(組織)

第4条 検討委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び副議長
- (2) 教区門徒会長及び副会長
- (3) 教区教化委員会本部長及び副本部長
- (4) 学識経験のある者の中から教務所長が委嘱した委員 若干人

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第1号、第2号及び第3号の委員の任期は、当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、教区会議長がこれに当たり、会務を統理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長が予め指名した委員がこれに当たり、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 検討委員会は、教務所長が招集する。

(議事及び議決)

第7条 検討委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(実行委員会)

第8条 検討委員会から付託された事項を協議及び実行するため、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会は、教区内の寺族及び門徒、有識者の中から検討委員会で選定された者若干人で組織する。

3 実行委員の任期は、1年とする。ただし、補充による実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 実行委員会に実行委員長及び副実行委員長1人を置く。

5 実行委員長は、会務を統理し実行委員会を代表し、副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ある時はその職務を代理する。

6 実行委員会の協議及び事業の結果は、検討委員会に報告しなければならない。

(慶讃事業特別会計)

第9条 慶讃事業に関する経費の収入及び支出を明確にし、その経理を適正ならしめるため、新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計（以下、「特別会計」という。）を置く。

2 特別会計の運用に必要な事項は、別にこれを定める。

(職員の会議への出席)

第10条 教務所の職員は、いつでも会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

第12条 検討委員会の事務は、教務所が行う。(規程の改廃)

第13条 この規程を改正または廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

1 この規程は、新潟教区教区会（2026年7月24日）及び教区門徒会（2026年7月27日）の議決を得て、2026年7月28日から施行する。

2 2026年6月30日現在設置していた新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計は、この規程による新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計とみなす。

⑨新潟教区「池の平青少幼年センター」管理運営規則

(趣旨)

第1条 青少幼年教化施設の管理運営に関する規程（1975年達令公示第29号）第3条の規定により、新潟教区に委託された池の平青少幼年センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する事項について定める。

(管理運営の原則)

第2条 センターは、青少幼年及びその指導者の野外における研修施設として管理運営する。ただし、その他必要と認められる教化事業のために使用することを妨げない。

2 センターは、宗派の青少幼年教化活動の拠点として、真宗大谷派青少幼年センターと綿密な連携を保ちながら管理運営されなければならない。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 主任 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 用務員 若干人

2 センター長は、青少幼年教化施設の管理運営に関する規程第4条により委嘱された教務所長があたり、主務を掌理する。

3 主任は、新潟教区青少幼年教化推進本部指導主任の職にある者をもってこれにあて、センター長の命を受けてセンターの事務を処理するとともに、センターにおける研修を企画及び指導する。

4 会計は、新潟教務所主計の職にある者をもってこれにあて、センター長の指揮を受けてセンターの会計に関する事務を行い、センター長とともにその責に任ずる。

5 用務員は、センター長の命を受けて、センターの警備、防災、清掃及び接待、調理、衛生に関する業務に従事する。

6 用務員の採用については、別に定める。

(運営委員会)

第4条 センターの管理及び運営を円滑に行うため、池の平青少幼年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(業務)

第5条 運営委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研修の計画及び点検に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 施設及び備品に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員10人以内で組織する。

- (1) センター長
- (2) 新潟教区会の議長及び副議長
- (3) 新潟教区門徒会の会長及び副会長
- (4) センター長が委嘱した者 若干人

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第4号による委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 運営委員会に委員長を置き、センター長がこれにあたる。

2 委員長は、会務を統理し、会議の議長になる。
(招集)

第8条 運営委員会は、委員長が招集する。

(議事)

第9条 運営委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第10条 運営委員会の議決は、センター長が宗務総長に報告しなければならない。

(職員等の会議への出席)

第11条 宗務総長が命じた宗務役員並びにセンター長が命じた職員及び教務所員は、会議に出席して発言することができる。ただし、表決には加わらない。

(参考人の会議への出席)

第12条 センター長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(事務)

第13条 運営委員会の事務は、新潟教務所が行う。
(会計)

第14条 センターに関する経費の収入及び支出を明確にし、その運営を適正ならしめるため、新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計を設置する。

2 この会計は、冥加金、宗派回付金、教区事業費会計回付金及びその他の収入をもって歳入とし、第2条に定める研修等を実施するために必要な経費及びこれに伴う支出をもって歳出とする。

3 この会計の予算及び決算は、委員会の議を経て、毎年度教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

4 この会計の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(備付帳簿及び書類)

第15条 センターには次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え付けなければならない。

- (1) 備品台帳
- (2) 事務諸帳簿
- (3) 研修計画書
- (4) 研修会参加者名簿
- (5) 研修日誌
- (6) 会計諸帳簿

(増改築等)

第16条 センターの増改築、著しい模様替え及び破損修復を行う必要があるときは、センター長は、宗務総長に具上し、その指示を請わなければならない。

(使用規定)

第17条 センターの使用に関する規定は、別に定める。

(規則の改廃)

第18条 この規則を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)並びに宗務総長の承認(2023年5月16日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。
- 2 2023年6月30日現在、センターの職員であった者は、この規則によるセンターの職員とみなす。

⑩新潟教区聖跡顕彰委員会規程

(設置)

第1条 新潟教区内の聖跡を永く保存顕彰するために教区に聖跡顕彰委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は聖跡の顕彰に関し必要な事項を推進する。

(組織)

第3条 委員会の委員は教区会議長、教区会副議長、教区会参事会員、教区門徒会長、教区門徒会副会長をもって当てる。

- 2 委員の任期はそれぞれの議員及び会員の任期による。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は教区会議長が、副委員長は教区会副議長がそれぞれ当る。
- 4 委員長は委員会を代表し、聖跡保存顕彰の業務を統括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(参考人の会議への出席)

第4条 委員会は必要により参考人の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は教務所が行う。

(教務所長の会議への出席)

第6条 教務所長は委員会に出席して意見を述べるができる。

(会計)

第7条 聖跡の保存及び聖跡に関する収入及び支出を適正にし、経理を円滑にするため、新潟教区聖跡顕彰特別会計(以下「顕彰会計」という)を設ける。

- 2 顕彰会計は一般会計と区分して別途に経理する。
- 3 顕彰会計は、教区事業費会計回付金、寄付金及びその他の収入をもって収入とし、聖跡顕彰に要するすべての支出をもって支出とする。
- 4 顕彰会計は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。
- 5 顕彰会計の予算・決算は委員会の議を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、委員会の同意を経て教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑪新潟真宗学院規則

(設置)

第1条 真宗学院規程(1981年7月1日公示第6号)に基づき本派の教師たるにふさわしい人を養成するため新潟教区に、新潟真宗学院(以下「学院」という)を置き、三条学舎並びに高田学舎を設ける。

- 2 三条学舎は、新潟県三条市本町2丁目1番57号 真宗大谷派新潟教務所(以下「新潟教務所」という)内に置く。
- 3 高田学舎は、新潟県上越市寺町2丁目24番4号 真宗大谷派新潟教区高田教務支所内に置く。

(事務所)

第2条 学院の事務所は、新潟教務所内に置く。

(修業年限)

第3条 学院の修業年限は3年とする。

(授業学科目)

第4条 学院の授業学科目は次のとおりとする。

- (1) 真宗学 150時間以上
- (2) 仏教学 100時間以上
- (3) 教化学 30時間以上
- (4) 差別問題 30時間以上
- (5) 声明作法 50時間以上
- (6) 法規 10時間以上

2 学院は前項に定める学科目のほか、特別講義、補習授業を行うことができる。

(教育課程・指導会議)

第5条 教育課程は、毎学年のはじめに、新潟真宗学院指導会議（以下「指導会議」という。）において編成する。

2 学院長は、教育課程を編成したときは、宗務総長の承認を得なければならない。

3 指導会議は学院長が招集する。

(学年及び学期)

第6条 学院の学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は学期に分けることができる。

(教職員)

第7条 学院に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 学院長 | 1人 |
| (2) 指導主任 | 各学舎1人 |
| (3) 指導 | 各学舎若干人 |
| (4) 幹事 | 若干人 |
| (5) 会計 | 1人 |

2 学院長は、新潟教務所長がこれにあたる。

3 指導主任は、指導の中から学院長が任命する。

4 指導は、新潟教区内の教師の中から宗務総長の承認を得て学院長が任命する。ただし、教区内、教師の中から任命できないときは、宗務総長の承認を得て、教区外教師から任命することができる。

5 幹事は、新潟教務所に勤務する宗務役員の中から、学院長が命ずる。

6 会計は、新潟教務所主計があたる。

7 第3項及び第4項に定める教職員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(職務)

第8条 学院長は、学院を代表する。

2 指導主任は、学院長を補佐し、学院長に事故あるときは、あらかじめ学院長が指名した指導主任がその職務を代行する。

3 指導は、学院生を教授指導する。

4 幹事は、学院長の命を受けて事務を処理する。

5 会計は、会計事務を処理する。

(入学資格)

第9条 学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第10条 学院の入学の時期は学年の始めとし、入学志願者には入学試験を行う。

2 入学試験は筆記及び口述とする。

3 入学試験の期日その他必要な事項は、毎年学院長が告示する。

(保証人・誓約書)

第11条 入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び住民票を提出しなければならない。

2 前項の保証人は、本派の住職・教会主管者または代務者でなければならない。

3 第1項の保証人に変更を生じた場合は、速やかにその旨を学院長に届出なければならない。

4 誓約書の様式は別に定める。

(欠席の届出)

第12条 学院生は、病気その他の事由によって欠席するときは、その事由を具して、必ず届出なければならない。ただし、病気のため欠席が5日以上に及ぶときは、診断書を添えなければならない。

(公欠)

第13条 次の各号に掲げる事由によって欠席し、学院長に届け出て許可を得た学院生は、欠席したものとして取扱わない。

- (1) 父母、祖父母、実兄弟、実姉妹または実子が死亡したとき
- (2) 教師修練により、真宗本廟に上山するとき
- (3) 病気、怪我等により登院できないと医師の診断を受けたとき
- (4) その他特別の事由によるとき

(休学・復学・退学)

第14条 学院生が休学・復学・退学を希望する場合は、理由を付して学院長に願い出なければならない。

2 学院長は前項の願出が提出されたときは、該当学舎の指導主任と協議し、決定事項を本人に通知しなければならない。

3 前2項により休学・退学する者はすでに納めた入学金及び授業料等の一部または全部の返金はしない。

(除籍)

第15条 学院長は、学院生が次の各号のいずれかに該当する時は、指導会議に諮って学籍を削除することができる。

- (1) 正常な事由がなくて16日以上欠席した者
- (2) 成業の見込みのない者
- (3) 規定された納金の義務を怠った者
- (4) 学院に関する規定に違反し、品位を傷つけた者

2 前項により除籍された者に対してはすでに納めた入学金及び授業料等の一部または全部の返金はしない。

(聴講生)

第 16 条 授業科目の聴講を志望する者があるときは、聴講生として、これを許可することができる。

2 聴講については、別に定める。

(入学金・授業料等)

第 17 条 入学を許可された者は別に定める入学金、授業料、施設使用料等を納付しなければならない。

2 前条により、聴講を許可された者は別に定める聴講料、施設使用料等を納付しなければならない。

(試験)

第 18 条 試験は、各学期末に科目ごとに、筆記または口述によって行う。

(試験の成績)

第 19 条 試験の成績は、100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。

(成績判定及び卒業)

第 20 条 卒業の判定及び各学年修了判定は、学舎毎の試験の評点に平常の成績を参酌して、指導会議において決定する。

2 病気その他の事由により出席日数が 3 分の 2 に満たない者は、その学年の修了を認めない。

(卒業証書)

第 21 条 卒業者には卒業証書を授与する。

(運営)

第 22 条 学院の運営は、新潟教区が行う。

(運営委員会)

第 23 条 学院長が、学院運営に必要な事項を諮問するため、新潟真宗学院運営委員会を置き、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学院長
- (2) 指導主任
- (3) 教区会正副議長
- (4) 教区門徒会正副会長
- (5) 学識経験のある者 若干人

2 前項第 5 号の委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、男女両性で組織する。

(学院の経費)

第 24 条 学院の経費は、入学金、授業料、聴講料、施設使用料、入学試験料、助成金、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

(入学金等の金額の決定)

第 25 条 入学試験料、入学金、授業料、及び聴講料は、入学募集前に、運営委員会に諮って決定する。

(特別会計)

第 26 条 学院の運営を適正ならしめるため、特別会計を設定し新潟教区事業費会計と区分して整理する。

(特別会計の承認及び報告)

第 27 条 特別会計の予算並びに決算については、毎年教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

2 特別会計に不足を生じたときは、教区会及び教区門徒会に諮って教区会計より支出するものとする。

(施行細則)

第 28 条 本規則施行に必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 29 条 本規則を廃し若しくは改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）、並びに宗務総長の承認（2023 年 6 月 30 日）得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

⑫新潟真宗学院 三条学舎施行細則

(目的)

第 1 条 この施行細則は、新潟真宗学院規則（以下「規則」という）第 28 条の規定に基づいて、新潟真宗学院三条学舎（以下「三条学舎」という）の運営に必要な事項を定める。

(学舎会議)

第 2 条 三条学舎の運営にあたって必要な事項を協議するため、学舎会議を開催することができる。

2 学舎会議は次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 成績判定
- (2) 入学・修了・卒業に関する事項
- (3) 学舎の授業に関する事項
- (4) その他必要な事項

(学期・時間割)

第 3 条 規則第 6 条第 2 項により、学年を次の学期に分ける。

- (1) 前期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 後期 9 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 三条学舎は、学期間中の毎週土曜日を授業日とし、1 日 3 コマを基本とする。

3 1 コマの授業時間は 90 分とする。

(学科主任)

- 第4条** 新潟真宗学院長（以下「学院長」という）は規則第7条第4項に掲げる指導の中から、三条学舎における学科主任を任命することができる。
- 2 学科主任は担当学科目が適切に指導されるよう努めなければならない。

(経費)

- 第5条** 就学に係る経費は別表第1号のとおりとする。
- 2 納入された金員は理由の如何に関わらずこれを返還しない。

(出欠の確認)

- 第6条** 指導は授業開始にあたって出欠の確認を行う。
- 2 出欠の確認後に出席した者は遅刻とする。

(欠席)

- 第7条** 規則第12条による欠席届は別に定める文書で提出しなければならない。
- 2 欠席回数が該当学科目の3分の1を超えたときは、試験を受けることができない。

(休学・復学・除籍)

- 第8条** やむをえない事情で連続して3週以上欠席する場合は、学院長に休学届を提出しなければならない。
- 2 学院生は休学中にあっても自覚ある学びに努めなければならない。
- 3 休学中は欠席とみなす。
- 4 第1学年度または第2学年度まで修了した後、休学した場合は、次期以降の第2学年度または第3学年度に復学することができる。
- 5 新潟真宗学院規則第15条に規定される「除籍」とは、同条第1項各号に該当する学院生について、強制的に退学させることを言う。

(聴講)

- 第9条** 学院長は規則第16条により聴講生を募集することができる。
- 2 三条学舎の聴講を希望するものは、別に定める願書を提出しなければならない。
- 3 聴講できる学科目は、学舎会議で協議し、学院長が定める。

(聴講試験)

- 第10条** 学院長は聴講を希望する者について聴講試験を行う。
- 2 聴講試験は面接試験とする。
- 3 学院長は聴講試験に合格した者について聴講を許可する。
- 4 前項により聴講を許可されたものを聴講生という。
- (聴講生の修業年限)

- 第11条** 原則として聴講生の修業年限は3年とする。

(聴講生のつとめ)

- 第12条** 聴講生は規則の精神に則り、真摯な学びに努めなければならない。
- 2 聴講生は、運営委員会により定められた聴講料を納付しなければならない。
- 3 原則として、三条学舎施行細則第5条第2項及び第6条並びに第8条第5項は聴講生にも適用するものとする。

(指導礼)

- 第13条** 学院指導の御礼は別表第2号のとおりとする。

(改廃)

- 第14条** この施行細則を廃し若しくは改正しようとするときは、学舎会議及び運営委員会の同意を得て宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

この施行細則は、宗務総長の承認を得て、2023年7月1日より施行する。

別表第1号：学院生

項目	金額
入試試験料（初年度のみ）	10,000 円
入学金（初年度のみ）	30,000 円
授業料（1年間）	150,000 円
施設使用料（1年間）	10,000 円
施設使用料（教区外の人・1年間）	30,000 円
その他	適宜

別表第2号：指導礼

項目	金額
授業礼（1コマ）	15,000 円
旅費	教区規程に準ず
特別講義礼	協議
その他	適宜

別表第3号：その他

項目	金額
補講料（1回）※要検討	15,000 円
追試験料（未受験）	2,000 円
再試験料（不合格）	2,000 円

・遅刻・早退3回で1回の欠席とする。

⑬新潟真宗学院 高田学舎施行細則

(目的)

- 第1条** この施行細則は、新潟真宗学院規則（以下「規則」という）第28条の規定に基づいて、新潟真宗学院高田学舎（以下「高田学舎」という）の運営に必要な事項を定める。

(学舎会議)

- 第2条** 高田学舎の運営にあたって必要な事項を協議するため、学舎会議を開催することができる。

2 学舎会議は次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 成績判定
- (2) 入学・修了・卒業に関する事項
- (3) 学舎の授業に関する事項
- (4) その他必要な事項
(学期・時間割)

第3条 規則第6条第2項により、学年を次の学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から8月31日まで
- (2) 後期 9月1日から翌年3月31日まで

2 高田学舎は、学期間中の平日週2日を授業日とし、1日2コマを基本とする。授業日は学年の始めに学舎会議で決定する。

3 1コマの授業時間は90分とする。

(学科主任)

第4条 新潟真宗学院長（以下「学院長」という）は規則第7条第4項に掲げる指導の中から、高田学舎における学科主任を任命することができる。

2 学科主任は担当学科目が適切に指導されるよう努めなければならない。

(経費)

第5条 就学に係る経費は別表第1号のとおりとする。

2 納入された金員は理由の如何に関わらずこれを返還しない。

(出欠の確認)

第6条 指導は授業開始にあたって出欠の確認を行う。

2 出欠の確認後に出席した者は遅刻とする。

(欠席)

第7条 規則第12条による欠席届は別に定める文書で提出しなければならない。

2 欠席回数が該当学科目の3分の1を超えたときは、試験を受けることができない。

(休学・復学・除籍)

第8条 やむをえない事情で連続して3週以上欠席する場合は、学院長に休学届を提出しなければならない。

2 学院生は休学中にあっても自覚ある学びに努めなければならない。

3 休学中は欠席とみなす。

4 第1学年度または第2学年度まで修了した後、休学した場合は、次期以降の第2学年度または第3学年度に復学することができる。

5 新潟真宗学院規則第15条に規定される「除籍」とは、同条第1項各号に該当する学院生について、強制的に退学させることを言う。

(聴講)

第9条 学院長は規則第16条により聴講生を募集することができる。

2 高田学舎の聴講を希望するものは、別に定める願書を提出しなければならない。

3 聴講できる学科目は、学舎会議で協議し、学院長が定める。

(聴講試験)

第10条 学院長は聴講を希望する者について聴講試験を行う。

2 聴講試験は面接試験とする。

3 学院長は聴講試験に合格した者について聴講を許可する。

4 前項により聴講を許可されたものを聴講生という。

(聴講生の修業年限)

第11条 原則として聴講生の修業年限は3年とする。
(聴講生のつとめ)

第12条 聴講生は規則の精神に則り、真摯な学びに努めなければならない。

2 聴講生は、運営委員会により定められた聴講料を納付しなければならない。

3 原則として、高田学舎施行細則第5条第2項及び第6条並びに第8条第5項は聴講生にも適用するものとする。

(指導礼)

第13条 学院指導の御礼は別表第2号のとおりとする。

(改廃)

第14条 この施行細則を廃し若しくは改正しようとするときは、学舎会議及び運営委員会の同意を得て宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

この施行細則は、宗務総長の承認を得て、2023年7月1日より施行する。

別表第1号：学院生

項目	金額
入試試験料（初年度のみ）	10,000 円
入学金（初年度のみ）	30,000 円
授業料（1年間）	150,000 円
施設使用料（1年間）	10,000 円
施設使用料（教区外の人・1年間）	30,000 円
その他	適宜

別表第2号：指導礼

項目	金額
授業礼（1コマ）	15,000 円
旅費	教区規程に準ず
特別講義礼	協議
その他	適宜

別表第3号：その他

項目	金額
補講料 (1回) ※要検討	15,000 円
追試験料 (未受験)	2,000 円
再試験料 (不合格)	2,000 円

・遅刻・早退3回で1回の欠席とする。

⑭新潟教区教化委員会規則

(設置及び目的)

第1条 宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り同朋会運動の推進を目指し、教区制(1991年条例公示第8号)第70条に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、新潟教区(以下「教区」という。)に新潟教区教化委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教区教化方針及び教区教化研修計画の策定及び推進
- (2) 僧侶、寺族及び門徒の学習教化に資する事業の策定及び推進
- (3) 教化の現場である組や連組の実情に合わせ、共同教化に参画しやすい方策の策定及び促進
- (4) 一ヵ寺の活性化に資する事業の策定及び推進
- (5) その他必要な業務

(組織)

第3条 委員会は、教区教化委員長(以下「委員長」という。)及び教区教化委員(以下「委員」という。)で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、委員長が委嘱する。

- (1) 教区会正副議長
- (2) 教区門徒会正副会長
- (3) 第7条第3項に掲げる本部員
- (4) 各部門員 第10条に定める各部門から3人12人

(委員長)

第4条 委員長は、教務所長がこれに当たり、会務を統理する。

2 委員長に事故あるときは、本部長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、第3条第2項第1号及び第2号に規定する委員の任期は、当該役職の任期とする。

2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 委員会の総会は、委員長が招集し、毎年1回以上これを開き、教化の基本方針について審議する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 本部長から開催の要請を受け、委員長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

(本部会)

第7条 教区における総合的な教化体制の調整及び教区教化の基幹の施策に資し、もって第2条に定める業務の遂行を円滑ならしめるため、委員会に本部会を置く。

2 本部会は、次の各号に掲げる業務を所管する。

- (1) 教区教化方針及び研修計画、研修事業の策定に関する事項
- (2) 予決算の審議に関する事項
- (3) 各部門員の選定に関する事項
- (4) 教区出版物に関する事項
- (5) 教区教化関係団体に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 本部会は、次の号に掲げる13人以内の本部員で組織する。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 1人
- (3) 学識経験者 4人以内
- (4) 伝道広報室長 1人
- (5) 教学儀式部長 1人
- (6) 同朋社会部長 1人
- (7) 未来構想部長 1人
- (8) 共同教化部長 1人
- (9) 共同教化部門員 2人

4 前項の第2号から第7号の本部員は、本部長が選任する。また、第8号の本部員は、教区-組教化連絡会長がこれに当たり、第9号は共同教化部門員から互選した者がこれにあたる。

(本部長及び副本部長)

第8条 本部会に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、前期の本部会において選定し、委員長が委嘱する。

3 本部長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて就任することはできない。

4 本部長は、本部会の業務を統理し、本部会の議長となる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(企画会)

第9条 本部会から付託された事項を協議及び調整するため、企画会を置くことができる。

2 企画会は、教区内の寺族及び門徒、有識者の中から本部長が選定し、本部会で承認された委員で組織する。

3 本部長は、企画会の進捗状況を本部会に報告しなければならない。

(部門)

第10条 委員会が定める方針に基づき、委員会が行う事業を区分して効果的に推進するため、委員会に次の部門を設ける。

- (1) 教学儀式部門 教学・儀式に関する事業
- (2) 同朋社会部門 現代社会の諸課題に学び、同朋社会の実現に関する事業
- (3) 未来構想部門 青少年教化並びに教区や宗門の未来に関する事業
- (4) 共同教化部門 組等での共同教化推進に関する事業

2 部門は、部長が本部会に推薦し、本部会で承認され、委員長が委嘱した部門員で組織する。なお、部門員は2以上の部門を兼ねることができない。

3 教学儀式・同朋社会・未来構想の各部門は、部長を含む部門員各4人、共同教化部門は教区-組教化連絡会から互選した部長を含む部門員6人で構成する。

4 各部門に、本部長が選任した部長1人と、部門員の互選による副部長1人を置く。

5 部長は、部門を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を委員会に報告しなければならない。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 部長は、必要により部門の所管する事業を目的ごとに区分し、これに部門員を分属させて実施することができる。

(実行委員会)

第11条 本部会及び各部門が所管する事業の実施を円滑ならしめるため、委員長が必要であると認めたときは、本部会及び部門に実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会の委員は、教区内の僧侶、寺族及び門徒その他学識経験を有する者の中から、本部長または部長が推薦した者について、本部会にて協議の上、委員長が委嘱する。

3 実行委員の任期は1年以内とし、当該事業の終了をもって満了するものとする。

(諸会議の招集)

第12条 本部会及び部門その他の会議は、委員長の同意を得て、本部長及び部長がこれを招集する。
(宗務役員等の会議への出席)

第13条 新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(参考人の会議への出席)

第14条 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。
(事務)

第15条 委員会の事務は、新潟教務所が行う。
(内規)

第16条 この規則を実施するため、教区会及び教区門徒会の議決を経て、内規を定めることができる。

(規則の変更)

第17条 この規則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)並びに宗務総長の承認(2023年6月22日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

2 新教区準備委員会における議決事項は、この規則による本部会が議決したものとみなす。

3 この規則施行の際、第3条第2項第3号に定める委員並びに第8条第2項に定める本部長に最初に就任する者の選定は、新教区準備委員会が行うものとする。

⑮新潟教区伝道広報室規程

(設置及び目的)

第1条 新潟教区(以下「教区」という)に、教区における各種広報物をとおして伝道教化を担うことを目的とし、伝道広報室(以下、「本室」という)を置く。

(業務)

第2条 本室は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教化に関する広報物の企画、作成
- (2) 教区ホームページの制作、運営
- (3) その他必要な業務

2 前項に掲げる業務での成果物は、教区教化委員長(以下「委員長」という)及び教区教化委員会(以下「委員会」という)本部会が監修する。

(組織)

第3条 本室は、第2条に定める業務遂行のため、委員会規則第7条第4項により選任された伝道広報室長(以下「室長」という)及び室長が推薦した本室委員(以下「委員」という)若干名で組織する。

2 委員は、委員長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第4条 室長は、本室を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を委員会本部会に報告しなければならない。

2 室長は、委員会本部員にあたる。

3 室長は、必要により本室の所管する事業を目的ごとに区分し、これに委員を分属させて実施することができる。

4 本室に、委員の互選によって定めた副室長1名を置き、室長に事故ある時はその職務を代理する。

(通信員)

第5条 教区と組、組間の情報交換のため、各組組長が推薦した通信員各1名を置く。

2 通信員は、委員長が委嘱する。

3 通信員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補充による通信員の任期は前任者の残任期間とする。

(実行委員会)

第6条 本室が所管する事業の実施を円滑にならしめるため、委員長が必要であると認めたときは、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会の委員は、室長が推薦した者について、本室にて協議の上、委員長が委嘱する。

3 実行委員の任期は1年以内とし、当該事業の終了をもって満了するものとする。

(経費)

第7条 第2条にかかる必要な経費は、教区事業費会計より支出する。

(会議の招集)

第8条 本室の会議は、委員長の同意を得て、室長がこれを招集する。

(宗務役員等の会議への出席)

第9条 新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(参考人の会議への出席)

第10条 室長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 本室の事務は、新潟教務所が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年6月21日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)より施行する。

⑩新潟教区教区 - 組教化連絡会規程

(設置及び目的)

第1条 新潟教区に、教区 - 組教化連絡会(以下、「教化連絡会」という。)を置く。教化連絡会は、新潟教区教化委員会(以下、「教区教化委員会」という。))と目的を共にし、教区教化委員会規則第2条の達成と組を基軸とした教化の充実に資することを目的とする。

(業務)

第2条 教化連絡会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 組を基軸とした教化体制に資するために必要な組間の情報交換及び方策の促進
- (2) 教区と組の教化の連動・連帯に資するために必要な情報交換及び方策の促進
- (3) その他必要な業務

(組織)

第3条 教化連絡会は、組教化担当者54人以内で組織する。

2 組教化担当者は、大谷派僧侶もしくは門徒及び寺族の中から、組長が推薦した者とする。

3 組教化担当者の任期は3年とする。ただし、補充による組教化担当者の任期は前任者の残任期間とする。

(常任委員会)

第4条 組教化担当者の中から6人を互選し、常任委員会を組織する。互選にあたっては地域性を考慮し、別表の各地域から2人ずつ選出する。

2 常任委員は教化連絡会を主催する。なお、常任委員は教区教化委員会共同教化部門員にあたる。

(会長及び副会長)

第5条 教化連絡会に会長及び副会長1人を置く。

会長及び副会長は常任委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を統理し教化連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長は、任期が満了しても後任者が就任するまで在任する。

(総会)

第6条 教化連絡会の総会は、毎年1回以上これを開き、必要な事項について審議する。

2 総会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。

3 総会は、組教化担当者の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は会長の決するところによる。

4 会長は、総会の結果を教務所長に報告するものとする。

(宗務役員等の会議への出席)

第7条 新潟教務所の職員は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(事務)

第8条 教化連絡会の事務は新潟教務所が行う。

(参考人)

第9条 会長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

別表

地域	組
上越	第1組、第2組、第3組、 第4組、第5組、第6組、 第7組、第8組、 高田11組、高田12組、 高田13組
中越	第10組、中越11組、 中越12組、中越13組、 第14組、第15組、第16組、 第24組
下越 佐渡含む	第17組、第18組、第19組、 第20組、第21組、第22組、 第23組、佐渡組

⑪新潟教区同朋社会協議会規程

(設置)

第1条 教化基本条例第5条第2項に基づき、新潟教区同朋社会協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 協議会は、部落差別問題をはじめとする様々な課題に取り組み、同朋社会の顕現を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の業務を行う。

(1) 差別問題等に関する宗門内外への対応

(2) 差別問題及び靖国問題並びに男女平等参画に関する問題の研鑽と研修会の企画実行

(3) 各組と連動した研修会の企画実行と情報共有

(4) その他必要な業務

(組織)

第4条 協議会は、次の各号で定める協議会委員(以下「委員」という。)39名以内で組織する。

(1) 組長が推薦した者 各組1名

(2) 教務所長が推薦した者 12名以内

2 委員は、教務所長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって決める。

2 会長は、会務を統理し協議会を代表する。なお、教区教化委員会同朋社会部門員にあたる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(総会)

第6条 協議会の総会は、毎年1回以上これを開き、必要な事項について審議する。

2 総会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。

3 総会は、委員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長は、総会の結果を教務所長に報告するものとする。(常任委員会)

第7条 協議会に常任委員会を置き、正副会長及び専門部会正副部会長8名以内で組織し、常任委員の任期は委員の任期とする。

2 常任委員会は、協議会から委嘱された事項及び緊急を要する事項を処理する。

3 常任委員会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。

(専門部会)

第8条 協議会が行う業務を区分して効果的に推進するため、次の専門部会を置く。

- (1) 差別問題専門部会
- (2) 靖国問題専門部会
- (3) 男女平等参画専門部会
- 2 各専門部会は、委員同士で決定した部会委員で組織する。なお、部会委員は2以上の専門部会を兼ねることができない。
- 3 各専門部会は、第4条第1項第1号委員9名と同第2号委員4名以内で構成する。
- 4 各専門部会に、部会委員の互選により部会長及び副部会長1人を置く。
- 5 部会長は、専門部会を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を協議会に報告しなければならない。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 専門部会の会議は、会長の同意を得て部会長が招集する。

(宗務役員等の会議への出席)

第9条 新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(参考人の会議への出席)

第10条 会長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 協議会の事務は、新潟教務所が行う。
(規程の改廃)

第12条 この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑱新潟教区教学研鑽室規程

(名称・目的)

第1条 宗祖親鸞聖人流罪以来の伝統を受け継ぎ、教学の振興、教化の推進並びに教化を担う人の育成に資するため、新潟教区における学びの場として新潟教区教学研鑽室(以下、「研鑽室」という)を設置する。

2 研鑽室に、教化センターと聞思学場を置き、それぞれの設立の趣旨や歴史を鑑みた主体的な活動を担保する。

(事務所)

第2条 研鑽室の事務所は、新潟教務所内に置く。
(業務)

第3条 研鑽室は、第1条の目的達成のため次に掲げる業務を行う。

- (1) 教学の研鑽
- (2) 学習会の開催
- (3) 伝道教化の実習
- (4) 公開講演会の開催
- (5) 教区内の各種研修会との連携
- (6) 図書並びに教化資料収集及び購入と整理、保管
- (7) その他必要な事項

(統理)

第4条 教務所長は、研鑽室を統理する。

(運営委員会)

第5条 研鑽室を運営するため、新潟教区教学研鑽室運営委員会(以下「運営委員会」という)を設置する。

(組織)

第6条 運営委員会は、次の号に掲げる委員の男女両性で組織する。

- (1) 教務所長
- (2) 教区会議長
- (3) 教区門徒会長
- (4) 教化委員会正副本部長
- (5) 教化センター主幹並びに同副主幹(1人)
- (6) 聞思学場室長並びに同指導(1人)
- (7) 教務所長が推薦する者 若干人
- 2 委員は、教務所長が委嘱し、その任期は3年とする。
- 3 第1項第1号から第6号の委員の任期は、当該役職者の任期とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。なお、再任を妨げない。また、第7号の委員のうち、必ず女性1人以上を推薦する。
- 4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(任務)

第7条 運営委員会は、研鑽室の総合的な調整並びに基幹施策方針の策定を行う。

2 第1条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 研鑽室の事業計画及び報告に関する事項
- (2) 教化センター主幹の選定に関する事項
- (3) 聞思学場室長の選定に関する事項
- (4) 研鑽室の予算、その他経費に関する事項
- (5) その他研鑽室の運営に関する必要な事項
- 3 前項の業務遂行のため、必要に応じて検討機関を設置することができる。

(開催及び招集)

第8条 運営委員会は毎年一回以上開催し、教務所長が招集する。

2 教化センター主幹または聞思学場室長から要請のあった場合、教務所長は運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員4名以上から書面による要請があった場合は、教務所長は運営委員会を招集しなければならない。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の座長は、教区会議長がこれにあたる。

2 教務所長が必要と認める場合は、新潟教務所の職員及び参考人が運営委員会に出席して意見を述べることができる。

3 人事・給与に関する議事には、当該役職者は出席することができない。

(議事及び議決)

第10条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、書面(委任状)により意思表示をした者は、出席とみなすことができる。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決め、可否同数のときは、座長がこれを決める。

(事務)

第11条 研鑽室の事務は新潟教務所が行う。

(経費)

第12条 研鑽室の経費は、教区事業費会計回付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計及び会計年度)

第13条 研鑽室に関する経費の収入及び支出を明確にして、その経理を適正ならしめるため、新潟教区教学研鑽室特別会計を設置し、教区事業費会計と区分して経理する。

2 研鑽室の会計年度は、宗派の会計年度に準ずる。

3 研鑽室の予算及び決算は、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第14条 研鑽室の会計は、教区監事の監査を受けなければならない。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、運営委員会の同意を経て、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑨新潟教区教化センター規約

(名称)

第1条 新潟教区教学研鑽室規程第1条第2項により、「教化センター」を設置する。

2 教化センターは、新潟教務所に置く。

(組織)

第2条 教化センターは、次の者をもって組織する。

(1) 主幹 1人

(2) 副主幹 1人

(3) 講師 若干人

(4) 幹事 1人

(5) 研究員 若干人

2 主幹は、運営委員会において教区内有教師から選定し、教務所長が委嘱する。

3 副主幹は、主幹の推薦により、教務所長が委嘱する。

4 講師は、主幹の推薦により、教務所長が委嘱する。

5 幹事は、教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。

6 研究員は、主幹の推薦により、教務所長が委嘱する。

7 必要により、教化センターに嘱託を置き、教務所長がこれを任用する。

(職務)

第3条 主幹は、教化センターを代表し、その活動を掌理する。

2 副主幹は、主幹の命を受けて主幹を補佐し、主幹に事故あるときはその職務を代行する。

3 講師は、主幹の命を受けて、講義を行い、研修生の指導にあたる。

4 幹事は、主幹の命を受けて、事務を処理する。

5 研究員は、主幹の命を受けて、教化センターの活動を補佐する。

(任期)

第4条 主幹、副主幹、講師、研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研修生)

第5条 教化センターの活動に参加し、自己研鑽を望む者を研修生として受け入れる。

2 研修生は、教区内の僧侶、門徒から、所属組の組長の推薦により、教務所長がこれを許可する。

3 研修生は、教化センターの活動に従事し、定められた本務を分担する。

(聴講生)

第6条 教化センターの活動について、聴講を希望するものがあるときは、教務所長は聴講生としてこれを許可することができる。

2 聴講料その他必要な事項は、別に定める。

(規約の改正)

第7条 この規約を改正するときは、運営委員会の承認を得なければならない。

(内規)

第8条 主幹は、必要により、教務所長の同意を得て、この規約に内規を設けることができる。

附 則

この規約は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

附 則

この規約は、運営委員会の承認(2024年7月11日)を得て、2024年7月12日から施行する。

⑩新潟教区聞思学場規約

(名称)

第1条 新潟教区教学研鑽室規程第1条第2項により、「聞思学場」を設置する。

2 聞思学場は、高田教務支所に置く。

(組織)

第2条 聞思学場は、次の者をもって組織する。

- (1) 室長 1人
- (2) 専任講師 1人
- (3) 指導 若干人
- (4) 幹事 1人
- (5) 研修員 若干人

2 室長は、運営委員会において教区内有教師から選定し、教務所長が委嘱する。

3 専任講師及び指導は、室長の推薦により、教務所長が委嘱する。ただし、室長は専任講師を兼ねることができる。

4 幹事は、教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。

5 研修員は、教区内僧侶及び門徒より公募し、室長及び指導が選定し、教務所長が委嘱する。

(職務)

第3条 室長は、聞思学場を代表し、その業務を掌理する。

2 専任講師は、講義を行い、研修員の指導にあたる。

3 指導は室長及び専任講師を補佐し、研修員の指導助言にあたる。

4 幹事は、室長の命を受けて、事務を処理する。

5 研修員は専ら研鑽に励む。

(聴講生)

第4条 聞思学場の活動について、聴講を希望するものがあるときは、教務所長は聴講生としてこれを許可することができる。

2 聴講生は、研修員と共に研鑽に励まなければならない。

3 聴講料その他必要な事項は、別に定める。

(任期)

第5条 室長・専任講師・指導の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 研修員の研修期間は3年とする。ただし、再任することができない。

3 聴講生の研修期間は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究発表)

第6条 室長・指導及び研修員は研究発表することができる。

(規約の改正)

第7条 この規約を変更しようとするときは、運営委員会の承認を得なければならない。

(内規)

第8条 室長は、必要により、教務所長の同意を得て、この規約に内規を設けることができる。

附 則

この規約は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑪新潟教区寺院活性化支援室規程

(設置及び目的)

第1条 寺院活性化支援推進条例(2020年条例公示第4号。以下「条例」という。)第4条に基づき、教区教化委員会と連携し、別院及び寺院・教会における寺院運営及び教化活動の活性化に資する施策を企画・立案し、これを推進するため、新潟教務所に新潟教区寺院活性化支援室(以下「支援室」という。)を置く。

第2条 支援室は、条例第3条に定める真宗教化センター寺院活性化支援室(以下「センター支援室」という。)と連携を緊密にし、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 寺院の運営及び教化活動の活性化支援に関する事項
- (2) 過疎・過密地域の寺院における教化の支援に関する事項
- (3) 青少年教化の支援に関する事項
- (4) 教区の特性に応じた必要な支援に関する事項
- (5) 第4条に定める教区支援員の研鑽及び情報共有に関する事項
- (6) 寺院の活性化支援に必要な教区教化委員会及び組教化委員会等との連携及び調整に関する事項

- (7) その他必要な事項
(支援室の掌理)

第3条 支援室の業務は、教務所長が掌理する。
(教区支援員)

第4条 支援室に寺院活性化支援推進条例施行条規(2020年達令公示第9号。以下「達令」という。)第2条に定める教区支援員を置き、第22条第2項に定める寺院活性化支援員名簿(以下「支援員名簿」という。)に登録された者のうち、新潟教区の僧侶及び門徒の中から、教務所長が委嘱する。

2 教区支援員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 寺院運営活性化支援担当
- (2) 過疎・過密地域寺院教化支援担当
- (3) 青少幼年教化支援担当

3 教区支援員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 新潟教区の教務所に所属する職員であって、支援員名簿に登録された者は、その在職中に限り、教区支援員とみなす。

5 教区支援員は、教務所長の命を受けて、条例第2条に定める目的を達成するために必要な支援活動にあたる。

(教区支援員の派遣)

第5条 教務所長は、組又は寺院からの要請に応じ、教区支援員を派遣する。

2 教務所長は、前条第1項又は第4項に定める者のほか、必要に応じて、当該教区に関係を有する学識経験者を、教区支援員とみなして派遣することができる。

(職員)

第6条 支援室に、次に掲げる職員を置き、新潟教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。

- (1) 主任 1人
- (2) 掛 若干人

2 主任は、教務所長の命を受けて支援室の事務を整理する。

3 掛は、支援室の事務を処理し、または事務に従事する。

(寺院活性化支援会議)

第7条 支援室の業務を企画・検討するため、支援室に寺院活性化支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

2 支援会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 第4条に掲げる教区支援員の中から教務所長が委嘱した者 5人以内
- (2) 教区教化委員会教化本部長
- (3) 第6条に掲げる主任及び掛 若干人

- (4) 学識経験のある者の中から教務所長が委嘱した者 若干人

3 支援会議は、教務所長が招集する。

4 支援会議の座長は、教務所長がこれにあたる。

5 支援会議の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、座長の決するところによる。
(支援会議への参考人等の出席)

第8条 教務所長が必要と認めるときは、支援会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(宗務役員等の支援会議への出席)

第9条 新潟教務所の職員は、何時でも支援会議に出席して発言することができる。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、支援会議の同意を経て、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

1 この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

2 この規程によりはじめて任命または委嘱された教区支援員(第4条第4項の規定による教区支援員を除く)は、その任命または委嘱された日にかかわらず、2026年6月30日までとする。

附 則

1 この規程は、新潟教区教区会(2026年7月24日)及び教区門徒会(2026年7月27日)の議決を得て、2026年7月1日から遡及して施行する。

⑫新潟教区共済規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟教区共済制度(以下「教区共済」という。)に関する事項を定める。

(共済の目的)

第2条 教区共済は、同朋相互扶助の精神に則り、新潟教区内の寺院・教会(以下「寺院」という。)の本堂等の施設に対する災害復興支援を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 教区共済は、火災、地震、風水雪害及びその他の災害により被災した寺院に対して、共済金、共済一時金及び見舞金の給付をすることをいう。

2 この規程において地震災害というときは、地震、噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没及び流出による災害をいう。

(共済拠出金)

第4条 寺院は、毎年度、別表第1号に定める共済拠出金を納付するものとする。

(給付額の算出)

第5条 共済金は別表第2号により、給付額を算出する。

2 共済金の給付は、1,000万円を超えないものとする。

(例外規定)

第6条 前条について例外規定を適用する。

2 被害の程度が、別表第2号の基準を満たさない場合は、その被害程度に応じて共済委員会に諮って見舞金の給付について決定する。

3 別表第2号に掲げる対象建物以外が被災した場合は、共済委員会に諮って共済金の給付について決定する。

(共済委員会)

第7条 給付を適正かつ公正にするため、共済委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教務所長
- (2) 教区会議長及び教区会副議長
- (3) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (4) 教区会参事会員
- (5) 教区門徒会常任委員

3 委員長は、教務所長がこれにあたり、会務を統理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員会は、給付の申請について審査し、給付額を決定する。

7 委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 給付を申請した寺院に所属する委員は、当該決定に加わることができない。

(常任委員会)

第8条 委員会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議するため、委員会に常任委員会を設置する。

2 常任委員会は、前条第2項第1号から第3号の委員で組織する。

3 常任委員会の審議結果は、委員会に報告しなければならない。

4 前条第3項から第7項までの規定は、常任委員会にもこれを準用する。

(宗務役員の会議への出席)

第9条 教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて、意見及び説明を聞くことができる。

(給付の停止及び制限)

第11条 共済金、共済一時金及び見舞金は、当該寺院に共済拠出金の滞納があるときは、その納付が終わるまで給付を停止する。

2 当該寺院所属の寺族またはその関係者が故意に本堂または庫裡(書院、客殿を含む)に被害を与えた場合など、委員会が給付の対象外と判断したときは共済金、共済一時金及び見舞金を給付しないこととする。

3 委員会は、広域災害または災害多発により給付額が増大し、その給付に支障を生ずると認めたときは、別表第2号によらないで給付額を定めることができる。

(給付の申請)

第12条 共済金の給付を受ける事由が発生したときは、当該寺院が申請書に必要書類を添え、遅滞なく組長を経て教務所長に申請しなければならない。ただし、当該寺院が共済条例(1987年条例公示第5号)第19条に定める第二種共済の給付手続を行ったときは、教区共済金給付の申請をしたものとみなす。

(共済一時金)

第13条 委員長は、被災した寺院の被害状況を調査した結果、被害状況が別表第2号「被害の程度」の最低基準以上と判断した場合、申請によらず教区会議長及び教区門徒会長の許可を得て、最低基準の給付額を当該寺院に共済一時金として給付することができる。

2 前項による共済一時金を給付した寺院に対して、同じ被災による共済金を給付する場合は、事前に給付した共済一時金の額を差し引くものとする。

(特別会計)

第14条 教区共済に関する会計は、新潟教区共済特別会計(以下「特別会計」という。)を設定して経理する。

(収支計算書の承認)

第15条 この特別会計は、毎会計年度収支計算書を作成し、監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第16条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

附 則

この規程は、新潟教区の諸法規の改正に関する申し合わせ事項に則り、参事会及び常任委員会の議決により 2024 年 7 月 18 日より施行し、2024 年 1 月 1 日から遡及して適用する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会（2025 年 7 月 29 日）の議決を得て、2026 年 1 月 1 日より適用する。

別表第 1 号（共済拠出金）

1 カ寺金額	10,000 円
--------	----------

別表第 2 号（共済金）

災害の 種別	対象建物	被害の程度	給付金額
地震 及び 床上 浸水 以外 の 災害	本堂	全焼・全壊	10,000,000 円
		3/4 以上の焼失または 同程度の被害	7,500,000 円
		2/4 以上の焼失または 同程度の被害	5,000,000 円
		1/4 以上の焼失または 同程度の被害	2,500,000 円
	庫裡	全焼・全壊	3,000,000 円
		3/4 以上の焼失または 同程度の被害	2,200,000 円
		2/4 以上の焼失または 同程度の被害	1,500,000 円
		1/4 以上の焼失または 同程度の被害	700,000 円
床上 浸水 ※畳等 が敷か れた床 (土間 類を除 く)に 及ぶ浸 水	本堂	床上 2m 以上が浸水し たと認められるもの	5,000,000 円
		床上 1.5m 以上 2m 未満 が浸水したと認められ るもの	4,000,000 円
		床上 1m 以上 1.5m 未満 が浸水したと認められ るもの	2,500,000 円
		床上 1m 未満が浸水し たと認められるもの	1,300,000 円
	庫裡	床上 2m 以上が浸水し たと認められるもの	2,000,000 円
		床上 1.5m 以上 2m 未満 が浸水したと認められ るもの	1,600,000 円
		床上 1m 以上 1.5m 未満 が浸水したと認められ るもの	1,000,000 円
		床上 1m 未満が浸水し たと認められるもの	500,000 円
地震	本堂	全壊	5,000,000 円
		大半壊	3,500,000 円
		小半壊	2,000,000 円
		一部損壊	750,000 円
	庫裡	全壊	1,500,000 円
		大半壊	1,000,000 円
		小半壊	600,000 円
		一部損壊	250,000 円

※共済金の給付は、最大 1, 0 0 0 万円とする。

※地震被害の程度は、一般社団法人「日本損害保険協会」の定める地震保険損害認定基準を準用する。

②災害により宗派経常費及び教区費の納付が困難な寺院・教会への対応についての申し合わせ事項

1 目 的

宗派経常費及び教区費（以下「御依頼金」という。）の減免は、同朋相互扶助の精神に則り、新潟教区の寺院・教会（以下「寺院」という。）の本堂が被災し、本堂の再建を優先することにより、御依頼金の納付が困難となる寺院を支援することを目的とする。

2 対 象

- 火災、地震、風水雪害その他の災害により被災した本堂再建のため、御依頼金の納付が困難である寺院を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する寺院は対象外とする。

- ①御依頼金、賦課金及び共済拠出金に滞納がある場合
- ②宗派経常費が減免された場合（広域災害に伴い宗派が減免措置をした時など）※上記②の場合、教区費の減免は対象とする。
- ③当該寺院所属の寺族またはその関係者が故意に本堂に被害を与えた場合
- ④その他、御依頼適正審議会が減免の対象外と判断した場合

- 減免対象となる本堂の被災程度は、全壊、大規模半壊またはこれと同程度と認められる被災とする。

3 減免の申請

当該寺院は、申請書（※1）に必要書類を添えて、当該組長を経由し、遅滞なく教務所長に申請する。

4 減免の審査

御依頼適正審議会は、減免の申請その他必要な事項について審査し、減免の内容及び期間を決定する。

5 減免内容

減免年度の当該寺院の御依頼額を上限とし、その額を当該寺院を除く寺院に割当て御依頼し、当該寺院の御依頼金を減免する。

6 減免期間

- 減免期間は、被災した年度の翌年度から 3 カ年度を上限とする。
- 減免期間中に当該寺院から、減免打ち切りの申し出があった場合は、減免を終了する。

7 変 更

この申し合わせ事項を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

【補足・留意点】

（※1）申請書には、住職または代務者（※不在の場合は寺族代表者）、責任役員及び総代の署名・押印を必要とする。また、申請書は当該寺院所属の組長を経由するものとする。

【参考】被害程度について（内閣府HPの防災情報ページ「罹災証明書の概要」より）

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
被害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

減免に関するフローチャート

被災寺院 ≪対象≫【建物】本堂のみ 【減免】宗派経常費及び教区費 ≪被災状況≫ 全壊、大規模半壊またはこれと同程度と認められる被災 ----- 御依頼金減免支援申請



御依頼適正審議会＝減免支援申請を審査し、減免の内容及び期間を決定 ----- 【減免の基準】 ≪内容≫ 減免額は、減免年度の当該寺院御依頼額を上限とする。なお、減免した金額は、当該寺院を除く寺院に割当して御依頼する。 ≪期間≫ 被災した年度の翌年度から3ヵ年度を上限とする。



【減免の内容】 金額 100%・期間 3ヵ年度の場合 ----- （被災した年度を 2024 年度とした場合） 2025 年度：御依頼額 100%免除 2026 年度：御依頼額 100%免除 2027 年度：御依頼額 100%免除

減免の参考資料

1 減免の内容について

（御依頼総額 100 万円として）

（1）減免額：全額、期間：3ヵ年度の場合

	減免 期間外	減免期間		
年度	被災年度	1 年度目	2 年度目	3 年度目
減免金額	—	100 万円	100 万円	100 万円
寺院負担額	100 万円	0 円	0 円	0 円

（2）減免額：半額、期間：2ヵ年度の場合

	減免期間外	減免期間		
年度	被災年度	1 年度目	2 年度目	
減免金額	—	50 万円	50 万円	
寺院負担額	100 万円	50 万円	50 万円	

（3）減免額：全額、期間：1ヵ年度の場合

	減免 期間外	減免期間		
年度	被災年度	1 年度目		
減免金額	—	100 万円		
寺院負担額	100 万円	0 円		

④新潟教区御依頼適正審議会規程

（目的）

第1条 宗派経常費その他の御依頼額について、教区内寺院への御依頼を適正ならしむるため、教区に新潟教区御依頼適正審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（業務）

第2条 審議会は、教務所長の諮問に応じ、審議した結果を答申するものとする。

2 審議会は、災害により、御依頼金の納付が困難である寺院の御依頼金減免の内容及び期間を決定する。

（組織）

第3条 審議会の委員は、35 人以内で組織する。

（1）組から推薦された住職・教会主管者 27 人

（2）教務所長が選定した者 若干人

2 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

（会議）

第4条 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代ってその職務を行う。

(小委員会)

第5条 審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は審議会から付託された事項を審議する。
- 3 小委員会に属すべき委員は委員長が指名する。
- 4 小委員会に互選により主査1人を置く。主査は小委員会の議事を整理する。

(議事および議決)

第6条 審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長がこれを決する。

- 2 小委員会の議決はさらに委員会の審議に付するものとする。

(参考人等の出席)

第7条 教務所長が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて説明及び意見を聞くことができる。

- 2 教区会議長・副議長・教区門徒会長・副会長・教務所長及び教務所員はいつでも会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(任期)

第8条 委員の任期は3年とする。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(招集)

第9条 審議会は、必要に応じ教務所長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、教務所長に招集を求めることができる。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。
- 2 この規程施行時に、三条教区御依頼適正審議会規則第3条第1号の委員であった者及び高田教区割当審議会規則第3条第1号の委員であった者はこの規程第3条第1号の委員とみなし、その任期は第8条の規定にかかわらず2026年6月30日までとする。

㊤新潟教区門徒戸数調査委員会規程

(目的)

第1条 新潟教区における宗派經常費・教区費その他の御依頼額について教区内寺院の割当を適正ならしむるため、各寺院御依頼門徒戸数調査を行う。その機関として新潟教区門徒戸数調査委員会(以下「委員会」という)を置く。

(業務)

第2条 委員会は前条の目的達成のため、以下の各号に掲げる業務を協議決定、実施し、調査内容について審議する。

- (1) 調査期日及び期間の決定
- (2) 調査票の作成及び教区内寺院・教会への送付と回収
- (3) 調査票未提出寺院・教会への対応
- (4) 回収した調査票に基づく御依頼門徒戸数の集計
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員によって構成される。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 組長
- (4) 学識経験者から教務所長が委嘱した委員若干人

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第4号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職と組織)

第4条 委員会上に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を統理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(小委員会)

第6条 委員会に小委員会を置くことができる。
2 小委員会は、委員会から付託された事項を審議する。

3 小委員会に属すべき委員は、委員会の委員の中から、委員長が指名する。

4 小委員会に、互選により主査1人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。

5 小委員会は、教務所長の同意を得て、主査が招集する。

6 小委員会の審議結果は、文書をもって委員会に報告しなければならない。

(議事及び議決)

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(参考人等の出席)

第8条 教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 教務所長が必要と認めた教務所員は、会議に出席して発言することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及び出席者は業務上知り得た情報について守秘義務を有する。

(答申)

第10条 委員会は教務所長の要請に応じて、審議結果を教務所長及び御依頼適正審議会に答申する。

(事務)

第11条 委員会の事務は教務所が行う。

(規程の改正)

第12条 この規程を改正しようとするときは、教区会並びに教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

㊦新潟教区出版特別会計規則

(目的)

第1条 この規則は、本山出版物及び教区出版物に関する経理に必要な規則を定める。

(設置)

第2条 前条の目的達成のため、教区事業費会計とは別に「新潟教区出版特別会計(以下「特別会計」という)」を設置して経理する。

(歳入及び歳出)

第3条 この特別会計は、本山出版物冥加金及び教区出版物冥加金、その他の収入をもって歳入とし、本山出版物冥加金及び新刊出版事業費並びに教区事業費会計回付金、その他の支出をもって歳出とする。

(年度)

第4条 この会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(予算及び決算の承認)

第5条 この特別会計の予算は、年度当初の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとし、決算は、翌年度の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとする。

(繰越金の処理)

第6条 この特別会計において、歳計に剰余が生じたときは、本山出版物にかかる金員については当該年度にこれを一般会計へ繰り入れ、教区出版物にかかる金員及びその他の金員については、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(規則の改正)

第7条 この規則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

㊦新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計規則

(設置)

第1条 新潟教区における宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業に関する経費の収入及び支出を明確にし、その経理を適正ならしめるため、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計を置き、一般会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計は、助成金、懇志金、回付受金、雑収入及びその他この会計に属する収入をもって歳入とし、教区事業費、組助成費、事務費、予備費及びその他この会計に属する支出をもって歳出とする。

(予算の提出)

第3条 この会計は毎年その年度の一般会計の予算と同時に教区会及び教区門徒会に提出してその議決を得なければならない。

(予算の区分)

第4条 この会計の歳入歳出予算をその目的によってそれぞれ款及び項に区分する。ただし、必要に応じて目を設けることができる。

(歳入歳出決算書の作成)

第5条 この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書を作成し、教区監査を経て教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

(剰余金の繰入)

第6条 この会計において剰余を生じた場合は、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、会計終了年度において剰余を生じた場合は、教区会及び教区門徒会に諮り処理する。(会計条例の準用)

第7条 この規程に定めのない事項については、宗派の会計条例の規定を準用する。(規則の改廃)

第8条 この規則を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

㊸新潟教区教務所員役宅運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟教務所(以下「教務所」という。)に勤務する宗務役員(以下「所員」という。)の福祉施設である、新潟教務所員役宅(以下「役宅」という。)の確保及び使用について定める。

2 前項に規定する宗務役員は、宗務職制(1991年6月29日条例公示第5号)第25条各号に定める者及び教区駐在教導とする。

(役宅の管理、運営)

第2条 役宅の管理は、教務所長がこれを行い、その運営は、教務所長が教区会参事会及び教区門徒会常任委員会に諮りこれを行うものとする。

(役宅の入退居)

第3条 役宅の入居及び退居の決定は、教務所長がこれを行う。

(使用冥加金等の納入)

第4条 役宅に居住する所員は、役宅冥加金(以下「冥加金」という。)を教務所に納入しなければならない。

2 冥加金は、毎月末日までに納入しなければならない。ただし、退居する場合は、その事由が発生した月までの冥加金を納入するものとする。

(営繕)

第5条 役宅に居住する所員が、故意または過失によって役宅に破損、汚損及び損壊を与えた場合は、その営繕に係る経費を所員が負担するものとする。

2 役宅に居住する所員が役宅を退居するときは、前項の規定により営繕を行う。

3 第1項に定める経費を負担する者の決定は、教務所長がこれを行う。ただし、教務所長が必要と認めたときは、教区会の議長及び副議長に負担者の決定を諮ることができる。

(会計)

第6条 役宅に関する経費の収入及び支出を明確にし、その運営を適正ならしめるため、新潟教区教務所員役宅運営特別会計を設置し、教区事業費会計と区分して経理する。

2 この会計は、教区事業費会計からの回付金、冥加金及びその他の収入をもって歳入とし、役宅を確保、運営するために必要な経費及びこれに伴う支出をもって歳出とする。

3 この会計の予算は、年度当初の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとし、決算は、翌年度の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとする。

4 この会計の会計年度は、毎年7月1日から始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

㊹新潟教区特別事業積立金会計規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟教区が将来に推進する事業について、これを実現促進させる目的をもって、新潟教区特別事業積立金会計(以下「この会計」という。)を設け、教区事業費会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計は、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌懇志金及び御香儀並びに三条別院本堂修復・教区同朋会館建設懇志金、高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌懇志金及びその他の収入をもって歳入とし、特別事業に関わる経費をもって、歳出とする。

2 特別事業積立金を使用するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

(会計)

第3条 この会計の歳入及び歳出は、毎会計年度歳入歳出計算書を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会に提出し、報告しなければならない。

(会計年度)

第4条 この会計の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(規程の改正)

第5条 この規則を改正するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

この規則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑩新潟教区三別院除雪対策助成積立金会計規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟教区が三条別院・高田別院・新井別院における除雪対策に資する助成金の確保及び円滑な運用を目的とし、新潟教区三別院除雪対策助成積立金会計(以下「この会計」という。)を設け、教区事業費会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計は、当該年度における教区事業費会計からの繰入金及びその他の収入をもって歳入とし、教区内三別院への除雪対策助成に関わる経費をもって、歳出とする。

(積立限度額)

第3条 この会計の積立限度額は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議決を得て定める。

(会計)

第4条 この会計の歳入及び歳出は、毎会計年度歳入歳出計算書を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第5条 この会計の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(規則の改正)

第6条 この規則を改正するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

1 この規則は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日(2025年7月29日)から施行する。

⑪新潟教区「旅費・日当・宿泊補助等」支給内規 ＜教区内役職者の会議旅費・日当・宿泊補助について＞

旅 費

交通費として走行距離1kmにつき30円支給する。

- ・100円未満切り上げとし、走行距離はNAVITIMEにて最適経路を算出する。
- ・最低料金は100円とする。高速道路を使用の場合は実費を支給する。(ただし、最適経路が片道30km以上の場合のみ。)
- ・佐渡組は自宅から両津港までの距離を上記基準で算出し、さらに往復ジェットフォイル代、新潟港～新潟駅のバス代、新潟駅～北三条駅往復電車代を加えた合計額を支給する。
- ・会場が教務支所やその他の場所で行われる場合は上記基準を準用し算出する。
- ・旅費支給対象となる会議は【別表1】の通りとする。

日 当

【別表1】に該当する会議のみ支給対象とする。

宿泊補助

佐渡組のみ、支給することができる。

- ・領収書による実費精算上限額8,000円、または申告による5,000円の宿泊補助としての精算も可とする。

【別表1】

適用 役職	旅費	日当 (1日)	備考
教区会・ 教区門徒会	○	3,000円	通常会・臨時会
参事会・ 常任委員会	○	3,000円	懇談会は日当を支給しない。
教区監査	○	5,000円	教区会・教区門徒会の監査報告は3,000円とする。
選挙管理会 委員	○	5,000円	
その他教区 諸会議 教化委員会 関係会議 (総会・本部会・企画会・各 部門会議・実行 委員会会議)	○	なし	対象者は予め選定しておくこと
その他 (事前打合せ等)	※	なし	※原則として支給しないが、必要な場合は事前に相談のこと

研修会スタッフ旅費・日当

【別表 2】

役職	適用	旅費	日当 (1日)	備考
教区教化委員 実行委員		○ ※	2,000 円	※研修会参加者に含まれる場合、旅費は支給しない。 ※対象者は当日業務があるものに限る。予め選定しておくこと。

＜教区外役職者会議旅費・参加費・宿泊料＞

旅 費

使用路線の実費とし、領収書にて精算する。自家用車利用時は、会議旅費支給基準と同様とする。

参加費

参加費(懇親会費)を実費支給する(要領収書)。

宿泊料

上限額を 8,000 円とし、実費支給する。ただし東京都内(常時)と、京都市内の 3 月・4 月・10 月・11 月の宿泊に限り上限額を 12,000 円とする。(要領収書)。

また、申告により 5,000 円の宿泊補助としての精算も可能とする(領収書不要)。

【別表 3】

役職	適用	旅費	参加費 (懇親会費)	宿泊 料	備考
連区 正副議長会 連区正副門徒 会長会		○	○	○	
その他 本山・連区会議 ※ 連区坊守会長 会 連区青少年連 絡協議会 等		○	○	○	※教区の代表として出席する場合で、主催者から経費が支給されない場合に限る。

＜附則＞

- この内規は、新教区準備委員会の議決(2023 年 3 月 31 日)を得て、新潟教区が発足した日(2023 年 7 月 1 日)より施行する。
- この内規の改正は教区会参事会・教区門徒会常任委員会の承認を必要とする。

【補足】 その他事務内規

＜本山・連区研修会派遣助成＞

かかる往復旅費の半額を上限に支給する。ただし、主催者や関係団体から補助がある場合は差し引いて支給する。

中央声明講習会は本科 1 回生のみとする。

同一の研修会における助成金額の上限は 60,000 円とする。

＜各種奉仕団助成＞

組または組門徒会主催の奉仕団に限り、1 人 5,000 円の補助をする。

＜研修冥加金の基準＞

4 時間以内の研修 500 円

4 時間以上の研修 1,000 円

2 日間の研修 2,000 円

※オンラインによる参加も同額とする。

※研修会の趣旨により無料で開催する場合は、事業計画書にその旨記載し、教化委員会の了承を得るものとする。

⑫新潟教区公用車管理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟教区が所有もしくはリース契約する公用車の使用、維持管理について必要な事項を定める。

(管理責任者)

第 2 条 教務所長は、公用車の管理を統括する。

(使用制限)

第 3 条 公用車の使用は、次の各号に該当する場合に限る。

(1) 宗務に使用する場合

(2) 宗派・連区・教区・エリア・組・別院及び関係団体主催の研修会及び諸行事に参加する場合

(3) その他教務所長が必要と認めた場合

(運転者の義務)

第 4 条 運転者は、運転の前後に公用車を点検し、故障箇所の早期発見に努めるとともに、運転中は細心の注意を払って安全運行に徹しなければならない。

(費用弁償)

第 5 条 教務所長は使用者の過失により、公用車を破損・汚損させたときは、別表 1 に基づき、当該運転者に公用車修理費用の弁償を求めることができる。

(使用者及び使用方法)

第 6 条 公用車の使用は原則として教務所員・別院職員及び教務所長が予め認めた者に限る。

2 前項以外の者が使用するときは、教務所長の許可を得て、所定の申込書に記入のうえ、3日前まで教務所に申し込まなければならない。

3 第2項に該当する使用の場合は、使用者は運転免許証を提示し、別表2に定める使用冥加金及び指定燃料代を納入しなければならない。ただし、出発時に公用車の燃料が満タンであり、返却時も給油により燃料が満タンであった場合は、別表2によらず指定燃料代を納入しなくてもよいものとする。その場合は、返却時に領収書の提示を必須とする。

4 使用者は、当然使用許可に際して前条の費用弁償について承諾し誓約するものとする。
(自家用車の使用)

第7条 公用車が別途使用中のため、やむを得ず自家用車を使用する場合は、必ず教務所長の許可を得なければならない。

2 前項により使用する自家用車は、任意保険に加入していることを条件とする。
(事故の報告)

第8条 運行中事故等が発生したときは、使用者は法令等に基づく適切な処理をするとともに、直ちに教務所長に報告し、その指示を受けなければならない。
(公用車管理に関する諮問)

第9条 教務所長は公用車の管理及び使用にかかる業務、対応全般について審議するため、教区役職者に諮問することが出来る。
(規程の改廃)

第10条 この規程を廃止もしくは変更しようとする時は、教区会及び教区門徒会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2024年7月29日）から施行する。

別表1

事故の内容	公用車の修復にかかる費用の程度	弁償額
運転者の過失による事故	1,000,000円以上	100,000円
運転者の過失による事故	10,000円以上 1,000,000円未満	修復にかかる費用の 10分の1 (1,000円未満切上)
運転者の過失による事故	10,000円未満	免責
運転者が報告を行わなかった場合	修復にかかる費用の全額	

付記

※自動車保険を使用して修理した場合も同様とする。

※規程第6条第2項による使用の場合は弁償額の倍額とする。

別表2

項目	内 容
使用冥加金	1日あたり5,000円
指定燃料代	1kmあたり20円（注1）
高速代	実費負担 (教務所のETCカード使用不可)

(注1)

第6条第3項のただし書きのとおり、燃料の満タン貸し・満タン返しも可とする。満タン返しの場合は、返却の際に領収書を提示すること。

8. 役職者名簿

役職者名簿（2026年7月末現在）

宗議会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	藤原 哲	第6組	照蓮寺	
2	金子 光洋	第6組	最賢寺	
3	廣川 和宏	第18組	高念寺	
4	田澤 一明	第19組	明誓寺	
5	渡邊 学	第23組	明正寺	

任期：2025.09.17～2029.09.16

参議会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	小林 強	第2組	善正寺	
2	久保田 幸正	第5組	聴信寺	
3	丸山 誠	第15組	大專寺	
4	澤 辰雄	第22組	善龍寺	
5	金巻 拾子	第23組	無為信寺	

任期：2024.05.01～2027.04.30

教区会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聡	第1組	光徳寺	
2	藤島 直	第1組	圓照寺	参事会
3	上谷 了淳	第2組	陽嚴寺	
4	比護 秀美	第2組	東浄法寺	
5	老野生 信	第3組	安専寺	
6	荒梅 法雄	第4組	常見寺	
7	横山 英一	第5組	寶善寺	
8	土屋 有爲子	第5組	蓮光寺	
9	滋野 康賢	第6組	善念寺	副議長
10	豊島 信	第6組	西光寺	
11	渡邊 唯	第7組	正善寺	
12	舟見 玲子	第7組	敬覺寺	
13	竹田 証	第7組	本龍寺	参事会
14	高山 謙栄	第8組	浄音寺	
15	大館 崇雄	第8組	正福寺	
16	大滝 法円	高田11組	圓重寺	参事会
17	静岡 広信	高田12組	性徳寺	
18	矢嶋 一樹	高田12組	福正寺	
19	藤原 圭	高田13組	了蓮寺	
20	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	参事会
21	田村 真	第10組	願龍寺	
22	山崎 恵	中越11組	浄福寺	
23	櫻井 宣雄	中越11組	善乗寺	
24	小林 智光	中越12組	浄照寺	
25	大瀧 定賢	中越12組	専正寺	参事会
26	川上 伸一郎	中越13組	託善寺	
27	武樋 隆如	第14組	蓮光寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
28	鈴木 博英	第14組	長福寺	
29	山宮 修靈	第15組	永閑寺	参事会
30	石塚 祐堂	第15組	長泉寺	
31	菊井 英信	第15組	稱名寺	
32	西窪 守	第16組	永蓮寺	
33	佐々木 一人	第16組	浄宮寺	
34	堀川 秀道	第16組	浄専寺	議長
35	平原 文祐	第17組	心行寺	
36	富樫 大樹	第17組	妙音寺	
37	関崎 幸孝	第18組	重蓮寺	
38	渡邊 智龍	第18組	恩長寺	参事会
39	島津 晃	第19組	長養寺	
40	高松 久磨	第19組	清林寺	
41	栗林 宣行	第20組	誓慶寺	
42	關根 大丘	第20組	松韻寺	
43	今湊 良信	第21組	勝念寺	
44	浅平 真	第21組	浄徳寺	
45	花房 憲証	第22組	善龍寺	
46	野々原 朝生	第23組	長行寺	
47	松木 洸葉	第24組	萬行寺	
48	濱松 智弘	佐渡組	勝廣寺	

任期：〔組長〕2026.04.01～2029.03.31

〔選出〕2026.04.24～2029.04.23

教区門徒会員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	甲村 聡	第1組	圓照寺	
2	太田 茂機	第1組	勝蓮寺	
3	小林 強	第2組	善正寺	
4	長崎 信子	第3組	本廣寺	常任
5	中里 雅之	第4組	西勝寺	
6	久保田 幸正	第5組	聴信寺	
7	竹内 恵市	第6組	照行寺	
8	川崎 幹彦	第6組	得願寺	常任
9	阿部 利秀	第7組	極生寺	副会長
10	手塚 昭三	第7組	慈雲寺	
11	飯野 憲静	第8組	専長寺	
12	川崎 正秀	第8組	善巧寺	
13	飯田 隆行	高田11組	福樂寺	
14	松野 一治	高田11組	光圓寺	
15	柳澤 一昭	高田12組	横超寺	
16	横田 哲治	高田12組	西忍寺	
17	木澤 和男	高田13組	本敬寺	常任
18	平野 敏一	高田13組	信光寺	
19	小嶋 勇司	第10組	光圓寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
20	青柳 紘一	第10組	珍相寺	
21	江口 信義	中越11組	長福寺	常任
22	廣川 勝彦	中越11組	淨願寺	
23	齋藤 邦男	中越12組	專福寺	
24	田中 保	中越12組	勝覺寺	
25	小林 千春	中越13組	廣永寺	
26	高野 政春	第14組	長樂寺	
27	佐藤 眞砂子	第14組	長樂寺	
28	丸山 誠	第15組	大專寺	
29	田伏 研二	第15組	淨覺寺	会長
30	安尻 豊昭	第17組	專福寺	
31	古俣 福子	第17組	妙音寺	
32	佐藤 寛	第18組	重蓮寺	
33	星野 正栄	第18組	圓性寺	
34	松尾 正行	第19組	長福寺	常任
35	阿部 衛彦	第19組	法嚴寺	
36	五十嵐 保雄	第20組	樂運寺	
37	西野 登	第20組	淨願寺	常任
38	皆川 洋子	第22組	善良寺	
39	澤 辰雄	第22組	善龍寺	
40	金巻 拾子	第23組	無爲信寺	
41	長谷川雪野	第23組	照善寺	
42	高橋 正司	第24組	榮行寺	
43	金子 一義	佐渡組	本光寺	常任
44	奥田 富子	佐渡組	勝廣寺	

任期：2024.04.01～2027.03.31

組長

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聡	第1組	光徳寺	
2	上谷 了淳	第2組	陽嚴寺	
3	老野生 信	第3組	安専寺	
4	荒梅 法雄	第4組	常見寺	
5	横山 英一	第5組	寶善寺	
6	滋野 康賢	第6組	善念寺	
7	渡邊 唯	第7組	正善寺	
8	高山 謙栄	第8組	淨音寺	
9	大滝 法円	高田11組	圓重寺	
10	静間 広信	高田12組	性徳寺	
11	藤原 圭	高田13組	了蓮寺	
12	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
13	山崎 恵	中越11組	淨福寺	
14	小林 智光	中越12組	淨照寺	
15	川上伸一朗	中越13組	託善寺	
16	武樋 隆如	第14組	蓮光寺	
17	山宮 修靈	第15組	永閑寺	
18	西窪 守	第16組	永蓮寺	
19	平原 文祐	第17組	心行寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
20	関崎 幸孝	第18組	重蓮寺	
21	島津 晃	第19組	長養寺	
22	栗林 宣行	第20組	誓慶寺	
23	今湊 良信	第21組	勝念寺	
24	花房 憲証	第22組	善龍寺	
25	野々原朝生	第23組	長行寺	
26	松木 洸葉	第24組	萬行寺	
27	濱松 智弘	佐渡組	勝廣寺	

任期：2026.04.01～2029.03.31

副組長

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	藤島 直	第1組	圓照寺	
2	渡邊 義要	第2組	乘雲寺	
3	筒石 晃一	第3組	應満寺	
4	森 哲雄	第4組	淨善寺	
5	直江 証成	第5組	林覺寺	
6	石黒 恵史	第6組	養福寺	
7	山崎 祐幸	第6組	明善寺	
8	浅山 景	第7組	勝福寺	
9	平出 文勇	第7組	願生寺	
10	森尻 春光	第8組	蓮淨寺	
11	保倉 謙雄	第8組	稱名寺	
12	長尾 倫章	高田11組	添景寺	
13	片桐 恒雄	高田11組	了慧寺	
14	矢嶋 一樹	高田12組	福正寺	
15	春日 暁子	高田13組	龍覺寺	
16	成田 高史	第10組	嚴照寺	
17	田村 真	第10組	願龍寺	
18	佐藤 法順	中越11組	念相寺	
19	大崎 由香	中越11組	圓超寺	
20	安原 陽二	中越12組	安淨寺	
21	松野 祐	中越13組	善行寺	
22	鈴木 博英	第14組	長福寺	
23	佐々木憲雄	第15組	光善寺	
24	土谷 恵淳	第15組	明覺寺	
25	佐々木一人	第16組	淨宮寺	
26	富樫 大樹	第17組	妙音寺	
27	渡邊 智龍	第18組	恩長寺	
28	中山 哲	第19組	西光寺	
29	井上 修	第19組	即成寺	
30	村山 裕之	第20組	空則寺	
31	關根 大丘	第20組	松韻寺	
32	浅平 真	第21組	淨徳寺	
33	関根 正隆	第22組	長徳寺	
34	神田 禎尚	第22組	淨觀寺	
35	齋藤 恵康	第23組	廣泰寺	
36	川崎 正利	第23組	慶恩寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
37	大溪 文祥	第2 4組	榮行寺	
38	上川 芳浩	佐渡組	本光寺	

任期：2026.04.01～2029.03.31

査察委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	繁原 易	第1組	徳正寺	
2	菴澤 亨	第2組	法圓寺	
3	沼川 力	第3組	淨福寺	
4	梅澤 圓了	第4組	慈圓寺	
5	古海 法雲	第5組	林正寺	
6	岡田 暁彦	第6組	林西寺	
7	金子 正美	第6組	最賢寺	
8	堀河 知行	第7組	専念寺	
9	水野 宏	第7組	靈山寺	
10	白鳥 顯雄	第8組	専長寺	
11	池田 勝友	高田11組	妙玄寺	
12	朝川 睦洋	高田12組	教念寺	
13	本嶋 暁英	高田13組	聞名寺	
14	遠藤 良法	中越11組	福嚴寺	
15	草間 法照	中越12組	勝覺寺	
16	日野 端栄	中越13組	淨福寺	
17	日下部 文典	第14組	蓮壽寺	
18	福田 学	第15組	善性寺	
19	川上 祐之	第16組	廣傳寺	
20	新田 顕祐	第17組	光照寺	
21	林 秀邦	第18組	勝念寺	
22	暉 了	第19組	傳誓寺	
23	高田 正人	第20組	西養寺	
24	廣沢 誠	第21組	泉性寺	
25	大平 博義	第22組	安善寺	
26	泉 智慶	第23組	慶誓寺	
27	岡部 真	第24組	極樂寺	
28	大久保 州	佐渡組	廣永寺	

任期：2023.10.01～2026.09.30

教区監事

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	清水 正怡	第15組	永閑寺	①
2	高尾 和人	中越11組	淨善寺	②

任期：①教区門徒会員・②教区会議員の任期に準ずる。

教区改編委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聡	第1組	光徳寺	
2	藤島 直	第1組	圓照寺	
3	上谷 了淳	第2組	陽嚴寺	
4	老野生 信	第3組	安専寺	
5	長崎 信子	第3組	本廣寺	
6	荒梅 法雄	第4組	常見寺	
7	横山 英一	第5組	寶善寺	
8	滋野 康賢	第6組	善念寺	
9	川崎 幹彦	第6組	得願寺	
10	阿部 利秀	第7組	極生寺	
11	渡邊 唯	第7組	正善寺	
12	竹田 証	第7組	本龍寺	
13	高山 謙栄	第8組	淨音寺	
14	大滝 法円	高田11組	圓重寺	
15	静間 広信	高田12組	性徳寺	
16	木澤 和男	高田13組	本敬寺	
17	藤原 圭	高田13組	了蓮寺	
18	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
19	江口 信義	中越11組	長福寺	
20	山崎 恵	中越11組	淨福寺	
21	大瀧 定賢	中越12組	専正寺	
22	小林 智光	中越12組	淨照寺	
23	川上 伸一郎	中越13組	託善寺	
24	武樋 隆如	第14組	蓮光寺	
25	田伏 研二	第15組	淨覺寺	
26	山宮 修靈	第15組	永閑寺	
27	西窪 守	第16組	永蓮寺	
28	堀川 秀道	第16組	淨専寺	
29	平原 文祐	第17組	心行寺	
30	関崎 幸孝	第18組	重蓮寺	
31	渡邊 智龍	第18組	恩長寺	
32	松尾 正行	第19組	長福寺	
33	島津 晃	第19組	長養寺	
34	西野 登	第20組	淨願寺	
35	栗林 宣行	第20組	誓慶寺	
36	今湊 良信	第21組	勝念寺	
37	花房 憲証	第22組	善龍寺	
38	野々原 朝生	第23組	長行寺	
39	松木 洸葉	第24組	萬行寺	
40	金子 一義	佐渡組	本光寺	
41	濱松 智弘	佐渡組	勝廣寺	

任期：2025.08.01～2028.07.31

御依頼適正審議会委員（第3条第1号委員のみ掲載）

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
2	高尾 和人	中越11組	浄善寺	
3	小林 智光	中越12組	浄照寺	
4	鷲尾 耕一	中越13組	善行寺	
5	藤井 信彰	第14組	長樂寺	
6	青山 信太郎	第15組	浄福寺	
7	林 雅法	第16組	林通寺	
8	藤田 淳宏	第17組	真敬寺	
9	渡邊 智龍	第18組	恩長寺	
10	宮崎 尚雄	第19組	了專寺	
11	村山 裕之	第20組	空則寺	
12	今湊 良信	第21組	勝念寺	
13	神田 禎尚	第22組	浄観寺	
14	佐々木 ひとみ	第23組	福明寺	
15	松木 洸葉	第24組	萬行寺	
16	松本 昭則	佐渡組	本龍寺	副委員長
17	黒坂 克己	第1組	寶光寺	
18	渡邊 義要	第2組	乗雲寺	
19	楠田 昌樹	第3組	西性寺	委員長
20	日野 顕英	第4組	随念寺	
21	春日 了	第5組	信光寺	
22	津島 勇彰	第6組	願清寺	
23	桃井 正尊	第7組	西蓮寺	
24	澤村 弘	第8組	蓮休寺	
25	池田 勝友	高田11組	妙玄寺	
26	静間 広信	高田12組	性徳寺	
27	上野 裕文	高田13組	恵光寺	

任期：2026.07.01～2029.06.30

池の平青少幼年センター運営委員

No.	氏名	所属組	寺院名	備考
1	藤懿 信磨	新潟教務所		センター長
2	堀川 秀道	第16組	浄専寺	2号
3	滋野 康賢	第6組	善念寺	2号
4	田伏 研二	第15組	浄覺寺	3号
5	阿部 利秀	第7組	極生寺	3号
6	尾崎 秀行	第7組	極生寺	
7	桃井 正尊	第7組	西蓮寺	
8	田中 竜雄	第1組	西性寺	
9	永寶 晴香	第10組	浄敬寺	
10	佐々木ひとみ	第23組	福明寺	

任期：2026.07.01～2029.06.30

2号及び3号委員は役職任期中

災害支援実行委員

No.	氏名	組	寺院	備考
1	繁原 立	第1組	徳正寺	

No.	氏名	組	寺院	備考
2	豊島 信	第6組	西光寺	
3	金子 光洋	第6組	最賢寺	
4	竹田 知里	第7組	本龍寺	
5	巨谷 学	第10組	善了寺	
6	田中 博之	中越13組	万休寺	
7	山宮 恵里佳	第15組	永閑寺	
8	楠 無量	第18組	西源寺	
9	照光 雅能	第20組	照大寺	
10	廣瀬 清和	第22組	浄念寺	

任期：2026.07.01～2029.06.30

真宗学院指導

高田学舎				
No.	氏名	組	寺院	備考
1	水嶋 聡	第1組	光徳寺	
2	渡邊 智子	第1組	本立寺	指導主任
3	藤島 直	第1組	圓照寺	
4	梅澤 未有	第1組	光照寺	
5	比護 秀美	第2組	東浄法寺	
6	楠田 昌樹	第3組	西性寺	
7	比後 孝	第3組	大泉寺	
8	古海 法雲	第5組	林正寺	
9	北條 頼宗	第6組	照行寺	
10	滋野 康賢	第6組	善念寺	
11	藤原 哲	第6組	照蓮寺	
12	淀野 壮介	第6組	真宗寺	
13	豊島 信	第6組	西光寺	
14	豊島 貴子	第6組	西光寺	
15	井上 円	高田13組	浄泉寺	
16	宮本 亮二	高田13組	榮恩寺	

三条学舎				
No.	氏名	組	寺院	備考
1	井上 正	第10組	受徳寺	
2	多田 誓	第10組	専徳寺	
3	永寶 晴香	第10組	浄敬寺	
4	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
5	倉井 光弥	中越11組	養泉寺	
6	佐々木 憲雄	第15組	光善寺	
7	関崎 智弥	第18組	重蓮寺	
8	田澤 一明	第19組	明誓寺	指導主任
9	清水 寛志	第20組	通心寺	
10	關根 大丘	第20組	松韻寺	
11	安藤 栄寿	第21組	勝樂寺	
12	中山 善雄	第22組	浄敬寺	
13	大久保 州	佐渡組	廣永寺	

任期：真宗学院開校に準ずる

教学研鑽室運営委員（第6条第7号委員のみ）

No.	氏名	組	寺院	備考
1	上宮 崇	第2組	善正寺	
2	豊島 信	第6組	西光寺	
3	塚本 智秀	第18組	等運寺	
4	奥田 富子	佐渡組	勝廣寺	

任期：2026.07.01～2029.06.30

教化センター正副主幹

No.	氏名	組	寺院	備考
1	齊藤 研	第15組	正樂寺	主幹
2	富樫 大樹	第17組	妙音寺	副主幹

聞思学場室長・指導

No.	氏名	組	寺院	備考
1	北條 頼宗	第6組	照行寺	室長
2	水嶋 聡	第1組	光徳寺	指導
3	豊島 信	第6組	西光寺	指導

教区教化委員

本部会				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	藤島 直	第1組	圓照寺	本部長
2	清水 寛志	第20組	通心寺	副本部長
3	安原 彰子	中越12	安淨寺	
4	村手 淳史	第20組	光圓寺	
5	小柳 円晃	第19組	明願寺	
6	島津 崇之	第18組	満行寺	
7	橘 出	第18組	久唱寺	
8	木村 仁	中越13組	専行寺	
9	尾崎 彰秀	第7組	極生寺	
10	永寶 晴香	第10組	淨敬寺	
11	比護 秀美	第2組	東淨法寺	
教学儀式部門				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	島津 崇之	第18組	満行寺	部長
2	豊島 信	第6組	西光寺	副部長
3	山崎 義成	高田13組	本敬寺	
4	塚本 智秀	第18組	等運寺	
同朋社会部門				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	橘 出	第18組	久唱寺	部長
2	梅澤 未有	第1組	光照寺	副部長
3	竹田 証	第7組	本龍寺	
4	渡邊 智子	第1組	本立寺	同社協会長

未来構想部門

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	木村 仁	中越13組	専行寺	部長
2	推耳 妙子	中越13組	廣永寺	副部長
3	関 隆徳	第7組	淨善寺	
4	泉 智慧	第23組	慶誓寺	

共同教化部門

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	尾崎 彰秀	第7組	極生寺	部長
2	永寶 晴香	第10組	淨敬寺	副部長
3	比護 秀美	第2組	東淨法寺	
4	竹内 清史	中越11組	照覺寺	
5	関 了悟	第20組	樂運寺	
6	渡邊 秀志	第23組	孝順寺	

『新潟教区教化委員会規則』第3条第2項に係る委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	堀川 秀道	第16組	淨専寺	
2	滋野 康賢	第6組	善念寺	
3	田伏 研二	第15組	淨覺寺	
4	阿部 利秀	第7組	極生寺	

任期：2026.07.01～2029.06.30

組教化担当者

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聡	第1組	光徳寺	
2	比護 秀美	第2組	東淨法寺	
3	筒石 晃一	第3組	應満寺	
4	荒梅 法雄	第4組	常見寺	
5	森 哲雄	第4組	淨善寺	
6	古海 景雲	第5組	林正寺	
7	小笠原 栄子	第6組	常樂寺	
8	二所宮 岳	第6組	淨照寺	
9	竹田 証	第7組	本龍寺	
10	尾崎 彰秀	第7組	極生寺	
11	森 恵成	第8組	善巧寺	
12	岩崎 歩	高田11組	專敬寺	
13	井上 博	高田11組	福樂寺	
14	山越 英隆	高田12組	善立寺	
15	藤原 圭	高田13組	了蓮寺	
16	井上 一英	高田13組	福淨寺	
17	永寶 晴香	第10組	淨敬寺	
18	井上 恒康	第10組	淨願寺	
19	田宮 宗人	中越11組	淨願寺	
20	竹内 清史	中越11組	照覺寺	
21	松岡 善裕	中越12組	本覺寺	
22	草間 朋哉	中越12組	勝覺寺	
23	井上 知法	中越13組	願性寺	
24	高雲 大地	中越14組	寶國寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
25	佐々木 修一	第14組	善照寺	
26	藤枝 友子	第15組	山香寺	
27	佐々木 憲雄	第15組	光善寺	
28	平出 摂子	第16組	専養寺	
29	真島 修智	第16組	光得寺	
30	鈴木 智成	第17組	願正寺	
31	岩見 美希	第17組	長福寺	
32	楠 無量	第18組	西源寺	
33	藤田 賢哉	第19組	玄證寺	
34	保田 有真	第19組	本乗寺	
35	関 了悟	第20組	樂運寺	
36	照光 雅能	第20組	照大寺	
37	安藤 栄寿	第21組	勝樂寺	
38	中山 善雄	第22組	浄敬寺	
39	村山 匠	第22組	周圓寺	
40	泉 智慧	第23組	慶誓寺	
41	渡邊 秀志	第23組	孝順寺	
42	松木 譲	第24組	専明寺	
43	渡辺 正志	第24組	正念寺	
44	大久保 州	佐渡組	廣永寺	
45	藤岡 憲介	佐渡組	浄願寺	

任期：2026.07.01～2029.06.30

伝道広報室委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	小柳 円晃	第19組	明願寺	室長
2	堀河 真淳	第6組	本誓寺	
3	岡田 直生			
4	青木 敦	第20組	浄願寺	

任期：2026.07.01～2029.06.30

通信員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	渡邊 賢哲	第1組	清雲寺	
2	鈴井 祐恭	第2組	常圓寺	
3	高橋 良暁	第3組	正光寺	
4	芳野 良英	第4組	正行寺	
5	大道 智竜	第5組	智願寺	
6	鎮西 広円	第6組	福成寺	
7	平出 文勇	第7組	願生寺	
8	法隆 光昭	第8組	明岸寺	
9	外立 学	高田11組	高德寺	
10	矢嶋 一樹	高田12組	福正寺	
11	井上 大	高田13組	浄泉寺	
12	井上 宗温	第10組	聞光寺	
13	菅原 美瑠香	中越11組	願誓寺	
14	立 浩躬	中越12組	慈教寺	
15	田中 博之	中越13組	万休寺	
16	鈴木 裕子	第14組	長福寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
17	石塚 亜里	第15組	長泉寺	
18	鈴木 淳子	第16組	願念寺	
19	松原 一哉	第17組	慶應寺	
20	藤田 恵日	第18組	福泉寺	
21	桑原 俊裕	第19組	善精寺	
22	里村 真理	第20組	最福寺	
23	富沢 栄昌	第21組	超願寺	
24	関根 正隆	第22組	長徳寺	
25	泉 智慧	第23組	慶誓寺	
26	松木 麻衣	第24組	萬行寺	
27	松本 宏美	佐渡組	本龍寺	

任期：2026.07.01～2029.06.30

同朋社会協議会委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	渡邊 智子	第1組	本立寺	靖国
2	繁原 立	第1組	徳正寺	靖国
3	梅澤 未有	第1組	光照寺	男女
4	長 砂男	第2組	萬徳寺	靖国
5	比後 孝	第3組	大泉寺	靖国
6	日下部 幸子	第4組	皆順寺	差別
7	堀前 裕見	第5組	光源寺	男女
8	堀河 真淳	第6組	本誓寺	差別
9	二所宮 岳	第6組	浄照寺	靖国
10	水野 美也子	第7組	靈山寺	男女
11	竹田 証	第7組	本龍寺	差別
12	宮越 亮	第8組	臨行寺	男女
13	井上 博	高田11組	福樂寺	差別
14	二三 智則	高田12組	光圓寺	男女
15	宮本 亮二	高田13組	榮恩寺	靖国
16	金胎 芳子	高田13組	稱念寺	男女
17	大藤 美帆	第10組	勝願寺	靖国
18	佐々木 尚子	第10組	行通寺	差別
19	桑田 朋子	第10組	西方寺	靖国
20	黒田 真	中越11組	法蓮寺	差別
21	草間 度	中越12組	勝覺寺	靖国
22	神部 慈雲	中越13組	西方寺	男女
23	高藤 英紀	第14組	念覺寺	差別
24	藤井 眞	第15組	真敬寺	靖国
25	廣瀬 誉応	第16組	法藏寺	差別
26	藤田 淳宏	第17組	真敬寺	靖国
27	細川 万里絵	第17組	護念寺	男女
28	橘 出	第18組	久唱寺	差別
29	鳴澤 宏誓	第19組	長福寺	男女
30	関 彩子	第20組	樂運寺	靖国
31	土屋 幸信	第21組	真浄寺	差別
32	廣瀬 清和	第22組	浄念寺	男女
33	武田 芳枝	第23組	無為信寺	男女
34	渡邊 昭二	第24組	西永寺	差別
35	土居原 広史	佐渡組	光福寺	男女

任期：2026.07.01～2029.06.30

寺院活性化支援員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	金子 光洋	第6組	最賢寺	過疎過密
2	草間 朋哉	中越12組	勝覺寺	青少幼年
3	橘 出	第18組	久唱寺	寺院運営
4	高田 直来	駐在教導		寺院運営・過疎過密
5	鷲尾 祐恵	駐在教導		寺院運営

任期：2026.07.01～2029.06.30

真宗本廟教化教導

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	渡邊 智子	第1組	本立寺	
2	金子 正美	第6組	最賢寺	
3	宮本 亮二	高田13組	榮恩寺	
4	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
5	小林 智光	中越12組	淨照寺	
6	濱松 智弘	佐渡組	勝廣寺	

任期：2026.01.10～2029.01.9

同朋会館教導

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聡	第1組	光徳寺	
2	梅澤 未有	第1組	光照寺	
3	比後 孝	第3組	大泉寺	
4	滋野 憲史	第6組	善念寺	
5	豊島 信	第6組	西光寺	
6	竹田 証	第7組	本龍寺	
7	永寶 卓	第10組	淨敬寺	
8	藤吉 禅	中越13組	廣深寺	
9	武樋 隆如	第14組	蓮光寺	
10	池田 陽	第18組	長周寺	
11	渡邊 学	第23組	明正寺	
12	藤岡 俊也	佐渡組	専念寺	
13	大久保 州	佐渡組	廣永寺	

任期：2026.01.10～2029.01.09

同朋会館嘱託補導

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	大西 真志	光徳寺	第1組	
2	鎮西 広円	福成寺	第6組	
3	豊島 貴子	西光寺	第6組	
4	井上 大	淨泉寺	高田13組	
5	井上 立英	福淨寺	高田13組	
6	桑田 正寛	西方寺	第10組	
7	神部 慈雲	西方寺	中越13組	
8	井上 知法	願性寺	中越13組	
9	細川 敏祐貴	護念寺	第17組	
10	細川 万里絵	護念寺	第17組	
11	小柳 円晃	明願寺	第19組	
12	村山 匠	周圓寺	第22組	
13	佐々木 紀	安樂寺	第23組	

任期：2026.01.01～2028.12.31

新潟選挙区選挙管理委員会

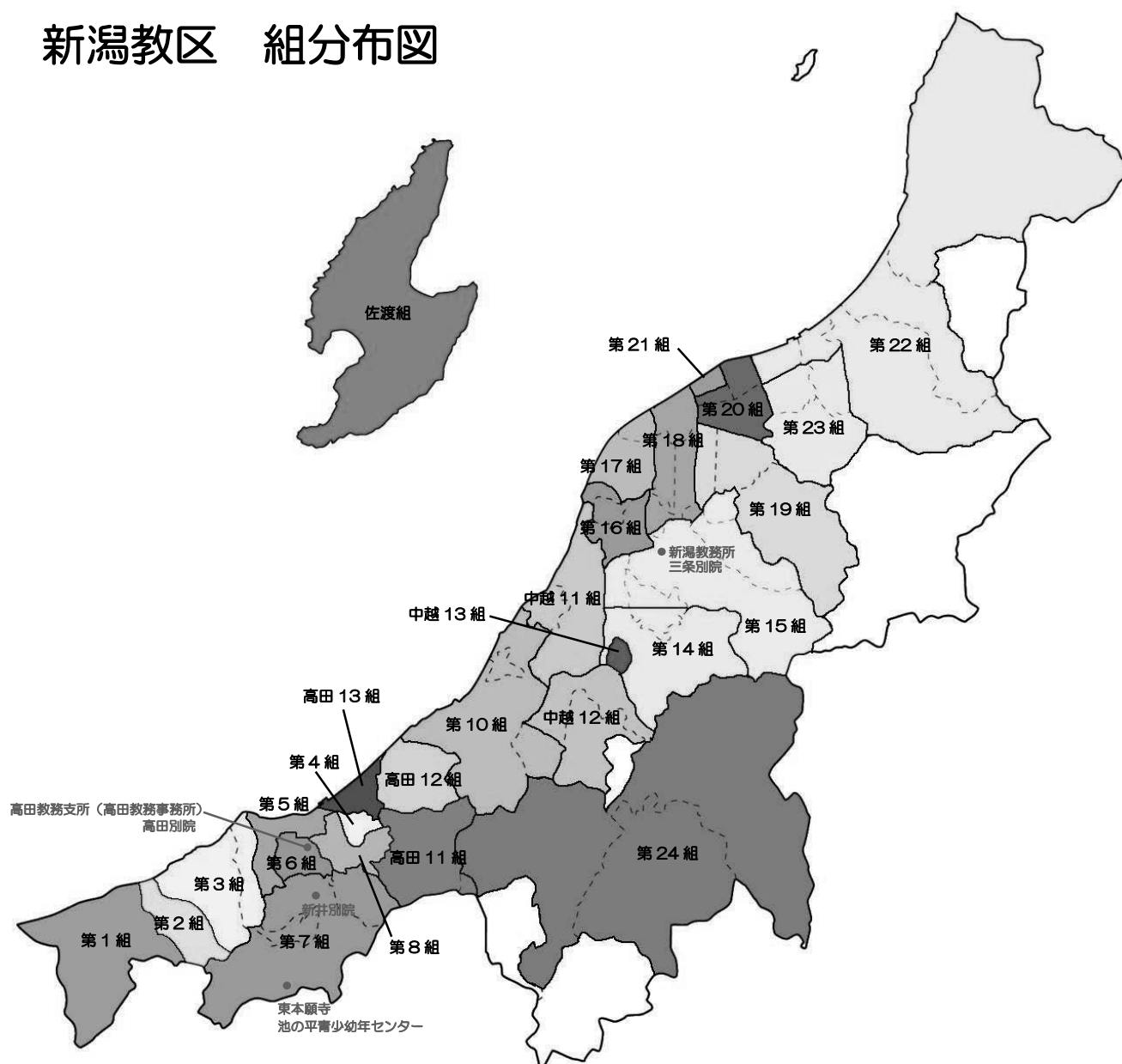
	氏名	組	寺院名	備考
1	関 英隆	第7組	淨善寺	委員
2	小原 秀一	第16組	存念寺	委員
3	桑原 俊恵	第19組	善精寺	委員
4	橘 顯	第20組	顯了寺	委員
5	森 恵成	第8組	善巧寺	補充員
6	吉藤 廣麿	第10組	専超寺	補充員
7	佐々木義浩	第15組	長延寺	補充員

各役職者による充て職での委員会所属一覧

委員会名	役職
聖跡顕彰委員会	正副議長・正副門徒会長・参事会員
御依頼適正審議会	常任委員
災害対策委員会	正副議長・正副門徒会長
共済委員会	参事会員・常任委員
門徒戸数調査委員会	正副議長・正副門徒会長・組長
真宗学院運営委員会	正副議長・正副門徒会長・各学舎指導主任
教学研鑽室運営委員会	議長・門徒会長・正副本部長 教化センター正副主任・聞思学場室長・指導

9. 參考資料

新潟教区 組分布図



組	地域	組	地域	組	地域
第 1 組	糸魚川市	高田 12 組	上越市	第 17 組	新潟市 (西区 西蒲区)
第 2 組	糸魚川市	高田 13 組	上越市	第 18 組	加茂市・燕市・ 新潟市 (西区 西蒲区 南区)
第 3 組	糸魚川市・上越市	第 10 組	柏崎市・長岡市・刈羽郡	第 19 組	五泉市・ 新潟市 (秋葉区 南区)
第 4 組	上越市	中越 11 組	長岡市・三島郡	第 20 組	新潟市 (江南区 中央区 東区)
第 5 組	上越市	中越 12 組	小千谷市・長岡市	第 21 組	新潟市 (中央区)
第 6 組	上越市	中越 13 組	長岡市	第 22 組	新発田市・胎内市・村上市 新潟市 (北区)・北蒲原郡
第 7 組	上越市・妙高市	第 14 組	長岡市・見附市	第 23 組	阿賀野市・新発田市・ 新潟市 (北区)
第 8 組	上越市	第 15 組	加茂市・三条市・燕市・長岡市・ 見附市・南蒲原郡	第 24 組	魚沼市・十日町市・南魚沼市
高田 11 組	上越市・十日町市	第 16 組	燕市・新潟市 (西蒲区)・ 西蒲原郡	佐渡組	佐渡市

願 事 礼 金		2026年7月1日現在	
○得度	100,000円	○規則変更その他財産処分以外の承認書	10,000円
○僧籍移転並びに度牒裏書	20,000円	○合併、解散承認書	20,000円
○衆徒転派	100,000円	○御文御書	50,000円
○衆徒転属	100,000円	○寺、山、庵、坊号額（縦・横）	50,000円
○帰俗	30,000円	○似影 ※住職又は教会主管者であった者に限る。	330,000円
○僧籍復籍	100,000円		
○度牒裏書	10,000円	○開基法名	50,000円
○度牒証状	20,000円	○寺院教会用四百代以上院、庵、坊号法名及び法名	
○候補衆徒承認	20,000円	1 人 1 紙	50,000円
○候補衆徒復旧	20,000円	2 人 1 紙	70,000円
○住職	150,000円	3 人 1 紙	100,000円
○教会主管者	150,000円	4 人 1 紙	120,000円
○代務者	15,000円	○寺院教会内仏用三百代以下院、庵、坊号法名	
○副住職	20,000円	1 人 1 紙	30,000円
○副教会主管者	20,000円	2 人 1 紙	50,000円
○坊守籍簿登録及び坊守章	20,000円	3 人 1 紙	70,000円
○帰敬式	10,000円	4 人 1 紙	100,000円
○帰敬式(18歳未満)	5,000円	○三百代以下法名（寺院・門徒用）	
○院、庵、坊号（僧侶・坊守）	50,000円	1 人 1 紙	30,000円
○山号	50,000円	2 人 1 紙	50,000円
○寺院・教会設立承認	70,000円	3 人 1 紙	70,000円
○托鉢免許	10,000円	4 人 1 紙	100,000円
○諸証明	10,000円	○法名年月日加筆	
○寺院教会所有財産処分承認書		○法名年月日加筆	
・ 無償交換、無償譲渡、担保提供		○木仏点検・同御裏	
・ 賃貸年額又は売却価格50万円に満たないもの		○御裏成換	
・ 賃貸年額又は売却価格50万円以上で 100万円に満たないもの			
・ 賃貸年額又は売却価格100万円以上で 500万円に満たないもの			
・ 賃貸年額又は売却価格500万円以上で 1,000万円に満たないもの			
・ 賃貸年額又は売却価格1,000万円以上で 5,000万円に満たないもの			
・ 賃貸年額又は売却価格5,000万円以上で 1 億円に満たないもの			
・ 賃貸年額又は売却価格 1 億円以上で 5 億円に満たないもの			
・ 賃貸年額又は売却価格 5 億円以上のもの			

1. 寺院の部

金欄表装【截金】

金欄表装

無金表装

○絵像御本尊

一貫代	700,000円	500,000円	400,000円
七百代	500,000円	400,000円	320,000円
五百代	400,000円	300,000円	250,000円
三百代	300,000円	220,000円	170,000円

○宗祖聖人御影（厨子形）

厨子形大形		450,000円	380,000円
同 二番形		400,000円	300,000円
同 三番形		350,000円	260,000円

○宗祖聖人御影（常例）

大形		580,000円	470,000円
二番形		500,000円	410,000円
三番形		370,000円	300,000円
四番形		320,000円	270,000円
一貫代		300,000円	240,000円
七百代		250,000円	200,000円
五百代		220,000円	170,000円
三百代		200,000円	150,000円

○蓮如上人御影

三番形黒袈帯		360,000円	300,000円
四番形 //		300,000円	250,000円
一貫代 //		270,000円	220,000円
七百代 //		240,000円	200,000円
五百代 //		200,000円	150,000円
三百代 //		160,000円	130,000円

○皇太子・七高僧・法然上人御影

皇太子御影		550,000円	460,000円
七高僧御影		600,000円	530,000円
法然上人御影		310,000円	250,000円

○御歴代御影

二番形		450,000円	350,000円
三番形		370,000円	300,000円
四番形		330,000円	250,000円

※但し、第八代蓮如上人迄は黒袈帯、または黒衣とし、第九代実如上人以後は緋袈帯とする。紫衣鈍色は第二十代蓮如上人に限る。

○列祖双幅御影

列祖双幅御影		740,000円	620,000円
--------	--	----------	----------

○御絵伝

四幅御絵伝		3,600,000円	3,030,000円
二幅 //		2,600,000円	2,050,000円

○六・九・十字御名号

一貫代	320,000円	220,000円	200,000円
七百代	310,000円	210,000円	170,000円
五百代	280,000円	200,000円	160,000円
三百代	250,000円	170,000円	140,000円

○六・九・十字御名号（御讃付）

一貫代	330,000円	270,000円	220,000円
七百代	320,000円	240,000円	200,000円
五百代	300,000円	220,000円	170,000円
三百代	260,000円	200,000円	150,000円

○変寸（上記同願に限る）

一申請につき50,000円（上記同願に限る）

2. 門徒の部	金欄表装【截金】	金欄表装	無金表装
○絵像御本尊			
二百代	146,000円	95,000円	70,000円
百五十代	121,000円	77,000円	52,000円
百代	98,000円	53,000円	34,000円
七十代	97,000円	52,000円	31,000円
五十代	88,000円	40,000円	28,000円
三十代	78,000円	38,000円	26,000円
二十代	77,000円	37,000円	25,000円
○九字・十字御名号一流（各一幅は半額）			
二百代		111,000円	77,000円
百五十代		91,000円	64,000円
百代		67,000円	49,000円
七十代		61,000円	47,000円
五十代		50,000円	40,000円
三十代		46,000円	36,000円
二十代		44,000円	34,000円
○宗祖聖人御影			
二百代		77,000円	52,000円
百五十代		61,000円	43,000円
百代		40,000円	34,000円
七十代		39,000円	31,000円
五十代		30,000円	25,000円
三十代		28,000円	23,000円
二十代		27,000円	21,000円
○蓮如上人御影			
二百代		61,000円	40,000円
百五十代		52,000円	29,000円
百代		34,000円	22,000円
七十代		31,000円	21,000円
五十代		24,000円	19,000円
三十代		22,000円	17,000円
二十代		20,000円	16,000円
○三折御本尊			
御本尊・九字十字御名号付(台付)		31,000円	
御本尊(台付)		24,000円	
御本尊(小型・台付)		8,000円	
○額装御本尊			
御本尊		15,000円	

3. 蔵 版

○浄土三部経大型折本			
	四冊本一部		27,400円
	各冊	無量寿経	12,000円
		観無量寿経	9,400円
		阿弥陀経	6,000円
○浄土三部経中型折本			
	四冊本一部		27,400円
	各冊	無量寿経	12,000円
		観無量寿経	9,400円
		阿弥陀経	6,000円
○浄土三部経大型巻経			
	四巻本一部		35,100円
	各巻	無量寿経	15,400円
		観無量寿経	12,000円
		阿弥陀経	7,700円
○浄土三部経中型巻経			
	四巻本一部		35,100円
	各巻	無量寿経	15,400円
		観無量寿経	12,000円
		阿弥陀経	7,700円
○浄土三部経（抄）大型折本			
	三冊本一部		14,200円
	各冊	無量寿経	5,800円
		観無量寿経	4,700円
		阿弥陀経	3,700円
○浄土三部経（抄）中型折本			
	三冊本一部		9,800円
	各冊	無量寿経	4,000円
		観無量寿経	3,300円
		阿弥陀経	2,500円
○浄土三部経(抄)大型巻経			
	三巻本一部		14,200円
	各巻	無量寿経	5,800円
		観無量寿経	4,700円
		阿弥陀経	3,700円
○昭和法要式浄土三部妙典			
	合本		5,500円
	四巻本一部		11,100円
	各巻	無量寿経	3,100円
		観無量寿経	3,000円
		阿弥陀経	2,500円
		同朋奉讃	2,500円
○御和讃			
	大型一部		22,000円
○御文			
	大型各帖		14,300円
	小型各帖		4,000円
○御伝鈔			
	四巻本		550,000円
	二巻本		77,000円
○報恩講式・嘆徳文			
			22,000円
○御俗姓			
			16,500円

御本尊・御名号・御影 表装寸法（幅は金軸を含む）

種 別	長さ (cm)	幅 (cm)
三折御本尊	21.2	27
折御本尊（小型）	16.4	21.6
額装御本尊	19.5	9.2
20代	20	8.5
30代	27.2	12
50代	31.5	14.3
70代	40	18
100代	50.2	22
150代	67.4	28
200代	80.5	33.5
300代	98.2	40.6
500代	133.5	54.5
700代	160.2	58.8
一貫代	181.5	68.5
四番形	187.9	74.2
三番形	207	87.3
同厨子形	103.3	74.2
二番形	214.8	103.6
同厨子形	126.1	92.7
大 形	220.2	109.7
同厨子形	142.1	97.6
皇太子・七高僧	185.8	80.6

院号法名 切寸法（表装無しの寸法）

種 別	長さ (cm)	幅 (cm)
30代	10.3	5.5
50代	13.3	7.2
70代	17.2	8.4
100代	22.2	10.9
150代	32.7	14.6
200代	37.2	17.6
300代	43.3	20.6
400代	55.5	23.7
500代	66	31.2
700代	85.8	34.2
800代	87.3	35.7
一貫代	97.8	40.3

2026 年 7 月 1 日 東本願寺オンラインが始動しました

東本願寺オンラインでできること

出版物の購入

- ★ これまで通り、東本願寺出版が発行する書籍・教化教材が購入できます
- ★ 書籍の試し読みもあり、購入前に確認ができます
- ★ 寺院・教会登録をすれば、購入金額に応じたポイントをプレゼント。次回以降の出版物のお買い物にご利用いただけます

授与物の申込

- ★ 門徒用授与物（お内仏用の御本尊・脇掛など）、蔵版のお申し込みができます
- ★ サイト上でご門徒と写真を確認しながらお申し込みいただけます
- ★ 御本尊・脇掛をお申し込みいただくと、東本願寺出版発行の「お内仏の荘厳と作法」を添えてお届けいたします

さらに

授与物と出版物を同時お申し込みで配送料無料

ご注意ください

- ・ 同時お申し込みの場合、全て前払いとなり入金確認後の発送となります。
- ・ 同時お申し込みとは、カートに授与物と出版物が一緒に入っている場合に限ります。

お願い

授与物のお申し込みは期日に余裕をもってお申し込みください

ご注意ください

- ・ 授与物は事前に授与礼金をご入金いただき、確認後に出荷いたします。
- ※クレジットカード決済の場合は、出版物と同様に出荷可能日の 14 時までのお申し込みで即日出荷いたします。
- ※出荷可能日は東本願寺オンラインの発送カレンダーやお知らせをご確認ください。

お問い合わせ

真宗大谷派宗務所 〒600-8505 京都市下京区烏丸通七条上る
ec-info@higashihonganji.or.jp
電 話 宗務所開所日 9 時～16 時
授与物 075-277-0013（7/1 午前 9 時～） / 出版物 075-371-9189

寺院・教会登録ガイド

まずは寺院・教会登録をお願いいたします

東本願寺出版オンラインストアで既に登録いただいている寺院・教会の方は、引き続き同じID・パスワードをご利用いただけます。

寺院・教会登録をしていただくと・・・

- ★ 対象の出版物は寺院割引が適用されます
- ★ マイページで領収書を取得できます

- ★ 『同朋新聞』等の定期刊行物や年間書の部数変更を行うことができます

●登録方法

※画像はスマートフォンです

1 東本願寺オンラインを開く

東本願寺オンライン

検索



2 右上メニューバーよりマイページを選択



3 ログイン画面の下部にある赤いボタン「真宗大谷派寺院教会登録」を選択



4 寺院・教会の情報を入力後、「上記内容で登録する」ボタンを選択する

※事務所所在地の情報をご入力ください(寺号の異体字など正確にご入力ください)



5 再度、入力確認画面が開くので下部の「登録する」ボタンを選択すると、トップ画面にもどり左上に寺院教会名が表示される



次回以降のログインに必要なパスワードが、ご登録いただいたメールアドレスに自動で届きます。必ずご確認ください

●ご利用ガイド

1 トップページ右上メニューバーからマイページに行く

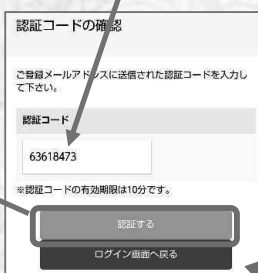
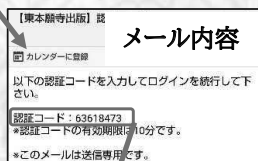
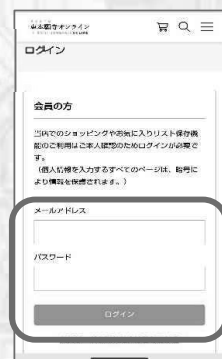


2 ログインする

寺院・教会登録で登録したメールアドレスと、登録後にメールで届いたパスワードを入力して「ログイン」ボタンを選択する

⇒登録メールアドレスに二段階認証のコード(数字8桁)が届くので、入力して「認証する」を選択する

⇒ログイン完了し、寺院名が表示される

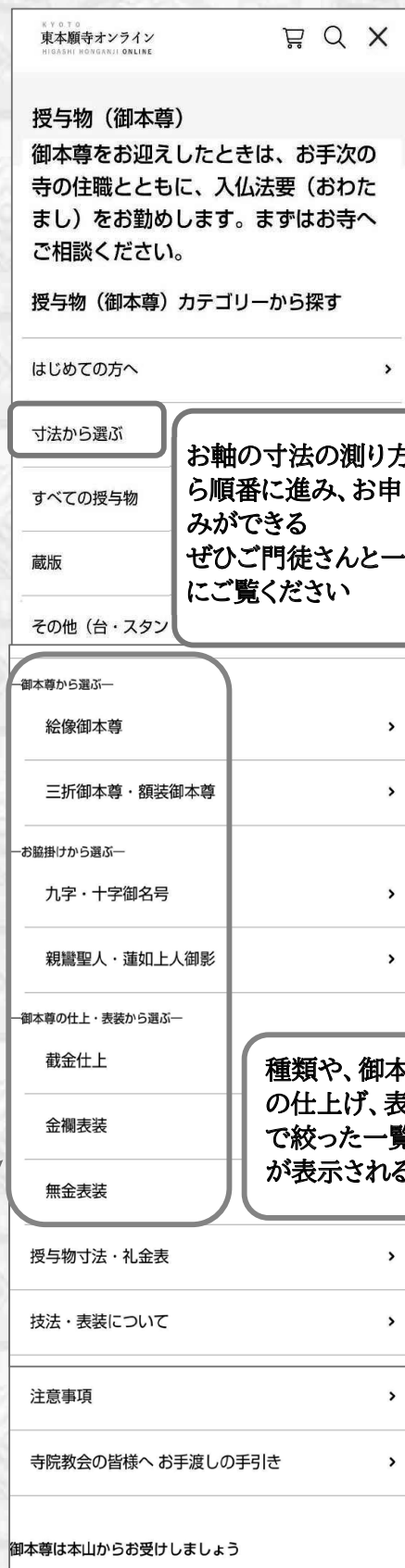


3 希望の授与物を探す



再度右上メニューバーを開き「授与物」を選択⇒右図の授与物のメニューが開く

授与物メニュー



お軸の寸法の測り方から順番に進み、お申し込みができる
ぜひご門徒さんと一緒にご覧ください

種類や、御本尊の仕上げ、表装で絞った一覧が表示される

4 希望の授与物を申し込む

一覧で表示された授与物から希望するものを探して選択する

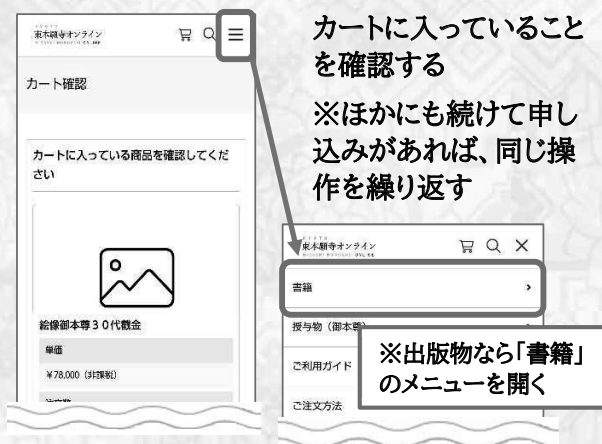


6 申し込み手続きをする

右上カートマークを選択



5 カートに選択した授与物が入る



検索マークから単語で探すことも可能



7 「1 注文者」・「2お届け先」を確認し日付指定をするか選択

1. 注文者

お名前	本願寺
フリガナ	ホンガンジ
住所	〒600-8505 京都府京都市●●●
電話番号	075-●●●-●●●●

2. お届け先 変更

お名前	本願寺
フリガナ	ホンガンジ
住所	〒600-8505 京都府京都市●●●
電話番号	075-●●●-●●●●

お届け希望日時

追加料金1,000円(税別)
日付指定・お急ぎ便につきまして

☐ 指定しない ☐ 指定する

年 月 日

希望

お届け先を異なる住所に設定する際は、変更ボタン選択⇒開いた画面で必要事項を入力

通常出荷(宅配便・日時指定なし)なら「指定しない」を選択

追加料金 1,000 円(税別)で日付指定を行う場合は指定するにチェックし、希望日時を入力

9 「4 ご注文の内容の確認」

4. ご注文の内容を確認してください

商品名	単価	注文数	小計
絵像御本尊30代蔵金	¥78,000	1	¥78,000

商品金額(非課税) 計 ¥78,000

お支払い方法

小計(10%対象) ¥0

消費税10% ¥0

非課税 計 ¥78,000

合計金額 ¥78,000

備考・ご質問があれば入力してください。
領収書が必要な際は、マイページ内ご注文履歴よりご自身で印刷が可能です。詳しくはこちら

ご希望の授与物かどうか、寸法に誤りはないか最終確認を行い、問題が無ければ「この内容で注文」を選択

領収証の宛名を、注文者以外の方に変更が必要な場合は備考欄に記入

クレジットカードの場合

この内容で注文 →

クレジットカード決済へ →

8 「3お支払い方法を選択」

クレジットカード、コンビニ前払い、銀行振込の3つから選択

3. お支払い方法を選択

☒ クレジットカード

☐ コンビニ前払い

☐ 銀行振込

※ご入金確認後の出荷となります

※「銀行振込」を選択された場合の振込先名義は、「ビジネスラアート」(オンライン決済代行委託先)となります。

※ご注文情報と振込情報を紐づける都合上、ご注文のたびに口座番号が異なりますので、口座登録は厳におやめください。

選択してください

コンビニ前払いの場合は、コンビニ前払いを選択し、「選択してください」の欄に表示されるコンビニのいずれかを選択

※銀行振込の手数料は申請者負担です

クレジットカード情報入力画面で必要事項を記入し「決済」ボタンを選択

お支払い内容

金額	78,000円
消費税等	0円
合計金額	78,000円

クレジットカード情報入力画面

VISA JCB

カード番号

有効期限

MM YY

カード名義人

TARO YAMADA

カードに記載されたローマ字にて入力して下さい。

セキュリティコード

カードに記載された3桁もしくは4桁の数字を入力して下さい。

決済

10

様

=====

ご注文番号: BGE26060900001
ご注文日時: 2026-06-09 09:11:42
お支払い方法: コンビニ前払い

お支払い方法

※ファミリーマートに設置していますファミポートで「第一番号」、「第二番号」を入力して、お支払いください。

第一番号: 20020
第二番号: 911402035081

お支払期限: 2026/06/16

お支払方法のご案内はこちら
<http://broadvent.id/helo/>

コンビニ前払いや
銀行振込に必要な情報や、金額等
が記載されている
ので、確認する

11

コンビニ前払い

各コンビニ会社のお支払い方法をご確認ください

銀行振込

ネットバンキングの利用が可能
※振込手数料はご負担ください

お申し込み情報と振込情報を紐づける都合上、毎回の申請ごとに、振込先口座番号が異なります。次回以降に誤って振込むことがないように、振込先口座登録は厳におやめください。

12

発送カレンダー

2026年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

お届けの目安

入金確認後 3 日以内に
出荷いたします
※サイト内の発送カレンダー
で出荷可能日をご確認
ください。

13

お願い

入金後にお手元に残る「ご利用明細票」「振込明細書」がレシート用紙であっても「領収書」としての効力を有します。
まずは、そちらを保管・利用ください

マイページから出力

マイページから注文履歴を選択し、入金後に表示される「領収書を発行する」を選択

マイページから注文履歴を選択し、入金後に表示される「領収書を発行する」を選択

東本願寺オンライン
HIGASHI HONGANJI ONLINE

2026年06月18日購入された商品

注文コード
BGE26061800002

商品名
三折御本尊（台付）×1

支払方法
クレジットカード / 支払い済み
領収書を発行する

処理状況
新規受付

注文金額
¥25,100

マイページ

こんにちは。 願摩寺 さん

現在の取得ポイント1,000pt.

注文履歴

注文した商品の履歴と現在の注文状況を見ることができます。

年間書

法語カレンダー、今日のことは、真宗大谷派手帳、報恩講、真宗の生活の注文状況の確認や冊数の変更が可能です。

注文コード
BGE26061800002

商品名
三折御本尊（台付）×1

higashihonganji-shuppan.stg05.eigyo.co.jp の内

一度発行を行うと再発行は出来ません。よろしいですか？

キャンセル OK

¥25,100

再発行ができない
注意喚起が出現す
るので「OK」を選択
※誤りのないよう重々
お気をつけください

領収書画面が出現する。
⇒印刷、画面保存等
を行い管理する

相 続 講 賞 典 内 規

1988 年 7 月 1 日改正

講員種別		金 額	賞 典	御 扱			門 徒 資 格				
				院号法名	収 骨	その他					
別 格 大 名 譽 講 員	特別 1 種	1000 万円	特 別 詮 議	2 名 金欄表装 (300 代以下)	2 体 別 座 おとき 10 名	本人葬送 代香派遣	特別大総講頭				
	特別 2 種	700 万円	御文大型五帖一部 緞子表装 桐箱入		1 体 別 座 おとき 10 名						
	特別 3 種	500 万円	畳 肩 衣 三帖和讃金欄表装桐箱入								
	特別 4 種	300 万円	畳 肩 衣 御文大型五帖一部		1 体 おとき 5 名 記 念 品	講員物故者 追 弔 会	特別大総講頭格				
	特別 5 種	200 万円	畳 肩 衣 三帖和讃大型一部								
	1 種	100 万円	畳 肩 衣 御文小型五帖一部								
	2 種	70 万円	畳 肩 衣 小型三帖和讃無金表装	2 名							
別 格 名 譽 講 員	1 種	50 万円	畳 肩 衣 真宗聖典（大判）	1 名	1 体 おとき 3 名 記 念 品	講員物故者 追 弔 会	大 総 講 頭				
	2 種	30 万円			記 念 品		大 総 講 頭 格				
	3 種	20 万円	畳 肩 衣	1 体 記 念 品	准 大 総 講 頭						
	4 種	12 万円			1 名		准大総講頭格				
		10 万円									
特 別 名 譽 講 員	1 種	8 万円	略 肩 衣	1 名		講員物故者 追 弔 会	総 講 頭				
		5 万円					総 講 頭 格				
	2 種	3 万円	略 肩 衣				准 総 講 頭				
	3 種	2 万円	略 肩 衣				准 総 講 頭 格				
	4 種	1 万円	略 肩 衣				講 頭				
名 譽 講 員	1 種	5 千円				講員物故者 追 弔 会	講 頭 格				
	2 種	3 千円					准 講 頭				
	3 種	2 千円					准 講 頭 格				
	4 種	1 千円					商 量 員				
特 別 講 員	1 種	5 百円								講員物故者 追 弔 会	商 量 員 格
	2 種	3 百円									
通講 常員		10 円以上									

※相続講賞典内規の畳肩衣（20 万円以上）を記念品に代えることができる。（2015 年 7 月から）

相統講賞典一覧表

法義相統(親鸞聖人が明らかにされた本願念仏の教えを受け継ぎ、後の人々につたえること)・本廟護持(真宗本廟(東本願寺)を崇敬・維持すること)の趣旨に賛同いただき、相統講金 を一定額お納めいただきますと、下表の賞典(お扱い)がございいます。

(2027年7月1日施行)

各金額以上の納付ごとのお扱い							納付累計額に応じてのお扱い				
金額 (以上)	御扱	院号法名	収骨			累計額 (以上)	贈与	肩衣	記念品		
1,000万円	院号と収骨の両方	2名 (金欄表装)	2体	完全別座	宮御殿お斎接待 (参拝人数分/貸切) (お斎場所変更可)	相統講員物故者追弔会 本山総経・祥月経 【案内状30年】	◎	紅梅色地相統講紋白(11) 量肩衣	特別詮議 御文大型五帖一部 緞子表装桐箱入 三帖和讃大型一部 金欄表装桐箱入		
700万円					宮御殿お斎接待 (参拝人数分/貸切)		◎				
500万円				◎							
300万円				◎							
200万円	院号または収骨のいずれか	1名 (金欄表装)	1体	別座	宮御殿お斎接待 10名	相統講員物故者追弔会 本山総経・祥月経 【案内状20年】	◎	紅梅色地相統講紋白(7) 量肩衣	御文大型五帖一部		
100万円					宮御殿お斎接待 5名		○			紅梅色地相統講紋白(2) 量肩衣	三帖和讃大型一部
50万円			宮御殿お斎接待 3名	○	葉裏色地相統講紋白(2) 白色丸紐(4)略肩衣		(選択制) 特別緞子表装 (増補) 真宗大谷派勤行集 または 念珠 または 出版物引換証				
30万円				○							
15万円	1名					相統講員物故者追弔会			○		
10万円											
納付ごとのお扱いとなり、お扱い後に他の納付と合算することはできません。											
【例】 10万円の納付により院号1名のお扱い後、更に5万円を納付して15万円のお扱いはできません。 ただし、10万円の納付時に院号1名のお扱いをしていない場合であって、更に5万円を納付した場合は未扱い額が15万円となるため、院号1名または収骨1体のお扱いができます。											

※この一覧表は相統講賞典内規別表1・2を利便性を考慮し取り纏めたものです。詳細は教務所へご確認ください。
※相統講賞典内規は5年ごとに見直しを行います。

帰敬式の事務手続きについて

(2026 年 7 月現在)

1 礼金、記念品

礼 金	記念品 (2023 年 1 月から)
18 歳以上 1 人 10,000 円	・略肩衣・勤行本 (赤本)
18 歳未満 1 人 5,000 円 (2026 年 7 月から)	・冊子『真宗門徒の生活』 ・聞法ハンドバッグ

2 記念品の交付について

帰敬式実践運動の開始以前 (1996 年 3 月 31 日まで) の帰敬式受式者に対する記念品 (略肩衣、聞法ハンドバッグ) を「再交付」とは別の「交付」として申請いただけます。

内 容	交付 (1996 年 3 月 31 日までに受式の方)	再交付 (1996 年 4 月 1 日以降に受式の方)
略肩衣	5,000 円	
聞法ハンドバッグ	1,200 円	

3 法名について(住職選定法名と本山選定法名)

2025 年 1 月 1 日より、帰敬式法名の授与について、変更となっています。

- ・原則として、男性には「釋」、女性には「釋尼」の法名を授与しますが、**受式者の願い出に応じて**、「釋／釋尼」の選択を可能といたします。
- ・既受式者が「釋・釋尼」の変更を希望することも可能となります。法名紙の再授与を希望される場合は、別途届出が必要です。(事務手数料 3,000 円)
- ・既受式者が、宗派管理の「帰敬式受式者管理システム」から名簿の削除を希望される場合、「帰敬式受式者名簿削除届」の提出をもって、名簿から削除いたします。

(1) 住職選定法名

法名を住職からつけていただき、法名紙への筆耕も住職からしていただきます。(本山で受式される場合は本山で筆耕するため、1 か月前までに申請が必要です。)

(2) 本山選定法名

あらかじめ本山で選定された法名 (『仏説無量寿経』の語による法名) をお渡しします。法名の指定はできません。法名紙と併せて、その法名の読み方と願い、典拠等を記した「法名解説文」をお渡しします。

4 受式場所別の申込み方法と事務手続き

帰敬式は、受式を希望される場所 (執行場所) により、申込・事務手続きの方法が異なります。大きくは以下、(1) ～ (3) に分かります。それぞれご不明な点は教務所までお問合せください。

(1) 【真宗本廟(東本願寺)】で受式する場合

①受式日の確認

真宗本廟（東本願寺）では、基本的に1日2回、午前・午後の真宗本廟収骨並びに本山永代経・申経読経後に執行します。行事等によって、帰敬式の無い日や、受付時間が異なる場合がございますので、『真宗』誌の該当月「真宗本廟収骨・読経・帰敬式受付時間表」または宗派ホームページにてご確認ください。

真宗本廟収骨・本山永代経・本山申経の機会に併せて受式いただくこともできます。

②法名選定方法の確認と申請手続き

・「住職選定法名」での受式、あるいは団体参拝での受式の場合

➡ 受式日の1か月前までに、住職・教会主管者または代務者（奉仕団の場合は申請者）からの事前申請が必要です。

参拝接待所（TEL075-371-9210）へ帰敬式受式日を電話予約のうえ、「帰敬式受式者届」（所定用紙）を1か月前までに参拝接待所へご提出ください。届出用紙は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、参拝接待所または教務所へお申し付けください。

※「帰敬式受式者届」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。この場合、届出用紙への押印を省略することができます。

申請受付後、参拝接待所より帰敬式受式の案内（申請の受理通知）があります。

・「本山選定法名」での受式

➡ 事前申請不要で当日受付ができます。※個人受式の場合のみ。

③帰敬式を受式

受式当日、参拝接待所窓口にて礼金をお納めいただき、受付のうえ、受式してください。

※奉仕団や団体参拝、諸研修等で受式する場合には、法名の選定方法に関わらず、その上山申込と同時に帰敬式の申請が必要ですので、教務所へお問い合わせください。

(2)【寺院・教会】で受式される場合

住職は、所属する寺院の本堂、代務者は任命を受けた寺院の本堂にて、その寺院に所属する門徒に対して帰敬式の執行が可能です。

寺院本堂で帰敬式を執行される場合は、下記の①～⑤の順でお手続きください。執行に当たっては、『帰敬式執行の手引き』（全寺院に配布されています。お寺で保管されていない場合は教務所へお尋ねください）に従って執行ください。

※複数ヵ所合同の帰敬式や、特例による寺院本堂以外での執行を希望される場合については、次頁「(3) その他の場所で受式する場合」をご確認ください。

① 執行日の確定と事前申請

帰敬式執行の日が決まりましたら、「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」（所定用紙）を執行日の10日前までに教務所へ提出ください。申請用紙は宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、教務所へお申し付けください。

※「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。この場合、申請書への押印を省略することができます。

ひとつの帰敬式において、住職選定法名と本山選定法名の混在は可能です。申請用紙にそれぞれの法名紙の必要枚数をご記入ください。

② 法名紙・記念品の仮渡し

「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」の受理後、教務所より「帰敬式法名紙等仮渡精算書」とともに法名紙・記念品を仮渡しいたします。教務所へお越しいただくか、送付させていただきます。

なお、仮渡し希望数が多数ある場合（受式予定人数が多い場合）、教務所の在庫数によってはすぐにお渡しできないことがありますので、お早めにお申し付けください。

③ 法名の選定と筆耕

住職選定法名の場合は、住職・教会主管者及びその代務者が法名を選定、法名紙へ筆耕を行ってください。法名包み紙の裏面に受式者の俗名を記入し、法名紙を入れて受式者へお渡ししてください。

本山選定法名の場合は、男女別の法名紙を人数分お渡ししますので、各々の受式者の「法名解説文」と法名紙を法名包み紙に入れてお渡ししてください。

なお、法名紙・法名包み紙は、**書損した場合でも、破棄せずに保管し、残部と併せて精算の際に必ずご返却ください。**お渡しした法名紙等を紛失した場合は、紛失数を1人分として、紛失数分の願事礼金を頂く場合がありますので、お取り扱いには十分ご注意くださいようお願いします。

④ 帰敬式の執行並びに事前学習会の開催

執行にあたっては、『帰敬式執行の手引き』（全寺院に配布されているもの。お寺に保管されていない場合は教務所へご連絡ください）をご参照ください。

また、事前に受式者を対象とした学習会等を開催するなど、帰敬式の願いや意義を確認する場を持ち、真宗門徒としての歩みを確かめ合っていただければと思います。

⑤ 受式者の報告と精算

帰敬式執行後、「帰敬式受式者届」（所定用紙）を作成し、教務所へご提出ください。届出用紙は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、教務所へお申し付けください。

※「帰敬式受式者届」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。

この場合、届出用紙への押印を省略することができます。

あわせて、受式者全員の願事礼金等をお取りまとめのうえ、教務所で精算を行ってください。郵送での精算も可能です。

＜精算に必要となるもの＞

- ☐ 帰敬式法名紙等仮渡し精算書
- ☐ 受式者全員の願事礼金
- ☐ 残った法名紙と記念品（書損も含む）
- ☐ 帰敬式受式者届（紙面提出の場合）

※書損した法名紙、法名包紙も教務所までご提出ください。

※(1)真宗本廟(東本願寺)で受式する場合、(2)寺院・教会で受式する場合ともに、宗派ホームページの帰敬式専用フォームがご利用いただけます。宗派ホームページでは、手順の確認、各種申請書類のダウンロード、データ申請等が行えます。

(3)【その他の場所】で受式する場合

① 執行場所の特例について

受式希望者が病気加療中など、やむを得ない事情で寺院本堂において帰敬式を受式できない場合、住職・教会主管者及びその代務者からの別途申請を受け、受式希望者の自宅・病院・老人養護施設等において執行することができます。また、東本願寺真宗会館（東京都練馬区）を会場とした「首都圏在住門徒のつどい」に限り、「所属寺院が遠方（首都圏外）である首都圏在住の方」を対象とした帰敬式執行が可能となっております。ご検討される方は教務所までご相談ください。

② 三条別院「お取り越し報恩講」での帰敬式

三条別院では、例年11月5日～8日の「お取り越し報恩講」期間中（通常6日と7日）に帰敬式を執行しています。お問い合わせ・お申込みは三条別院（Tel0256-33-0007）へお願いします。

③高田別院「報恩講(おたや)」での帰敬式

高田別院では、11月12日午後（結願逮夜後）に帰敬式を執行しています。お問い合わせ・お申込みは高田別院（Tel：025-523-2465）へお願いします。

④複数カ寺合同の帰敬式

2017年6月28日付の「帰敬式に関する条例」及び「帰敬式に関する条例施行条規」の一部改正により、教区又は組の帰敬式実践運動推進計画に基づき実施される、住職の執行による帰敬式において、複数の寺院の所属門徒が合同での帰敬式受式を願い出た場合に、その受式者の所属するいずれかの寺院の本堂において、受式者の所属する寺院住職のうち1人が代表して帰敬式を執行することができるようになりました。この場合、あらかじめ教務所長の承認と受式者全員の同意、並びに受式者の所属寺住職連名の「執行者委任の同意書」（所定用紙）の提出が必要となります。詳しくは教務所へお問い合わせください。

5 御親修・御参修による帰敬式について

寺院・教会や組の宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要等において、御親修（門首）・御直修（新門）・御参修（鍵役）で帰敬式を執行されたい場合は、法要の1年から半年前までに儀式出向願の手続きが必要ですので、教務所までご連絡ください。

6 帰敬式のお役立ち情報(ご活用ください)

- (1) 帰敬式執行の流れについて、東本願寺公式YouTubeチャンネルにアップされています。
QRコードを読み取ると、帰敬式執行の手順の再生リストに繋がります。

【動画リスト】

- ① 【執行者編】 帰敬式執行の手順
執行者視点の動画です。
- ② 【掛役（門徒）編】 帰敬式執行の手順
掛役視点の動画です。門徒が掛役の場合の動画です。
- ③ 【執行者（掛役門徒）編】 帰敬式執行の手順
執行者視点の動画です。門徒が掛役の場合の動画です。
- ④ 【掛役（僧侶）編】 帰敬式執行の手順
掛役視点の動画です。僧侶が掛役の場合の動画です。



【帰敬式執行の手順】

真宗本廟収骨・本山読経・帰敬式・お斎のお取り扱いについて

本廟部 参拝接待所

1 真宗本廟収骨

法義相続（親鸞聖人の教えを受け継ぎ、後の人々に伝えること）・本廟護持（真宗本廟を崇敬・護持すること）の趣旨に賛同され、相続講金を12万円以上お納めいただいた方には、真宗本廟収骨のお扱いをします。

なお、2010年1月1日より収骨の名称は「相続講員真宗本廟収骨」となりましたが、従来の「相続講員須彌壇収骨證」も同様にお取り扱いします。

（1）真宗本廟収骨證について

- ①相続講金をお手次（所属）の寺院・教会にお納めください。
- ②寺院・教会は、所定の手続きにより、真宗本廟収骨證の発行を受けてください。
- ③真宗本廟収骨證発行の際に配布される参拝案内冊子『参拝される皆さまへ』を参照のうえ、参拝日の3週間前までに参拝案内冊子に綴じ込みの「事前届出ハガキ」もしくは宗派公式ホームページ 真宗本廟収骨（本山永代経・御影堂読経）届出ページにて参拝予定日・参拝人数等をお知らせください。

（2）受付について

①受付時間及びお取り扱い時刻について

	午前	午後
通 常	受付9：00～10：10 読経11：00	受付9：00～13：10 読経14：00
12日 27日	お取り扱いなし	受付9：00～14：10 読経15：00
24日	受付9：00～10：10 読経11：00	受付9：00～14：10 読経15：00
28日	受付9：00～10：10 読経11：00	お取り扱いなし

- ②当日は、「ご遺骨」と「真宗本廟収骨證」を必ずご持参ください。
- ③ご遺骨は、7cm角の桐箱に移し替えさせていただきます。なお、お収めしたご遺骨は、お返しすることができません。
- ④桐箱の容量を超えるご遺骨は、願人にその旨をお伝えしお返しすることになります。

（3）お斎付真宗本廟収骨（30万円以上）について

- ①相続講金を一体につき30万円以上お納めいただきますとお斎の接待を受けること

もできます。

②お齋付真宗本廟収骨によるご参拝は、参拝日の3週間前までに、必ず教務所から参拝接待所へ別途申請ください（事前届出ハガキの送付は不要です）。

③法要等の日程によりお齋付収骨のお取り扱いができない場合もありますので、必ず参拝予定日の1ヵ月前までに、電話にてお齋付収骨の可否を確認してください。

④お齋付収骨でご参拝された願人様へ、収骨日の翌々年(※)の御祥月から9年間、「祥月経」のご案内をお送りします。9年目でご案内の発送は終了となります。

※収骨の翌年（1年目）は相続講員物故者追弔会（例年4月3日）のご案内となります。

2 本山読経

（1）本山永代経・御影堂読経について

①本山永代経

御影堂にて永代経の御紐解(おひもとき・初めての読経)を行い、『法名記』に登載し、以後、春・秋彼岸会中にお勤めする「永代経総経」にご案内します。「永代経総経」ご案内の名義変更はできません。

②御影堂読経

御影堂にて一座読経します。

（2）本山永代経御紐解證・御影堂読経参詣證について

①本山永代経志・御影堂読経志をお手次(所属)の寺院・教会にお納めください。

②寺院・教会は、所定の手続きにより、本山永代経御紐解證・御影堂読経参詣證の発行を受けてください。改正前に発行しました本山永代経御紐解證・本山申経参詣證は、そのままご利用いただけます。

③本山永代経御紐解證・御影堂読経参詣證発行の際に配布される参拝案内冊子『参拝される皆さまへ』を参照のうえ、参拝日の3週間前までに所定の事前届出ハガキもしくは宗派公式ホームページ 真宗本廟収骨（本山永代経・御影堂読経）届出ページにて参拝予定日・参拝人数等をお知らせください。

（3）受付について

受付時間は、真宗本廟収骨の受付時間と同じです。

（4）別座読経について

①本山永代経志を20万円以上お納めいただきますと、別座読経のうえ、お斎の接待を受けることができます。

②別座読経によるご参拝は、参拝日の1ヵ月前までに、必ず教務所から参拝接待所へ別途申請ください（事前届出ハガキは不要です）。

- ③法要等の日程により別座読経のお取り扱いができない場合もありますので、必ず参拝予定日の1ヵ月前までに電話にて別座読経お取り扱いの可否を確認してください。
- ④受付時間は、午前9時から10時までです。
- ⑤別座読経は午前10時30分頃からお勤めします。午前のみのお取り扱いとなり、午後のお取扱いはありません。

(5) 完全別座読経について

- ①本山永代経志を100万円以上お納めいただきますと、申請されたご家族の1団体のみの完全別座読経のうえ、当日参拝される人数分のお斎の接待を受けることもできます。
- ②完全別座読経によるご参拝は、参拝日の1ヵ月前までに、必ず教務所から参拝接待所へ別途申請ください（事前届出ハガキは不要です）。
- ③法要等の日程により別座読経のお取り扱いができない場合もありますので、必ず参拝予定日の1ヵ月前までに電話にて別座読経お取り扱いの可否を確認してください。
- ④完全別座の受付時間は、午前9時から10時まで、読経は午前10時30分頃からお勤めを基本としますが、そのご家族のみでの読経となるよう極力、時間調整を行わせていただきます。

(6) 仏間読経

- ①参拝接待所仏間にて、1日8回（午前4回・午後4回）、読経が勤まります。

【案内時間（目安）】

《午前》 9：30、10：15、11：00、11：40

《午後》 1：20、2：10、3：00、3：40

※諸行事により時間を変更する場合があります。

- ②受付時間は、午前9時から午後3時40分までです。
- ③仏間読経の読経志は、参拝接待所受付にて直接のお納めとなります。

(7) 本山永代経志・読経志

本山永代経（春・秋彼岸会中の永代経総経にご案内）

種別		読経志	読経扱	お斎
本山永代経	別座特等	1,000,000 円以上	完全別座	参拝人数
	別座一等	500,000 円以上	別座	10 人
	別座二等	300,000 円以上	別座	5 人
	別座三等	200,000 円以上	別座	3 人
	四等	100,000 円以上	一般	なし
	五等	50,000 円以上	一般	なし
一座読経	御影堂読経	30,000 円以上	一般	なし
	仏間読経	10,000 円以上	随時	なし

3 帰敬式

(1) 手続きについて

①当日受付にてお申し込みください。願事礼金は1人1万円、18歳未満5,000円です。

②住職選定法名及び団体による受式については、受式日の1ヵ月前までに(必着)「帰敬式受式者届」を参拝接待所へ提出してください。

※釋/釋尼は選択となります。記載のとおり浄書します。

(2) 受付時間について

午前は午前9時から10時10分まで、午後は午前9時から午後1時10分までです。

※お逮夜日(12日・27日)は、午前の帰敬式はありません。受付時間は、午前9時から午後2時10分までです。

(3) 執行時刻について

午前・午後の真宗本廟収骨・本山読経の後、引き続き御影堂において執り行います。
(所要時間は約40分)

※お逮夜日(12日・27日)は、逮夜法要終了後、真宗本廟収骨・本山読経の後に、引き続き執り行います。

4 お齋

(1) 申し込みについて

①参拝される3週間前までに「事前届出はがき」又は電話にてお申し込みください。

②お齋の人数変更・キャンセル等は参拝日の4日前が締め切りです。変更がある場合は必ず4日前までにご連絡くださるよう周知ください。連絡のない当日キャンセルは全額ご負担いただきます。

③食数限定(大人お齋のみ1日10食程度)で、事前申し込みなしでご用意できる日もありますので、参拝接待所受付カウンターでお問い合わせください。

(2) 冥加金及び受付について

①冥加金 大人1人4,000円、子ども(3歳～8歳)1人1,500円

②当日、参拝接待所受付にてお納めください。

※御正忌報恩講及び年末年始や諸行事の日等は、お取り扱いがありません。また、春の法要・春秋彼岸会・お盆及びその他諸行事などにより変更する場合がありますので、参拝接待所にご確認ください。

◆問い合わせ先 本廟部 参拝接待所 TEL 075-371-9210 (直通)

FAX 075-371-9204

[電話受付時間：午前9時から午後5時まで]

渉成園庭園維持寄付金及び施設使用について

本廟部 参拝接待所

(1) 渉成園庭園維持寄付金

大人 1 人 700 円以上（高校生・中学生 1 人 300 円以上／小学生以下無料）

(2) 渉成園使用冥加金

真宗大谷派寺院・門徒の部

使用施設	摘要	使用冥加金
臨池亭	半日（3 時間）	¥ 6, 0 0 0
	一日（午前 9 時から午後 4 時まで）	¥ 1 2, 0 0 0
滴翠軒	半日（3 時間）	¥ 6, 0 0 0
	一日（午前 9 時から午後 4 時まで）	¥ 1 2, 0 0 0
聞風亭	半日（3 時間）	¥ 1 2, 0 0 0
	一日（午前 9 時から午後 4 時まで）	¥ 2 4, 0 0 0
蘆菴	半日（3 時間）	¥ 6, 0 0 0
	一日（午前 9 時から午後 4 時まで）	¥ 1 2, 0 0 0
縮遠亭	半日（3 時間）	¥ 6, 0 0 0
	一日（午前 9 時から午後 4 時まで）	¥ 1 2, 0 0 0
漱枕居	半日（3 時間）	¥ 6, 0 0 0
	一日（午前 9 時から午後 4 時まで）	¥ 1 2, 0 0 0
代笠席	半日（3 時間）	¥ 6, 0 0 0
	一日（午前 9 時から午後 4 時まで）	¥ 1 2, 0 0 0

※一般の部の施設使用につきましては、本廟部（参拝接待所）までお問い合わせください。

(3) 施設使用の申し込み方法について

施設使用の申し込みは、使用日の 1 年前から受付します（仮予約は不可）。申し込み受付は先着順です。予約が確定した後、使用許可申請書を申請者へ送付します。提出され次第、使用許可証ならびに使用冥加金振込用紙を送付いたします（仕出し業者への支払いは、各業者にお問い合わせいただきます）。

なお、真宗大谷派寺院・門徒の食事会場のほか、一般の施設使用もできます。ただし、使用用途や目的によって冥加金が異なりますので、必ず参拝接待所にお問い合わせください。

(4) 施設使用のキャンセルについて

使用期日の 3 日前から前日までのキャンセルは半額負担とし、当日のキャンセルは全額負担となります。

(5) 仕出し業者の選定

食事で使用する場合の仕出し業者は、下記指定業者より選んでください。

- ①泉仙 ②たん熊北店 ③からすま京都ホテル ④デュシタニ京都
⑤兼長酒店（飲料のみ）

※部屋の使用予約に先立っての仕出し業者への注文はご遠慮ください。

※飲み物の持ち込み並びにお茶の準備はしておりませんので、必ず仕出し業者に各自でご注文ください。

◆本廟部 参拝接待所 TEL 0 7 5 - 3 7 1 - 9 2 1 0（直通）[午前 9 時から午後 5 時]
FAX 0 7 5 - 3 7 1 - 9 2 0 4

大谷祖廟について

(納骨・永代経・読経、団体参拝、年間行事、庫裡使用、結婚式、参拝式)

1 インターネット事前予約について

「納骨・永代経」「茶所別座読経」の申込は、6か月前より宗派ホームページ「大谷祖廟」ページから行えます。なお、当日の申込・受付も行っていますが、土日祝日問わず大変混み合い、事前予約の方を優先的にご案内しています。そのため、当日お申し込みの方はお待ちいただく場合がありますので、事前予約をお願いします。お電話でも承っております。

2 「読経」の申込について

「本堂」「茶所仏間」「御廟」での一座読経及び総経の申込の場合は、ご参拝の当日、事務所備え付けの申込用紙にご記入いただき受け付けください。なお、別座読経はお電話にて事前予約をお願いします。「茶所仏間」での別座読経はインターネットからも事前予約が可能です。

3 大谷祖廟納骨にともなう所属寺院の紹介について

「納骨を機に、真宗大谷派寺院とのご縁を結んでいただくこと」を了解いただいた上で、真宗大谷派寺院所属門徒以外の方々の納骨受付をさせていただいています。大谷祖廟事務所から教務所を案内することがありますので対応をお願いします。

4 大谷祖廟納骨の生前の申込について

生活様式の多様化により、高齢の夫婦のみで生活されている方や、一人暮らしをされる高齢者が増加する中で、寺院との縁が希薄となり、自身の葬送を憂慮される方が増加しています。そのような現代社会のニーズに応えるべく、「大谷祖廟納骨の生前申込」をお受けしています。納骨種別は、別座1等から4等までのお取り扱いとなります。

お申し込みには、「事前説明」が必要になりますので、必ず大谷祖廟事務所までご連絡ください。

5 納骨を伴う団体参拝について

別院・教区・組・寺院において、遺骨を取りまとめられ、住職が代表者として納骨団体参拝として納骨されるケースがあります。別院・教区・組・寺院において、大谷祖廟へ「納骨団体参拝」を希望される場合は、事前に納骨内容を確認させていただきますので、大谷祖廟事務所までご連絡ください。

6 大型バス（マイクロバス含む）での団体参拝について

大型バス（マイクロバス含む）団体参拝は、職員案内・納骨の有無にかかわらず、事前に大谷祖廟事務所までご連絡ください。

7 大谷祖廟の年間の仏事・行事について

《永代経法要》毎日、午後2時30分からの本堂において勤修。

《定例法話》毎月13日・28日に午後2時30分からの永代経法要に引き続き大谷祖廟本堂にお

いて開催。ただし、8月13日・9月28日・11月28日・12月28日は休止。

《暁天講座》8月1日から5日まで 午前6時30分から勤行・法話

- 1日(土) 難波 教行 氏(教学研究所所員)
- 2日(日) 平原 晃宗 氏(京都教区正蓮寺 住職)
- 3日(月) 二階堂行壽 氏(東京教区専福寺 住職)
- 4日(火) 桑羽 隆慈 氏(浄土真宗本願寺派 総務)
- 5日(水) 轡田 普善 氏(真宗大谷派 参務)

《万灯会》8月14日から16日までの午後6時から午後9時まで夜間参拝ができるよう、大谷祖廟・東大谷墓地全域において提灯を点灯。お参りされる方が亡き人を「諸仏」として受けとめ、本願念仏の教えを聞いていただきたいという願いのもと実施

・万灯会お盆法要 期間中、本堂にて毎日午後7時より勤行・法話

講師：佐賀枝夏文 氏(大谷大学名誉教授)

・子ども提灯 大谷保育協会加盟園の園児が描いた画で提灯を作成し点灯

《報恩講》9月27日から28日まで本堂において厳修。

逮夜 27日 午後2時始

晨朝 28日 午前8時始

日中 28日 午前10時30分始 引き続き法話

《花まつり》4月1日から8日まで本堂前に花御堂を設置し、釈尊・親鸞聖人の誕生会を縁に、仏教・真宗の教えにふれていただくことを願いとして実施。期間中に「子どものつどい in 大谷祖廟」を開催予定。

《花文字伝道》御廟に供えられた仏花を用いて、大谷祖廟境内において花文字を製作。仏教に関する言葉を広く紹介し、併せて説明文を配布。花文字再荘厳後は堆肥にして参拝者へ配布(年4回：お盆、春・秋彼岸、年末年始)。

《終活セミナー》生き方を見つめ直す機縁となることを願い、大谷祖廟において終活セミナーを行う(年2回)。

8 庫裡の使用について

団体参拝昼食会場や法事会場として庫裡の使用を希望される場合は、事前申込が必要となりますので、大谷祖廟事務所までご連絡ください。

9 仏前結婚式について

大谷祖廟の庫裡賀慶殿において、仏前結婚式をお受けしています。真宗大谷派寺院関係者以外の方も申込いただけます。

また、前撮りやフォトウェディングもお受けしています。詳細につきましては、大谷祖廟事務所までご連絡ください。会場の下見(見学)も承っております。

10 大谷祖廟記念参拝式について(初参り式・成人記念参拝等)

大谷祖廟において、初参り式をお受けしています。また、成人の奉告など、様々な節目のお祝いにあたっての参拝式もお受けしています。詳細につきましては、大谷祖廟事務所までご連絡ください。

大谷祖廟 お取り扱い表

納骨・永代経種別

種別	志納額	読経	お取り扱い
別座 1 等	1,000,000 円以上	別座読経	納骨当日、抹茶接待 春秋彼岸会・盂蘭盆会を含む毎日に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に 30 年間案内状送付
別座 2 等	500,000 円以上		納骨当日、抹茶接待 毎月の命日・春秋彼岸会に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に 20 年間案内状送付
別座 3 等	300,000 円以上		納骨当日、抹茶接待 毎月の命日・春秋彼岸会に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に 10 年間案内状送付
別座 4 等	150,000 円以上		毎月の命日に永代読経。祥月命日に 10 年間案内状送付

種別	志納額		読経	お取り扱い
	通常	容器大/改葬		
1 種	100,000 円以上	120,000 円以上	一座読経	毎月の命日に永代読経 祥月命日に 10 年間案内状送付
2 種	70,000 円以上	90,000 円以上		祥月命日・春秋彼岸会に永代読経
3 種	40,000 円以上	60,000 円以上		春秋彼岸会に永代読経
4 種	20,000 円以上	40,000 円以上		永代経のお取扱いはございません

※ 容器の大きさに応じた納骨志の加算について

高さ 15 cm・直径 9 cm（3 寸壺以下）を超える容器であり、1 種から 4 種で納骨のお申し込みをされる場合は、納骨体数毎に志納額に 2 万円を加算してご志納いただきます。改葬（墓じまい）の場合は、容器の大小問わず、納骨体数毎に志納額に 2 万円を加算してご志納いただきます。

※ 別座 1 等、別座 2 等、別座 3 等は、お電話のみのご予約となります。事前に大谷祖廟事務所までご連絡ください。

※ 「改葬納骨志」について

近年増加する「墓じまい」等に伴って、改葬されたご遺骨の納骨を受付する際に、「法名」・「俗名」等の情報がすべて不明の場合には、「改葬納骨志」20 万円以上のご志納により受付をさせていただきます。「改葬納骨志」でお申し込みの場合は、詳細をお伺いいたしますので、事前に大谷祖廟事務所までご連絡ください。

読経種別

種別	志納額	場所	読経
賀慶殿別座読経	70,000 円以上	賀慶殿	別座読経
茶所別座読経	50,000 円以上	茶所仏間	別座読経
本堂読経	7,000 円以上	本堂	一座読経
茶所読経	5,000 円以上	茶所仏間	一座読経
御廟読経	5,000 円以上	御廟	一座読経
総 経	1,000 円以上	御廟	夕刻に総じて読経

※賀慶殿別座読経はお電話のみの予約となります。

《受付時間》 年中無休

午前の部	午後の部
8 時 45 分～11 時 30 分	12 時 45 分～15 時 30 分

※11 時 30 分から 12 時 45 分まで事務・お取り扱い休止

〈案内時間〉

一座読経		別座読経	
他の申込者と一緒にお参りいただきます		ご親族、関係者のみでお参りいただけます	
午前の部	午後の部	午前の部	午後の部
9 : 20～	13 : 20～	9 : 00～	13 : 00～
9 : 50～	13 : 50～	10 : 20～	15 : 00～
10 : 40～	15 : 30～	11 : 10～	
11 : 30～			

※茶所読経は、受付後、適宜ご案内します。

※別座 15 : 00～については、ご案内できない場合がありますので、大谷祖廟事務所までご連絡ください。

※案内時間の 30 分前を目途に大谷祖廟にて受け付けください。

※所要時間は、案内開始から 20 分～30 分を予定ください。

【注意点】

- ① 納骨されたご遺骨の返還・改葬はできません。
- ② 参拝者専用駐車場について
 - ・入庫可能時間：午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
 - ・出庫可能時間：午後 4 時 30 分まで

※春秋彼岸会、お盆、年末年始並びに土・日・祝日は大変混雑するため、公共交通機関を利用して参拝ください。

※毎年 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで参拝者駐車場は閉鎖しています。

大谷祖廟庫裡使用冥加金表

用途	使用部屋	使用冥加金	備考
仏前結婚式	賀慶殿	150,000 円	挙式会場
	曲水の間		親族控室
	石庭の間		親族控室

(半日：3.5 時間まで)

用途	使用部屋	使用冥加金	備考
法事	賀慶殿	15,000 円	
		30,000 円	お斎を伴う場合
その他	賀慶殿	10,000 円	
	曲水の間	5,000 円	
	石庭の間	5,000 円	
仏前結婚式	参勤部屋①	5,000 円	控室・着付部屋
仏前結婚式	参勤部屋②	5,000 円	控室・着付部屋

用途	使用部屋	使用冥加金	備考
仏前結婚式 (前撮り)	庫裡各部屋	10,000 円	

※使用時間は 9 時～16 時です。使用時間が 3.5 時間を超えた場合、使用冥加金は倍額となります。

※大谷祖廟では仕出し業者の紹介をしておりますが、手配はご自身でお願いいたします。

※仏前結婚式については、別のお申し込みが必要となります。また、会場の見学についても職員がご案内いたしますので、お気軽に大谷祖廟事務所までご連絡ください。

首都圏教化推進本部（東本願寺真宗会館）のご紹介

全国各地から首都圏に転居されるご門徒が年々増加するなか、首都圏教化の総合施設である東本願寺真宗会館（東京都・練馬区）では、郷里を離れ首都圏に住まいするご門徒と郷里のお寺とのご縁をつなぐ取り組みを行っています。



ご縁をつなぐ 首都圏「仏事代行」

首都圏にお住まいのご門徒からの突然の葬儀依頼——。

地理的に遠すぎて対応できず、そのご門徒とのご縁が切れてしまった……そのような経験をされた住職も多いのではないのでしょうか。

また、近年では、郷里の寺院を確認しないまま葬儀社紹介の他派僧侶などによる葬儀を勤められた後、「あらためて真宗大谷派の法事をしてほしい」との相談も多く寄せられるようになりました。

真宗会館では、ご門徒と郷里の寺院・教会とのご縁の継続を願い、郷里の住職に代わって葬儀や法事をお勤めする首都圏「仏事代行」制度を運営しております。ご相談・ご依頼は専用ダイヤルまで。

仏事代行専用ダイヤル

03 - 3996 - 3339

東本願寺真宗会館納骨について

2026年7月1日より、納骨の受入を開始いたしました。郷里の寺院・教会とのご縁の継続の視点から、所属寺のあるご門徒についても、所属寺住職の同意を条件として受入を行っています。なお、所属寺のある門徒の場合、納骨者の法事は原則所属寺住職に執行いただきますが、必要に応じて仏事代行制度をご利用いただくことも可能です。

納骨専用ダイヤル（9時～17時）

03 - 6913 - 2998

首都圏在住門徒のつどい

助成金 1回あたり30,000円

遠く首都圏にお住まいであっても、ご門徒には親鸞聖人のみ教えに触れていただきたいと考えている住職も少なくありません。

「首都圏在住門徒のつどい」とは、真宗会館や首都圏各地の会場にて住職とご門徒がともに集い、仏法にふれていただく機会を真宗会館が支援する取り組みです。1カ寺での開催はもちろんのこと、複数カ寺や組単位でも開催いただけますので、ぜひご検討ください。

なお、真宗会館での開催時には、帰敬式を併せて執行いただくことができます。

東本願寺仏事サポートセンター東京



真宗会館では、首都圏「仏事代行」制度や仏事相談の更なる充実をはかるため、「東本願寺仏事サポートセンター東京」の呼称を用いた相談窓口を運用しています。

広報用パンフレットや携行用インフォメーションカードもございますので、ぜひ首都圏にお住まいの有縁の皆様へのお知らせの際にご活用ください。



詳細はこちらから

④東本願寺真宗会館

⑤仏事サポートセンター東京



財布に入れて携行できる
インフォメーションカード

仏事サポートセンター東京専用ダイヤル（9時～17時）

03 - 6913 - 2273

—— 仏事のトータルサポート ——



仏事代行

首都圏在住のご門徒の「葬儀」「法事」を郷里の寺院にかわってお勤めいたします。



寺院紹介

首都圏に転居されたご門徒のご要望に沿った寺院をご紹介します。



仏事相談

どのような些細なことでもお気軽にご相談ください。真宗会館の僧侶が対応いたします。

終活のご相談

認定資格を有した真宗会館の僧侶が対応します。

新たな復興共済制度のご案内

～共済制度と保険制度（集団扱）で寺院を支える～

第2種共済制度について

第2種共済制度は、「同朋相互扶助の精神」に基づき、災害により被害を受けた寺院・教会の復興を支援する真宗大谷派独自の制度として、多くの被災寺院・教会を支えてきました。

このたび宗派では、その理念を継承しつつ制度の見直しを行うとともに、寺院・教会が任意で活用できる集団扱火災保険（以下「保険制度」という。）を導入し、2028年1月から新たな復興共済制度を開始いたします。以下、その概要と主な改正内容をご紹介します。

制度改定の理由と背景

令和6年能登半島地震に対する復興共済金の給付により、復興共済積立金は大幅に減少し、将来にわたり安定的かつ持続可能な制度運営を行うためには、制度の見直しが必要な状況となりました。また、能登半島地震では、被害査定や給付手続きに多くの時間を要し、共済金の給付までに1年以上を要したことから、大規模災害発生時における査定方法や給付の在り方についても検討が必要となりました。こうした状況を踏まえ、宗派では2025年4月に宗務審議会「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会」を設置し、制度のあり方について慎重かつ多角的な検討を重ねてまいりました。

このたび、宗務審議会からの答申を受けて共済条例等の改正が行われ、2028年1月から新たな復興共済制度を施行することとなりました。

復興共済積立金の状況

能登半島地震により、復興共済積立金が大きく減少しました。



※共済条例により、同一の原因により発生した災害については、共済金の給付額を制限する場合があります。

新制度の主なポイント

①	②	③	④
2026年1月より施行された地震災害への対応を継続	査定区分・給付額・見舞金を見直し	原則写真査定へ移行	保険制度（集団扱）を導入
将来にわたり安定した制度運営を行うため、2026年1月施行の「地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例」の内容を継承し、地震災害に対する給付を引き続き実施します。（最大給付額：基礎加入1,000万円、任意加入、1口あたり500万円）	共済金の査定区分を、これまででの細分化された区分から4区分へ整理し、これに伴い給付額を見直します。また、見舞金の対象範囲を拡大するとともに、給付額を最大20万円へ引き上げます。	被災後の迅速な共済給付を実現するため、査定方法を原則として写真査定に改めます。なお、必要に応じて現地査定を実施します。	第2種共済制度を補完し、寺院・教会が任意で災害への備えを充実できるよう、新たに保険制度（集団扱）を導入します。集团抜割引等の適用により、一般契約に比べて割安な保険料で加入できます。

真宗大谷派専用 保険制度（集団扱）の特徴

比較項目	一般的な火災保険	宗派専用 保険制度（集団扱）
保険料	集団扱による割引なし	集団扱割引5%適用
相談・提案体制	寺院の実態に合わない提案となる場合がある	教区担当代理店が各寺院の実態に寄り添った提案を行う
築古物件対応	加入が難しい場合がある	基本的に引受可能
事故対応	コールセンターとのやり取りで煩雑化することがある	教区担当代理店が直接サポート
継続支援	更新時の対応が中心	必要に応じて保険の見直し相談が可能
予算に応じた設計（保険設計の柔軟性）	予算が不足しがち	予算に応じた設計がしやすい、汎用性が高い
事故時の補償（支払方法）	比例払いになることがある	実損払いを基本とした保険

寺院に寄り添った対応

- 教区担当代理店が継続支援
- 寺院の実情に応じた提案や第2種共済の加入状況に応じた提案

築古物件にも柔軟対応

- 築年数の経過した本堂・庫裡にも対応
- 実態に応じた補償設計

全国118拠点ネットワーク

- 全国の代理店が連携（教区担当代理店）
- 災害時も迅速な対応

宗派・保険会社・代理店が連携し、制度の運営と継続的なサポートを行います

区分	担当	主な役割
保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	保険（集団扱）を提供し、万が一の際には保険金の支払いを行う
主幹事保険代理店	三井住友海上エージェンシー・サービス株式会社	保険相談の窓口（代理店）を各教区に配置し、保険設計・契約・事故時の対応を行う
制度運営支援	ピーエムコンサルティング合同会社	制度運営支援、教区担当代理店との連携支援、宗派・保険会社との制度運営に関する調整を行う

〔発行：真宗大谷派（東本願寺）宗務所 組織部〕

第2種共済制度 従来と新制度の概要比較

項目	従来の第2種共済制度	新制度(2028年～)
査定区分	地震:4区分 火災、その他:18区分 水災:26区分	すべての災害の査定区分を4区分に整理
給付額 (火災・水災・その他)	基礎加入: 本堂最大1,400万円、庫裡最大600万円 任意加入: 1口最大1,000万円、10口で最大1億円	従来の最大給付額のまま4区分に変更
給付額 (地震)	基礎加入: 本堂最大700万円、庫裡最大300万円 任意加入: 1口最大500万円、10口で最大5,000万円	(従来と同額の給付) ※2026年1月施行の臨時措置条例の内容を継承。
見舞金 (火災・水災・その他)	1%未満の被害を対象(最大5万円)	5%未満の被害を対象(最大20万円) 水災の場合は床下浸水が対象(20万円)
査定方法 (共済査定員が査定)	写真査定又は現地査定を行う	原則として写真査定を行う (必要に応じて現地査定を実施)

第2種共済制度の特徴

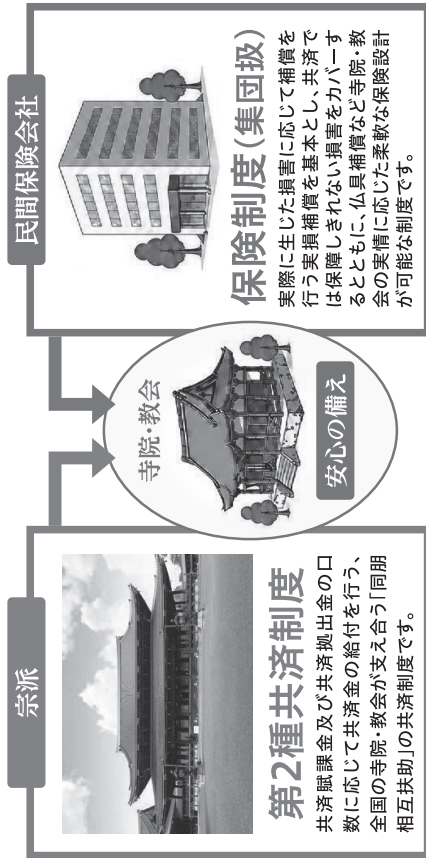
項目	第2種共済の特徴	押さえておきたいポイント
制度の目的	本堂等の災害復興を支援する 宗派独自の共済制度	建物の復旧費用全額を保障する 制度ではない
災害の対象	火災・風水害・地震等のすべての災害に対応	すべての災害が共済金の給付対象
専門家による 査定	宗派が契約する信用ある保険会社 または鑑定事務所が派遣する専門家の 「共済査定員」が査定	共済査定員は、一級建築士 もしくは損害保険登録鑑定人
対象建物	基礎加入:本堂、庫裡 任意加入:本堂、庫裡、書院、客殿、集会所、 その他宗務総長が認めた付属建物等	任意加入は合計10口まで加入できる
給付額	基礎:本堂最大1,400万円、庫裡最大600万円 任意:1口最大1,000万円、10口で最大1億円	修理費用と給付額に 差額が生じる場合がある
給付額(地震)	基礎:本堂最大700万円、庫裡最大300万円 任意:1口最大500万円、10口で最大5,000万円	民間保険と同様、 給付額には上限がある
大規模災害への 対応	同朋相互扶助の精神に基づき 被災寺院を支援	被災規模によっては 給付額が制限される場合がある

第2種共済制度は同朋相互扶助の精神に基づく復興支援制度です。それに対し、保険制度(集団扱)は、第2種共済制度とあわせて活用することで、寺院・教会の災害への備えや補償をより充実させるための任意加入制度です。

保険制度(集団扱)について

災害への備えとして、第2種共済制度による復興支援を基盤としながら、より幅広い備えの選択肢をご提供するため、「第2種共済制度」と「保険制度(集団扱)」が補完し合う体制を整備します。これにより、地震災害から日常的な事故、火災・水災まで、寺院・教会を支える重層的な安心の仕組みを目指します。

※保険制度の加入にあたり、第2種共済制度の加入促進を図る観点から、基礎加入及び任意加入1口以上を条件とします。



両制度の組み合わせで
災害への備えを充実

第2種共済制度の手厚い復興支援と、保険制度(集団扱)の幅広い補償を組み合わせることで、大規模災害から身近な事故まで、寺院・教会を総合的に支える制度を実現します。



教区における事前説明会について

本制度の趣旨や内容について理解を深めていただくことを目的に、全教区において事前説明会を開催いたします。

第2種共済制度への理解促進

制度の目的や内容を説明し、共済制度への理解を深めます。

災害への備えの充実

第2種共済制度や保険制度(集団扱)の活用により、寺院・教会に応じた備えの充実につながります。

保険制度の理解促進

制度の特徴や活用方法を理解し、それぞれの実情に応じた備えを検討できます。

制度改正への円滑な移行

2028年からの新制度への理解を深め、円滑な制度移行につながります。

寺院・教会の実情に応じた備えの検討

建物や運営状況に応じた備えを考えるきっかけとなります。

寺院・教会に適した保険設計・保険料の見直し

現在の補償内容や保険料を確認し、寺院・教会の実情に応じた適切な備えを検討する機会となります。

※事前説明会の詳細については、各教区からお知らせいたします。

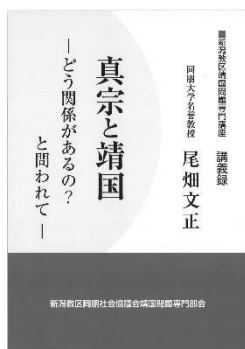
新潟教区（旧三条教区・旧高田教区を含む）出版物のご紹介

入手・ご購入につきましては新潟教務所までお気軽にお問い合わせください。

お受け取りは新潟教務所にお越しいただくか、お振込みによる郵送も承っております。

（送料自己負担、振込手数料は新潟教区負担）となります。

◆ 2024年度に発行された新刊書籍



靖国問題専門講座 講義録

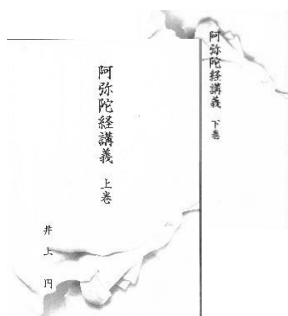
真宗と靖国 -どう関係があるの？と問われて-

2023 年 12 月に三条別院旧御堂を会場に開催された靖国問題専門講座
（同朋社会協議会靖国問題専門部会）における講義録。

講述：尾畑文正氏（同朋大学名誉教授）

頒布価格：500 円

◆ これまで発行された書籍



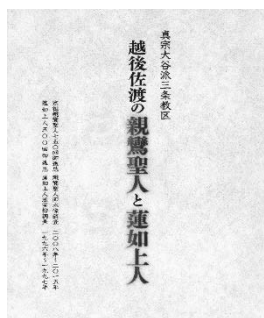
旧高田教区真宗教化研鑽室聞思学場（第 4 期）専任講師講義録

阿弥陀経講義（上巻・下巻セット）

旧高田教区真宗教化研鑽室「聞思学場」（第 4 期）での、井上円専任講師
の講義をまとめ、加筆・修正したものです。

講述：井上 円氏（高田第 13 組浄泉寺）

頒布価格：4,000 円 ※セット販売のみ



旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念

越後佐渡の親鸞聖人と蓮如上人

三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念事業の一環として、親鸞聖人・
蓮如上人に関する法宝物調査が実施されました。

本書は主に旧三条教区内の法宝物が掲載されております。

頒布価格：1,000 円



旧三条教区第 22 組同朋の会推進講座 講義録

赤本講座

第 22 組では、2018 年に大久保 州氏（佐渡組 廣永寺）をご講師としてお迎え
し、「赤本講座」という名称で同朋の会推進講座を開講いたしました。

本書には、「赤本講座」の前期教習における全 5 回の講義、後期教習中の全
3 回の講義が収録されております。

頒布価格：500 円

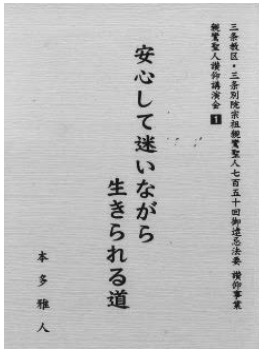


旧三条教区教化委員会 推進員研修会部門出版

復刻版 明治の両堂再建とそれを支えた越後の人々に学ぶ

三条教区宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃事業の一環として、平成の両堂大修復に際して、門徒向けに募財をお願いするだけに留まらず明治の両堂再建に込められた越後の念仏者の願いに触れてもらうため、『明治の両堂再建とそれを支えた越後の人々に学ぶ』（2004 年発行）を復刻したものです。

頒布価格：200 円



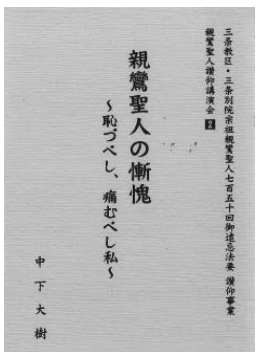
旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会① 安心して迷いながら生きられる道（品切れ）

講述：本多雅人氏（東京教区蓮光寺）

頒布価格：200 円

※購入をご希望の方は親鸞聖人讃仰講演会（①～⑥セット）を購入ください。

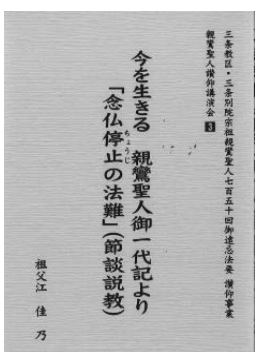


旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会② 親鸞の慚愧 ~恥づべし、痛むべし私~

講述：中下大樹氏（第 10 組祐光寺）

頒布価格：200 円

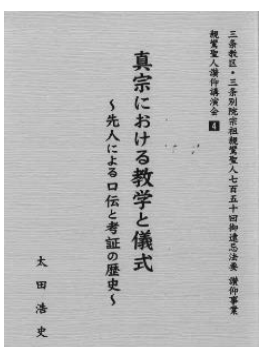


旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会③ 念仏停止の法難（節談説教）

講述：祖父江佳乃氏（名古屋教区有隣寺）

頒布価格：200 円



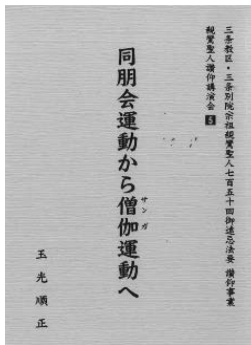
旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会④ 真宗における教学と儀式

～先人による口伝と考証の歴史～

講述：太田浩史氏（富山教区大福寺）

頒布価格：200 円

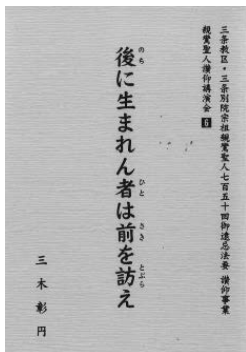


旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会⑤ 同朋会運動から僧伽運動へ

講述：玉光順正氏（山陽教区光明寺）

頒布価格：200 円

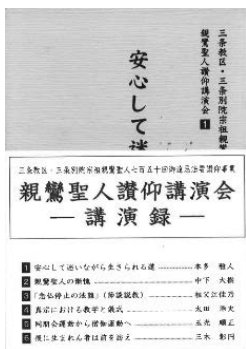


旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会⑥ のちに生まれん者は前を訪え

講述：三木彰円氏（大谷大学教授）

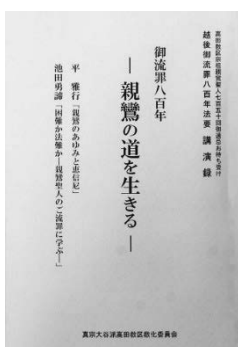
頒布価格：200 円



旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会 ①～⑥セット

頒布価格：1,000 円

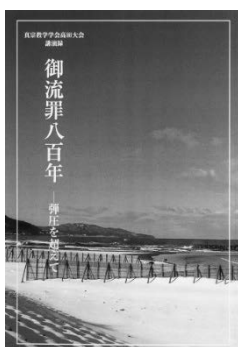


旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌お待ち受け・越後御流罪八百年法要 講義録

御流罪八百年 親鸞の道を生きる

公開講演：平雅行氏（大阪大学教授）及び記念講演：池田勇諦氏（同朋大学名誉教授）の2つの講演が一冊にまとめられています。

頒布価格：500 円

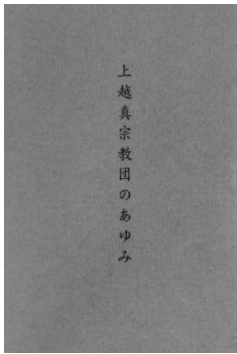


真宗教学学会高田大会 講演録

御流罪八百年 弾圧を超えて

2007 年に御流罪八百年をお迎えした折に、旧高田教区で行われた真宗教学学会高田大会での記念講演録です。

頒布価格：500 円

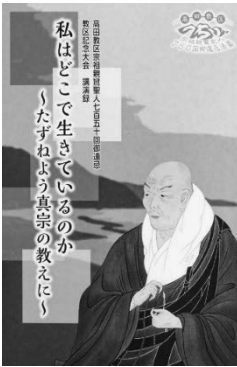


旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念

上越真宗教団のあゆみ

御遠忌記念事業として、昭和 45 年に発行されたものを基にした復刻版です。

頒布価格：500 円

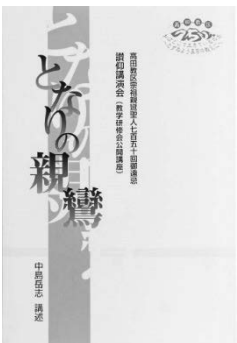


旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 教区記念大会 講演録

私はどこで生きているのか ～たずねよう真宗の教えに～

一楽真氏（大谷大学教授）

頒布価格：300 円



旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 讃仰講演会（数学研修会公開講座）講演録

となりの親鸞

講述：中島岳志氏（東京工業大学教授）

頒布価格：400 円

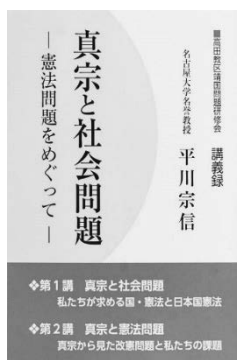


2012 年度 旧高田教区同朋大会・第 7 組御遠忌お待ち受け大会 講演録

教区同朋大会・第 7 組お待ち受け大会講演録

講述：四衢亮氏（岐阜高山教区不遠寺）

頒布価格：1,000 円



旧高田教区靖国問題研究班 講演録

真宗と社会問題 ～私たちが求める国・憲法と日本国憲法～

講述：平川宗信氏（名古屋大学名誉教授・中京大学名誉教授）

頒布価格：500 円

◆ その他 書籍に関するお知らせ

東本願寺出版発行の書籍についても、新潟教務所までお気軽にお問い合わせください。

東本願寺出版の公式 HP から注文が可能です。新刊書の情報なども随時更新されております。

教務所に在庫がない場合は、本山への直接注文の方が早くお手元にお届けが可能です。

是非、ご利用ください。

○ 東本願寺出版 公式ホームページ

➡ <https://books.higashihonganji.or.jp/>



○ 東本願寺出版 公式Instagram

➡ https://www.instagram.com/higashihonganji_bookstore/?hl=ja



※QRコードの読み込みは、カメラアプリ推奨

【宗務所におけるWEBサイト等一覧】

名 称	目 的	内 容	QRコード
東本願寺公式ホームページ※英語版含む	宗門の公式情報を発信し、参拝・法要・宗務情報への入口とする。	法要案内、宗門ニュース、施設案内、各種手続き情報	
同朋会館ホームページ	同朋会館での生活・聞法体験の魅力を伝え、参加を促す。	お知らせ、真宗本願奉仕・縁の紹介及び申込受付、施設の紹介・利用	
東本願寺オンライン	仏教・真宗の教えを学んでいただけるよう発行した書籍を広報し、購入の場を提供する。 御本尊のある生活を進めるため、授与物（御本尊・脇掛・蔵版）に関する情報を	東本願寺出版発行書籍の購入、門徒用授与物及び蔵版の申込	
真宗聖典検索サイト	僧侶・門徒が共に慶讃事業を機縁に聖教の学びを深めていく一助になることを願いとする。	東本願寺出版発行の『真宗聖典』（第二版・初版）に収載されている聖教の本文の閲覧・検索	
浄土真宗ドットインフォ	教えにふれる機縁となるよう、宗門内外へ教化情報を発信する。	浄土真宗解説、社会課題、法要解説、教化事例、動画・音声コンテンツ	

名 称	目 的	内 容	QR コード
寺院活性化支援室 WEB サイト	寺院の教化活動の支援や教化を支える運営に関する情報を提供する。	支援事業の内容、セミナー等参加募集、教材・ツール公開、問い合わせフォーム	
解放運動推進本部ホームページ	解放運動推進本部の取り組みに関する情報発信。	課題ごとの活動紹介、研修会の案内、発行物紹介	
青少年センターホームページ	青少年教化の情報発信。	お知らせ、活動報告、青少年教化教材の紹介・データ公開、若者教化、帰敬式受式奨励、カルト問題	
教学研究所ホームページ	教学研究所の取り組みに関する情報発信。	講演・講座案内、「教研通信」欄にて「テーマ連載」・「響—ECHO—」（フリー随想）掲載、各種報告、発行物紹介、月刊聞法誌『ともしび』公開	
あいあう net	女性室の取り組みを紹介し、男女両性で形づくる教団をめざす。	女性室の事業予定・開催報告、広報誌『あいあう』の閲覧、『あいあうカルタ』等の学習素材の提供	
真宗会館ホームページ	親鸞の教えにふれる機縁を提供し、都市生活者に開かれた聞法・交流の場としての役割を伝えるとともに、仏事・寺院との接点を創出する。	法話会・講座・年中行事の案内、浄土真宗の教えに関する解説・コラム、仏事案内・Q&A、施設利用案内、各種お知らせ	

名 称	目 的	内 容	QRコード
親鸞仏教センターウェブサイト	親鸞仏教センターの取り組みを周知する。	公開講座の開催案内、アーカイブ動画配信、研究員コラム、刊行物の紹介ならびに購入、研究員の活動情報	
しんらん交流館メールマガジン	継続的な情報提供により関係性を維持し、聞法・参拝への関心を深める。	毎月第2・第4土曜日の朝に文章による法話や各種ご案内を配信しているほか、毎月1日に『同朋新聞』最新号の電子版を配信。	

【各種 SNS 一覧】

即時性のある情報発信により、接点拡大を図る。(行事告知、日常風景、法話抜粋、記事・動画への誘導コンテンツ)

名 称	Facebook	Instagram	YouTube	X	LINE
東本願寺公式		—			—
しんらん交流館				—	—
同朋会館		—	—	—	—

名 称	Facebook	Instagram	YouTube	X	LINE
青少年センター		—		—	—
東本願寺出版					
大谷祖廟	—		—	—	—
渉成園	—		—	—	—
親鸞仏教センター		—	—		—
真宗会館					—

10. 別院からのお知らせ

高田別院からのご案内（2026年度）

平素より高田別院の護持運営にご理解並びにご尽力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度別院では2018年に厳修された高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を経て、新たな50年に向け各教化事業や御影巡回法座を中心とした法義の相続、また報恩講や春の法要を中心とした法要儀式の伝達に努めてまいります。ご協力賜りますようお願い申し上げます。

（1）別院休館日のお知らせ

土日祝日は休館しています。各種お問い合わせ等の電話連絡も平日（8:45～17:15）にお願いいたします。

＊諸法要（報恩講等）の予定日や、盆や正月のほか諸行事（御命日のつどい等）・事前に予約を受けた納骨・貸館などの予定時間は土日祝日でも開館します

（2）2026年度寺院冥加金並びに護持金のご依頼

寺院冥加金は1ヵ寺10,000円、護持金はお門徒1戸あたり1,000円のご依頼を申し上げます。何卒、別院護持にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2025年度（昨年度）より護持金の算定基準は、「新教区発足に向けた門徒戸数調査」の指数（2022年実施：新潟教区への届出指数）が使用されています。

（3）報恩講（おたや）のご案内

▽日程について

10月8日（木）午後～11日（日）

▽参拝について

一般参拝・団体参拝ともに受け入れします ＊お斎の用意もあります

納骨堂での読経の受け付けもします ＊時間等の制限あり

▽出仕について

一般出仕を受け入れします ＊参勤御依頼日は下表

▽法話講師

8日：土屋有為子氏 9・10日：比後孝氏・内山真明氏

▽公開講演会 11日：結柴依子氏（東北教区浄専寺）

▽御伝鈔拝読 9日夕方

▽帰敬式 10日午後（結願逮夜後）

▽鍵役御参修法要 10日結願逮夜・11日結願日中

▽おたや実行委員会による催し 11日終日

▽その他 得度式受式者の集い・子ども報恩講

高田大谷保育園報恩講・園児による絵画展など

各組参勤御依頼日



〔結願日中 11日〕

	10月8日（木）	9日（金）	10日（土）	11日（日）
7時		初晨朝 第6組	中晨朝 第6組	結願晨朝 第6組
10時		初日中（入楽） 第3組 第4組	中日中（入楽） 第8組 高田13組	結願日中（入楽） （御参修） 全組
13時半	初逮夜（入楽） 第1組 高田12組	中逮夜（入楽） 第2組・第5組 高田11組	結願逮夜（入楽） （御参修） 全組	

(4) 納骨墓の改築について



改築した納骨墓（左）



納骨礼拝堂（右）

これまでの納骨墓は建築後90年近くが経過し、風雪による老朽化が進んでいましたので、院議会他諸機関での協議の結果、2023年10月中旬から2024年4月初旬にかけて全面改築（＊石作りの納骨墓のみで木造の納骨礼拝堂は除く）を行い、新しい納骨墓が完成しました。高田別院とのご縁を結んでいただくべく、分骨納骨を奨励しておりますので、ご門徒の方々にぜひご案内ください。

(5) 大門等の国指定登録有形文化財認定について

2017年に高田別院宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念事業として大門等の御修復が完了しました。1827（文政10）年に棟梁竹澤志摩則行によって造営された大門は、総檼造りで文化文政期の華やいだ彫刻が施されています。造営後約200年を経過したため、御修復工事を行いました。

また、2015年3月14日付けで国の文化審議会答申により別院本堂・大門及び築地塀・鐘楼の4件が国の登録有形文化財に認定されております。



御修復の完了した大門



大門内部の棟札

(6) 別院各講座のご案内

高田別院親鸞教室

▽『和讃』に学ぶ（先住上人ご命日法話）

毎月12日 午後1時30分より ＊1・2・8月は勤行のみ

講師：大西真志氏（第1組光徳寺所属）

テキスト：『増補真宗大谷派勤行集』（東本願寺出版）

▽親鸞聖人ご命日法話

毎月27日 午後1時30分より ＊1・2月は勤行のみ

講師：年間行事予定表をご覧ください

▽高田別院俳句の会（仏法との出遇い）

毎月20日 午後1時30分より ＊日の変更あり

優秀作品は『高田別院だより』・ホームページに掲載



『和讃』に学ぶ



(7)「乗如上人墨衣の御影」巡回法座について

「墨衣の御影」（本願寺第19世乗如上人）は、本願寺第20世達如上人より、特別の意味をもって頸城郡ご門徒へ享和元年（1801年）3月22日に授与いただき、別院にて所蔵しています。

天明の大火（1788年）により、本願寺は両堂を焼失しましたが、翌年には御影堂の再建がはじまり、頸城郡のご門徒は10余年の間、郷里を離れて再建のお手伝いをし、阿弥陀堂並びに大門も落成いたしました。その間、ご門徒の宿泊所（後の詰所）

へ乗如上人は墨衣姿で出向かれ、毎日お講が開かれました。そのときの姿をお写したのが「墨衣の御影」であり、帰郷後も法義を相続し、本廟を護持されるよう願われたことです。各寺院の同朋会での兼修など多くの会所で開催いただきますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。



(8) 別院納骨について

真宗門徒である私たちは、大谷祖廟または本山へ納骨し手を合わせることを通して、親鸞聖人と出会い、自らのいのちの中に浄土に還り俱に一处に会う世界（俱会一处）を見だしていくことが願われているのです。大谷祖廟や本山への納骨の他に高田別院でも納骨を受け付けております。ぜひ別院納骨をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、別院納骨をいただいた皆様には「春の法要」・「報恩講」で勤まります納骨者追弔法要のご案内を送付させていただきます。

▽納骨志納金 1体（頂骨等お骨の一部） 30,000円以上（御明料志含む）

*大谷祖廟への分骨をご希望の方は別途志納金が必要です

▽納骨申込み 納骨台帳を作成しておりますので法名・ご命日・住所・氏名等をお知らせください

(9) 別院墓地申込みについて

▽墓地設置冥加金

墓地区画	区画数	1区画墓地設置冥加金
4.5尺（135cm）×4.5尺	約190	300,000円
6尺（180cm）×6尺	約160	500,000円

▽墓地管理費 年間5,000円

設置いただけます方は、浄土真宗のご門徒に限られ、お手次ぎ寺院の了承が必要です

(10)『高田別院だより』について

毎年2回、3・9月に発行しています『高田別院だより』は、崇敬内の全ご門徒分を印刷し、お手次寺院を通じてお配りいただいています。ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(11) ホームページについて

高田別院 アドレス

<http://www.takada-betsuin.jp>

高田大谷保育園 アドレス

<https://www.takada-oh.jp>

「高田別院」もしくは「高田大谷保育園」で検索 



高田別院行事予定表（2026年8月～2027年3月）

2026 8月	5日	午前6時30分	暁天講座 講師：高山謙栄氏（8組浄音寺）
	6日	午前6時30分	不戦平和の誓いの鐘 講師：金子光洋氏（6組最賢寺）
	12日	午後1時30分	ご命日法要（勤行のみ）
	13日～15日		盂蘭盆会
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：小島英子氏（7組速念寺）
9月	上旬		『高田別院だより』第53号発刊予定
	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『和讃』に学ぶ」大西真志氏（1組光徳寺）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	23日	午前7時	秋季彼岸会法要
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：金胎芳子氏（高田13組稱念寺）
10月	上旬		奉仕研修
	8日～11日		「報恩講」（おたや）
	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『和讃』に学ぶ」大西真志氏（1組光徳寺）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：横田力氏（高田12組善徳寺）
11月	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『和讃』に学ぶ」大西真志氏（1組光徳寺）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：黒坂克己氏（1組寶光寺）
12月	3日	午後1時30分	公開講座
	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『和讃』に学ぶ」大西真志氏（1組光徳寺）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：選定中
	31日	午後11時30分	歳末昏時・除夜の鐘
2027 1月	1日	午前0時30分	修正会
	2・3日	午前7時30分	修正会
	12日	午後1時30分	先住上人ご命日法要（勤行のみ）
	27日	午後1時30分	親鸞聖人ご命日法要（勤行のみ）
2月	12日	午後1時30分	ご命日法要（勤行のみ）
	27日	午後1時30分	ご命日法要（勤行のみ）
3月	上旬		『高田別院だより』第54号発刊
	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『和讃』に学ぶ」大西真志氏（1組光徳寺）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	21日	午前7時30分	春季彼岸会法要
	27日	午後1時30分	ご命日法要（御影巡回） 講師：別院列座

○毎月12日、27日のご命日法要にご出仕いただくことができます。

午後1時30分始経です。ご出仕いただける方は前日までに別院へお知らせください。

▽装束：黒衣（直綴）・五条袈裟

▽法要次第：正信偈（草四句目下）・念仏讃洵三

和讃 12日：弥陀成仏ノコノカタハ 次第六首

27日：弥陀大悲ノ誓願ヲ 次第六首

回向（願以此功德）・御文

高田別院役職者名簿（敬称略）

▽責任役員 任期：2029年7月9日

・楠田昌樹	第3組西性寺	・小林 強	第2組善正寺門徒
・津島勇彰	第6組願清寺	・久保田幸正	第5組聴信寺門徒

▽監事 任期：2029年7月9日

・渡邊闌壽	第1組勝蓮寺	・青木雄司	第8組蓮休寺門徒
-------	--------	-------	----------

▽院議会議員

1号議員（組長議員）任期：2029年3月31日

・水嶋 聡	第1組光徳寺
・上谷了淳	第2組陽巖寺
・老野生信	第3組安専寺
・荒梅法雄	第4組常見寺
・横山英一	第5組寶善寺
・山崎祐幸	第6組明善寺
・高山謙栄	第8組淨音寺
・大滝法円	高田11組圓重寺
・静間広信	高田12組性徳寺
・藤原 圭	高田13組了蓮寺

2号議員（教区会議員）任期：2029年4月23日

・藤島 直	第1組圓照寺
・土屋有爲子	第5組蓮光寺
・豊島 信	第6組西光寺
・大館崇雄	第8組正福寺
・矢嶋一樹	高田12組福正寺

3号議員（教区門徒会選出議員）任期：2027年3月31日

・甲村 聡	第1組圓照寺門徒
・藤田 清	第2組唯心寺門徒
・長崎信子	第3組本廣寺門徒
・中里雅之	第4組西勝寺門徒
・石田恵三子	第5組光源寺門徒
・川崎幹彦	第6組得願寺門徒
・川崎正秀	第8組善巧寺門徒
・松野一治	高田11組光圓寺門徒
・横田哲治	高田12組西忍寺門徒
・木澤和男	高田13組本敬寺門徒

3号議員（組門徒会選出議員）任期：2027年3月9日

・太田茂機	第1組勝蓮寺門徒
・松澤一久	第2組通託寺門徒
・渡辺和夫	第3組明了寺門徒
・荒井保夫	第4組常見寺門徒
・長谷川勝彦	第5組善正寺門徒
・竹内恵市	第6組照行寺門徒
・石川 登	第8組等覺寺門徒
・保坂邦夫	高田11組敬覺寺門徒
・金子敏美	高田12組善徳寺門徒
・平野敏一	高田13組信光寺門徒

4号議員（輪番選定議員）任期：2029年7月9日

・丸田 博	高田別院門徒	・北條頼宗	第6組照行寺 院議会議長
-------	--------	-------	--------------

▽高田別院列座

・石黒恵史	第6組養福寺	・比護秀美	第2組東浄法寺
・滋野康賢	第6組善念寺	・高橋良暁	第3組正光寺
・直江証成	第5組林覺寺	・古川達也	第6組蓮受寺

▽高田別院職員

輪 番	藤懿信磨（ふじいのおまる）	列座兼書記	八島崇成（やしまたかなり）
副 輪 番	江口兼弥（えぐちけんや）	事 務 員	近藤幸子（こんどうさちこ）
会 計	千名琢爾（せんなたくじ）		

新井別院からのご案内（2026年度）

平素より新井別院の護持運営にご理解並びにご尽力を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今年度も報徳会・納骨堂法要、報恩講、墨衣御影巡教などを中心とした声明儀式の伝達、聞法道場としての活動に努めてまいります。ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(1) 報恩講（おたや）について

2026年度報恩講は、11月1日（日）初逮夜より4日（水）結願日中までの三昼夜法要のお勤めです。皆様お誘い合わせの上、ご参拝くださいますようお願い申し上げます。

なお、団体参拝と御斎をご希望の方は、事前に別院へお申し込みください。

- 2日：御伝鈔拝読・全戦没者追弔法要
- 3日：庭儀（稚児行列）・子ども報恩講・恵信尼公法要
- 4日：納骨者追弔法要
- その他　ときわこども園園児の絵画展・参拝、大根煮御振舞（予定）、新井ばやし保存会太鼓演奏（予定）など



(2) 墨衣の御影巡教について

「墨衣の御影」（本願寺第19世乗如上人の墨衣姿の御影）は、本願寺第20世達如上人より、天明8年（1788年）京都に起った火災で本山が類焼した折、十余ヶ年の間再建の御奉仕をされた頸城の御門徒が帰国に際して賜ったものです。現在、その墨衣の御影は新井別院でお預かりして、年一度、頸南全域を巡回しております。墨衣の御影は、その折奉仕を同じくされた全国の御門徒へそれぞれ賜ったものですが、現在確認されているものは僅かとなっております。

各寺院の研修会・同朋会での兼修など、多くの会所で開催することができますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

(3) 報徳会・納骨堂法要について

新井別院『報徳会・納骨堂法要』について、教区内僧侶におかれましてはどなたでも出仕できますので、ぜひ出仕くださいますようお願いいたします。

報徳会・納骨堂法要

- ① 日 時 毎年6月24日 午後1時30分
- ② 場 所 新井別院本堂
- ③ 装 束 裳附・五条
- ④ 和 讃 十方微塵 添 万行ノ

(4) 別院納骨について

真宗門徒である私たちは、大谷祖廟または本山へ納骨し、手を合わせることを通して、親鸞聖人と出遇いを、自らのいのちの中に浄土に還り、俱に一处に会う世界（俱会一处）を見いだしていくことが願われております。大谷祖廟や本山への納骨の他に、新井別院でも納骨を受け付けております。ぜひ新井別院へ納骨くださいますようお願い申し上げます。

なお、別院納骨をいただいた皆様には「報徳会」「報恩講」で勤まります納骨者追弔法要のご案内を送付させていただいております。

▽納骨志納金 1体（頂骨等お骨の一部）20,000円以上（御明料志含む）

※大谷祖廟への分骨をご希望の方は別途20,000円以上の志納金が必要です。

▽納骨申し込み 納骨台帳を作成いたしております。法名・ご命日・住所・氏名等をお知らせください。

(5) 別院墓地申し込みについて

▽墓地設置冥加金

墓地区画並びに設置冥加金は下記のとおりです。

区分	墓地設置冥加金
135cm（4.5尺）×135cm	300,000円
180cm（6尺）×180cm	500,000円
210cm（7尺）×210cm	700,000円

▽墓地志納金（管理費） 年間3,000円

設置いただけます方は、浄土真宗のご門徒に限られ、お手次ぎ寺院の了承が必要です。

(6) 別院清掃奉仕研修について

4月・7月・10月・12月の年4回、20日前後の平日に開催しております。

受付開始：午前8時半より

開会式・勤行：午前9時

法話：午前10時半頃

御齋：午前11時半頃

内容：清掃・法話・御齋

持ち物：念珠・勤行本・軍手等の清掃用具・推進員手帳

※他に御寺院・同朋会等の別院奉仕もお待ちしております。

(7) 『新井御坊』（新井別院新聞）について

毎年2回、9月と2月に発行しております『新井御坊』は、崇敬内のお手次寺院や世話方様を通じてお配りいただいております。ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

新井別院行事予定表（2026年8月～2027年6月）

2026年 8 月	13日～15日 13日	盂蘭盆会 墓地管理費受付
9 月	1 日	新井御坊（第79号）発行予定
10月	20日	10月期別院清掃奉仕研修会
11月	1 日 2 日 3 日 4 日	報恩講 報恩講園児参拝 全戦没者・物故功労者追悼法要 庭儀（会所勤行） 恵信尼公法要 納骨者追弔法要
12月	21日 31日	12月期別院清掃奉仕研修会 歳末昏時
2027年 2 月	上旬 2 月～ 4 月	新井御坊（第80号）発行予定 墨衣御影巡教
6 月	24日	報徳会・納骨堂法要

新井別院役職者名簿（敬称略） 2026年7月1日現在

▽責任役員 任期：2026年7月1日～2029年6月30日					
・桃井正尊	西蓮寺		・尾崎秀行	極生寺	
・横尾幸秀	極生寺門徒		・小林一彦	本龍寺門徒	
▽常議員 任期：2026年7月1日～2029年6月30日					
・渡邊 唯	正善寺	1号（組長・副組長）	・浅山 景	勝福寺	1号（組長・副組長）
・舟見玲子	敬覚寺	2号（教区選出）	・阿部利秀	極生寺門徒	3号（組門徒・会長）
・宮本俊英	正念寺門徒	3号（組門徒・副会長）	・古川照子	光源寺門徒	3号（組門徒）
・関 英隆	浄善寺	4号	・堀河知行	専念寺	4号
・島田鉄男	聞称寺門徒	4号（順番長）			
▽監事 任期：2026年7月1日～2029年6月30日					
・池永善成	勝楽寺		・藤井正巳	極生寺門徒	
▽院議会議員					
1号議員（組長議員） 任期：2026年7月1日～2029年6月30日			2号議員（教区会議員） 任期：2026年7月1日～2029年6月30日		
・渡邊 唯	正善寺		・舟見玲子	敬覚寺	
・浅山 景	勝福寺		・竹田 証	本龍寺	
3号議員（教区門徒会選出議員）任期：2026年7月1日～2029年6月30日					
・阿部利秀	極生寺門徒		・金子玲子	極生寺門徒	
・宮本俊英	正念寺門徒		・古川照子	光源寺門徒	
・手塚昭三	慈雲寺門徒		・梨本一好	本龍寺門徒	
・森田浩栄	圓常寺門徒		・小林悦子	正教寺門徒	
4号議員（輪番選定議員）任期：2026年7月1日～2029年6月30日					
・関 英隆	浄善寺		・中戸義文	浄嚴寺	
・堀河知行	専念寺		・近藤 徹	教蓮寺	
・平出文勇	願生寺		・佐藤栄一	願楽寺門徒	
・渡辺和磨	覚願寺		・島田鉄男	聞称寺門徒（順番長）	
・水野 宏	靈山寺		・安原 武	浄善寺門徒	
・小島英子	速念寺		・岡田和則	西蓮寺門徒	
・宮川貞紀	廣建寺		・丸山貞作	敬覚寺門徒	
・水野義隆	聞称寺		・間島治美	専念寺門徒	
・宮尾 慈	正教寺		・楡井義明	願生寺門徒	
▽新井別院列座					
・岡寺広明	良明寺		・古見 豊	照光寺	
・宇野 均	願勝寺		・桃井肖章	西蓮寺	
・水野正貴	聞称寺		・関 隆徳	浄善寺	
・堀河如信	専念寺		・親跡宗徳	西谷寺	
・羽賀浩明	願楽寺				
▽新井別院職員					
輪 番	藤懿信磨	（ふじいのぶまろ）			
副 輪 番	江口兼弥	（えぐちけんや）			
会計兼常勤列座	古見太郎	（ふるみたろう）			
職 員	田中ひろみ	（たなかひろみ）			

三条別院からのご案内（2026 年度）

【事務連絡】

○ 別院維持費御依頼について

・ 2025 年度

- ・ 御依頼額：41,986,410 円
- ・ 収納額：41,590,150 円（収納率 99.0%）
- ・ 過年度分収納額：2,173,160 円

お納めいただき、有難うございました。

・ 2026 年度

- ・ 御依頼額：41,578,360 円

今年度の三条別院維持金につきましては、上記金額を崇敬区内御寺院に御依頼申し上げます。

2024 年度より、老朽化の進んでいた塀垣を中心に、大規模修復が必要な箇所をまとめ、責任役員会・常議員会・院議会で相談させていただき、修繕をすすめているところです。

2025 年度には、塀垣工事が完了し、教区同朋会館 2 階研修室のエアコンも新調いたしました。引き続き、大規模修復が必要な箇所について諸会議で精査し、着工していく予定です。

次頁の修繕がある程度終了しましたら、以降は一昨年度からの増額分については営繕積立金に回付させていただく予定です。

御依頼額について、下記の①、②を合算した額となっております。今年度も御納金賜りますようお願い申し上げます。

御依頼基準

① 門徒戸数 1 戸あたり 600 円

（門徒戸数 10 戸以下の寺院は一律 6,000 円）

② 旧三条教区の教区費に含めて御依頼していた額分として 7,272,000 円

2022 年度増額した旧教区費に該当する 10,000,000 円から、
教区からの会館光熱水費負担約 2,000,000 円、会館維持負担金 728,000 円を差し引いた 7,272,000 円（光熱水費の増減はあるものの、2023 年度から同額）を、新潟教区費の御依頼割当基準にて御依頼。

※第 1 回教区門徒戸数調査の結果を準用（崇敬寺院分）。

昨年度までの主な補修箇所	内 容
境内地塀垣(完了)	老朽化に加え地震により歪みとひび割れが大きくなっているため、建替え工事(2024 年度・工事費用の一部を 2025 年度支払い)
本堂音響設備更新 (アンプ・マイク以外完了)	老朽化した本堂スピーカー・ミキサー等の機器一部交換(2025 年度)
2 階研修室エアコン修繕 (完了)	天井内蔵式エアコンが故障。広い部屋に対応したハイパワータイプのルームエアコンを 3 台新調(2025 年度)
今年度以降の補修必要箇所	内 容
旧御堂・書院トタン屋根	2014 年の御修復の際に予算の都合上修復できなかったトタン屋根が、老朽化で腐食し穴が空き始めているので修繕と交換が必要(2026 年度は緊急度の高い一部修復)
コンデンサ交換工事	法律により PCB 含有製品の交換分析を 2027 年 4 月までに行わなければならない
消雪ポンプ入替工事	境内地駐車場の消雪ポンプが故障したため
本堂照明	昨年、外陣・参詣席の LED が三カ所切れて交換をした。本堂 LED の寿命として、残りも随時切れていく可能性が高いため交換が必要
中庭の松巨木伐採	中庭にある松の巨木が旧御堂に寄りかかるように伸びているため、倒木の際に旧御堂に大きな損害を与える可能性が高いため伐採(2027 年度以降予定)
境内地周辺塀修繕	地震や長年の経年劣化によるひび割れの修繕(2027 年度以降予定)

【行事案内】

【秋彼岸会・朝の人生講座】

- 期日：9 月 24 日（木）～26 日（土）
 - 6：00 晨朝
 - 6：30 人生講座（約 60 分）
 - 逮夜法要 13：30 より
 - 日中法要 10：00 より
- 講師：
 - 人生講座：今泉 温資 氏（往生人舎主宰）、梅澤 未有 氏（第 1 組光照寺）、新田 顕光 氏（第 17 組光照寺）
 - 彼岸会： 花園 一実 氏（東京教区第 1 組圓照寺）、武樋 隆如 氏（第 14 組蓮光寺）
- テーマ・特記事項：

人生講座は「私にとって大切なもの」、彼岸会は東京教区で活躍する花園さんから話させていただきます。

【三条別院お取り越し報恩講について】

「親鸞さんにあおう」のテーマを掲げてきたお取り越し報恩講。本年は慶讃特別事業 桂春蝶師匠の落語「鏡の中の親鸞」があります。各組団参加助成金も昨年から増加しました。ぜひお参りください。

○ 期日

- 11月5日（木）～8日（日）
5日 11:00 お待ち受け音楽法要を厳修
- 帰敬式：6日・7日の日中法要後に鍵役より執行予定

○ 御懇志・参拝のお願い

- 報恩講懇志（寺院懇志：1口 8,000円、門徒懇志：5,000円をめやす）を年度初めの御依頼状に同封しております。ご協力よろしくお願いいたします。

○ 各組団体参拝バスの助成

- 報恩講期間中の各日団参を受付
 - 5日・6日：お斎料理あり
 - 7日・8日：精進弁当「御取越御膳」あり
- 助成金額（※崇敬区内の組扱い団参に限る）
 - 大型バス：50,000円
 - 中型バス：30,000円
 - マイクロバス：20,000円

燃料費等高騰のため、遠方の組からの団体参拝について追加助成いたします。

- 往復 80 km以上 100 km未満 + 5,000円 大型・中型に限る
- 往復 100 km以上 120 km未満 + 7,000円 同上
- 往復 120 km以上 + 10,000円 同上
- 佐渡組からの場合 10人以上の団体は**大型バス扱い**（フェリー乗車等があるため）

○ 法話講師

- 佐賀枝 夏文 氏（大谷大学名誉教授）（写真上）
（5日、6日 13:00～13:50）
- 桂 春蝶 氏「鏡の中の親鸞～『歎異抄』より」（写真下）
（7日 12:50～14:20、8日 13:10～14:40）

【宗祖親鸞聖人御誕生 850 年立教開宗 800 年慶讃特別事業】

釈徹宗氏（相愛大学学長）監修の創作落語。

- あらすじ 執筆活動だけでなく、生きることそのものに悩める文豪・太宰治が不思議な夢をみる。夢に登場したのは念仏者・親鸞とその弟子・唯円。「善人なおもって往生とぐ、いわんや悪人をや」「さるべき業縁の催せば、いかなる振る舞いもすべし」自力とは、他力とは、念仏とは？ 苦悩する太宰に、親鸞が伝えた救いのことばとは…。



○ 内陣出仕のお願い

- 内陣の出仕・退出作法を中心とした講習会
2 回開催予定（詳細は 9 月発送予定）

○ 夜のお取り越し演劇会

- 「シアターサンジョーゴボー」本年は第 10 回記念講演で特別な演出も！
 - 演題：「ゴールデン ヴォイジャー S」
 - 11 月 6 日（金）19：30 より本堂にて演劇を開催
 - 僧侶エキストラ募集中！

【お取り越しの舞台裏を体験しよう！三条別院お取り越し奉仕団スタッフ募集！】

- **趣旨：**現在、各関係団体を通してお取り越しのスタッフを募集しております。例えば、各組の推進員会長から組の推進員にお取り越し参拝スタッフを募集しておりますが、組によっては役員のみで全推進員に声がかからないこともあります。この奉仕団は、例えば推進員に所属していない方でも、どなたでもお気軽に参加していただけるような形を組んでおります。特に「おみがき」「お華束づくり」「事前準備」「お斎づくり」は手が足りないところです。
 - また、法要だけでなく、お取り越しの運営に関わってみたいという僧侶の方も募集しております。当日の「撮影」（写真・動画）係なども募集しています。
 - **期日：**9 月の準備期間から 11 月 5 日～8 日まで
 - **募集人数：**各組 2～3 名程度（上限なし）
 - **募集締切：**9 月 30 日（水）
 - **説明会：**
 - 第 1 回：9 月 13 日（日）第 1 回おみがき・定例法話の後
 - 第 2 回：10 月 13 日（火）第 2 回おみがき・定例法話の後
 - **内容：**
 - **事前準備**
 - 仏具おみがき・境内清掃奉仕（9/13、10/13、10/19）
 - 立花（10 月後半、1 週間程度）
 - 内陣荘厳・事前準備（11/2）
 - お華束づくり（11/4）
 - **報恩講当日**
 - 堂内整理・参拝客のお迎え・諸殿拝観・みやげ販売・お斎調理・配膳
 - 撮影 等
-

【真宗本廟御正忌団体参拝について】

参加者数の減少・燃料費等の高騰により本年の御正忌団参は中止が決定しておりますが、来年の11月21日から28日の本山御正忌報恩講の別院団体参拝の日程等見直しに向けて、アンケートを実施しております。どなたでもご回答いただけます。QRコードよりご回答いただけます。



【御命日のつどい】

- 期日：毎月28日
 - 10:00 日中法要
 - 10:30 法話（終了後、座談会）
- 法話テーマ：『御文』『三帖目』『四帖目』
- 講師：
 - 8月：桑田 正寛 氏（第10組西方寺）
 - 9月：藤岡 正典 氏（佐渡組浄願寺）
 - 10月：八田裕治・摩矢子 氏（第17組浄福寺）
 - 11月：本多 智之 氏（第18組永傳寺）
 - 12月：塚本 智秀 氏（第18組等運寺）

【定例法話会】法話の回数をしぼり、テーマを教化審議会で十分に検討して開催します。

毎月13日は「両度の御命日」と呼ばれている先門首（第24代闡如上人）の御命日です。

期日：毎月13日（8月・1月は休会）

- 時間：13:30から15:00（座談会含む）
- 会場：三条別院旧御堂
- 講師：
 - 10月・11月：武田 真 氏（第23組無為信寺住職）
「無為信寺の歴史について」「香樹院釈徳龍」

9月、12月、2月、3月、5月は別院職員と曾我量深・金子大榮往復書簡『両眼人』の輪読会です。

- 2027年4月：山口 昭彦 氏（本山内事部非常勤嘱託）
「東本願寺の報恩講について」
- 2027年6月：安藤 弥 氏（同朋大学教授）

【公開講座】

「地域に開かれた別院」を課題にした一般対象の公開講座です。

期日：2027年5月16日（日）

- 時間：14:00から16:30（質疑応答含む）
- 会場：三条別院本堂
- 講師：田村正彦（大東文化大学教授）

2026年4月14日放送の「マツコの知らない世界」に登場された「地獄の研究」を専



門にされている田村先生に、「自分を振り返る機会としての地獄」をテーマにお話いただきます。

【別院声明教室】（生徒募集中！！）※詳細は案内チラシ参照

- 昼の部：赤本の内容／夜の部：和讃 繰読み
 - 時間：
 - 昼の部 15：00～17：00／夜の部 18：00～20：00
 - 場所：教区同朋会館（三条別院内）
 - 講師：
 - 昼の部：三条別院 列座／夜の部：倉井 光弥 氏（中越 11 組養泉寺）
-

【別院書道教室】（生徒募集中！！）※詳細は案内チラシ参照

- 開催日：毎月 2 回（第 2・第 4 水曜日）
 - 時間：18：30～20：00
 - 場所：教区同朋会館（三条別院内）
 - 対象：大人から子どもまで、どなたでも歓迎
 - 募集人数：定員 30 名（現在 21 名）
 - 講師：木原 光威 氏（新潟県書道協会理事、書道研究「洗心書院」代表）
 - 月謝：3,500 円（テキスト代含む）
-

【有志の会庭講】（講員募集中！！）

毎月 13 日の定例法話会にあわせ、午前中に境内地の清掃と整備を行います。

- 開催日：毎月 13 日（8 月・1 月は休会）
※年に数回、土日祝に不定期開催
 - 時間：10：00～12：00
-

【有志の会花講】（講員募集中！！）

別院の平常の仏花を、列座とともに立てます。また、お取り越し報恩講における仏花は大量の五葉松を使用するため、松を伐採する予定がある場合等は、ぜひ別院までご連絡ください！

- 開催日：不定期（月 1 回程度）
-

【新潟県フードバンク連絡協議会「子どもの未来応援プロジェクト」への協力】

別院に集まった物資を新潟県フードバンク連絡協議会にお渡ししています。

お盆を迎える時期は例年多くの御供物等が集まる時期です。ご協力をお願いいたします。

【随時募集中 ① 奉仕研修】

○ 別院奉仕研修について

1 日あるいは半日の奉仕研修が組みやすいような研修冥加金となっております。

各組・各団体・有志での奉仕研修をぜひお願いいたします。

- **冥加金**
 - 半日（午前または午後）500 円、1 日 1,000 円
 - 1 泊 2 日は上記の冥加金に順じる。例）1 日目午前から 2 日目午前の場合は 1,500 円。
- その他
 - 講師謝礼※列座によるお内仏のお給仕・法話は研修冥加金に含まれる。
 - シーツ等クリーニング代 1 人当たり 1,200 円（値上がり）
 - 食事代

【随時募集中 ② 法務関係】



○ 列座による儀式の掛役・助音加勢及び仏具の貸出

- 各寺院で宗祖御遠忌法要、落慶法要、仏前結婚式、葬儀等をお勤めする際に、列座による掛役や助音の加勢が可能です。
- その際の荘厳や法要次第等についての相談もお気軽にお声がけください。
- 法要に伴う仏具の貸出も行っています。

貸出例：御遠忌法要…花籠、挿鞋、加差し、竹の節等

仏具貸出手続き

1. 「仏具等借用願」に必要事項を記入の上、貸出開始希望日より 2 週間前までに三条別院事務所へ提出してください。
2. 電話または口頭での申し込みは受付しませんので、必ず書面でご提出ください。
3. 貸出・返却ともに直接ご来院いただき、受け渡しを行います。

【三条別院巡回について】

三条別院から御本尊（絵像）をお迎えして、聞法会を開催しませんか？

輪番と随行 1 名でお勤めと法話を行います。

【別院収骨・永代経・申経のお扱いについて】

○ 三条別院須弥壇収骨

- 申込：2 週間前までにご予約ください。
- 懇志金：80,000 円以上

当日までの流れ

1. 懇志金を別院事務所に志納し、申込用紙に法名・俗名・命日、申込者の住所・氏名・電話番号を記入。
2. 当日は開始時間の 15 分前までにご遺骨を持参し、控室で待機。ご遺骨は 8 cm 角の木箱に移し替えます。
※須弥壇に収めたご遺骨はお返しできません。

3. 本堂でお勤め・法話を行います。
4. ご希望があれば、1名2,000円にてお斎をご用意。

○ 永代経

本堂にて永代経の御紐解き（初めての読経）を行い「法名記」に登載し、本堂北余間に安置いたします。

以後、春・秋彼岸会中にお勤めする「永代経総経」にご案内いたします。

- **申込**：2週間前までにご予約ください。
- **永代経志**：金額は定めておりません。

当日までの流れ

1. 永代経志を別院事務所に志納し、申込用紙に法名・俗名・命日、申込者の住所・氏名・電話番号を記入。
2. 当日は開始時間の15分前までにご来院いただき、控室で待機。
3. 本堂でお勤め・法話を行います。
4. ご希望があれば、1名2,000円にてお斎をご用意。

○ 申経

本堂にて一座読経いたします。

- **申込**：当日受付（毎日 9：00～15：00）
- **申経志**：金額は定めていません。

当日の流れ

1. 当日、申経志を別院事務所に志納し、申込用紙に住所・氏名・電話番号を記入。
2. 本堂でお勤め・法話を行います。

【同朋会館および諸殿使用について】

近年、教区内寺院・外部団体から多く会館をご利用いただいております。

当別院の同朋会館並びに諸殿のご利用については次の通りです。

※本堂については特別な事項がございますのでご注意ください。

※他の会館・諸殿も本堂に準じる施設としてご使用ください。

使用の申し込み

1. 施設ご利用の際は、利用日時等を当別院にご確認ください。
2. 所定の「会館使用申込書」によりお申込みください。
 - 会館事務室にて必要事項を記入。電話・口頭での申し込みは不可。
3. 利用時間：
 - 平日 9：00～17：30、土日休日 9：00～15：00

■ 三条別院連絡先 HP：<https://sanjobetsuin.or.jp/>

Mail：sanjo-betsuin@wing.ocn.ne.jp 三条別院公式 LINE はじめました。登録▶▶



三条別院行事予定表（2026年9月～2027年6月）

月	日	時間	名称	講師・内容
9月	13日	午後13時30分	定例法話	『両眼人』輪読会
	24日～26日		秋彼岸会 人生講座	花園 一実 氏、武樋 隆如 氏 今泉 温資 氏、梅澤 未有 氏、新田 顕光 氏
	28日	午前10時00分	御命日の集い	藤岡 正典 氏
10月	13日	午後13時30分	定例法話	武田 真 氏「無為信寺の歴史について」
	28日	午前10時00分	御命日の集い	八田 裕治・摩矢子 氏
11月	5日～8日		お取り越し報恩講	佐賀枝 夏文 氏、桂 春蝶 氏（落語家） 藤田 恵日 氏、推耳 妙子 氏、大滝 定賢 氏
	13日	午後13時30分	定例法話	武田 真 氏「香樹院釈徳龍」
	28日	午前10時00分	御命日の集い	本多 智之 氏
12月	13日	午後13時30分	定例法話	輪読会
	中旬		お煤払い奉仕団	
	28日	午前10時00分	御命日の集い	塚本 智秀 氏
2027年 1月	1日	深夜0時00分	修正会	
	28日	午前10時00分	御命日の集い	講師選定中
2月	13日	午後13時30分	定例法話	輪読会
	未定	午前10時00分	御命日の集い・年頭会	輪番
3月	13日	午後13時30分	定例法話	輪読会
	中旬		春彼岸会	講師選定中
	28日	午前10時00分	御命日の集い	講師選定中
	30日・31日		子ども奉仕団	
4月	13日	午後13時30分	定例法話	山口 昭彦 氏「東本願寺の報恩講について」
	28日	午前10時00分	御命日の集い	講師選定中
5月	13日	午後13時30分	定例法話	輪読会
	16日	午前14時00分	公開講座	田村 正彦 氏（大東文化大学教授）
	28日	午前10時00分	御命日の集い	講師選定中
6月	13日	午後13時30分	定例法話	安藤 弥 氏（同朋大学教授）
	28日	午前10時00分	御命日の集い	講師選定中

◎三条別院役員について(2026年7月1日～)

院議会議員名簿

組	寺 号	氏 名	任 期
10	行通寺住職	佐々木 恵一郎	2026年4月1日～ 2029年3月31日
中越11	淨福寺住職	山 崎 恵	
中越12	淨照寺住職	小 林 智 光	
中越13	託善寺住職	川 上 伸 一 郎	
14	蓮光寺住職	武 樋 隆 如	
15	永閑寺住職	山 宮 修 靈	
16	永蓮寺住職	西 窪 守	
17	心行寺住職	平 原 文 祐	
18	重蓮寺住職	関 崎 幸 孝	
19	長養寺住職	島 津 晃	
20	誓慶寺住職	栗 林 宣 行	
21	勝念寺住職	今 湊 良 信	
22	善龍寺住職	花 房 憲 証	
23	長行寺住職	野々原 朝 生	
24	萬行寺住職	松 木 洸 葉	
佐渡	勝廣寺住職	濱 松 智 弘	
10	願龍寺住職	田 村 真	2026年4月24日～ 2029年4月23日
中越12	専正寺住職	大 瀧 定 賢	
15	長泉寺住職	石 塚 祐 堂	
16	淨宮寺住職	佐々木 一 人	
18	恩長寺住職	渡 邊 智 龍	
19	清林寺住職	高 松 久 麿	
20	松韻寺住職	關 根 大 丘	2024年4月1日～ 2027年3月31日
中越11	長福寺門徒	江 口 信 義	
15	大專寺門徒	丸 山 誠	
19	長福寺門徒	松 尾 正 行	
20	淨願寺門徒	西 野 登	
23	無爲信寺門徒	金 巻 拾 子	2026年4月1日～ 2029年3月31日
中越12	安淨寺住職	安 原 陽 二	
15	善性寺住職	福 田 学	
15	本龍寺住職	白 鳥 賢	
15	明覺寺	土 谷 千 春	
17	妙音寺門徒	古 俣 福 子	
23	福明寺住職	佐々木 ひとみ	
24	榮行寺住職	大 溪 文 祥	

責任役員名簿

〔任期：2025. 9. 1～2028. 8. 31〕

組	寺 号	氏 名
16	淨 專 寺	堀 川 秀 道
20	圓 周 寺	青 木 仁
15	淨覺寺門徒	田 伏 研 二
15	善慶寺門徒	金 子 俊 郎

土地有効活用検討委員名簿

〔任期：2016. 7. 21～〕

組	寺 号	氏 名	
16	淨 專 寺	堀 川 秀 道	
佐渡	善 宗 寺	松 本 雅 裕	
中越13	万休寺門徒	廣 井 肇	副委員長
10	善了寺門徒	伊 比 均	
中越11	運 行 寺	松 浦 範 夫	
20	圓 周 寺	青 木 仁	委員長
15	淨覺寺門徒	田 伏 研 二	

監 事

〔任期：2026. 4. 1～2029. 3. 31〕

組	寺 号	氏 名
中越11	運 行 寺	松 浦 範 夫
16	淨專寺門徒	川 崎 清

教化審議会名簿

〔任期：2025. 8. 2～2028. 8. 1〕

組	寺 号	氏 名
15	永 閑 寺	山 宮 修 靈
22	善 龍 寺	花 房 憲 証
10	淨 敬 寺	永 寶 晴 香
中越13	廣 永 寺	推 耳 妙 子
20	光 圓 寺	村 手 淳 史
中越11	養 泉 寺	倉 井 光 弥
10	受 德 寺	井 上 正
中越12	勝 覺 寺	草 間 朋 哉
17	妙音寺門徒	古 俣 福 子
22	淨 念 寺	廣 瀬 清 和

報恩講実行委員会名簿

〔任期：2025. 6. 1～2028. 5. 31〕

組	寺 号	氏 名	所 属 部
15	善 性 寺	福 田 学	法要部 主査
10	專 德 寺	多 田 誓	
10	淨 敬 寺	永 寶 晴 香	
中越11	淨 福 寺	山 崎 恵	
15	本 龍 寺	白 鳥 道 子	
16	善 興 寺	長 田 暢	
18	満 行 寺	島 津 崇 之	
20	松 韻 寺	關 根 大 丘	
21	勝 樂 寺	安 藤 栄 寿	
16	淨 專 寺	堀 川 秀 道	スタッフ
中越12	安 淨 寺	安 原 陽 二	教化部 主査
中越11	長 福 寺	北 島 栄 誠	
中越13	託 善 寺	川 上 望	
15	山 香 寺	藤 枝 友 子	
16	淨 宮 寺	佐々木 一 人	
19	長 養 寺	島 津 晃	
20	照 覺 寺	多 田 修	
24	榮 行 寺	大 溪 文 祥	
13	西方寺	神 部 慈 雲	
18	西 源 寺	楠 朋 宏	参拝部 主査
10	光圓寺	小 嶋 勇 司	
中越11	淨願寺	田 宮 宗 人	
中越13	善行寺	松 野 暁 子	
15	三条別院	米 山 久 雄	
15	大專寺	丸 山 誠	
17	妙音寺	古 俣 福 子	
20	金寶寺	朝 倉 安 都 子	スタッフ
22	淨念寺	廣 瀬 清 和	スタッフ
15	永閑寺	山 宮 修 靈	財務部 主査
20	長福寺	江 口 信 義	
15	淨覺寺門徒	田 伏 研 二	
15	光善寺	星 野 義 孝	
17	称名寺	有 坂 次 郎	
20	常明寺	窪 智 至	

三条別院事務分担表

2026年8月1日現在

役 職 氏 名	事 務 分 担
輪 番	寺務及び幼稚園の掌理、土地有効活用検討委員会
ふじい のぶまろ 藤 懿 信 磨	
主 任 列座兼書記	列座業務、教化関係業務（御命日のつどい、定例法話、書道教室、各講中・世話方、信仰相談）、各会議（責任役員会、院議会、常議員会、報恩講実行委員会〔教化部会〕、教化審議会）、本堂管理業務、商店街・市役所・三条マルシェ・露店等地域行事の連絡
さいき こういちろう 齋 木 浩 一 郎	
列 座 兼 書 記	列座業務、教化関係業務（庭講、団体参拝・別院巡回、別院奉仕研修、音楽法要）、財務管理（什物什器）、法人に関する業務（所轄庁届け出、京都三条詰所事務管理〔補佐〕）、各会議（責任役員会、院議会、常議員会、報恩講実行委員会〔参拝部会、音楽法要、お斎会議〕、不動産・駐車場管理業務、三条仏教会、他宗派交渉、帰敬式（報恩講）、防災管理（本堂、会館、境内地）、経理関係事務〔補佐〕
まつうら としきみ 松 浦 寿 公	
列 座 兼 書 記	列座業務、教化関係業務（子ども奉仕団、御正忌団体参拝、音楽法要（〔補佐〕、女声助音）、声明教室）、庭講〔補佐〕、各会議（報恩講実行委員会〔法要部会〕）、本堂管理業務（法宝物及び什物の保守保全と貸出業務）、教区関連業務（声明講習会、児連、仏青、夏のつどい）、立花関連業務（花講、報恩講立花、立花講習会）、各種事務三条声明会・雅浄会（連絡）、インターネットセキュリティ管理
おばら ぎょう 小 原 暁	
会 計	別院の会計、財務管理（普通財産、特別財産、基本財産）、法人に関する業務（法人登記、所得税、報酬税、健康保険・厚生年金・労働保険）、諸会議（報恩講実行委員会〔財務部会〕）、各種事務、京都三条詰所事務管理
あいだ はるか 相 田 春 香	
非常勤列座	列座業務、教化関係業務（別院奉仕研修・団体参拝・別院巡回）、各種事務
わたなべ りょう 渡 邊 量	
列座 兼 会計事務取扱	列座業務、教化関係業務（別院奉仕研修・団体参拝・別院巡回）、別院の会計、財務管理（普通財産、特別財産、基本財産）、法人に関する業務（法人登記、所得税、報酬税、健康保険・厚生年金・労働保険）、諸会議（報恩講実行委員会〔財務部会〕）、各種事務、京都三条詰所事務管理
うんの そう 海 野 聡	
用務員	会館の清掃等、厨房管理、お斎・食事等の賄い お取り越し報恩講におけるお斎業務
しのだ あきこ 篠 田 晶 子	

1 1 . 職員事務分担表

新潟教務所・高田教務事務所 事務分担表

2026.08.01 現在

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会・教化関連 ※㊦は主担当職員	その他
新潟 教務 所	教務所長	統括・事務掌理		教区教化委員長	真宗学院 学院長
	ふじ い のぶ まろ 藤 懿 信 磨				
	主 計	会計事務全般 ・経常費・同朋会員志 ・賦課金・教区費 奨励事務全般 教区共済給付事務 門徒戸数調査【宗派・教区】 内願（法要座次・衣体等） 教化助成処理 OA 機器管理 役宅営繕、伝道車管理 物品管理、労務管理	教区会・教区門徒会 御依頼適正審議会 門徒戸数調査委員会 災害対策委員会 災害支援実行委員会 共済委員会 新潟真宗学院運営委員会 教学研鑽室運営委員会 聖跡顕彰委員会 池の平青セ運営委員会 慶讃事業検討委員会		真宗学院 会計
	ど い よし あき 土 肥 慶 亮				
	主事補	一般事務全般 宗教法人事務【合併・解散】 教区会【参事会】 教区門徒会【常任委員会】 正副組長会・所長巡回 選挙事務【宗・参議会、正副組長、 選出教区会議員、査察委員】 教勢調査、別院事務 教区報 紛議調停、審問関係 真宗教団連合 同宗連・人権諸団体	教区会・教区門徒会 教区選挙管理会 教区改編委員会 災害対策委員会 新潟真宗学院運営委員会 慶讃事業検討委員会	○教化委員会 ・同朋社会部門 ○同朋社会協議会 ・総会	真宗学院 幹事 三条学舎 法規担当
	たに すぐる 谷 俊				
	書 記	宗教法人事務 【財産処分・規則変更】 願事事務全般 選挙事務補佐【宗・参議会、正副 組長、選出教区会議員、査察委員】 寺籍簿管理、奨学金 表彰【社会事業功労者】 内願【法要座次・衣体等】 第二種共済事務 災害見舞関係 寺院用授与物 中央声明講習会受付 東本願寺オンライン関連業務 議事録【教区会・教区門徒会】 保護司・教誨師【輔導使】 全寺院発送、教区通信 教区報 教区情報発信【HP/LINE】	教区会・教区門徒会 教区選挙管理会 門徒戸数調査委員会 災害対策委員会 災害支援実行委員会 共済委員会 慶讃事業検討委員会	○教化委員会 ・教学儀式部門 - 三条声明㊦ ○伝道広報室 ○寺院活性化支援室	関係団体 三条声明会 保護司 教誨師
	くら み はるか 倉 見 悠				

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会・教化関連 ※㊦は主担当職員	その他
新潟 教務所	書記補				
	おお たに ゆう いち 大 谷 悠 一	宗教法人事務【代表役員登記】 願事事務・諸届全般 選挙事務補佐【宗・参議会、正副 組長、選出教区会議員、査察委員】 第一種共済事務 表彰【寺續寺院・寺族、門徒功労者】 誕生児・結婚念珠【寺院・門徒】 弔詞・御香・弔電・祝詞 住職・得度記念品管理 帰敬式事務 出版物頒布 出版通信員 行事予定管理 発信・着信文書管理 議事録【教区会・教区門徒会】 同宗連補佐 人権諸団体補佐	教区会・教区門徒会 御依頼適正審議会 教区改編委員会 聖跡顕彰委員会 慶讃事業検討委員会	○教化委員会 ・同朋社会部門 ・未来構想部門㊦ - 青少幼年 ○同朋社会協議会 ・総会 ・専門部会【差別】㊦	関係団体 坊守会 三条児連 若者仏教会
	教区駐在教導				
	たか だ なお き 高 田 直 来	同朋の会推進講座 同朋の会結成 帰敬式実践運動 組教化委員会 組同朋総会、組門徒会 組特別伝道 地区公開講座 地区育成員研修会 親鸞聖人講座 男女共同参画 教化助成 定例布教 教導・補導任命	教区会・教区門徒会 慶讃事業検討委員会	○教化委員会 ・教化委員会全体㊦ ・本部会 ・教学儀式部門㊦ - 三条教学 ・未来構想部門 ○伝道広報室 ○同朋社会協議会 ・専門部会【差別】 ○寺院活性化支援室㊦	関係団体 推連協 教導補導会 スカウト
	教区駐在教導				
	と つぐ あきら 戸 次 輝	同朋の会推進講座 同朋の会結成 帰敬式実践運動 組教化委員会 組同朋総会、組門徒会 組特別伝道 地区公開講座 地区育成員研修会 親鸞聖人講座 教化教材	教区会・教区門徒会 教学研鑽機関 ・運営委員会 ・三条教化センター 慶讃事業検討委員会	○教化委員会 ・共同教化部門㊦ ○同朋社会協議会 ・総会 ・専門部会 【男女】【靖国】㊦ ○教区・組教化連絡会㊦ ○寺院活性化支援室	
	嘱 託				
	こ やま けい こ 小 山 恵 子	相続講事務【経常費・相続講台 帳管理・本廟収骨証、院号法 名、肩衣、同朋会員志、読経志、 永代経、申経】 賦課金事務 【宗費賦課金・教区費等】 授与物発送 教区通信個人購読管理 郵便物発送、会議旅費 回覧・各機関紙管理 郵便物、物品調達			

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会・教化関連 ※㊦は主担当職員	その他		
高田 教務 事務 所	次 長	事務整理【教務所・教務事務所】			真宗学院 高田学舎 法規担当		
	え ぐち けん や 江 口 兼 弥						
	教区駐在教導	教化事業（事務）全般 同朋の会推進講座 同朋の会結成 帰敬式実践運動 組教化委員会 組同朋総会、組門徒会 教化教材 教区情報発信【HP/LINE】 ※教務事務所事務全般	教区会・教区門徒会 教学研鑽機関 ・運営委員会 ・聞思学場 慶讃事業検討委員会	○教化委員会 ・教化委員会全体 ・本部会㊦ ・教学儀式部門 - 高田教学 - 高田声明 ・同朋社会部門㊦ ・共同教化部門 ○伝道広報室㊦ ○同朋社会協議会 ・総会㊦ ・専門部会 【男女】㊦【靖国】 ○教区-組教化連絡会 ○寺院活性化支援室	関係団体 坊守会 響流 29 推連協		
	わし お ゆう けい 鷺 尾 祐 恵						
	青少幼年 指導主任					池の平青少幼年センター 運営管理 ※教務事務所事務補佐	教区会・教区門徒会 池の平青少幼年センター

真宗大谷派 新潟教務所

〒955-0071 新潟県三条市本町 2 丁目 1-57
TEL : 0256-33-2805 FAX : 0256-33-2847
Mail : niigata@higashihonganji.or.jp
ウェブサイト : <https://otani-niigata.jp>
郵便振替 : 00680-7-1964

真宗大谷派 高田教務事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町 2 丁目 24-4
TEL : 025-524-3913 FAX : 025-524-2645

真宗大谷派 高田別院

〒943-0892 新潟県上越市寺町 2 丁目 24-4
TEL : 025-523-2465 FAX : 025-524-2645
ウェブサイト : <http://www.takada-betsuin.jp/top.htm>

真宗大谷派 新井別院

〒944-0048 新潟県妙高市下町 5-3
TEL : 0255-72-2519 FAX : 0255-78-7776

真宗大谷派 三条別院

〒955-0071 新潟県三条市本町 2 丁目 1-57
TEL : 0256-33-0007 FAX : 0256-33-2847
ウェブサイト : <https://sanjobetsuin.or.jp>

東本願寺 池の平青少年センター

〒949-2112 新潟県妙高市関川 2283
TEL : 0255-86-2801 FAX : 0255-86-2846
ウェブサイト : <https://www.e-ikenotaira.com>

《発行月》 2026年8月
《発行》 真宗大谷派新潟教務所
《印刷》 永田印刷株式会社

